

昭和二十三年法律第二十五号

金融商品取引法

	目次
第一章	総則（第一条—第二条の二）
第二章	企業内容等の開示（第二条の三—第二十七条の二十二）
	第二章の二—公開買付けに関する開示
	第一節 発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二—第二十七条の四）
	第二章の三株券等の大量保有の状況に関する開示（第二十七条の二十三—第二十七条の三十）
	第二章の四開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第二十七条の三十九—第二十七一条の三十一）
	第二章の五特定証券情報等の提供又は公表（第二十七条の三十一—第二十七条の三十五）
第三章	金融商品取引業者等
第一節 総則	
第一款 通則（第二十八条）	
第二款 金融商品取引業者（第二十九条—第三十一条の五）	
第三款 主要株主（第三十二条—第三十二条の四）	
第四款 登録金融機関（第三十三条—第三十三条の八）	
第五款 特定投資家（第三十四条—第三十四条の五）	
第二節 業務	
第一款 通則（第三十五条—第四十条の七）	
第二款 投資助言業務に関する特則（第四十一条—第四十二条の五）	
第三款 投資運用業に関する特則（第四十二条—第四十三条の八）	
第四款 有価証券等管理業務に関する特則（第四十四十三条—第四十四条の四）	

第五款電子募集業務及び電子募集取扱業務に関する特則（第四十三条の五）

第六款 暗号等資産関連業務に関する特則
（第四十三条の六）

第七款 弊害防止措置等（第四十四条—第十六条の六）

第八款 雜則（第四十五条）

第三節 経理

第一款 第二種金融商品取引業を行ふ金融商品取引業者（第四十六条—第十四条の六）

第二款 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者（第四十七条—第十八条の三）

第三款 登録金融機関（第四十八条—第十九条—第四十九条—第四十九条の五）

第四款 外国法人等に対する特例（第四十一条—第四十七条の三）

第四節 監督（第五十条—第五十七条）

第四節の二 特別金融商品取引業者等に関する特則

第一款 特別金融商品取引業者（第五十七条の二—第五十七条の十一）

第二款 指定親会社（第五十七条の十二—第五十七条の二十五）

第三款 雜則（第五十七条の二十六・第五十七条の二十七）

第五節 外国業者に関する特例

第一款 外国証券業者（第五十八条・第十八条の二）

第二款 引受業務の一部の許可（第五十九条—第五十九条の六）

第三款 取引所取引業務の許可（第六十条—第六十条の十三）

第四款 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可（第六十条の十四）

第六款 情報収集のための施設の設置（第六十二条）

第五節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第六十三条—第六十三条の九）

第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例（第六十三条の八—第六十六条の三十九）
第七節 外務員（第六十四条—第六十四条の六）
第八節 雜則（第六十五条—第六十五条の六）
第三章の二 金融商品仲介業者
第一節 総則（第六十六条—第六十六条の六）
第二節 業務（第六十六条の七—第六十六条の十五）
第三節 経理（第六十六条の十六—第六十六条の十八）
第四節 監督（第六十六条の十九—第六十六条の二十三）
第五節 雜則（第六十六条の二十四—第六十六条の二十六）
第三章の三 信用格付業者
第一節 総則（第六十六条の二十七—第六十六条の三十一）
第二節 業務（第六十六条の三十二—第六十六条の三十六）
第三節 経理（第六十六条の三十七—第六十六条の三十九）
第四節 監督（第六十六条の四十一—第六十六条の四十五）
第五節 雜則（第六十六条の四十六—第六十六条の四十九）
第三章の四 高速取引行為者
第一節 総則（第六十六条の五十一—第六十六条の五十四）
第二節 業務（第六十六条の五十五—第六十六条の五十七）
第三節 経理（第六十六条の五十八・第六十六条の五十九）
第四節 監督（第六十六条の六十一—第六十六条の六十七）
第五節 雜則（第六十六条の六十八—第六十六条の七十）
第三章の五 投資運用関係業務受託業者
第一節 総則（第六十六条の七十一—第六十六条の七十五）
第二節 業務（第六十六条の七十六—第六十六）

第三節 監督（第六十六条の八十二—第六十一条）
第四節 雜則（第六十六条の九十一—第六十六
条の九十三）

第五章 金融商品取引所

第一節 総則（第八十条—第八十七条の九）
第二節 金融商品会員制法人及び自主規制法
人並びに取引所金融商品市場を開設

第九節 解散（第七十九条の七十八—第七十
九条の七十七）

第三節 認定金融商品取引業協会

第一款 設立及び業務（第六十七条—第六
十一条）

第二款 協会員（第六十八条・第六十八条
の二）

第三款 管理（第六十九条—第七十二条）

第四款 監督（第七十三条—第七十六条）

第五款 雜則（第七十七条・第七十七条の
七）

第三節 認定投資者保護団体（第七十九条の
二）

第一款 認定及び業務（第七十八条—第七
十九条）

第二款 監督（第七十九条の二—第七十九
条の六）

第三節 業務（第七十九条の二十二—第七十
九条の三十三）

第四節 管理（第七十九条の三十四—第七十
九条の四十八）

第五節 設立（第七十九条の二十九—第七十
九条の六十二）

第六節 負担金（第七十九条の六十三—第七
十九条の六十七）

第七節 財務及び会計（第七十九条の六十八
—第七十九条の七十四）

第八節 監督（第七十九条の七十五—第七十
九条の七十七）

第九節 解散（第七十九条の七十八—第七十
九条の八十）

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債券

六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。)

七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券

九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

十二 貸付信託の受益証券

十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

十四 信託法(平成十八年法律第二百八号)に規定する受益証券発行信託の受益証券

十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十六 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)に規定する抵当証券

十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの(次号に掲げるものを除く。)

十八 外国の方の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの

十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第八項第三号ロに規定する商品(第二十四項第三号の三に掲げるものに

二十一 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受ける者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

二十二 前各号に掲げるもののはか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

前項第一号から第五十号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利にあつては、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号又は第四号に掲げるもののに該当するもので有価証券とみなさないものも公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）並びに前項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなす（うち、流通性その他の事情を勘案し、社債券年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資有価証券とみなし、次に掲げる権利は証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。）

二 外国者のに対する権利（前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する投資外國投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに資金決済に関する法律第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさざるものに該当するもので有価証券とみなさざるもの並びに資金決済に関する法律第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさざるもの並びに資金決済に関する法律第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさざるもの）の並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）

三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権（政令で定めるものに限る。）

四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十一年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出出した金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生産活動協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第一百条の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同条第九項に規定する特例事業者と締結したもの及び当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの）を除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

九 イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくとも公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないないと認められるものとして政令で定める権利

六 外国の方令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有する」と他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして内閣府令で定めるもの（次項において「取得勧誘類似行為」という。）を含む。以下「取得勧誘」という。）のうち、当該取得勧誘が第一項各号に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）に限る。以下「電子記録移転権利」という。）（次項及び第六項、第二条の三第四項及び第五項並びに第二十三条の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合（第二項有価証券）といふ。）に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者（適格機関投資家）（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から譲渡されるおそれが少なものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）を除く。

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいづれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡される場合（特定投資家のみを相手方とする場合を除く。）

4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。）のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合には第一号及び第二号に掲げる場合、当該売付け勧誘等が第二項有価証券に係るものである場合には第三号に掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るもの）を除く。」をいう。

一 多数の者（適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所持することとなる場合として政令で定める場合

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。)をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）。

(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等（第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項、第四条第一項第四号及び第三項、第二十七条の三十二の二並びに第二十七条の三十四の二において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

三 その売付け勧誘等に応じることにより相当程度多數の者が当該売付け勧誘等に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合
この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定めらる有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。

人 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合に該当すること。

ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合(当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、当該有価証券が多数者のに所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

口 地 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）。

(1) 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。

一 適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)
二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないものとして政令で定める場合

次に掲げる行為（その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生じることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八条第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）、市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引

8 7
て同じ。) を行使しないときには、当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

この法律において「金融商品取引業」とは、

三　当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において

私慕若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第二項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

二 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が、ない場合にそつ戻部を取得

口 第一項第十号に規定する外国投資信託の受
第一項第十六号に掲げる有価証券

ハ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利

ト イからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券

六 有価証券等清算取次ぎ
七 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）
八 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの

四 売買又は市場デリバティブ取引
　　口 　　外國金融商品市場（取引所）
　　に類似する市場で、所在するものをい
　　う。（以下同じ。）における有価証券の売買
　　又は外国市場デリバティブ取引
　　店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次
　　ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しく
　　は代理（以下「店頭デリバティブ取引等」と
　　いう。）

（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
二 有価証券の売買、市場デリバティブ取又是外国市場デリバティイブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
三 一次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は行商デリバティイブ取引

- 八 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付
け勧誘等

九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又
は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等
の取扱い

十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若し
くは代理であつて、電子情報処理組織を使用
して、同時に多数の者を一方の当事者又は各
当事者として次に掲げる売買価格の決定方法
又はこれに類似する方法により行うもの（取
り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金
融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六
十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市
場をいう。）以外において行うことが投資者
保護のため適当でないと認められるものとし
て政令で定めるものを除く。）

イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令
で定める基準を満たす場合に限る。）

ロ 金融商品取引所に上場されている有価証
券について、当該金融商品取引所が開設する
取引所金融商品市場における当該有価証
券の売買価格を用いる方法

ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登
録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価
証券」という。）について、当該登録を行
う認可金融商品取引業協会が公表する当該
有価証券の売買価格を用いる方法

二 顧客との間の交渉に基づく価格を用いる
方法

ホ イから二までに掲げるもののほか、内閣
府令で定める方法

十一 当事者の一方が相手方に対し次に掲げ
るものに關し、口頭、文書（新聞、雑誌、書
籍その他不特定多数の者に販売することを目的
として発行されるもので、不特定多数の者
により隨時に購入可能なものを除く。）その
他の方法により助言を行うことを約し、相手
方がそれに対し報酬を支払うことを約する契
約（以下「投資顧問契約」という。）を結ぶ
こと、当該投資顧問契約に基づき、助言を行
うこと。

イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有
価証券関連オプション（金融商品市場にお
いて金融商品市場を開設する者の定める基
準及び方法に従い行う第二十八条第八項第
三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融
商品市場において行う取引であつて同号ハ

口 に掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。)の対価の額又は有価証券指標(有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。)の動向をいう。)

口 金融商品の価値等(金融商品(第二十四項第三号の三に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。)の価値、オプションの対価の額又は金融指標(同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。)の動向をいう。以下同じ。)の分析に基づく投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用(その指図を含む。以下内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。))を行うこと。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条规定第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約

ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約(以下「投資一任契約」という。)

口 十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十一号に掲げる有価証券に表示される権利その他政令で定める権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと(第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。)

この法律において「取引参加者」とは、第百二十二条第一項若しくは第二項又は第百三十三条第一項若しくは第二項の規定による取引資格に基づき、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場ディリバティブ取引に参加できる者をいう。

20 この法律において「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引)又は外国市場デリバティブ取引をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいう。

金融商品及びその対価の授受を終する売買であつて、当該売買の目的となつてゐる金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて当事者が決済が可能となる取引

の一定の時期における現実の当該金融指標の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引当事者の一方の意思表示により当事者間に

おいて次に掲げる取引を成立させることができ
る権利を相手方が当事者の一方に付与し、
当事者の一方がこれに対して対価を支払うこと
を約する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

四
取引（前号又は第四号の二に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。）当事者が元本として定めた金額について当

当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の利率等（利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）又は金融指標（金融商品（これらの方に掲げるものを除く。）の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び次項第五号において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。）の利率等又は金融

指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこととを相互に約する取引（これららの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

四の二 当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこととを相互に約する取引

二 約定^一号に掲^二除く。)融商品に基づ^三引又は当事者^四おいて生^一きる権^二当事者の約^三とを約^四イ金^一除く。前^二の取^三り当事者^四おいて(第二十)

（一）
一號及び第五號から第七號までに掲げる
金融商品の売買（第一号に掲げる取引を
これに類似する取引として対価を支払うこ
と現実數値（これらの号に掲げる余りの金
額の授受を約する取引を除く。）の差
に係る金融指標の數値を除く。）の差
に算出される金錢の授受を約する取
引に類似する取引

融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。)を移転することを約するものを含み、第一号から前号までに掲げるもののを除く。)又はこれに類似する取引イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの口 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの(イに掲げるものを除く。)

前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティ取引と類似の取引(金融商品(次項第三号の三に掲げるものに限る。)又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。)に係るもの)を除く。)をいう。

この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

五 相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者が不^可能^性一定^性を合意^{して}し事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号、第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金

融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約

の期間、～の和をもつて、いわゆる預付料金として金銭を定めた期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金

額に相当する金銭又は金融商品（同項第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。）を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

六　当事者の一方が金銭を支払い、これに対し
て当事者があらかじめ定めた次に掲げるいづれかの事由が発生した場合において相手方が

金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金

23
この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引

(金融商品(次項第三号の三に掲げるものに限る。)又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。)に係るもの)を除く。)をいう。

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

預金契約に基く債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 通貨

五項第四号は掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)三の三 商品(商品先物取引法(昭和二十五年)

法律第二百三十九号 第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当

同の仕様が既に販売する他の商品と競争する上、該商品に係る市場でリバティブル取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがある、かつ、取引所金融商品市場において

当該商品に係る市場アリバティ取引が行なわれるこれが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。(以下同じ。)

- （2）第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

既に開示された有価証券 次に掲げる事項

（1）イ（1）に掲げる事項

（2）第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

既に開示された有価証券 次に掲げる事項

（1）イ
その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項

（2）イ
第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

（1）イ
第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

既に開示された有価証券 次に掲げる事項

（1）イ（1）に掲げる事項

（2）第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

（1）イ
第五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合 第七条第一項の規定による訂正届出書に記載した事項

前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同条第四項各号に掲げる全ての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参考書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

（2）第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

既に開示された有価証券 次に掲げる事項

（1）イ
第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

第十四条 削除

何人も、第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものと含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

三 第十三条第一項ただし書に規定する場合
発行者、有価証券の売出しをする者、引

り取得させ、又は売り付ける時までに当該有価証券を格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。) 二 当該目論見書の交付を受けないことに同意した次に掲げる者に当該有価証券を得させ、又は売り付ける場合(当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。) 三 口 その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

第十六条 前条の規定に遺
させた者は、これを取得

部を取得させることができなかつた場合におけるその残部(第二十四条第一項第一号及び第一号に掲げるものに該当するものを除く。)を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日から三月(第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。)を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

前項の規定は、第十三条第一項の目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは、「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに応じて」とあるのは、「募集又は売出しに応じた当該目論見書の交付を受け」と読み替えるものとする。

(虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任)

額) 第十九条 前条の規定により賠償の責めに任ずべき額は、請求権者が当該有価証券の取得について支払った額から次の各号の一に掲げる額を控除した額とする。

一 前条の規定により損害賠償を請求する時ににおける市場価額(市場価額がないときは、その時における処分推定価額)

二 前号の時前に当該有価証券を処分した場合においては、その処分価額

2 前条の規定により賠償の責めに任すべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

(虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時効)

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つて、相当な注意を用いたにもかかわらず知る使しないとき。

二 当該有価証券の募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間(第十条第一項又は第十二条第一項の規定による停止命令があつた場合は、算入しない)。

(虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

第二十一条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合には、当該目論見書を作成した者、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合には、当該目論見書を作成した者に対し、第十九条の二第一項に規定する財務計算に関する場合には、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類に係る部分以外の部分については、相手方に注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合には、当該目論見書の交付を行つた日までの期間は、算入しない。

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことにについて故意又は過失がなかつたこと。

三 前項第四号に掲げる者 記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する場合には、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類(同項第十号に掲げる書類を除く。)の提出者は、当該書類(同号に掲げる書類に限る。)の提出者を親会社等(第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。)とする者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者又は处分した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること(以下この条において「虚偽記載等」と読み替えるものとする。

第一項第一号において「元引受契約」とは、当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時における役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第一百六十三条から第百六十七条规定を除き、以下同じ。)又は当該会社の発起人(その提出が会社の成立前にされたときに限り)。

二 当該売出しに係る有価証券の所有者(その者が当該有価証券を所有している者からその売出しすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方)第一項第四号において「元引受契約」とは、当該有価証券届出書に係る第百九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であつて当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者(金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号及び第三号において同じ。)から取得することを内容とする契約

三 当該有価証券が新株予約権証券(これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。)である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権(これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。)を行使しないときには、当該行使しないものとして証明した公認会計士又は監査法人

四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいずれかと元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関

(虚偽記載等のある書類の提出者の賠償責任)

第二十一条の二 第二十五条第一項各号(第四号及び第七号を除く。)に掲げる書類(以下この

条において「書類」という。)のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、この限りでない。

前項の規定は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類(同項第十号に掲げる書類を除く。)の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類に係る部分以外の部分については、相手方に注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

二 当該有価証券の募集又は売出しに係る第四

二 当該有価証券の募集又は売出しに係る第四

二 当該有価証券の募集又は売出しに係る第四

が、発行登録を行つた有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書又は発行登録書及び当該発行登録書についての第二十三条の四の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第二十三条の三第一項及び第二項、第十二条の四並びに第二十三条の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかわらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目論見書とみなして、当該発行価格等の公表を第三項において準用する第十五条第二項の規定による交付とみなす。

4 有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの（第二条第一項第九号に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等その他他政令で定めるものを除き、第一号イ又はロに掲げる場合にはあつては適格機関投資家向け勧誘に該当するものを除く。以下この条において「少人数向け勧誘」という。）を行う者は、当該少人数向け勧誘が次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合（第一号イ又はロに掲げる場合にあつては適格機関投資家向け勧誘に該当する場合を除く。）のいずれかに該当することにより当該少人数向け勧誘に關し第四条第一項の規定による届出が行われていないことその他の内閣府令で定める事項を、その相手

(適格機関投資家向け勧誘の告知等) 第二十三条の十三 有価証券発行勧誘等

が、発行登録を行つた有価証券を募集又は売出しつつにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書又は発行登録書及び当該発行登録書についての第二十三条の四の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第一二十三条の三第一項及び第二項、第十二条の四並びに第二二十三条の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかかるらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目論見書とみなす。

4 有価証券發行勧誘等又は有価証券交付勧誘等のうち次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するもの（第二条第一項第九号に掲げる有価証券の有価証券發行勧誘等又は有価証券交付勧誘等その他の政令で定めるものを除き、第一号イ又はロに掲げる場合にあつては適格機関投資家向け勧誘に該当するものを除く。以下この条において「少人効用向け勧誘」という。）を行う者は、当該少人効用向け勧誘が次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合（第一号イ又はロに掲げる場合にあつては適格機関投資家向け勧誘に該当する場合を除く。）のいずれかに該当

社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）外国会社にあつては公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第三号に掲げる有価証券（株券その他の政令で定める有価証券に限る。）に該当する場合においてその発行者である会社（報告書提出開始年度

規定により告知すべき事
付しなければならない。

方に対しして告知しなければならない。ただし、当該少人数向け勧誘に係る有価証券に関する開示が行われている場合及び発行価額又は譲渡価額の総額が一億円未満の少人数向け勧誘で内閣府令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

第一項有価証券 次のいずれかの場合

イ 第二条第三項第二号ハに該当する場合

ロ 第二条第四項第二号ハに該当する場合

ハ 第二条の三第四項第二号ロに該当する場合

二 第二条の三第五項第二号ロに該当する場合

二 第二項有価証券 次のいずれかの場合

イ 第二条第三項第三号に掲げる場合に該当しない場合

ロ 第二条の三第四項第三号に掲げる場合に該当しない場合

前項本文の規定の適用を受ける少人数向け勧誘を行う者は、当該少人数向け勧誘により有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時にその相手方に對し、同項の

二 (特定上場有価証券を除く。)
一 金融商品取引所に上場されている有価証券

四 二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券(流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く。)

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けた有価証券(前二号に掲げるものを除く。)

四 当該会社が発行する有価証券(株券、第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものとして政令で定める有価証券を除く。)

一 金融商品取引所に上場されている有価証券
(特定上場有価証券を除く。)

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券(流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券を除く。)

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は第二十三条の人第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けた有価証券(前二号に掲げるものを除く。)

四 当該会社が発行する有価証券(株券、第一条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等及び電子記録移転権利その他の政令で定める有価証券に限る。)で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の

末日において政令で定める額未満）であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価

(当該有価証券の募集又は売出しにつき第四条
第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又
は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の
規定の適用を受けることとなつた日の属する事
業年度をいい、当該報告書提出開始年度が複数
あるときは、その直近のものをいう。)終了後
五年を経過している場合に該当する会社に限
る。)の当該事業年度の末日及び当該事業年度
の開始の日前四年以内に開始した事業年度全
ての末日ににおける当該有価証券の所有者の数が政
令で定めるところにより計算した数に満たない
場合であつて有価証券報告書を提出しなくても
公益又は投資者保護に欠けることがないものと
して内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣
の承認を受けたとき、当該有価証券が第四号
に掲げる有価証券に該当する場合において、そ
の発行者である会社の資本金の額が当該事業年
度の末日において五億円未満(当該有価証券が
第二条第二項の規定により有価証券とみなされ
る有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権
利である場合にあつては、当該会社の資産の額
として政令で定めるものの額が当該事業年度の

日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日ににおけるその所有者の数が政令で定める数以上（当該有価証券が同項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権等又は電子記録移転権利である場合にあつては、当該事業年度の末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上）であるもの（前二号に掲げるものを除く。）
前項第三号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第五条第二項に規定する事項を記載した同条第一項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。
既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の表の各号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している者
二 第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき、第五条第一項第二号に掲げる事項を記載した同項に規定する届出書を提出した者は提出しなければならない者（前号に掲げる者を除く。）
第一項本文の規定の適用を受けない会社が発行者である有価証券が同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に該当することとなつたときは（内閣府令で定める場合を除く。）は、当該会社は、内閣府令で定めるところにより、その該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。
第一項第四号に規定する所有者の数の算定に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
前各項の規定は、特定有価証券が第一項各号に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社」とあるのは、「特定有価証券に限る」と、「事業年度ごと」とあるのは、「当該特定有価証券につき、内

閣府令で定める期間（以下この条において「定期間」という。）こと」と、「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第三号に掲げる有価証券（株券その他の政令で定める有価証券に限る。）に該当する場合においてその発行者である会社（報告書提出開始年度（当該有価証券の募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けることとなつた日の属する事業年度をい、当該報告書提出開始年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）終了後五年を経過している場合に該当する会社に限る。）の当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日ににおける当該有価証券の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数に満たない場合であつて有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたとき、当該有価証券が第四号」とあるのは「当該特定有価証券が第四号」と、「及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数に満たないとき、並びに」とあるのは「及び」と、同項第四号中「株券」第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等」とあるのは「第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等」と、「当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上（当該有価証券が同項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利である場合にあつては、当該事業年度の末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上）」とあるのは「当該特定期間の末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上」と、第二項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、第三項中「第一項本文」とあるのは「第五項において準用する第一項本文」と、「発行者」とあるのは「発行者（内閣府令で定める

有価証券については、内閣府令で定める者を除く。)と、「有価証券が」とあるのは「特定有価証券が」と、「その該当することとなつた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 有価証券報告書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

7 第六条の規定は、第一項から第三項まで（これららの規定を第五項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により有価証券報告書及びその添付書類が提出された場合について準用する。

8 第一項（第五項において準用する場合を含む。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したもの）を含む。以下「報告書提出外国会社」という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類（以下この条において「有価証券報告書等」という。)に代えて、外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されているもの（以下この章において「外国会社報告書」という。)を提出することができる。

9 外国会社報告書には、内閣府令で定めることにより、当該外国会社報告書に記載されるいる事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものによる翻訳文、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの（以下この条及び次条第四項において「補足書類」という。)を添付しなければならない。

10 前二項の規定により報告書提出外国会社が有価証券報告書等に代えて外国会社報告書及びその補足書類を提出する場合には、第一項中「内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内

きないと認められる場合には、内閣府令で定めることにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）、外国会社にあつては公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）とあるのは、「当該事業年度経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」と、第五項中「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」であるのは、「内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）、外国会社にあつては公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」とあるのは、「当該特定期間経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」とする。

11 第八項及び第九項の規定により報告書提出外国会社が外国会社報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社報告書及びその補足書類を有価証券報告書とみなし、これらの提出を有価証券報告書等と提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

12 内閣総理大臣は、外国会社報告書を提出した報告書提出外国会社が第八項の規定により外国会社報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による有価証券報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。

13 第一項（第五項において準用する場合に限る。以下この条において同じ。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社が、内閣府令で定めるところにより、第一項に規定する内閣府令で定める事項の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成された書面に限る。以下

会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めることにより、事業年度ごとに、当該会社の属する企業団体及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書（同条第八項の規定により同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合にあつては、当該外国会社報告書）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二项の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。）のうち政令で定めるものについて準用する。この場合において、第一項中「政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの（特定有価証券（第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この項において同じ。）の発行者に限る。）」と、「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券に係る特定期間（第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。）」と、「当該会社の属する企業団体及び当該会社」とあるのは、「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

内部統制報告書には、第一項に規定する内閣府令で定める体制に関する事項を記載した書類その他の書類で、公益又は投資者保護のため必要なかつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

第六条の規定は、第一項又は第二項（これら

以下この条において同じ。) 及び前項の規定により内部統制報告書及びその添付書類が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条第八項 第十九項及び第十一項から第十三項までの規定は、報告書提出外国会社が第一項又は第二項の規定による内部統制報告書を提出する場合(「報告書提出外国会社」と、「第一項の規定による有価証券報告書及び第六条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」としたもの)を除む。以下「報告書提出外国会社」という。)とあるのは、「有価証券報告書(「第一項の規定による有価証券報告書等」という。)」とあるのは、「第一項の規定による内部統制報告書及び同条第四項の規定により内部統制報告書及び同条第四項の規定により内部統制報告書等に類する」とあるのは、「内部統制報告書等に記載しなければならない書類(以下この条において「内部統制報告書等」という。)」とあるのは、「内部統制報告書等に記載した」と、同条第九項において開示が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは、「内部統制報告書等に記載した書類その他」とあるのは、「その他」と、「外国において開示が行われている有価証券報告書等」とあるのは、「内部統制報告書等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(訂正内部統制報告書の提出)

第十一条第一項中「届出者」とあるのは「内部統制報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第六条の規定は、前項において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書が提出された場合について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（賠償責任に関する規定の準用）

第二十四条の四の六 第二十二条の規定は、内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者」とあるのは、「当該内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（半期報告書及び臨時報告書の提出）

第二十四条の五 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。）は、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日から六月が経過したときは、内閣府令で定めるところにより、次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（この項の規定により提出すべき報告書をいう。以下同じ。）を、同表の下欄に掲げる期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認めら

第三条 上場会社 等以外の会社	第二十四条 第一項第一号に掲げる有価証券その他流通状況がこれに準ずるもの(以下この表において「上場会社等」という。)のうち次号の上欄に掲げる会社以外の会社	当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつて内閣府令で定める事項(以下この表において「半期報告書共通記載事項」という。)	当該期間が経過した日から起算して四十日以内に提出することができる。	社(以下この項において「非上場会社」といいう。)のうち同表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業を行うものについては、同号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を同号の下欄に掲げる期間内に提出することをもつて、これに代えることができる。

該会社に係るこれ と同様の事項並び にこれらを補足す る事項として内閣 府令で定める事項	起算し て三月 以内	2 第二十四条第二項に規定する事項を記載した 同条第一項の規定による有価証券報告書を提出 した、又は提出しようとする会社のうち次の各 号のいづれにも該当しない会社は、半期報告書 に、前項の表の第三号の中欄に掲げる事項のう ち当該会社に係るものとして内閣府令で定める ものを記載することにより、同欄に掲げる事項 の記載に代えることができる。
中欄中「当該事業年度が開始した日以後六月間 の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係る これと同様の事項並びにこれらを補足する事 項」とあるのは、「当該特定期間が開始した日以 後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会 社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足 する事項」とある。		3

本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又 は売出しにつき、第五条第一項第二号に掲げ る事項を記載した同項に規定する届出書を提 出した者又は提出しなければならない者（前 号に掲げる者を除く。）	4 第二十四条第一項（同条第五項において準用 する場合を含む。）の規定による有価証券報告 書を提出しなければならない会社は、その会社 が発行者である有価証券の募集又は売出しが外 国において行われると、その他公益又は投資 者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府 令で定める場合に該当することとなつたとき は、内閣府令で定めるところにより、その内容 を記載した報告書（以下「臨時報告書」とい う。）を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しな ければならない。
二 第四条第一項本文、第二項本文又は第三項 本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又 は売出しにつき、第五条第一項第二号に掲げ る事項を記載した同項に規定する届出書を提 出した者又は提出しなければならない者（前 号に掲げる者を除く。）	5 第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一 項の規定は半期報告書及び臨時報告書につい て、第二十二条の規定は半期報告書及び臨時報 告書並びにこれらの訂正報告書のうちに重要な 事項について虚偽の記載があり、又は記載すべ き重要な事項若しくは誤解を生じさせないため に必要な重要な事実の記載が欠けている場合に ついて、それぞれ準用する。この場合におい て、第七条第一項中「第四条第一項から第三項 までの規定による届出の日以後当該届出がその 提出した会社を含む。次項及び第二十項におい て同じ。」について準用する。この場合において 準用する同条第一項の規定による有価証券報告 書を提出しなければならない会社（第二十三条 の三第四項の規定により当該有価証券報告書を 提出した会社を含む。次項及び第二十項におい て同じ。）は、事 業年度ごとに、当該事業年度」とあるのは、「 のうち、特定有価証券（第五条第一項に規定す る特定有価証券をいう。以下この項及び次項に おいて同じ。）の発行者は、特定期間（第二十 四条第五項において準用する同条第一項に規定 する特定期間をいう。以下この項において同 じ。）ごとに、当該特定有価証券に係る特定期 間」と、「次の表の上欄に掲げる区分に 応じ、それぞれ、同表の中欄」とあるのは、「次 の表の第三号の中欄」と、「同表の下欄」とあ る的是「同号の下欄」と、同項の表の第三号の 中欄中「当該事業年度が開始した日以後六月間 の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係る これと同様の事項並びにこれらを補足する事 項」とあるのは、「当該特定期間が開始した日以 後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会 社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足 する事項」とある。

9 前二項の規定により報告書提出外国会社が外 国会社半期報告書及びその補足書類を提出した 場合には、当該外国会社半期報告書に記載 されている事項のうち公益又は投資者保護のた め必要かつ適當なものとして内閣府令で定める ものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会 社半期報告書に記載されない事項のうち公 益又は投資者保護のため必要かつ適當なものと して内閣府令で定めるものを記載した書類その 他の内閣府令で定めるもの（以下この条において 「補足書類」という。）を添付しなければなら ない。	6 第六条の規定は、第一項（第三項において準用 する場合を含む。）又は第四項の規定により半期報告 書又は臨時報告書が提出された場合及び前項に おいて準用する第七条第一項、第九条第一項又 は第十条第一項の規定によりこれらの報告書の 訂正報告書が提出された場合について準用す る。
10 内閣総理大臣は、外国会社半期報告書を提出 した報告書提出外国会社が第七項の規定により臨 時報告書を提出することができる場	7 第一項の規定により半期報告書を提出しなけ ればならない報告書提出外国会社は、公益又は 投資者保護に欠けることがないものとして内閣 府令で定める場合には、同項の規定による半期 報告書に代えて、外國において開示が行われて いる半期報告書に類する書類であつて英語で記 載されているもの（以下この条において「外國 会社半期報告書」という。）を提出することが できる。

11 前項の規定による通知を受けた報告書提出外 国会社は、第一項の規定にかかるわらず、同項の 規定による半期報告書を、当該通知があつた日 を起算日として公益又は投資者保護のため必要 かつ適當なものとして政令で定める期間内に提 出しなければならない。	12 第七項から第九項までの規定は、第五項にお いて同じ。又は第四項の規定により半期報告 書又は臨時報告書が提出された場合及び前項に おいて準用する第七条第一項、第九条第一項又 は第十条第一項の規定により報告書の訂正報告書 が提出された場合について準用する。
13 第一項（第三項において準用する場合に限 る。以下この項及び次項において同じ。）の規 定により半期報告書を提出しなければならない 会社が、第一項の規定により報告書提出しなければ ならない事項のうち、第一項又は第十条第一項の規定により内閣府令で定 める事項の一部を記載した書面（法律又は金融 商品取引所の規則（これに類するものとして内 閣府令で定めるものを含む。）に基づいて作成 された書面に限る。以下この項及び次項におい て「半期代替書面」という。）を半期報告書と 併せて内閣総理大臣に提出する場合において、 公益又は投資者保護に欠けることがないものと して内閣府令で定めるところにより内閣総理大 臣の承認を受けた場合における第一項及び第二 項の規定の適用については、同欄中「内閣府令 で定める事項」とあるのは、「内閣府令で定める 事項（第十三項に規定する半期代替書面に記載 された事項を除く。）と、同項中「掲げる事項 の」とあるのは、「掲げる事項（第十三項に規定 する半期代替書面に記載された事項を除く。） の」とする。	14 前項の規定により読み替えて適用する第一項 の半期報告書と併せて半期代替書面を提出した 場合には、当該半期代替書面を当該半期報告書 の一部とみなし、当該半期代替書面を提出した ことを当該半期代替書面を当該半期報告書の 一部として提出したものとみなして、金融商品取 引法の規定を適用する。

のとして内閣府令で定める場合に該当するときには、同項の規定による臨時報告書に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項の規定により記載すべき内容が英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社臨時報告書」という。）を提出することができる。

前項の規定により報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出した場合には、当該外国会社臨時報告書とみなし、その提出を臨時報告書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

内閣総理大臣は、外国会社臨時報告書を提出した報告書提出外国会社が第十五項の規定により報告書提出外国外会社が提出した報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国外会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第四項の規定にかかわらず、同項の規定による臨時報告書を、遅滞なく、提出しなければならない。

第五項から前項までの規定は、第五項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国外会社が提出した報告書を提出する場合について準用する。

第四項の規定により臨時報告書を提出しなければならない会社（第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社に限る）が、内閣府令で定めるところにより、第四項の規定による臨時報告書に記載すべき内容の一部を記載した書面（法令又は金融商品取引所の規則に類するものとして内閣府令で定めるものとみなす。）に基づいて作成された書面に限る。以下この項及び次項において「臨時代替書面」という。）を臨時報告書と併せて内閣総理大臣に提出する場合において、公益又は投資者保護のため欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合における第四項の規定の適用については、同項中「その内容を記載した報告書」とあるのは、「その内容（第二十項に規定する臨時代替書面

書面に記載された内容を除く。) を記載した認書」とする。

二の四まで及び第一百六十七条において「上場株券等」という。)の発行者は、会社法第一百五十九条第一項(同法第一百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による株主総会の決議若しくは取締役会の決議又はこれらに相当するものとして政令で定める機関の決定(以下この項において「決議等」という。)があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該決議等があつた株主総会若しくは取締役会又はこれらに相当するものとして政令で定める会議(以下この項において「株主総会等」という。)の終結した日の属する月から同法第一百五十六条第一項第三号に掲げる期間の満了する日又はこれに相当するものとして政令で定める日の属する月までの各月(以下この項において「報告月」という。)ごとに、当該株主総会等の決議等に基づいて各報告月中に行つた自己の株式又は持分に係る上場株券等の買付けの状況(買付けを行わなかつた場合を含む。)に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を、各報告月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止」とあるのは、「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該自己株券買付状況報告書を提出した発行者のその提出の時における役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集若しくは売出しによらないで取得した者」とあるのは「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「第二十一条第二項第一号及び第二号」とあるのは「第二十一条第一項第一号」と、「前項」とあるのは「第二十四条の六第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の規定は、第一項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。(親会社等状況報告書の提出)

第二十四条の七 第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社(同項第一号又は第一号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。第四項、次条第五項、第二十七条の三十の十及び第二十七条の三十の十一第一項において「提出子会社」という。)の議決権の過半数を所有している会社その他の当該有価証券報告書を提出しなければならない会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるもの(第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。第四項各号において同じ。)の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出した会社その他内閣府令で定めるものを含む。)を除く。以下この条、次条第二項、第四項及び第五項並びに第二十七条の三十の十一第一項において「親会社等」という。)は、内閣府令で定めるところにより、当該親会社等の事業年度(当該親会社等が特定有価証券の発行者である場合には、内閣府令で定める期間。以下この項及び次項において同じ。)ごとに、当該親会社等の株式を所有する者に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「親会社等状況報告書」という。)を、当該事業

年度経過後三月以内(当該親会社等が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、親会社等状況報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

前項本文の規定の適用を受けない会社が親会社等に該当することとなつたときは、当該親会社等に該当することとなつた会社は、内閣府令で定めるところにより、その該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る親会社等状況報告書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、親会社等状況報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるとところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

しを次の各号に掲げる當該提出子会社が発行者である有価証券の区分に応じ、當該各号に定める者に提出しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券 同号の金融商品取引所

二 第二十四条第一項第二号に掲げる有価証券 政令で定める認可金融商品取引業協会等が親会社等状況報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第八項中「外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したもの）を含む。以下この条において同じ。」と、「外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する」とあるのは、「外国会社等状況報告書に記載すべき事項を記載した」と同条第九項中「当該外国会社が告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他」とあるのは、「その他」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前各項の規定は、親会社等が会社以外の者である場合について準用する。この場合において、第一項中「議決権の過半数を所有している会社」とあるのは、「議決権の過半数を所有している会社以外の者」と、「密接な関係を有するものとして政令で定めるもの」とあるのは、「密接な関係を有する会社以外の者として政令で定める会社以外の者」と、「親会社等の株式を所持する者」とあるのは、「親会社等の出資者その他の者」と、「会社が」とあるのは、「会社以外の者が」と、「会社は」とあるのは、「会社以外の者は」と、前項中「外国会社である」とあるのは、「外国の者である」とあるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

又は訂正確認書があつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第三項の規定による届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、確認書、内部統制報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書又は親会社等状況報告書に係る当該経過する日、第二号に掲げる発行登録追補書類及びその添付書類にあつては、当該発行登録追補書類に係る発行登録についての発行登録書及びその添付書類に係る当該経過する日、第四号及び第七号に掲げる確認書（当該確認書の対象が有価証券報告書及びその添付書類の訂正報告書又は半期報告書の訂正報告書である場合に限る。）にあつては、当該訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一 第五条第一項及び第十三項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書、五年

二 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書、五年

三 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらとの訂正報告書、五年

四 第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書、五年

五 内部統制報告書及びその添付書類並びにこの訂正確認書、五年

六 半期報告書及びその訂正報告書、五年

七 第二十四条の五の二において準用する第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書、五年

八 臨時報告書及びその訂正報告書、五年

九 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書、一年

十 親会社等状況報告書及びその訂正報告書、五年

品取引業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（第四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）及び前条第四項の規定により提出された縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から第一項各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 有価証券の発行者で第一項第一号から第八号までに掲げる書類を提出したもの及び親会社等で同項第十号に掲げる書類を提出したものがその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

5 前項の承認を受けた有価証券の発行者及び親会社等が第六条及び前条第四項の規定により縦覧書類の写しを提出子会社に送付し、又は金融商品取引所若しくは政令で定める認可金融商品取引業協会に提出する場合には、前項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分をこれらの書類の写しから削除して送付し、又は提出することができる。

6 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一 第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書の提出命令

二 第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項の規定による訂正発行登録書の提出命令

おいて準用する場合を含む。)において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書の提出命令

四 第二十四条の四の三第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正確認書の提出命令

前項の場合において、内閣総理大臣は、第二项の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者(当該縦覧書類が親会社等状況報告書又はその訂正報告書である場合にあつては、これらの縦覧書類を提出した者及びこれらの縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する者。次項において「提出者等」という。)及び第三項の規定により当該縦覧書類の写しを公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会に対し、当該縦覧書類の全部又は一部を公衆の縦覧に供しないこととした旨を通知するものとする。

前項の規定により提出者等又は金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会が内閣総理大臣からの通知を受けたときは、その後、当該通知に係る縦覧書類の写しについて、二項及び第三項の規定は、適用しない。

(届出者等に対する報告の徵取及び検査)

二 四十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定にあつては外国の者に限る。)である場合において準用する。この場合において、第五条第六項及び第二十四条第八項中「外国会社」とあるのは「会社以外の外国の者」と、第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第五項及び第十二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第五条第六項第五十条から第十二項まで及び第七条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」と、第二十四条第八項及び第十項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二、第六項、第二十四条の四の四第六項並びに第二十四条の五第七項、第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項までの規定中「報告書提出外国会社」とあるのは「報告書提出外国者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えその他これら規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章の二 公開買付けに関する開示

第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け

(発行者以外の者による株券等の公開買付け)

二 第二十六条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、縦覧書類を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者若しくは有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(会社以外の発行者に関する準用規定)

二 第二十七条 第二条の三、第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五の二まで及び第二十四条の七から前条までの規定は、発行者が会社以外の者(第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第二十四条第八項から第十三項まで、第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項(第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の三第三項、第

使することにより行う株券等の買付け等、株券等の買付け等を行なう者がその者の特別関係者(第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。)から行う株券等の買付け等をいう。)

一 株券等の買付け等の後におけるその者の所合を含む。以下この節において同じ。)に係有(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この節において同じ。)に係る株券等の所有割合(その者に特別関係者(第七項第一号に掲げる者については、内閣府令で定める者を除く。)がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この項において同じ。)が百分の三十を超えることとなる場合又は株券等の買付け等の前におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等(株券等の買付け等の前におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ないので政令で定める場合に該当し、かつ、当該株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が政令で定める場合に該当するもの(次号に規定する特定期場外買付け等に該当しないものに限る。)を除く。)

二 特定期場外買付け等(取引所金融商品市場外における株券等の買付け等(取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等及び著しく少數の者から買付け等を行なうものとして政令で定めるものを含み、株券等に限る。)の発行者の株券等につき、当該発行者以外の者が行う買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)であつて次のいずれかに該当するものは、公開買付けによらなければならぬ。ただし、適用除外買付け等(新株予約権(会社法第二百七十七条の規定により割り当てられており同一。)であるものであつて、当該新株予約権が行使されることは確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるもの)を除く。以下この項において同じ。)を有する者が当該新株予約権を行

3 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行なう場合には、買付け等の価格(買付け以外の場合にあつては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この節において同じ。)については、政令で定めるところにより、均一の条件によらなければならぬ。

4 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行なう場合には、株券等の管理、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第二十七条の十二第三項において同じ。)又は銀行等(銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。)に行わせなければならない。

5 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行なう場合には、前三項の規定その他この節に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

6 この条において「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等(売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。)の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品市場外で株券等の買付け等を行なうことをいう。

7 第一項の「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 株券等の買付け等を行なう者との間で、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての関係その他の政令で定める特別の関係にある者

二 株券等の買付け等を行なう者との間で、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを同意している者

三 その他前二号に掲げる株券等の買付け等に準ずるものとして政令で定める株券等の買付け等

4 前項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等は、政令で定める期間の範囲内で買付け等の期間を定めて、行わなければならぬ。

5 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行なう場合には、買付け等の価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。

6 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行なう場合には、株券等の管理、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第二十七条の十二第三項において同じ。)又は銀行等(銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。)に行わせなければならない。

7 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行なう場合には、前三項の規定その他この節に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。

8 第一項の「株券等所有割合」とは、次に掲げる割合をいう。

一 株券等の買付け等を行なう者にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有

に係る当該株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数（株券については内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定める議決権の数をいう。以下この項において同様の数（株券については内閣府令で定めるところにより計算した数）の合計を、当該発行者の総議決権の数にその者及びその者の特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合

二 前項の特別関係者（同項第二号に掲げる者）で当該株券等の発行者の株券等の買付け等を行ふものを除く。）にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数の合計を、当該発行者の総議決権の数にその者及び前号に掲げる株券等の買付け等を行ふ者の所有に係る当該発行者の発行する新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合

（公開買付け開始公告及び公開買付届出書の提出）

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けの目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の數（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数をいう。以下この節において同じ。）、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。この場合において、当該買付け等の期間が政令で定める期間より短いときは、第二十七条の十第三項の規定により当該買付け等の期間が延長されることがある旨を当該公告において明示しなければならない。

前項の規定による公告（以下この節において「公開買付開始公告」という。）を行つた者（以下この節において「公開買付者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第百九十七条第一項第三号及び第百九十七条の二第一項第五号において「公開買付届出書」といふ）を内閣総理大臣に提出を

しなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日（以下この項において「提出日」という。）が日曜日その他内閣府令で定める日（以下この項において「日曜日等」という。）に該当するときは、日曜日等以外の日であつて、当該提出日後に最初に到来する日に提出するものとする。

一 買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間（前項後段の規定により公告において明示した内容を含む。）、買付け等に係る受渡しその他の決済及び公開買付者が買付け等に付した条件（以下この節において「買付条件等」という。）

二 当該公開買付開始公告をした日以後において当該公開買付けに係る株券等の買付け等を公開買付によらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容

三 公開買付けの目的、公開買付者に関する事項その他の内閣府令で定める事項

4 公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者（以下この節において「公開買付者等」という。）は、その公開買付けにつき公開買付開始公告が行われた日の翌日以後は、当該公開買付者が公開買付届出書を内閣総理大臣に提出しないなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る内閣府令で定める行為をしてはならない。

5 公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを当該公開買付けに係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に関必要な事項は、内閣府令で定める。

一 金融商品取引所に上場されている株券等
当該金融商品取引所
二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める場合を除き、その公開買付けにつき有価証券

をもつてその買付け等の対価とする場合において、当該有価証券がその募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものであるときは、公開買付届出書又は訂正届出書の提出と同時に当該有価証券の発行者が内閣総理大臣にこれららの規定による届出を行つていなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る内閣府令で定める行為をしてはならない。

前項の場合において、同項の有価証券が発行登録をされた有価証券であるときは、公開買付者等は、当該発行登録が効力を生じており、かつ、公開買付届出書又は訂正届出書の提出とともに当該有価証券の発行登録者が発行登録追補書類について、前条第二項の規定にかかるわらず、当該届出書に記載すべき事項及び添付書類については、前条第二項の規定にかかるわらず、当該届出書に記載すべき事項及び添付書類のうち内閣府令で定めるものの記載及び添付を省略することができる。

(公開買付けによらない買付け等の禁止)

三 その他政令で定める場合
(公開買付けに係る買付条件等の変更)
第二十七条の六 公開買付者は、次に掲げる買付条件等の変更を行うことができない。
一 買付け等の価格の引下げ(公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者(第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。)が株式の分割その他の政令で定める行為を行つたときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。)
二 買付予定の株券等の数の減少
三 買付け等の期間の短縮
四 その他政令で定める買付条件等の変更
五 公開買付者は、前項各号に規定するもの以外の買付条件等の変更を行うことができる。この場合において、当該変更を行おうとする公開買付者は、公開買付期間中に、政令で定めるところにより、買付条件等の変更の内容(第二十七条の十三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。)その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。
六 前項の規定による公告を公開買付期間の末日までに行なうことが困難である場合には、公開買付者は、当該月末までに同項に規定する内容及び事項を内閣府令で定めるところにより公表し、その後直ちに同項の規定の例により公告を行わなければならない。
(公開買付開始公告の訂正)
第二十七条の七 公開買付開始公告(前条第一項又は第三項の規定による公告及び同項の規定による公表を含む。次項において同じ。)を行つた公開買付者は、その内容に形式上の不備があり、又は記載された内容が事実と相違していると認めたときは、その内容を訂正して、内閣府令で定めるところにより、公告し、又は公表し、内閣総理大臣は、公開買付開始公告の内容について訂正をする必要があると認めるときは、当該公開買付開始公告を行つた公開買付者に対し、期限を指定して、内閣府令で定めるところにより、その訂正の内容を公表し、又は公表することを命ずることができる。
七 前項の規定による処分は、当該公開買付期間(次条第八項の規定により延長しなければならぬこと)を命ずることができる。

定する対象者」と、『訂正届出書』とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項中「公開買付者」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十第一項に規定する対象者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第八項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第八項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

公開買付けに係る対象者が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを当該公開買付けに係る公開買付者（当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付に係る株券等が第二十七条の三第四項各号に掲げる株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付に係る株券等の区分に応じ、当該各号に定めるに送付しなければならない。

前項の規定は、第八項において準用する第十七条の八第一項から第四項までの規定により、当該大臣に提出しなければならない。

第二十七条の八第一項から第五項まで（第三項第二号及び第三号を除く。）の規定は、対質問回答報告書について準用する。この場合において、同条第一項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「買付条件等の変更」とあるのは「回答内容の変更」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の

13 第十二項において準用する第三項の規定によりて処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、前項の規定による処分」とあるのは「同条第十二項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

14 公開買付者が対質問回答報告書を提出したときは、直ちに当該対質問回答報告書の写しを当該対象者(当該対質問回答報告書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の第四項各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。

15 前項の規定は、第十二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正報告書が提出された場合について準用する。

(公開買付者による公開買付けの撤回及び契約の解除)

第二十七条の十一 公開買付者は、公開買付開始公告をした後においては、公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除(以下この節において「公開買付けの撤回等」という。)を行うことができない。ただし、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社(会社法第一条第三号に規定する子会社をいう。)の業務若しくは財産に関する重要な変更その他他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情(政令で定めるものに限る。)が生じたときは公開買付けの撤回等をすることがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に閑し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による公開買付けの撤回等を行おうとする場合には、公開買付期間の末日までに、政令で定めるところにより、当該公開買付けの撤回等を行う旨及びその理由その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。ただし、公告を当該末日までに行うこと困難である場合には、当該末日までに当該公告に記載すべき内容を、内閣府令で定めるところにより、公表し、その後直ちに公告を行おうものとする。

3 前項の規定による公告又は公表を行つた者は、内閣府令で定めるところにより、当該公表又は公表を行つた日に、前項に規定する公告の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下この節並びに第百九十七条及び第五十九十七条の二において「公開買付撤回届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 第二十七条の三第四項の規定は、公開買付撤回届出書について準用する。この場合において、同項中「発行者」（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者が又は該届出書には、当該提出をしている者を含む。）として、あるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

5 公開買付けの撤回等は、第二項の規定により公告をした場合に限り、その効力を生ずる。この場合において、その効力を生ずる時期は、当該公告を行つた時（同項ただし書の規定により公表及び公告を行つたときには、当該公表を行つた時）とする。
 （応募株主等による契約の解除）

第二十七条の十二 応募株主等（公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者をいう。以下この節において同じ。）は、公開買付期間（第二十七条の八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）においては、いつでも当該公開買付けによる契約の解除をすることができる。

2 応募株主等は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付開始公告及び公開買付届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に関し政令で定める方法による旨の各条件が付されているときは、当該方法によらなければならぬ。この場合において、当該契約の解除は、政令で定める時に、その効力を生ずる。

3 第一項の規定により応募株主等による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等（応募株主等が公開買付けに応じて売付けした株券等をい。以下この節において同じ。）を金融商品取引業者又は銀行等に管理さ

付条件等の変更が第二十七条の六第一項の規定」と、「買定」とあるのは「買付け等をする株券等の数による内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第五項に規定する内閣府令で定める「第三項及び前項の規定による処分」と、「末日」(当該末日後に提出される訂正届出書)と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「当該末日」とあるのは「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「第二十七条の十三第三項において準用する第一項から第四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

公開買付者は、公開買付期間中ににおける応募株券等の全部について第二十七条の十一第一項ただし書の規定により公開買付けの撤回等を行う場合並びに公開買付開始公告及び公開買付届出書において次に掲げる条件を付した場合(第二号の条件を付す場合にあつては、当該公開買付けの後ににおける公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合(第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいい、当該公開買付者に同条第一項第一号に規定する特別関係者がある場合にあつては、当該特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合を加算したもの)が政令で定める割合を下回る場合に限る。)を除き、「応募株券等の全部について、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付条件等(第二十七条の六第二項の規定による公告又は同条第三項の規定による公表及び公告により買付条件等を変更したときは、当該変更後の買付条件等)により買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならぬこと。

一 応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしないこと。

二 応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしないこと。

5 公開買付者は、前項第一号に掲げる条件を付した場合において、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、応募株主等から内閣府令で定めるあん分比例方式（以下この節において「あん分比例方式」という。）により株券等の買付け等に係る受渡しの他の決済を行わなければならない。

（公開買付届出書等の公衆縦覧）

第二十七条の十四 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項において同じ。）及び公開買付撤回届出書並びに公開買付報告書、意見表明報告書及び対質問回答報告書（これらの訂正報告書を含む。次条第一項において同じ。）を、これらと同一の書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日以後五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する書類（以下この条において「縦覧書類」という。）を提出した者（以下この条において「提出者」という。）は、内閣総理大臣が同項の規定により当該縦覧書類を公衆の縦覧に供している間は、当該縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その者の本店又は主たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、内閣総理大臣が第一項の規定により縦覧書類を公衆の縦覧に供している間は、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第八項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された当該縦覧書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第一項の縦覧に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

5 内閣総理大臣は、次のいずれかに掲げる処分をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該処分に係る縦覧書類について、その全部又は一部を公衆の縦覧に供しないものとすることができる。

一 第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書の提出命令

等を行つた者及び次条第二項第一号に規定する一部の者を除く。)に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任すべき額は、同項の買付け等を行つた際に公開買付者等が支払った価格(これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする)から公開買付価格(公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付け等の価格をいい、第二十七条の六第二項又は第三項の公告又は公表により買付け等の価格を変更したときは、当該変更後の買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。)を控除した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等(あん分比例方式により売付け等ができるなかつたものを除く。次条第二項及び第二十七条の二十第二項において同じ。)の数を乗じた額とする。

第二十七条の十八 第二十七条の十三第四項の規定に違反して公開買付けによる株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行つた者(以下この条において「公開買付けをした者」といいう。)は、当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者(次項第一号に掲げる場合については公開買付価格より有利な価格(これに相当する利益の供与を含む。以下この条において同じ。)で売付け等をした者を除くものとし、次項第二号に掲げる場合にあつては当該公開買付けをした者が同号の異なる方式で株券等の買付け等をしたことにより株券等の売付け等ができなかつた者を含む。)に対し、損害賠償の責めに任ずる。

前項の規定により賠償の責めに任すべき額は、次に掲げる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 当該公開買付けをした者が、当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者の一部の者に対し、公開買付価格より有利な価格で買付け等を行つた場合 当該有利な価格(当該有利な価格が均一でないときは、その最も有利な価格とする)から公開買付価格を控除了した金額に前項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額

二 当該公開買付けをした者が公開買付届出書に記載されたあん分比例方式と異なる方式で株券等の買付け等をした場合 当該あん分比例方式で計算した場合に前項の規定による請

求権者から買付け等がされるべき株券等の数から当該公開買付けをした者が当該請求権者から買付け等をした株券等の数を控除した数に当該請求権者から買付け等をしなかつた場合には、当該あん分比例方式で計算した場合に当該請求権者から買付け等がされるべき株券等の数とする。」に公開買付価格（前条第一項に該当する場合にあっては同条第二項に規定する公開買付者が支払った価格、前号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に定める有利な価格とし、そのいずれにも該当する場合にあってはそのいずれか有利な価格とする。）から前項の規定による損害賠償を請求する時における当該株券等の市場価格（市場価格がないときはその時における処分推定価格とし、当該請求時前に当該株券等を処分した場合においてはその処分価格とする。）を控除した金額を乗じた額

券等をいう。以下この項において同じ。)の売付け等(第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。)をした者」と、同項ただし書中「当該有価証券を取得した者」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該株券等の売付け等をした者」と、「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

一 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている公開買付開始公告又は第二十七条の六第二項若しくは第三項、第二十七条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む)若しくは第二十七条の八第八項若しくは第十一項の規定による公告若しくは公表(以下この条及び次条において「公開買付開始公告等」という。)を行つた者

二 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付届出書を提出した者

三 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている公開買付説明書(第二十七条の九第四項の規定により訂正された公開買付説明書を含む。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。)を作成した者

四 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている対質問回答報告書(その訂正報告書を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提出した者

前項(第一号及び第四号を除く。)の規定の適用がある場合において、公開買付者が、当該公開買付期間の末日後に当該公開買付けに係る株券等の買付け等を当該公開買付けによらないで行う契約があるにもかかわらず、公開買付届出書又は公開買付説明書にその旨の記載をすることなく、当該公開買付期間の末日後に当該契約による買付け等をしたときは、当該公開買付者が当該公開買付けに応じて株券等の売付け等をした者(当該契約により株券等の売付け等をした者)第二十七条の五の規定に該当する株券等をいう。以下この項において同じ。)

等の売付け等をした者及び第二十七条の十八第二項第一号に規定する一部の者を除く。)に對し賠償の責めに任すべき額は、当該公開買付者が当該買付け等をした価格(これに相当する利益の供与を含み、当該価格が均一でない場合は、その最も有利な価格とする)から公開買付価格を控除した金額に前項において準用する第十八条第一項の規定による請求権者の応募株券等の数を乗じた額とする。

二 次に掲げる者は、前項の適用がある場合を除き、第一項各号に掲げる者と連帶して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、次に掲げる者が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第一項各号に掲げる者の特別関係者(第二十七条の二第七項第二号に掲げる者に限る。)

二 第一項各号に掲げる者が法人その他の団体である場合には、当該法人その他の団体のそくは対質問回答報告書の提出又は公開買付説明書の作成を行つた時における取締役、会計参与、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者

(公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効)

第二十七条の二十一 第二十七条の十七第一項の規定による請求権及び第二十七条の十八第二項の規定による請求権の行使の時限

一 請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行使しないとき。

前条第二項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書、公開買付説明書又は対質問回答報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相當な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日
の翌日から起算して五年間行使しないとき。
(公開買付者等に対する報告の徴取及び検査)
第二十七条の二十二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、公開買付者若しくは第二十七条の二第一項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれら特別関係者その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができることを定める。)

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者若しくはこれらの関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができることを定める。

4 第二節 発行者による上場株券等の公開買付け

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七条の二十一の一 上場株券等の当該上場株券等の発行者による取引所金融商品市場における買付け等(買付けその他の有償の譲受けをいう。以下この条及び次条において同じ。)のうち、次に掲げるものに該当するものについては、公開買付けによらなければならぬ。ただし、取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による買付け等については、この限りでない。

一 会社法第一百五十六条第一項(同法第一百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定又は他の法令の規定で同法第一百五十六条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものによる買付け等(同法第一百六十条第一項に規定する同法第一百五十八条第一項の規定による通知を行う場合を除く。)

二 上場株券等の発行者が外国会社である買付け等のうち、多数の者が当該買付け等に関する

2

る事項を知り得る状態に置かれる方法により
行われる買付け等として政令で定めるもの
第二十七条の二第二項から第六項まで、第二
十七条の三（第一項後段及び第二項第二号を除
く）、第二十七条の四、第二十七条の五（各号
列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項
において同じ。）、第二十七条の六から第二十七
条の九まで（第二十七条の八第六項、第十項及
び第十二項を除く。）、第二十七条の十一から第
二十七条の十五まで（第二十七条の十一第四項
並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一
号を除く。）、第二十七条の十七、第二十七条的
二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一
項を除く。）の規定は、前項の規定により公
開買付けによる買付け等を行う場合について準
用する。この場合において、これらの規定（第
十八、第二十七条の二十一第一項及び前条（第
二項を除く。）の規定は、前項の規定により公
開買付けによる買付け等を行なう場合について準
用する。この場合において、これらの規定（第
二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一
項ただし書を除く。）中「株券等」とあるのは「売付
け等」と、第二十七条の三第二項中「次に」と
あるのは「第一号及び第三号に」と、同項第一
号中「買付け等」（売付けその他の有償の譲渡をいう。
以下この章において同じ。）とあるのは「売付
け等」と、第二十七条の三第二項中「次に」と
あるのは「第一号及び第三号に」と、同項第一
号中「買付け等の期間」（前項後段の規定により
公告において明示した内容を含む。）とあるの
は「買付け等の期間」と、同条第三項中「公開
買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七
項に規定する特別関係者をいう。以下この節に
おいて同じ。）その他政令で定める関係者」と
あるのは「公開買付者その他政令で定める関係
者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに
係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提
出した日において、既に当該発行者の株券等に
係る公開買付届出書の提出をしている者がある
場合には、当該提出をしている者を含む。）に
送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等
等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合に
応じ、当該各号に定める者に送付するとともに
は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当
該各号に定める者」とあるのは次の各号に掲
げたる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に
応じ、当該各号に定める者に送付するとともに
に、当該公開買付届出書を提出した日において
各号中「株券等」とあるのは「上場株券等」
と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」

「あるのは「政令で定める」と、第二十七条の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ（公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者（第二十七条の十第一項に規定する対象者をいう。）が株式の分割その他の政令で定める行為を行つたときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合における当該買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付け条件等の変更の内容」と、第二十七条の八第一項中「買付条件等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」とあるのは「買付条件等の変更」と、第二十七条の八第一項の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に掲げる条件を付した場合（第二号の条件を付す場合にあつては、当該公開買付けの後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合（第二十七条の二）第八項に規定する株券等所有割合をいい、当該公開買付者に同条第一項第一号に規定する特別関係者がある場合にあつては、当該特別関係者の所有に係る株券等の同條第八項に規定する株券等所有割合を加算したものをいう。）が政令で定める割合を下回る場合に限る。」とあるのは「第二号に掲げる条件を付した場合」と、第二十七条の十四第一項中「意見表明報告書及び対質問回答報告書（これらのこととあるのは「（その）と、同条第三項中「並びに第二十七条の十第九項（同条第十九項

において準用する場合を含む。) 及び第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定」とあるのは「の規定」と、同条第五項第一号中「第二十七条の八第三項」とあるのは前条第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第三項」と、同項第二号中「第二十七条の十第八項若しくは第十二項又は前条第三項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項」と、第二十七条の十五第一項中「公開買付報告書、意見表明報告書又は対質回答報告書」とあるのは「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象者」とあるのは「公開買付者等」と、前条第一項中「若しくは第二十七条の二第一項本文の規定により公開買付けによつて株券等の買付け等を行うべきであると認められる者若しくはこれらの特別関係者」とあるのは「若しくは第二十七条の二十二の二第一項本文の規定により公開買付けによつて上場株券等の買付け等を行うべきであると認められる者」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

届出書（第二項において準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。以下この節において同じ。）又は公開買付報告書（第二項において準用する第二十七条の十三第三項に規定する公開買付報告書をいう。以下この節において同じ。）を提出した後、直ちに当該公開買付撤回届出書又は公開買付報告書の写しを、第二項において準用する第二十七条の三第四項各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

5 第二十七条の五の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について準用する。

6 第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の八第一項中「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更（第二十七条の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。）」の規定による買付け等の期間の延長を除く。その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき内閣府令で定める事情がある」とあるのは、「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする上場株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは、「買付け等の受渡しその他の決済が第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項（第一号を除く。）及び第二十七条の十三第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第一項の規定」とあるのは、「買付け

等をする上場株券等の数の計算の結果が第二十二条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の二十二の二第七項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日」(当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日)後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と読み替えるものと

において準用する第二十七条の九第一項に規定する公開買付説明書をいい、第二項において準用する同条第二項の規定により当該公開買付説明書に公開買付届出書を参照すべき旨を記載した場合における当該公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次項第二号及び第十二項において同じ。）を含む。）その他の表示を使用して上場株券等の売付け等をさせた者について準用する。この場合において、第十七条中「当該有価証券を取得した者」とあるのは、「公開買付け（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。）に応じて上場株券等（第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）

八第八項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条において同じ。)の末日までの間ににおいて、当該発行者に重要事実が生じたとき(公開買付届出書を提出する日前に生じた重要事実であつて第六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあることが判明したときを含む。)は、直ちに、内閣府令で定めるところにより、当該重要事実を公表し、かつ、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行なうとする者に対して、当該公表の内容を通知しなければならない。

前二項の規定による公表がされた後政令で定める期間を含む。次条において同じ。)の末日までの間ににおいて、当該発行者に重要事実が生じたとき(公開買付届出書を提出する日前に生じた重要事実であつて第六十六条第一項に規定する公表がされていないものがあることが判明したときを含む。)は、直ちに、内閣府令で定めるところにより、当該重要事実を公表し、かつ、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行なうとする者に対して、当該公表の内容を通知しなければならない。

11 第十八条第一項の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「当付け等をいう。」とした者」と読み替えるものとする。

の適用がある場合において、当該発行者のその公開買付開始公告等、公開買付届出書の提出マニュアルは、公開買付説明書の作成を行つた時における並びに該発行者の役員は、当該発行者と連帶して前項の規定による各責任を負ふ。

4 第二項の規定による公表について準用する。この号に定むる事項は、第一項の規定による公表について準用する。この号に定むる事項は、第一項の規定による公表について準用する。

おいて準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。以下この節において同じ。」又は公開買付報告書（第二項において準用する第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。以下この節において同じ。）とあるのは「訂正報告書（第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書をいう。）」と、「公開買付撤回届出書又は公開買付報告書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得済とした者」とあるのは「公開買付け（第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の三第一項に規定する公開買付けをいう。以下この項において同じ。）」に応じて上場株券等（第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この項において同じ。）の売付け等（第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）をした者と、同項ただし書中「当該有価証券を取得した者は」とあるのは「当該公開買付けに応じて当該

の規定による賃償の責めに任する。たゞしかし該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二項、第三項及び第五項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定する読替ええのほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(業務等に関する重要事実の公表等)

の場合において 同条第八項中「第一項若しくは第二項の規定による訂正届出書を提出する場合は第三項若しくは第四項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合には、内閣府令で定める場合を除き」とあるのは「第二十七条の二十二の三第二項の規定により当該重要事実を公表しなければならない場合には」と、同条第九項中「前項の規定」とあるのは「第二十一条の二十二の三第四項において準用する前項ハの規定」と、「株券等」とあるのは「上場株券等」と読み替えるものとする。

上場株券等の売付け等をした者」と、「その取扱いの申込みの際」とあるのは、「その売付け等の際」と読み替えるものとする。重要な事項について虚偽の表示があり、又

公開買付けによる上場株券等の買付け等を行なうとする発行者は、当該発行者の重要事実（第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実（内閣府令で定めるものを除く。）をいいう。以下二つの条及び次条において同じ。）でない。

第二十七条の五の規定は、前項において準用する第二十七条の八第八項の規定により公開買付けに係る公開買付けの期間を延長しなければならない場合における当該延長しなければならない期間の末日までの間について準用する。

は表示すべき重要な事項若しくは説解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第二項において準用する第二十七条の第三第二項に規定する公開買付開始公告又は第二項において準用する第二十七条の六第一

つて、五百六十六条第一項に規定する公表がさわめていいものがあるときは、公開買付届出書の（前条第二項において準用する第二十七条の三）第二項に規定する公開買付届出書をいう。以下

の場合において、第二十七条の五中「株券等」とあるのは「上場株券等」と、「次に掲げる」とあるのは「政令で定める」と読み替えるものとする。

この条及び次条において同じ。)を提出する旨前に、内閣府令で定めるところにより、当該重要事実を公表しなければならない。

第十八条第一項の規定は、重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている第四項において準用する第二十七条の八第八項の規定による公生に該する。

において「公開買付開始公告等」というのを行つた者

付者である発行者は、公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付けに係る前条第二項において準用する第二十七条の五に規定する公開買付期間（第四項において準用する第二十七条の五）

又は公表を行つた発行者について準用する。この場合において、第十八条第一項中「当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者」とあり、及び「当該有価証券を取得した

者」とするのは「当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者」と、「その取得の申込みの際」とあるのは「その売付け等の際」と読み替えるものとする。

前項において準用する第十八条第一項の規定の適用がある場合において、当該発行者が前項に規定する公告又は公表を行つた時における当該発行者の役員は、当該発行者と連帶して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二十七条の二十二の四 第五項において準用する第二十七条の五の規定に違反して上場株券等の買付け等をした場合について準用する。この場合において、第二十七条の十七中、「株券等」とあるのは「上場株券等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公表等の不実施又は虚偽の公表等による損害の賠償責任)

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知(以下この条において「公表等」という。)をしなければならない重要な事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした発行者は、公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者が、当該発行者に重要な事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知つていたとき。

二 当該発行者が、当該発行者に重要な事が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時(前条第一項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。)において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

前項本文の規定の適用がある場合において、当該公開買付け当時における当該発行者の役員

は、当該発行者と連帶して同項の規定による賠償の責めに任ずる。ただし、当該役員が、当該発行者に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時において相当な注意を用いたにもかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二章の三 株券等の大量保有の状況に関する開示

(大量保有報告書の提出)

これに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。)の発行者である法人が発行者(内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第二十七条の三十第二項を除き、以下この章及び第二十七条の三十の十一第五項において同じ。)である対象有価証券(当該対象有価証券に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)を表示する第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章及び第二十七条の三十の十一第五項において「株券等」という。)の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの(以下この章において「大量保有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した報告書(以下「大量保有報告書」という。)を大量保有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項及び第二十七条の二十六において同じ。)以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第四項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の「対象有価証券」とは、株券、新株予約権付社債券その他の有価証券のうち政令で定めるものをいう。

3 第一項の保有者は、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて株券等を所有する者

(売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。)のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券等(株券等に係る権利を表示する第二条第一項第二十号に掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を含む。以下この項及び次条において同じ。)に限り、保有者となるものとみなし、第三号に掲げる者については、同号に規定するデリバティブ取引の原資産である株券等の数を算出する計算方法として内閣府令で定める計算方法により算出された数の株券等について保有者となるものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を使用することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行ふことができる権限を有する者(次号に該当する者を除く。)であつて、当該発行者の事業活動を支配する目的を有する者

二 投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資をするのに必要な権限を有する者

三 株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者(前二号に該当する者を除く。)であつて、当該デリバティブ取引の相手方から当該株券等を取得する目的その他の政令で定める目的を有する者

第一項の「株券等保有割合」とは、株券等の保有者(同項に規定する保有者をいう。以下の章において同じ。)の保有(前項第一号若しくは第二号に規定する権限又は同項第三号に規定する権利を有する場合を含む。以下この章において同じ。)に係る当該株券等(自己株式(会社法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。)その他当該株券等の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の数(株券について内閣府令で定めるところにより計算した株式の数を、その他のものについては内閣府令で定める数をいう。以下この章において同じ。)の合計から当該株券等の発行者が発行する株券等のうち、第百六十一条の二第一項に規定する信用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務(其

同保有者に対し負うものを除く。)を有するものの数を控除した数(以下この項及び第六項において「保有株券等の数」という。)に当該発行者が発行する株券等に係る共同保有者の保有株券等の数(保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の政令で定める権利が存在する株券等の数を除く。)を加算した数(第二十五条の二十一第一項において「保有株券等の総数」という。)を、当該発行者の発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めた数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等(株券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。)の数を加算した数で除して得た割合をいう。

前項の「共同保有者」とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している場合(次に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。)における当該他の保有者をいう。

一 当該保有者及び他の保有者が金融商品取引業者(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。)銀行その他の中間府令で定める者であること。

二 共同して第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことを合意の目的としないこと。

三 共同して当該発行者の株主としての議決権その他の権利行使することとの合意(個別の権利の行使ごとの合意として政令で定めるものに限る。)であること。

株券等の保有者と当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者が、株式の所有関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第四項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者は他の保有者のいずれかの保有株券等の数が内閣府令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

(株券保有状況通知書の作成及び交付)

有報告書又は変更報告書につき訂正報告書が提出された場合について準用する。
（大量保有報告書の提出者等に対する報告の徵取及び検査）

第二十七条の三十一

第二十七条の三十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者若しくはこれらの共同保有者（第二十七条の二十三第五項に規定する共同保有者をいう。）その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣總理大臣は、公益又は投資者保護のため

必要かつ適当であると認めるときは、大量保有の報告書に係る株券等の発行者又は参考人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ぜることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令に規定による報告若しくは資料の提出の命令に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二章の四 開示用電子情報処理組織による

(開示用電子情報処理組織の定義)
第二十七条の三十一 この章において「開示用電子情報処理組織の特例等

情華處理組織』とは、内閣府の使用は係る

電子情報処理組織とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）及び第七条第一項（第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において

商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを重

（電子開示手続の開示用電子情報処理組織の）
う。 気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

用

第二十七条の三十の三 電子開示手続を行つたときは、政令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第二十七条の三十の四 任意電子開示手続を行う者は、政令で定めることにより、開示用電子情報処理組織を使つて行うことができる。

第三項の規定により行われた電子開示手続及び任意電子開示手続は、前条の電子計算機に供えられたファイル（以下「この章において単に「ファイル」という。）への記録がされた時に内閣府に到達したものとみなす。

第一項又は第二項の規定により行われた電子開示手続又は任意電子開示手続については、これらの手続を文書をもつて行うものとして規定した金融商品取引法の規定に規定する文書をもつて行われたものとみなして、金融商品取引法の規定を適用する。

第二十七条の三十の四 電子開示手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により開示用電子情報処理組織を使用して当該電子開示手続を行うことができない場合には、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得て、開示用電子情報処理組織の使用に代えて、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この章において同じ。）の提出によりその電子開示手続を行うことができる。

開示用電子情報処理組織を使用して任意電子開示手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により開示用電子情報処理組織を使用して当該任意電子開示手続を行うことができない場合には、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得て、開示用電子情報処理組織の使用に代えて、磁気ディスクの提出によりその任意電子開示手続を行うことができる。

内閣総理大臣は、前二項の規定により電子開示手続又は任意電子開示手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、直ちに、内閣府令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。この場合において、ファイルへの記録がされた時に内閣府に到達したものとみなす。

前条第四項の規定は、前三項の規定により行なわれた電子開示手続又は任意電子開示手続について準用する。

（開示用電子情報処理組織の故障等の場合の特例）

(金融商品取引所等に対する書類の写しの提出等に代わる通知等)

十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 又は第二十七条の二十八第一項(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類についてファイルに記録されている事項(第二十五条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)又は第二十七条の二十八第三項(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)の規定により公衆の縦覧に供しないものとされる部分及び特定部分を除く。) 又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

前項の「特定部分」とは、第二十五条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の十四第五項(第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二十七条の二十八第四項の規定により公衆の縦覧に供しないものとされた部分をいう。

(開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧)

第二十七条の二十七に規定する書類（以下この項において「大量保有報告書等」という。）の提出の手続を電子情報処理組織を使用して行った場合（磁気ディスクの提出により当該手続を行った場合を含む。）には、その大量保有報告書等については、同条の規定による発行者に対するその写しの送付をすることを要しない。

(金融商品取引所等による公衆縦覧)
第二十七条の三十の八 第二十七条の三十の六の規定により通知を受けた金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、政令で定めることにより、第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する報を公衆の縦覧に供した旨を通知するものとする。

5 である。従つて第一項の規定により重要参考情報として、当該事項に併せて、公衆の縱覽に供することができる。

前項の場合において、内閣総理大臣は、次条第一項の規定により当該重要な投資判断に重要な影響を及ぼすもの（次項において「重要な参考情報」といいう。）を、当該事項に併せて、公衆の縱覽に供することができる。

前項の場合において、内閣総理大臣は、次条第一項の規定により当該重要な参考情報に係る同項に規定する事項を公衆の縱覽に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会及び第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三十の十の規定により当該重要な参考情報に係る同条に規定する事項を公衆の縱覽に供する者に對し、前項の規定により重要な参考情報

益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、第二十五条第六項各号（第一十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十四第五項各号（第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる処分をし、又は第二十七条の二十八第四項に規定する提出命令を発した旨そのも第一項に規定する事項に關連する情報

2 読み数判定規則(第2章) 第2節 第2項
前項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第三項又は第四項(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により交付しなければならない公開買付説明書(第二十七条の九第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開

論見書記載事項の提供等)

第一項の規定により同項に規定するファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十一の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

第一項の場合において、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二十五条第六項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十四第五項各号（第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる处分をし、又は第二十七条の二十八第四項に規定する提出命令を発した旨その他第一項に規定する事項に関する情報であつて投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの（次項において「重要参考情報」という。）を、当該事項に併せて、公衆の縦覧に供することができる。

前項の場合において、内閣総理大臣は、次条第一項の規定により当該重要参考情報に係る同項に規定する事項を公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は同項の政令で定める認可金融商品取引業協会及び第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三十の十の規定により当該重要参考情報に係る同條に規定する事項を公衆の縦覧に供する者に対し、前項の規定により重要参考情報報を公衆の縦覧に供した旨を通知するものとする。

（金融商品取引所等による公衆縦覧）

第二十七条の三十の八 第二十七条の三十の六の規定により通知を受けた金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会は、政令で定めるところにより、第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する

2 読み数判定規則(第2章)の規定は、第二十三条の十三第二項又は前項の規定は、第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面、第二十七条の九第三項又は第四項(これらは規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により交付しなければならない公開買付説明書(第二十七条の九第一項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開

（発行者等による公衆縦覧）
第二十七条の三十の十 第二十五条第一項第一号から第九号まで（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者若しくは同項第十号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類に係る電子開示手続を行つた者の提出子会社又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る第二十五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）を出力装置の映像面に表示する方法等による親会社等状況報告書記載事項の提供等）
第二十七条の三十一の十一 親会社等は、内閣府令で定める場合には、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により当該親会社等の提出子会社に送付したもののとみなす。

2 公開買付者（第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この項及び第四項において同じ。）は、内閣府令で定める場合には、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により当該公開買付け（第二十七条の三第一項に規定する公開買付をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に係る株券等の発行者（当該公開買付けに係る公開買付届出書（第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書を有する者を含む。）に送付するものとされている書類の写しに係る公開買付届出書、公開買付撤回届出書（第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）、公開買付報告書（第二十七条の十三第二項に規定する公開買付るものにより提出する報告書を含む。）及び対質問回答報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

いる者がある場合において送付するものとされる
る書類の写しに代えて、当該公開買付けに
係る公開買付届出書(第二十七条の二十二)の二
第二項において準用する第二十七条の三第二項
に規定する公開買付届出書をいい、その訂正届
出書を含む。)に記載すべき事項を電子情報処
理組織を使用する方法その他の情報通信の技術
を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの
により提供することができる。この場合におい
て、当該公開買付者は、当該書類の写しを送付
したものとみなす。

4 公開買付けに係る対象者は、内閣府令で定め
る場合には、第二十七条の十第九項(同条第十
項において準用する場合を含む。)の規定によ
り当該公開買付けに係る公開買付者(当該公開
買付けに係る意見表明報告書(その訂正報告書
を含む。以下この項において同じ。)を提出し
た日において、当該公開買付者以外の者で既に
当該公開買付けに係る発行者の株券等に係る公
開買付届出書の提出をしている者がある場合に
は、当該提出をしている者を含む。)に送付す
るものとされている書類の写しに代えて、当該
意見表明報告書に記載すべき事項を電子情報処
理組織を使用する方法その他の情報通信の技術
を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの
により提供することができる。この場合におい
て、当該公開買付けに係る対象者は、当該書類
の写しを送付したものとみなす。

(以下この条及び第六章の二において「特定取得勧誘」という。)又は特定投資家向け売付け有価証券が特定投資家向けに有価証券が該当する場合であつて、少數の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。)その他第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受けない有価証券交付勧誘等のうち政令で定めるもの(以下この条及び第六章の二において「特定売付け勧誘等」という。)は、当該特定取得勧誘又は特定売付け勧誘等(以下「特定勧誘等」という。)に係る有価証券の発行者が、当該有価証券及び当該発行者に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報(以下「特定証券情報」という。)を、次項に定めるところにより、当該特定勧誘等が行われる時までに、その相手方に提供し、又は公示しているものでなければすることができない。

2 特定証券情報の提供又は公表をしようとする発行者は、当該特定証券情報を、内閣府令で定めるところにより、自ら若しくは他の者に委託して提供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 次条第一項の規定により既に内閣府令で定める期間継続して発行人情報(同項に規定する発行人情報をいう。以下この項において同じ。)を公表している発行人は、前項の規定により特定証券情報を提供し、又は公表しようとする場合において、当該特定証券情報を、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の発行人情報及び同条第三項に規定する訂正発行人情報(以下「参照情報」という。)を参照すべき旨を表示したときは、特定証券情報のうち発行者に関する情報として内閣府令で定める情報の提供又は公表をしたものとみなす。

4 第二項の規定により特定証券情報の提供又は公表をした発行人は、当該提供又は公表をした日から一年を経過するまでの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)において、当該特定証券情報に訂正すべき事項があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを訂正する旨の情報

(以下「訂正特定証券情報」という。)の提供又は公表をしなければならない。

第一項の規定により特定証券情報の公表をした発行人は、該当特定証券情報の公表をした日から一年を経過する日までの間（公益又は投資保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間）、当該特定公正書類（丁口持合正書類）

（発行者情報の提供又は公表）
第二十一条の三十一　次の各号に掲げる行為（證券情報等を公表した場合には、当該訂正特定証券情報を含む。）を継続して公表しなければならない。

(以下「發行者情報」といふ)を、單獨的用
（發行者が会社以外の者である場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間。第四項、第七百七十二条の十一第一項及び第八百八十五条の七第三十一項第四号において同じ）ごとに一回以上、当該各号に定める

有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。ただし、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護に欠けることがあれば、公表するまでは、開示することができる。

ないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 特定投資家向け有価証券の発行者 当該発行者の発行する特定投資家向け有価証券

二 前条第二項に定めるところにより特定証券

2 情報の提供又は公表をした発行者（前号に掲げるものを除く。）当該提供又は公表をした特定証券情報に係る有価証券特定投資家可付有価証券に該当しなかつた有

3
物別に投資家にて有価証券に譲り受けた場合、内閣府令にて定める場合を除く。は、当該有価証券の発行者は、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、発行者情報と証券が特定投資家向けに有価証券に該当することとなつたとき（内閣府令で定める場合を除く。）は、当該有価証券を所有する者に提供し、又は公表しなければならない。

第一項各号に掲げる発行者は、内閣府令で定めることにより、これを訂正する旨の情報（以下「訂正発行者情報」という。）を提供し、又は公表しなければならない。

の事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間（当該発行者情報に係る特定投資家向け有価証券が特定投資家向け有価証券でなくなつた場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める期間）、当該発行者情報（訂正発行者情報を公表した場合は、当該訂正発行者情報を含む。）を継続して公表しなければならない。

（外国証券情報の提供又は公表）

第二十七条の三十二の二 金融商品取引業者等は、第四条第一項第四号に該当する有価証券の売出し（以下「外国証券売出し」という。）により有価証券を売り付ける場合には、当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報として内閣府令で定める情報（以下「外国証券情報報」という。）をあらかじめ又は同時に、その相手方に提供し、又は公表しなければならない。ただし、当該有価証券の発行者が既に当該有価証券に係る特定証券情報を公表している場合その他内の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 外国証券売出しを行つた金融商品取引業者等は、当該外国証券売出しにより有価証券を取得し、かつ、当該金融商品取引業者等に当該有価証券の保管を委託している者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者から請求があつた場合又は投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合には、外国証券情報を提供し、又は公表しなければならない。ただし、当該有価証券に関する情報の取得の容易性、当該有価証券の保有の状況等に照らして公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

3 前二項の規定により外国証券情報の提供又は公表をしようとする金融商品取引業者等は、当該外国証券情報を、内閣府令で定めるところにより、自ら若しくは他の者に委託して提供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（虚偽の特定証券等情報に係る賠償責任）

第二十七条の三十三 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十一条（第一項第三号、第二項第二号及び第三号並びに第三項を除く。）の規定は、特定証券等情報（特定証券情報、第二十七条の三十一第三項の規定の適用を受ける特定証券情報に係る参照情報又は訂正特定証券

情報（当該訂正特定証券情報に係る参照情報を含む。）をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「特定証券等情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ。）のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「有価証券届出書の届出者」とあるのは「特定証券等情報を提供し、又は公表した発行者」と、「募集又は売出しに応じて取得した者」とあるのは「特定証券等情報が公示されていない場合には、当該特定証券等情報に係る特定勧誘等（第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。以下同じ。）に応じて取得した者（当該特定証券等情報が公表されない場合には、公表すべき）と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目論見書」と並び第二十七条の三十三において読み替えて適用する第二十一条において同じ。）」と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、第十九条第二項中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「記載すべき」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」と、「虚偽の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、同条第一項中「有価証券届出書又は目論見書」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、同条第二項中「有価証券の募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による停止命令があつた時から七年間（第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）」とあるのは「特定証券等情報」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記

載」とあるのは「事実に関する情報」と、「募
集又は売出し」とあるのは「特定勧誘等」と、
「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、
同項第一号中「有価証券届出書を提出した会
社」とあるのは「特定証券等情報を提供し、若
しくは公表した発行者」と「提出の時」とあ
る的是「提供若しくは公表の時」と、「当該会
社の発起人」とあるのは「当該発行者の発起人
その他これに準ずる者」と、「提出が会社の成
立」とあるのは「提供又は公表が発行者の成立
又は発足」と、同項第二号中「当該売出し」と
あるのは「当該特定勧誘等(特定売付け勧説等
(第二十七条の三十一第一項に規定する特定売
付け勧説等をいう。以下この号において同じ。)
であるものに限る。」と、「その売出し」とあ
る的是「その特定売付け勧説等」と、同項第四
号中「募集」とあるのは「特定勧説等(特定取
得勧説(第二十七条の三十一第一項に規定する
特定取得勧説をいう。)であるものに限る。」
と、同条第二項第一号中「又は第二号」とある
のは「第二号又は第四号」と、「記載が虚偽」と
あるのは「情報が虚偽」と、同条第四項中
「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特
定勧説等」と、同項第一号中「有価証券を」と
あるのは「特定勧説等に係る有価証券を」と、
同項第二号中「有価証券」とあるのは「特定勧
説等に係る有価証券」と、同項第三号中「有価
証券が」とあるのは「特定勧説等に係る有価証
券が」と読み替えるものとするほか、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

第二十七条の三十四 第二十二条の二から第二十九条までの規定は、特定情報（特定証券等情報又は発行者等情報（発行者情報又は訂正発行者情報をいう。以下同じ。）をいう。第二十七条の三十五第一項において同じ。）について準用する。この場合において、第二十二条の二第一項中「第二十五条第一項各号（第四号及び第七号を除く。）に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）とあるのは「特定情報（第二十七条の三十四に規定する特定情報をいう。以下同じ。）であつて第二十七条の三十一第二項、第四項若しくは第五項又は第二十七条の三十二の規定により公表されたもの（以下「公表情報」という。）と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、

と、「書類の提出者」とあるのは「事実に関する情報を公表した発行者」と、「書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類(同項第十号に掲げる書類を除く。)の提出者又は表されている間に当該発行者の」と、「若しくは売出し」とあるのは「若しくは売出し若しくは特定勧誘等(第二十七条の三十一第一項に規定する特定勧誘等をいう。)とする者が発行者である」とあるのは「公表情報がこれらの規定により公表情報がこれらに掲げる書類に限る。」の提出者を親会社等(第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。)とする者が発行者である」とあるのは「公表情報がこれらの規定により公表情報がこれらに掲げる書類に限る。」と、同条第三項「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、同条第二項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情情報に係る虚偽情報等」と、同条第三項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情情報を公表した発行者」と、「当該提出者」とあるのは「当該発行者」と、「書類の虚偽記載等」とあるのは「虚偽記載等」とあるのは「虚偽情報等」と、「書類の提出者」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により」とあるのは「内閣府令で定めるところにより」と、同条第五項及び第六項中「書類の虚偽記載等」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「第二十二条の二」と、「第二十五条第一項各号(第四号及び第七号を除く。)に掲げる書類」とあるのは「公表情報に係る虚偽情報等」と、「第二十七条の三十四において読み替えて準用する第二十二条の二」と、「第二十五条第一項に規定する公表情情報をいう。以下同じ。」と、「三年間」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「二年間」と、「二年間」とあるのは「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「二年間」とあるのは「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表された時から五年間」とあるのは「当該公表情報が公表された日から五年間」と、「第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるの

は「特定情報のうちに」と、「虚偽の記載」とあるのは「虚偽の情報」と、「記載すべき」とあるのは「提供し、若しくは公表すべき」と、「事実の記載」とあるのは「事実に関する情報」と、「第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは「当該特定情報を提供し、若しくは公表した者」である。公表の時に規定する役員（第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。）又は当該発行者の発起人その他のこれに準ずる者（その提供又は公表が発行者の成立又は発足前にされたときにつきに限る。）と、「記載が虚偽」とあるのは「情報が虚偽」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である」とあるのは「特定情報を提供し、若しくは公表した発行者の」と、「募集若しくは売出しによらないで取得した者又は处分した者」であるのは「取得した者（当該特定情報を公表されていない場合にあつては、募集若しくは売出し又は特定勧誘等によらないで取得した者に限る。）と、くは公表した者（当該特定情報が特定証券等情報（第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。）である場合にあつては、当該特定情報の提供を受けた者に限る。）と、同条第二項中「及び第一号の規定」とあるのは「の規定」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国証券情報に係る違反行為者の賠償責任）

第二十七条の三十四の二 第二十七条の三十二の二

第一項の規定に違反して有価証券を売り付けた金融商品取引業者は、これを買付けた者に対し当該違反行為により生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 外国証券売出しについて、重要な事項について虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関する情報が欠けている外国証券情報を使用して有価証券を売り付けた金融商品取引業者等は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで当該有価証券を買い付けた者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任すべき金融商品取引業者等は、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第一章の六 重要情報の公表

二 第三項の規定により公表されたもの（以下この項において「公表情報」という。）のうちに、重要な事項について虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、当該公表情報を公表した金融商品取引業者等は、当該公表情報が同条第三項の規定により公表されている間に情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで当該金融商品取引業者等から当該公表情報に係る有価証券を募集若しくは売出し若しくは特定勧誘等によらないで取得した者又は処分した者に対し、情報が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任ずべき金融商品取引業者等が、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査）

第二十七条の三十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定情報を提供し、若しくは公表した発行者若しくは特定情報を提供し、若しくは公表すべきであると認められる発行者若しくは当該特定情報に係る有価証券の引受け人その他の関係者若しくは参考人に対し参考となるべき報告書若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができ

する投資法人をいう。第一号において同じ。)である上場会社等の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。)(以下この項及び次項において「上場投資法人等の資産運用会社」という。)又はこれらの役員(会計参与が法人であるときは、その社員)、代理人若しくは使用人その他の従業者(第一号及び次項において「役員等」という。)が、その業務に関して、次に掲げる者(以下この条において「取引関係者」という。)の伝達(重要情報の伝達を行う者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の代理人又は使用人その他の従業者である場合にあっては、当該上場会社等又は当該上場投資法人等の資産運用会社において重要な影響を及ぼすもの(以下この章において「重要情報」という。)の伝達(重要情報の伝達を行なう者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の代理人又は使用人その他の従業者である場合にあっては、当該上場会社等又は当該上場投資法人等の資産運用会社において取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者が行なう伝達。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該上場会社等は、当該伝達と同時に、当該重要情報を公表しなければならない。ただし、取引関係者が、法令又は政令により、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他に漏らし、かつ、当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(以下この項及び第三項において「上場有価証券等」といいう。)に係る売買その他の有償の譲り受け(オプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券)により承継させ、又は承継することをいう。)又はデリバティブ取引(上場有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを使用することにより上場有価証券等を取得することとその他の内閣府令で定めるものを除く。)(第一号及び第三項において「売買等」という。)をしてはならない義務を負うときは、この限りでない。

商品取引業に係る業務に從事していない者として内閣府令で定める者を除く。) 一 当該上場会社等の投資者に対する広報に係る業務(前項第一号に規定する業務に付随するもの、同様の性質のもの)

公表されるべき重要な情報が公表されていないと認めるときは、当該重要な情報を公表すべきであると認められる者に対し、重要な情報の公表その

第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

て同じ。) を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当

る業務に関して重要な情報の伝達を受け、当該重要情報に基づく投資判断に基づいて当該上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者として内閣府令で定める者

他の適切な措置をとるべき旨の指示をすることができる。
内閣総理大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がないのにその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 金融商品取引業者等

第一節 總則

第一款 通則

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げ

る行為のいずれかを業として行うことをいう。

証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六

十四条第一項第一号において同じ。)を除く。) そつ、ての第二条第八項第一号から第三

号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる

二の一 行為商品関連市場デリバティブ取引について

ての第二条第八項第一号、第三号又は第五号に掲げる行為

二 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲

三 次のイからハまでのハザレかこ該当する
げる行為

行為の発達の過程を記述するには、行動論的アプローチが最も適切である。

イ 有価証券の元引受けであつて 損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で

口 定めるもの
有価証券の元引受けであつて、イに掲げ

るもの以外のもの

四
て、有価証券の元引受け以外のもの
第三条第八項第十号に掲げる行為

五 第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品又一通りの、又は開設する行為の

は金融商品取引業のうち次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

(公表の指示等)
第二十七條の三十八 内閣總理大臣は、第二十七
条の三十六第一項から第三項までの規定により

一 第二条第八項第七号に掲げる行為
二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条

めた金利若しくは有価証券の利率等又は通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）

四　店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引であつて、政令で定めるもの

イ　売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてある有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ　有価証券約定数値と有価証券現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

ハ　当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができると相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対しても対価を支払うことと約する取引又はこれに類似する取引

（1）有価証券の売買

（2）イ、ロ、ホ及びヘに掲げる取引

二　当事者の一方の意思表示により当事者において当該意思表示を行う場合の有価証券指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金錢を授受することとなる取引を成立させることができると相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

ホ　又はこれに類似する取引

本　当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払う相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等若しくは

貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

ホ　イからニまでに掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

四　店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引であつて、政令で定めるもの

イ　売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてある有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ　有価証券約定数値と有価証券現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

ハ　当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができると相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対しても対価を支払うことと約する取引又はこれに類似する取引

（登録）

第二十九条　金融商品取引業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の申請）

第二十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）の額）

五　外国金融商品市場において行う取引であつて、第三号に掲げる取引と類似の取引

六　前二号に掲げる取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。）の媒介、取次（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理又は第三号若しくは前号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理

七　第二条第八項第五号に掲げる行為であつて、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引その他政令で定める取引に係るもの

八　第二条第八項第六号、第八号又は第九号に掲げる行為

九　第二条第八項第一号から第五号までに掲げる有価証券又は金融商品

六　第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引に上場されていない有価証券（政令で定めるものを除く。）について、電子募集業務（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより第一条第八項第七号又は第八号に掲げる行為（政令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）又は電子募集取扱業務（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより同項第九号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下この章において同じ。）を行ふ場合には、その旨

七　高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行ふ場合（ロに規定する場合を除く。）においては、その旨

八　第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行ふときには、その旨

九　当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第十五号に掲げる行為

十　暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ　第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ　第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

十一　貸付事業等権利（第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出资又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）についての第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

十二　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先に委託する投資運用関係業務の内容その他の内閣府令で定める事項

十三　他に事業を行つているときは、その事業の種類

十四　その他の内閣府令で定める事項

十五　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

十六　他に事業を行つているときは、その事業の種類

十七　第二十九条の四第一項各号（第一号二から八まで、第一号の二、第三号イ、第四号二、第五号ハ及び第七号（第六十六条の五十三第六号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

一　業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものとし、内閣府令で定められた書類

イ　当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第十五号に掲げる行為

六　暗号等資産又は金融指標（暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ　第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ　第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

十一　貸付事業等権利（第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出资又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）についての第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

十二　投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先に委託する投資運用関係業務の内容その他の内閣府令で定める事項

十三　他に事業を行つているときは、その事業の種類

十四　その他の内閣府令で定める事項

十五　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

十六　他に事業を行つているときは、その事業の種類

十七　第二十九条の四第一項各号（第一号二から八まで、第一号の二、第三号イ、第四号二、第五号ハ及び第七号（第六十六条の五十三第六号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

一　業務の内容及び方法として内閣府令で定められた書類その他の内閣府令で定められた書類

三 前二号に掲げるもののほか、法人である場合においては、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類

前項第三号に掲げる書類を添付する場合における

いて、定款が電磁的記録で作成されているとき、は、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る）を添付することができる。

(登録簿への登録)

第二十九条の三 内閣總理大臣は第二十九条の

登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほ

か、次に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿

に登録しなければならない。
一前半第一項各二掲げる事項

二一 前条第一項各号に掲げる事項登録年月日及び登録番号

内閣総理大臣は、金融商品取引業者登録簿を

公衆の縦覧に供しなければならない。
(登録の拒否)

内閣総理大臣は、登録申請者が
次の各号の一に該当するとき、又は登録

次の各号のいすれかは該当する。ときは登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは

電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録が

あり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が次けてあるときは、その登録を拒否しなけれ

ばならない。

一
次のいずれかに該当する者
第二二三頁、第二二三頁

イ 第五十二条第一項 第五十三条第三項若しくは第五十比條の六第三項の規定により

第二十九条の登録を取り消され、第六十条

の八第一項の規定により第六十条第一項の
許可を取り消され、第六十一条の十四第二項

該項を取り消され 第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規

定により第六十条の十四第一項の許可を取
得する。

り消され、第六十三条の五第三項（第六十

（第三条の二第一項に規定する場合を除く。）の規定により適格機関投資家等特例

業務（第六十三条第二項に規定する適格機関又は審査請求業務をいい）。以下二の号又

関投資家等特例業務をいう。以下この号及び第二号において同じ。) の廃止を命ぜら

れ、第六十三条の十二第三項（第六十三条

の十一第二項において準用する場合を含む。の規定により海外投資家等特別業務

（第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び第二号において同じ。）の廃止を命ぜられ

第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の二十七の登録を取り消され、第六十六条の十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該登録を受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者のいずれかに該当する者

をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務（同項に規定する取引所取引業務をいう。以下この号及び第二号へ（2）並びに第三十八条第八号において同じ。）を廃止したことにより第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この号及び第二号並びに第三十八条第八号において同じ。）（当該通知があつた日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該通知があつた日から五年を経過しないもの））を廃止することについての決定（当該通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。以下この号及び第二号へ（3）において同じ。）を廃止したことにより第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に関する行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。以下この号及び第二号において同じ。）を廃止したことにより第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。以下この号及び第二号において同じ。）（当該通知があつた日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことの決定をする日までの間に

間に第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者（第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び第二号において同じ。）の地位を承継した旨の第六十三条の二第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者（第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び第二号において同じ。）の地位を承継した旨の第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(9) 第六十六条の四十一第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をするまでの間に第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者は、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(10) 第六十六条の六十三第一項の規定による第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の六十第一項第一号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る業務の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の八十三第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に投資運用関係業務受託業を廃止し、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

（12）金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十一條第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。）（12）及び第二号へ（12）において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないものこの法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第

五百十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十二年法律第三十二号）、金融サービスクの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、資金決済に関する法律その他の政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 他に行う事業が公益に反すると認められる者

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他この事情に照らし、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる者

（2） その他金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者

へ 金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者

（1） 法人である場合においては、登録申請の対象となる金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員（相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び次号、第三十三条の五第一項第三号イ、第五十二条第二項、第五十二条の二第二項、第五十七条の二十第一項第一号及び第三項、第六十三条第七項第一号ハ、第六十三条の九第六項第二号ト、第六十六条の五十三第五号

一、第六十六条の六十三第二項、第六十六条の七十四第七号イ及びハ並びに第六十六条の八十五第二項において同じ。又は使用人を確保していないと認められる者。ただし、登録申請者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき第六十六条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。）に委託する場合における該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保していれば足りるものとする。

二、法人である場合においては、役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ、心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者としてわれている者

ロ、内閣府令で定める者

ハ、拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二、金融商品取引業者であつた法人が第五十五条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であつた法人が第六十条の八第一項の規定により第六十条の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であつた法人が第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同第三項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であつた法人が第六十三条の十三第三項の規定によ

り海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた法人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であつた法人が第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の十七の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者であつた法人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者であつた法人が第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者での取消し又は命令の日から五年を経過しない者

者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合（海外投資家等特例業務の届出者である個人が第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたこと）がある場合（第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であつた個人が第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消されたこと）がある場合（第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたこと）がある場合若しくは投資運用関係業務受託業者であつた個人が第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。本において同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。本において同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者次いはずれかに該当する者

第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品取引業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融商品取引業を廃止し、合併（金融商品取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(2) 第六十条の人第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（当該通知があつた日前に解散をし、又は取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(3) 第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十条の十四第二項において準用する第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デ

リバティップ取引等許可業者（当該通知書があつた日前に解散をし、又は電子店頭リバティップ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭リバティップ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出

(4) 第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に関する行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときには該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときには該当する旨の同項の規定によつて届出をした場合は、これらは届出に係る特例業務届出者であつた法人とし、当該通知があつた日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併(特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る)をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの。

(5) 第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に関する行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の三第二

項において準用する第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る第六十三条の三第一項の規定による届出をした者

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通う。」をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しな

前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をして、いた者を除く。の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第一項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者があつた法人とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をい

(8) 处分をしないことの決定をする日までに第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（第五十条の二第二項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（第五十条の二第一項第三号の十一第一項の規定による届出をして、當該通知があつた者であつた法人とし、當該通知があつた日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に係る第六十三条の十一第一項の規定による届出をして、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をして、當該届出の日から五年を経過しないもの）

第六十六条の二十第一項の規定による第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る令融商品仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る令融商品仲介業者である全事業の全部を承継させ、金融商品仲介業

(9) 第六十六条の四十二第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の四十第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る信用格付業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過したもの

(11) 業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの 第六十六条の八十五第一項の規定によ

備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合については、当該届出に係る金融サービス仲

—

個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　登録申請の対象となる金融商品取引業に係る業務のそれぞれにつき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有していないと認められる者

ロ　前号イからチまで若しくはリ（第一号ハ）に規定する法律の規定に係る部分を除く。」

ト個人であつて、第一号ロに該当する者

リ 第五十五条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項、第六十六条の六十三第二項若しくは第六十六条の八十五第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ 第一号ハに規定する法律の規定若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

イ 登録申請の対象となる金融商品取引業に該当する者

Page 1 of 1

のいづれかに該当する者又は政令で定める使用者のうち前号イからリまでのいづれか

に該当する者のある者

引業又は投資運用業を行おうとする場合にあっては、次のいずれかに該当する者

資本金の割には出資の総額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

ハ 口
　　国内に営業所又は事務所を有しない法人
　　外国法人であつて国内における代表者

下

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二条第十二号）に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。）を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（第一種金融商品取引業者を行おうとする場合にあつては、当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商品取引業者を行おうとする場合にあつては、次に定むる者）

金融商品取引業と同種類の業務を行つてゐる者（これに類するものとして政令で定める者を含む。）に限る。）でない者

1

主要株主に準ずる者が金融商品取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれ

(3) (イ) 法人を代表する役員のうちに次のいずれかに該当する者がある者
心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者
イ 株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二条第一項）

(2) (1) 第一号イ又はロに該当する者
第一号ハに規定する法律の規定又はこ

本法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）。

(2) 第二号口からリまでのいづれかに該当する者

く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は第二号口からりまでのいづれかに該当する者であるものに限

行使することなかまない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に

会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。亦及びへにおいて同じ。」のうちこ次のハザレハニ該当する者

ために投資者保護に支障を生ずると認められる者

に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該當せらず、かつ、当該事務に係る員との往來の書類が困難である。

（控除して算出した額をいう。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

がない者であることについて、外国の当局（第一百八十九条第一項に規定する外金融商品取引規制当局その他政令で定める外国の法令を執行する当局をいう。）による確認が行われていない外国法人（第一種金融商品取引業を行おうとする場合においては、次のいずれかに該当する者）による確認があつては、次のいずれかに該当する者（第四十六条の六第一項の規定に準じて算出した比率が百二十・ゼントを下回る者）他の金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）において同じ。）が現に用いている商号と同一の商号又は他の金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする者）

第二種金融商品取引業として高速取引行為を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、第六十六条の五十三第六号ロ若しくはハ又は第七号に該当する者

前項第五号ニからヘまでの「主要株主」とは、会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号に準用する場合を含む。）の規定により発行者に对抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有的態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。第五项並びに第三十二条第一項及び第四項において「対象議決権」という。）を保有している者をい

3 第一項第五号ニの「持株会社」とは、子会社（国内の会社に限る。）の株式又は持分の取得額（最終の貸借対照表において別に付した価額

があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

六 第一項第五号ニ及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7 第二種金融商品取引業における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

8 第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の二 第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業のみを行おうとする場合に第一号の規定の適用については、同条第一項第六号中「その旨」とあるのは、「その旨（第一種金融商品取引業のうち第二十九条の四の二第二項第六号及び第二項第一号の規定の適用に關しては、その旨を含む。）」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは、「第五号ハ、第六号イ」とする。

9 前条第一項第五号ハ及び第六号イの規定（二種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業）とは、電子募集取扱業務（次に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていらないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集を行う旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。）

10 第一条、第二項、第五項及び前二項の「第一種少額電子募集取扱業者」とは、登録申請書に第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おう旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。

11 第二十九条の四の四 第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行おうとする場合における非上場有価証券特例仲介等業務についての第二十九条の二第一項第五号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第五号中「投資運用業の種別」とあるのは、「投資運用業の種別（第二十九条の四の四第八項についての第二十九条の二第一項第五号及び第二項第一号の規定の適用については、これに該当する旨を含む。）」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは、「第五号ハ、第六号イ」とする。

12 第二条第一項第九号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計額をいう。）から内閣府令で定めるところにより算出した額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。）は、前項の場合又は第三十一

条第四項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）

3 第一種少額電子募集取扱業者（投資運用業の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第二種少額電子募集取扱業のみを行おうとする場合にかかる第二十九条の二第一項第六号の規定の適用については、同号中「その旨」とあるのは、「その旨（第二種金融商品取引業のうち第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務のみを行おう場合は、その旨を含む。）」とする。

4 第一種少額電子募集取扱業者は、金融商品取引業及びに第三十五条第一項及び第二項の規定により行う業務以外の業務を行おう場合には、同条第四項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

5 第三十六条の二第一項の規定は、第一種少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業を行う場合には、適用しない。

6 第四十六条の五及び第四十六条の六の規定は、第一種少額電子募集取扱業者については、第一種少額電子募集取扱業者に保有する場合にかかるわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。

7 第一种少額電子募集取扱業者が第一種少額電子募集取扱業務を行おう場合における第二十七条の二第四項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十六第一項及び第六十六条の二第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種金融商品取引業」とあるのは、「第一種金融商品取引業（第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）」と、第二十七条の二十六第一項中「同条第四項」とあるのは、「第二十八条第四項」とする。

8 第三項から前項までの「第一種少額電子募集取扱業者」とは、登録申請書に第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行おうとする場合における第一種少額電子募集取扱業のみを行おう旨を記載して第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けた者をいう。

9 第一条、第二項、第五項及び前二項の「第一種少額電子募集取扱業者」とは、電子募集取扱業務のうち有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第四項の変更登録を受けた者をいう。）が第二種少額電子募集取扱業を行おう場合には、適用しない。

10 第二項の「第一種少額電子募集取扱業者」とは、電子募集取扱業務のうち、有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものを除く。）であつて、第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の募集の取扱い又は私募の取扱いで、当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすものをいう。

（非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例）

第二十九条の四の四 第二十九条の登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行おうとする場合における非上場有価証券特例仲介等業務についての第二十九条の二第一項第五号及び第二項第一号の規定の適用については、同条第一項第五号中「投資運用業の種別」とあるのは、「投資運用業の種別（第二十九条の四の四第八項についての第二十九条の二第一項第五号及び第二項第一号の規定の適用については、これに該当する旨を含む。）」と、同条第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは、「第五号ハ、第六号イ」とする。

11 第二条第一項第九号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計額をいう。）から内閣府令で定めるところにより算出した額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

12 第二項第一号中「第五号ハ」とあるのは、「第五号ハ、第六号イ」とする。

- 内閣総理大臣は、金融商品取引業者に対する前項の認可をしたときは、その旨を当該金融商品取引業者の登録に付記しなければならない。
(認可の条件)
第三十条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。
1 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。
(認可の申請)
第三十条の三 第三十一条第一項の認可を受けようとする金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 商号
二 登録年月日及び登録番号
前項の認可申請書には、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
(認可の基準)
第三十条の四 内閣総理大臣は、第三十条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備を行つてること。
二 資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上であること。
三 純財産額が前号に規定する金額以上であること。
四 第四十六条の六第二項の規定に違反しないこと。
五 認可申請者の売買価格の決定方法、受渡し
その他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものであること。
(変更登録等)
第三十一条 金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項各号(第五号から第六号まで、第七号ロ、第八号及び第九号を除く。)に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融商品取引業者の登録簿に登録しなければならない。

- 金融商品取引業者は、第二十九条の二第二項
第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は
方法のうち、同条第一項第八号又は第九号に規
定する行為に係るものであつて公益又は投資者
保護のため特に必要なものとして内閣府令で定
めるもの（以下この項及び第三十三条の六第三
項において「特定業務内容等」という。）につ
いて変更をしようとするときはあらかじめ、特
定業務内容等以外のものについて変更があつた
ときは遅滞なく、内閣府令で定めるところによ
り、その旨を内閣総理大臣に届け出なければな
らない。

金融商品取引業者は、第二十九条の二第一項
第五号から第六号まで、第七号ロ、第八号又は
第九号に掲げる事項について変更をしようとする
ときは、内閣府令で定めるところにより、内
閣総理大臣の行う変更登録を受けなければなら
ない。

第二十九条の三及び第二十九条の四の規定
は、前項の変更登録について準用する。この場
合において、第二十九条の三第一項中「次に掲
げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、
第二十九条の四第一項中「次の各号」とあるの
は「次の各号（第一号イからニまで、第二号及
び第三号ロを除く。）」と読み替えるものとする。
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引
業者は、第三項の規定にかかわらず、当該認可
を受けた業務に係る損失の危険の管理方法、売
買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法
その他内閣府令で定める業務の内容及び方針を
変更しようとする場合は、内閣総理大
臣の認可を受けなければならない。

金融商品取引業者は、第三項の規定にかかわ
らず、第二十九条の二第二項第二号に掲げる書
類に記載した業務の内容又は方針のうち、第二
条第八項第十号に掲げる行為（第三十条第一項
ただし書の規定により行うものに限る。）に係
るものであつて、有価証券の取引の公正の確保
の必要性、決済の確保の必要性その他の事情を
勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要な
ものとして内閣府令で定めるものについて変更
をしようとするときは、その日の三十日前まで
に、内閣府令で定めるところにより、その旨を
内閣総理大臣に届け出なければならない。

- みを行う者に限る。以下この条において同じ。)
は、営業保証金を主たる営業所又は事務所の最
寄りの供託所に供託しなければならない。
2 前項の営業保証金の額は、金融商品取引業者
の業務の実情及び投資者の保護の必要性を考慮
して、政令で定める額とする。
3 金融商品取引業者は、政令で定めるところに
より、当該金融商品取引業者のために所要の営
業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託さ
れる旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣
に届け出たときは、当該契約の効力の存する
間、当該契約において供託されることとなつて
いる金額（以下第一項の営業保証金の全部又は
いう。）につき第一項の営業保証金の全部又は
一部の供託をしないことができる。
4 内閣総理大臣は、投資者保護のため必要があ
ると認めるときは、金融商品取引業者と前項の
契約を締結した者又は当該金融商品取引業者に
対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部
を供託すべき旨を命ずることができる。
5 金融商品取引業者は、第一項の営業保証金に
つき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行
い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなけ
れば、金融商品取引業を開始してはならない。
6 金融商品取引業者と投資顧問契約を締結した
者、金融商品取引業者による投資顧問契約又は
投資一任契約の代理又は媒介により投資顧問契
約又は投資一任契約を締結した者及び金融商品
取引業者による有価証券の売買又はその媒介
取次ぎ若しくは代理により有価証券の売買契約
を締結した者は、これらの契約により生じた債
権に關し、当該金融商品取引業者に係る営業保
証金について、他の債権者に先立ち弁済を受け
る権利を有する。
7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令
で定める。
8 金融商品取引業者は、第六項の権利の実行そ
の他の理由により、営業保証金の額（契約金額
を含む。第十項において同じ。）が第二項の政
令で定める額に不足することとなつたときは、
内閣府令で定める日から三週間以内にその不
額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）
を行い、その旨を遲滞なく内閣総理大臣に届け
出なければならない。

- 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第五十二条第一項若しくは第四項若しくは第五十四条の規定により第二十九条の登録が取り消されたとき、第五十条の二第二項の規定により第二十九条の登録がその効力を失ったとき、第一種金融商品取引業（個人が行う場合に限る。）及び投資助言・代理業以外の金融商品取引業を行うことにつき前条第四項の変更登録を受けたとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつときは、政令で定めることにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

（商号等の使用制限）

第三十一条の三 金融商品取引業者でない者は、金融商品取引業者と「商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。

（金融商品取引業を行う旨の表示等の禁止）

第三十一条の三の二 金融商品取引業者等（第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）、金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業（第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務を含む。以下この条において同じ。）を行うことができる者以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第三十六条の二第一項に規定する標識又はこれに類似する標識の掲示その他の金融商品取引業を行う旨の表示をすること。

二 金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約（第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。）の締結について勧誘をすること（第一条第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

（取締役等の就任等に係る届出）

第三十一条の四 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員。以下この項及び次項において同じ。）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなる場合を含む。）又は他の会社の取締役、会計

参考、監査役若しくは執行役を退任した場合に
は、内閣府令で定めるところにより、遅滞な
く、その旨を内閣総理大臣に届け出なければな
らない。

第三款 主要株主

照らして公益又は投資者保護のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該特定主要株主に対し、当該金融商品取

顧客から注文を受けて行われるものと除く。次
条第一号において同じ。)又は次の各号に掲げ
る有価証券若しくは取引について、当該各号に

らな
い。
。

取引業又は投資運用業を行う者に限り、外国法

引業者の業務の運営又は財産の状況の改善に必

定める行為を行う場合は、適用しない。

2 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業以外の有価証券関連業を行なう者に限る。）の取締役又は執行役若しくは子銀行等の取締役（会計参与、監査役等又は執行役に就任した場合（当該親銀銀行等又は子銀行等の取締役（会計参与、監査役又は執行役が当該金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなつた場合を含む。）又は親銀銀行等若しくは子銀行等の取締役（会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合に限る。内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。）

3 前項の「親銀行等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三条の三第二項第三号及び第四十四条の三において「親法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいふ。

4 第二項の「子銀行等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者（第三十三条の三第二項第三号及び第四十四条の三において「子法人等」という。）のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいふ。

5 第三項に規定する総株主等の議決権の過半数の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（取締役等の適格性等）

第三十一条の五 会社法第三百三十一條第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）については、適用しない。

人を除く。以下この款において同じ。)の主要株主(第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。)となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引業者の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前項の対象議決権保有届出書には、第二十九条の四第一項第五号ニ(1)及び(2)並びにホ(1)から(3)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主は、当該金融商品取引業者の特定主要株主となつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

前項の「特定主要株主」とは、会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有している者をいう。

第二十九条の四第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(主要株主に対する措置命令等)

第三十二条の二 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の主要株主が第二十九条の四第一項第五号ニ(1)若しくは(2)又はホ(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三ヶ月以内の期間を定めて当該金融商品取引業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

内閣総理大臣は、金融商品取引業者の特定主要株主(前条第四項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。)の業務又は財産の状況(当該特定主要株主が法人である場合にあつては、当該特定主要株主の子法人等(特定主要株主が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定主要株主と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。)の財産の状況を含む。)に

2 前項本文の規定は、金融機関が、書面取次ぎ行為（顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引を行うことをいい、当該注文にかかる顧客に対する勧説に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買若しくは有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。）

3 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の特定主要株主が前項の規定による命令に違反した場合には、当該特定主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該金融商品取引業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 第三十二条の三 金融商品取引業者の主要株主は、当該金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主となつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。（主要株主でなくなった旨の届出等）

2 第三十二条の四 第三十二条第一項及び第二項、第三十二条の二第一項並びに前条第一項の規定は、金融商品取引業者を子会社（第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）とする持株会社（第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の株主又は出資者について準用する。

2 第四款 登録金融機関（金融機関の有価証券関連業の禁止等）

2 第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他他政令で定める金融機関（以下この条及び次条において「金融機関」という。）は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。ただし、有価証券関連業については、金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算により当該金融機関が行う投資助言業務に関する限りでない。

一 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第四項に規定する短期債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に限る。）、第二条第一項第四号に掲げる有価証券、同項第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。次号において「短期投資法人債等」という。）、第二条第一項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券、同項第十五号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第二十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるものを除く。）同条第八項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる行為

イ 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引並びにこれらに係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為

ロ 私募の取扱い

ハ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券

口 次に掲げる行為

イ 私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものをお除く。）

ロ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る行為（ロに掲げる取引については、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。））

口 次に掲げる取引 第二条第八項第四号に掲げる行為（ロに掲げる有価証券（当該有価証券に係る三以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引）

ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引等清算取次ぎ

六 第二十九条の規定は、金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引その他の政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ

六 高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ 登録金融機関業務（前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。）として高速取引行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合、投資助言・代理業を行う場合又は有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合

イ 市場デリバティブ取引等（市場デリバティブ取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）

ロ 金融機関の登録（金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投行業を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る行為（ロに掲げる取引については、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。））

口 次に掲げる取引 第二条第八項第四号に掲げる行為（ロに掲げる有価証券（当該有価証券に係る三以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引）

ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引等清算取次ぎ

六 第二十九条の規定は、金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引その他の政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ

六 高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ 登録金融機関業務（前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。）として高速取引行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合、投資助言・代理業を行う場合又は有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合

イ 市場デリバティブ取引等（市場デリバティブ取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）

ロ 金融機関の登録（金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投行业を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る行為（ロに掲げる取引については、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。））

口 次に掲げる取引 第二条第八項第四号に掲げる行為（ロに掲げる有価証券（当該有価証券に係る三以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引）

ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引等清算取次ぎ

六 第二十九条の規定は、金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引その他の政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ

六 高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ 登録金融機関業務（前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。）として高速取引行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合、投資助言・代理業を行う場合又は有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合

イ 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引並びにこれらに係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為

ロ 私募の取扱い

ハ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる有価証券以外の有価証券

口 次に掲げる行為

イ 私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものをお除く。）

ロ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う第二条第十一項第一号から第三号までに掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る行為（ロに掲げる取引については、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。））

口 次に掲げる取引 第二条第八項第四号に掲げる行為（ロに掲げる有価証券（当該有価証券に係る三以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引）

ロ 前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る二以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数を含む。）に係る店頭デリバティブ取引等清算取次ぎ

六 第二十九条の規定は、金融機関が、次に掲げる行為（以下「デリバティブ取引等」という。）のうち第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの（以下「有価証券関連デリバティブ取引その他の政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ

六 高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ 登録金融機関業務（前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。）として高速取引行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合、投資助言・代理業を行う場合又は有価証券等管理業務を行う場合若しくはこれに準ずる場合として政令で行う場合をして行う場合

- この款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

一 当該金融商品取引業者等が承諾日以後に行う対象契約の締結の勧誘の相手方

二 当該金融商品取引業者等が承諾日以後に締結する対象契約の相手方

6 金融商品取引業者等は、対象契約(第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定対象契約」という。)の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して金融商品取引契約を締結するときは、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等(次項及び第八項において「相手方金融商品取引業者等」という。)に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関する申出者が特定投資家以外の顧客とみなされる旨を告知しなければならない。

7 金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、相手方金融商品取引業者等に対する前条の規定は、適用しない。

8 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が第六項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約については、当該申出者を特定投資家以外の顧客とみなして、この法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。)の規定を適用する。

9 承諾日以後に申出者が新たに適格機関投資家となつた場合には、当該申出者が適格機関投資家となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。

10 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に関して自己を再び特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

11 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、この項の規定による承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により、当該申出をした者(次項において「復帰申出者」という。)の同意を得なければならない。

12 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところに

この款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

より、復帰申出者の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面による同意を得たものとみなす。金融商品取引業者等が第十一項の規定による

承諾をした場合には、同項の規定による承諾する日以後新たに第二項の規定により承諾する日の前までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)

第三十四条の三 法人（特定投資家を除く。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関する自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げた事項を記載した書面により、当該申出をした法人（以下この条において「申出者」という。）の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日）としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日（以下の条において「承諾日」という。）

二 当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下この条において「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者が特定投資家として取り扱う期間の末日（以下この条において「期末日」という。）

三 対象契約の属する契約の種類

四 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定投資家が金融商品取引業者等から対象契約の締結の勧誘を受け、又は当該金融商品取引業者等に対象契約の申込みをし、若しくは当該金融商品取引業者等と対象契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として内閣府令で定める事項

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の

状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨を期限日以前に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家として取り扱う旨

六 期限日後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

七 その他内閣府令で定める事項

一 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

二 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の勧誘の相手方

二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに締結する対象契約の相手方

金融商品取引業者等は、対象契約（第二条第八項第二号から第四号まで、第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定対象契約」という。）の締結に関する申出者が前述の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して期限日以前に金融商品取引契約を締結するときは、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等（次項において「相手方金融商品取引業者等」という。）に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関して申出者が特定投資家とみなされる旨を告知しなければならない旨を適用する。

六 特定対象契約を締結した金融商品取引業者が前項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約（期限日以前に締結するものに限る。）については、当該申出者を特定投資家とみなして、この法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定を適用する。

において「更新申出」という。)をする場合に
は、承諾日から起算して内閣府令で定める期間
を経過する日以後にしなければならない。

8 申出者が更新申出をする場合における第二項
及び前項の規定の適用については、第二項中
「第一号に規定する承諾日」とあるのは「前回
の期限日の翌日」と、前項中「承諾日」とある
のは「前回の期限日の翌日」とする。

9 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取
引業者等に対し、対象契約に関して自己を再び
特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し
出ることができる。

10 金融商品取引業者等は、前項の規定による申
出を受けた後最初に対象契約の締結の勧誘又は
締結のいざかを行なうまでに、当該申出を承諾
しなければならない。

11 金融商品取引業者等は、前項の規定により承
諾する場合には、第九項の規定による申出をし
た法人に対し、あらかじめ、前項の規定による
承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を
記載した書面を交付しなければならない。

12 前条第四項の規定は、前項の規定による書面
の交付について準用する。

13 金融商品取引業者等が第十項の規定による承
諾をした場合には、同項の規定による承諾をし
た日以後新たに第二項の規定による承諾をする
日の前日までの間は、第四項から第九項までの
規定は、適用しない。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資
家とみなされる場合)

第三十四条の四 次に掲げる個人(適格機関投資
家を除く。)は、金融商品取引業者等に対し、
契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金
融商品取引契約に関する自己を特定投資家とし
て取り扱うよう申し出ることができる。

一 商法第五百三十五条に規定する匿名組合契
約を締結した営業者である個人(内閣府令で
定めるものを除く。)その他これに類するも
のとして内閣府令で定める個人

二 前号に掲げるもののほか、その知識、経験
及び財産の状況に照らして特定投資家に相当
する者として内閣府令で定める要件に該当す
る個人

前項の規定による申
出を受けた場合には、当該申出をした個人(以
下この条において「申出者」という。)に対し、
前項第二項第四号イ及びロに掲げる事項を記載

3 した書面を交付するとともに、申出者が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することを確認しなければならない。
4 第三十四条の二第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
5 申出者は、金融商品取引業者等が第六項において準用する前条第二項の規定による承諾をする日以後いつでも、当該金融商品取引業者等に対し、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に關して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。
6 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。
7 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十三項までの規定は第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、同条第十一項中「前項」とあるのは「次条第五項」とあるのは「同条第二項の規定による申出をした法人」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」とあるのは「第九項の規定による申出をした法人」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」とあるのは「第八項まで及ぶ次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(政令への委任)
8 この款に定めるものほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手続その他この款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 業務

第一款 通則

(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲) 第三十五条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この項において同じ。)は、金融商品取引業の号に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。

3 した書面を交付するとともに、申出者が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することを確認しなければならない。
4 第三十四条の二第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
5 申出者は、金融商品取引業者等が第六項において準用する前条第二項の規定による承諾をする日以後いつでも、当該金融商品取引業者等に対し、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に關して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。
6 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。
7 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十三項までの規定は第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、同条第十一項中「前項」とあるのは「次条第五項」とあるのは「同条第二項の規定による申出をした法人」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」とあるのは「第九項の規定による申出をした法人」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」とあるのは「第八項まで及ぶ次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
8 この款に定めるものほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手続その他この款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

二 第百五十六条の二十四第一項に規定する信 用取引に付隨する金銭の貸付け
三 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)
四 有価証券に関する顧客の代理
五 投資信託及び投資法人に関する法律第二条 第一項に規定する投資信託委託会社の第二 条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益 金償還金若しくは解約金の支払又は当該有 価証券に係る信託財産に属する有価証券その 他の資産の交付に係る業務の代理
六 投資信託及び投資法人に関する法律第二条 第十二項に規定する投資法人の第二条第一項 第十一号に掲げる有価証券に係る金銭の分 配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息 若しくは償還金の支払に係る業務の代理
七 累積投資契約(金融商品取引業者(有価証 券等管理業務を行う者に限る。)が顧客から 金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらか じめ定めた期日において当該顧客に有価証券 を継続的に売り付ける契約をいう。)の締結 (内閣府令で定めるものに限る。)
八 有価証券に関連する情報の提供又は助言 (第二条第八項第十一号に掲げる行為に該当 するものを除く。)
九 他の金融商品取引業者等の業務の代理(金 融商品取引業(登録金融機関が行う登録金融 機関業務を含む。)及び金融商品取引業に付 隨する業務(この号に規定する業務を除く。)) のうち代理する金融商品取引業者が行うこと ができる業務に係るものに限り、第五号に掲 げるものを除く。)
十 投資信託及び投資法人に関する法律第二条 第十三項に規定する登録投資法人の資産の 保管
十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の 分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付 に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介 を行うこと。
十二 他の事業者の経営に関する相談に応じる こと。

二 第百五十六条の二十四第一項に規定する信 用取引に付隨する金銭の貸付け
三 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)
四 有価証券に関する顧客の代理
五 投資信託及び投資法人に関する法律第二条 第一項に規定する投資信託委託会社の第二 条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益 金償還金若しくは解約金の支払又は当該有 価証券に係る信託財産に属する有価証券その 他の資産の交付に係る業務の代理
六 投資信託及び投資法人に関する法律第二条 第十二項に規定する投資法人の第二条第一項 第十一号に掲げる有価証券に係る金銭の分 配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息 若しくは償還金の支払に係る業務の代理
七 累積投資契約(金融商品取引業者(有価証 券等管理業務を行う者に限る。)が顧客から 金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらか じめ定めた期日において当該顧客に有価証券 を継続的に売り付ける契約をいう。)の締結 (内閣府令で定めるものに限る。)
八 有価証券に関連する情報の提供又は助言 (第二条第八項第十一号に掲げる行為に該当 するものを除く。)
九 他の金融商品取引業者等の業務の代理(金 融商品取引業(登録金融機関が行う登録金融 機関業務を含む。)及び金融商品取引業に付 隨する業務(この号に規定する業務を除く。)) のうち代理する金融商品取引業者が行うこと ができる業務に係るものに限り、第五号に掲 げるものを除く。)
十 投資信託及び投資法人に関する法律第二条 第十三項に規定する登録投資法人の資産の 保管
十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の 分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付 に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介 を行うこと。
十二 他の事業者の経営に関する相談に応じる こと。

十三 通貨その他デリバティブ取引(有価証券 関連デリバティブ取引を除く。)に関連する 資産(暗号等資産を除く。)第十五号及び次項 第六号において同じ。)として政令で定める ものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは 代理
十四 讓渡性預金その他金銭債権(有価証券に 該当するものを除く。)の売買又はその媒介、 取次ぎ若しくは代理
十五 次に掲げる資産に対する投資として、運 用財産(投資運用業を行う金融商品取引業者 等が第四十二条第一項に規定する権利者のた め運用を行う金銭その他の財産をいう。以下 同じ。)の運用を行うこと。
十六 顧客から取得した当該顧客に関する情報 を当該顧客の同意を得て第三者に提供するこ とその他当該金融商品取引業者の保有する情 報を第三者に提供することであつて、当該金 融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度 化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便 の向上に資するもの(第八号に掲げる行為に 該当するものを除く。)
十七 当該金融商品取引業者の保有する人材、 情報通信技術、設備その他の当該金融商品取 引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源 を主として活用して行う行為であつて、地域 の活性化、産業の生産性の向上その他の持続 可能な社会の構築に資するものとして内閣府 令で定めるもの
十八 金融商品取引業者は、前項の承認の申請があつた 場合には、当該申請に係る業務を行つことが公 益に反する認められるとき、又は当該業務に 係る損失の危険の管理が困難であるために投資 のうち代理する金融商品取引業者は、金融商品取引業並びに 第一項及び第二項の規定により行う業務のほ どに届け出なければならない。
十九 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十一 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十二 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十三 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十四 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十五 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十六 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十七 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十八 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
二十九 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
三十 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
三十一 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
三十二 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
三十三 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
三十四 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。
三十五 金融商品取引業者は、第三項の規定により届 け出た業務又は第四項の規定により承認を受け た業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。

五 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定 する不動産特定共同事業
六 商品投資に係る事業の規制に関する法律 第二条第一項に規定する商品投資により、 又は価格の変動が著しい物品若しくはその使 用により得られる収益の予測が困難な物品と して政令で定めるもの(同項第三号に規定す る指定品を除く。)の取得(生産を含む。)をさ せることにより、他人のため金銭その他の財 産の運用を行う業務(前項第十五号に掲げる行為 を行ふ業務並びに第一号、第二号及び前号に掲 げる業務に該当するものを除く。)
七 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利 とその他の財産に対する投資として、運用財産の 運用を行う業務(前項第十五号に掲げる行為 を行ふ業務並びに第一号、第二号及び前号に掲 げる業務に該当するものを除く。)
八 有価証券に係る取引等に係る業務
九 金融商品取引業者(登録金融機関が行う登録金融 機関業務を含む。)及び金融商品取引業に付 隨する業務(この号に規定する業務を除く。)
十 投資信託及び投資法人に関する法律第二条 第十三項に規定する登録投資法人の資産の 保管
十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の 分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付 に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介 を行うこと。
十二 他の事業者の経営に関する相談に応じる こと。

(の事情を勘案して政令で定めるものに限る)を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、当該金融商品取引契約の成立に係る第三十九条の四の規定による情報の提供を受けた日として政令で定める日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。

2 次の各号に掲げるものにより行う前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記
録媒体を発送した時

金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には、当

該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関するして顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合において、当該金融商品取引契約に係る対価の前払を受けているときは、これを顧客に返還しなければならない。ただし、前項の内閣府令で定める金額については、二通り(四)。

金客にいっては、この附帯条件は、前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものでは、無効とする。

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

除く。次号から第四号までにおいて同じ。)

が第一種金融商品取引業を行う者である場合の又は、二揚げる場合の区分に示す。

合 次のイ又はロは掲げる場合の区分は応
じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定第一種競争解決機関（指定競争解決機関（第百五十六条の三十八第一項に規定

する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。)であつて

その紛争解決等業務の種別（同条第十二項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

が特定第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合、一の指定第一種紛争解決機関との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約（同条第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）を締結する措置

口 指定第一種紛争解決機関が存在しない場合、特定第一種金融商品取引業務に関する苦情処理措置（顧客（顧客以外の第四十二条第一項に規定する権利者を含む。）において同じ。）から、その苦情の処理の業務に從事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第百五十六条の五十第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

イ 指定第二種紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定第一種金融商品取引業務（第百五十六条の三十八第三項に規定する特定第二種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が存在する場合、一の指定第二種紛争解決機関と同様に特定第二種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

口 指定第二種紛争解決機関が存在しない場合、特定第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

当該金融商品取引業者等が投資助言・代理業を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる

る場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める
イ 指定投資助言・代理紛争解決機関（指定
紛争解決機関であつてその紛争解決等業務
の種別が特定投資助言・代理業務（第一百五
十六条の三十八第四項に規定する特定投資
助言・代理業務をいう。以下この号におい
て同じ。）であるものをいう。（以下この号
及び第三項第二号において同じ。）が存在する
場合 一の指定投資助言・代理紛争解决機
関との間で特定投資助言・代理業務に
係る手続実施基本契約を締結する措置
ロ 指定投資助言・代理紛争解决機関が存在
しない場合 特定投資助言・代理業務に
する苦情処理措置及び紛争解決措置
当該金融商品取引業者等が投資運用業を行
う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合
の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置
イ 指定投資運用紛争解決機関（指定紛争解
決機関であつてその紛争解決等業務の種別
が特定投資運用業務（第一百五十六条の三十三
八第五項に規定する特定投資運用業務をい
う。以下この号において同じ。）であるも
のをいう。（以下この号及び第三項第二号に
おいて同じ。）が存在する場合 一の指定
投資運用紛争解決機関との間で特定投資運
用業務に係る手続実施基本契約を締結する
措置
ロ 指定投資運用紛争解決機関が存在しない
場合 特定投資運用業務に関する苦情処理
措置及び紛争解決措置
イ 指定登録金融機関紛争解決機関（指定紛
争解決機関であつてその紛争解決等業務の
種別が特定登録金融機関業務（第一百五十六
条の三十八第六項に規定する特定登録金融
機関業務をいう。以下この号において同
じ。）であるものをいう。（以下この号及び
第三項第二号において同じ。）が存在する
場合 一の指定登録金融機関紛争解決機
関との間で特定登録金融機関業務に係る手續
実施基本契約を締結する措置
ロ 指定登録金融機関紛争解決機関が存在し
ない場合 特定登録金融機関業務に関する
苦情処理措置及び紛争解決措置

3
2

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、該適用しない。

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに掲げる場合に該当して、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに掲げた場合に該当することとなつたとき、第百五十六条の六十第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百五十六条の六十第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに掲げる場合に該当して、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

一 投資助言業務に係る助言を受けた顧客が行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は投資運用業に係る運用として行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、有価証券の売買その他の取引等の委託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込みをいいう。以下同じ。）を勧誘する行為

二 投資助言業務及び投資運用業以外の業務による利益を図るために、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うこととし、内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを行うことを内容とした運用を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(その他業務に係る禁止行為)

第四十四条の二 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、金融商品取引業及びこれに付随する業務以外の業務（第二号及び第三号において「金融商品取引業者その他の業務」という。）を行う場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引以外の方法による金銭の貸付けその他の信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等（委託等を受けることをいいう。以下同じ。）をする行為（投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

二 金融商品取引業者その他の業務による利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業者その他の業務に関連して行う第二条第八項各号に掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

2 登録金融機関又はその役員若しくは使用者は、登録金融機関業務以外の業務（第二号及び第三号において「登録金融機関その他業務」という。）を行う場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

二 登録金融機関その他業務による利益を図るために、その行う投資助言業務に関する取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関する運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、登録金融機関その他業務に関連して行う登録金融機関業務に係る行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は登録金融機関業務の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第四十四条の三 金融商品取引業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 当該金融商品取引業者との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うこととを内容とした助言を行い、又はその行う投資

運用業に関する方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行ふことを内容とした運用を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

二 登録金融機関又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

三 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関する方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行ふことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は登録金融機関業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

(引受人の信用供与の制限)

第四十四条の四 有価証券の引受人となつた金融商品取引業者は、当該有価証券(第二条第六項第三号に掲げるもの)を行ふ金融商品取引業者について、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券)を売却する場合において、引受人となつた日から六ヶ月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他の信用の供与をしてはならない。

第八款 雜則

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条 第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十二条の四、金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方

三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方

四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

第三節 経理

第一款 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者

(事業年度)

第四十六条 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行ふ者に限る。以下この款において同じ。)の事業年度は、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとする。ただし、事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、この限りでない。

(業務に関する帳簿書類)

第四十六条の二 金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

い。

（事業報告書の提出等）

第四十六条の三 金融商品取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（金融商品取引業者は、前項の規定により事業報告書を提出するほか、内閣府令で定めるところにより、その業務又は財産の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。

五 金融商品取引業者が、その総株主等の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主等の議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該銀行等が合併し解散し、若しくは業務の全部を廃止したこと。

六 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る）の総株主等の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつたとき。

七 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

（廃業等の届出等）

第五十条の二 金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 金融商品取引業者である個人が死亡したとき

二 金融商品取引業等を廃止したとき その法人又は個人

三 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員によつた者

四 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

五 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき その法人

七 事業の全部又は一部を譲渡したとき その法人又は個人

八 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行つてゐる者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限り、第十一項及び第十二項において同じ。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限り、第十一項及び第十二項において同じ。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

2 金融商品取引業者等が前項第一号から第七号までのいずれかに該当することとなつたときは（同項第六号にあつては分割により事業の全部を承継させたとき、同項第七号にあつては事業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該金融商品取引業者等の第一十九条又は第三十三条の二の登録は、その効力を失う。

3 金融商品取引業者である個人（投資助言業務を行う者に限る。）が死亡した場合においては、相続人は被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する第五十二条第一項の規定により金融商品取引業（投資助言業務に限り、以下この項から第五項までにおいて同じ。）の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間、以下の項において「継続業務期間」という。）は、引き続き金融商品取引業を行うことができる。

（当該相続人が金融商品取引業者である場合にあっては、第三十一条第四項の変更登録。以下この項において同じ。）の申請をした場合において、当該継続業務期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き金融商品取引業を行うことができる場合には、相続人を金融商品取引業者（投資助言業務を行う者に限る。）とみなして、第三十六条から第三十六条の三まで、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十七条の六から第三十八条の二まで、第四十条、第四十一条から第四十一条の五まで、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十五条、第四十七条から第四十七条の三まで、第四十九条第三項、第四十九条の四、

第四十九条の五、次条、第五十二条第一項（第一号又は第七号から第十号までに係る部分に限る。）、第四項若しくは第五項又は第五十六条の二（第一項、第三項又は第四項に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十二条第一項中「第二十九条の登録を取り消し」とあるのは、「金融商品取引業の廃止を命じ」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第五十五条第一項の規定により金融商品取引業の廃止が命じられた場合における第二十九条の第四項の規定の適用については、当該廃止を命じられた相続人を第五十二条第一項の規定により第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

6 金融商品取引業者等は、金融商品取引業等（投資助言・代理業を除く。第八項及び第五十六条第一項において同じ。）の廃止をし、合併（当該金融商品取引業者等が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

7 金融商品取引業者等は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 金融商品取引業者等は、第六項の規定による公告をした場合（合併、分割による事業の全部又は一部の承継及び事業の全部又は一部の譲渡をせしめに係る公告をした場合を除く。）においては、当該金融商品取引業者等が行つた有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等（第五十六条及び第五十七条の九において「顧客が占有する財産引」という。）を、速やかに結了し、かつ、金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく返還しなければならない。

9 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、金融商品取引業者等（会社に限る。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告）を

10 下同じ。)により第六項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第九百四十四条第一項(第一号に係る部分に限る)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十二条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、金融商品取引業者等(外国会社に限りる。)が電子公告により第六項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。)が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

12 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。)が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

(金融商品取引業者に対する業務改善命令)

第五十一条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引業者に対し、業務の方針の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録金融機関に対する業務改善命令)

第五十二条 内閣総理大臣は、登録金融機関の業務の運営に関する公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該登録金融機関に対する業務の方針の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるもの。

(金融商品取引業者に対する監督上の処分)

財産の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該指定親会社に対し、対象特別金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣は、指定親会社に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、対象特別金融商品取引業者に対し、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定親会社等に対する措置命令等)

第五十七条の二十 内閣総理大臣は、指定親会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定親会社に対し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 役員のうちに第二十九条の四第一項第二号とおりの行う事業が公益に反すると認められるとき。

三 指定親会社の人的構成に照らして、対象特別金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあるとき。

四 内国会社である場合においては、株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でないとき。

2 内閣総理大臣は、指定親会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定親会社に対し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことができる。

一 法令又は法令に基づいてする内閣総理大臣の処分に違反したとき。

二 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

3 内閣総理大臣は、指定親会社の役員(外国会社にあっては、国内における事務所に駐在する社員に限る。以下この項において同じ。)が、第二十九条の四第一項第二号からまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第一号に該当することとなつたときは、当該指定親会社に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

役員に限る。以下この項において同じ。)が、第二十九条の四第一項第二号からまでのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第一号に該当することとなつたときは、当該指定親会社及びその子法人等における経営の健全性の状況に照らして特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、最終指定親会社及びその子法人等における経営の健全性の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣は、最終指定親会社に対し、監督必要な事項を命ずることができる。

第五十七条の二十一 内閣総理大臣は、最終指定親会社及びその子法人等における経営の健全性の状況に照らして公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該最終指定親会社に対し、監督必要な事項を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、最終指定親会社に対し前項の規定による命令をした場合において、その日から三月を経過した日ににおいて当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況が改善せず、かつ、改善する見込みがないと認められるときは、当該最終指定親会社に対し三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社でなくなるための措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定による命令は、最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分に応じて行うものとし、内閣総理大臣は、当該区分及びこれに応じた命令の内容をあらかじめ定め、これを公示しなければならない。

4 内閣総理大臣は、最終指定親会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、対象特別金融商品取引業者に対し、監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督処分の公告)

第五十七条の二十二 内閣総理大臣は、次に掲げた場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第五十七条の二十第一項の規定により措置をとるべきことを命じたとき。

二 第五十七条の二十第二項の規定により措置をとるべきことを命じたとき。

三 前条第二項の規定により措置をとるべきことを命じたとき。

(報告の徵取及び検査)

第五十七条の二十三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める

ときは、指定親会社、これと取引をする者、当該指定親会社の子会社等(第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)若しくは当該指定親会社から業務委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)に対し対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料(当該子会社等においては、当該対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社から業務委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社等にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の財産に關し必要な検査にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第五十七条の二十四 内閣総理大臣は、第五十七条の十九、第五十七条の二十第一項若しくは第七二項又は第五十七条の二十一第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、第五十七条の十九、第五十七条の二十又は第五十七条の二十一第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第五十七条の八第一項、第五十七条の九及び第五十七条の十一の規定は、対象特別金融商品取引業者については、適用しない。

(適用除外)

第五十七条の二十五 第五十七条の三から第五十七条の七まで、第五十七条の八第一項、第五十七条の九及び第五十七条の十一の規定は、対象特別金融商品取引業者については、適用しない。

2 第五十七条の二十第二項の規定により措置をとるべきことを命じたとき。

三 前条第二項の規定により措置をとるべきことを命じたとき。

(指定親会社の主要株主に関する措置)

第五十七条の二十六 第三十二条の二第一項及び第二項、第三十二条の二第一項並びに第三十二条の規定は、指定親会社の株主又は出資者について準用する。

ときは、指定親会社、これと取引をする者、当該指定親会社の子会社等(第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)若しくは当該指定親会社から業務委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)に対し前項において準用する第三十二条第一項若しくは第二項、第三十二条の二第一項若しくは第三十二条の三第一項の届出若しくは措置若しくは対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。)の提出を命じ、又は当該職員に当該指定親会社、当該子会社等若しくは当該指定親会社から業務委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該子会社等にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の財産に關し必要な検査にあつては当該対象特別金融商品取引業者又は当該指定親会社の業務又は財産に關し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第五十七条の二十七 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、この法律の規定の適用に當たつての技術的読替え等

2 第五十七条の二十七 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、この法律の規定の適用に當たつての技術的読替え等

3 第五十七条の二十七 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、この法律の規定の適用に當たつての技術的読替え等

4 第五十七条の二十七 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、この法律の規定の適用に當たつての技術的読替え等

5 第五十七条の二十七 特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、この法律の規定の適用に當たつての技術的読替え等

(引受業務の一部の許可)

第五十九条 外国証券業者は、第二十九条及び前項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の許可を

こと（以下「取引所取引業務」という。）がで
きる。

内閣総理大臣は、前項の許可に条件を付することができる。

前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

内閣総理大臣は、第二項の規定により条件を付することとしたときは、書面により、その旨

を許可申請者に通知しなければならない。
（取引所取引業務の許可の申請）

第六十条の二 前条第一項の許可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げ

提出しなければならない。

二 商号及び本店の所在の場所
資本金の額

在する国（本店の所在する国を除く）における代表者（次条第一項第一号又において「スードヌードル三日月」の登録商標等）

（取引所取引店所在国における代表者）とい
う。）を含む。）の役職名及び氏名又は名称

四
イ 高速取引行為に関する次に掲げる事項

口 う場合にあつては、その旨
イに規定する場合のほか、高速取引行為
三行、場合二つ、二行、二つ

五 取引所取引店の名称並びにその所在する国
支那銀行

六 及び場所
他に事業を行つているときは、その事業の
重負

七 種類 本店及び取引所取引店が会員となつてゐる
外国金融商品取引行員開設者(外国金融商品取引行員)

外国金融商品取引市場開設者（外国金融商品市場を開設する者をいう。次条第一項第一号ニ及び第三号ニハ「同様」の商号又は名

二及び第三号において同じ）の商号又は名
称

ノ 国内は事務所その他の方訪問があるときは
その所在の場所

ナ
十
は名称
十 取引参加者となる金融商品取引所の商号又
国内における代表者の氏名及び国内の住所

十一 その他内閣府令で定める事項

前項第二号に規定する資本金の額の計算については、政令で定める。

添付しなければならない
一次条第一項第一号イからチまで及び又に該
当しないことを誓約する書面

二 定款及び許可申請者の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）並びに業務の内容及び方法を記載した書類

四 国内における許可申請者の登記事項証明書
五 直近三年間に終了した各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書

ハ その他内閣府令で定める書類

取引所取引業務の許可の拒否要件

八十一条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

イ 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。
ア 取締役会設置会社と同種類の法人でないとき。
ロ 本店又は取引所取引店が所在するいづれかの国において登録等を受けていないとき。

ハ いづれかの取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を政令で定める期間以上継続して行つてない者であるとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）。

二 いづれかの取引所取引店がその所在する国の外国金融商品取引市場開設者（当該国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。第三号において同じ。）に加入していないとき。

ホ 前条第一項第二号に規定する資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ 純財産額がホに規定する金額に満たない法人であるとき。

ト 第五十二条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消され、第六十条の八第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の

規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四十二第一項の規定により第六十六条の一十七の登録を取り消され、第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。トにおいて同じ。）を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七、第六十六条の五十若しくは第六十六条の七十一の登録若しくは同法第十二条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政处分を含む。）がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。
他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者であるとき。

当該金融商品取引所によるこの法律及びこの法律に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられないとき。

四 許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

内閣総理大臣は第六十条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。
(職務代行者)

第六十条の四 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を受けた外国証券業者（以下「取引所取引許可業者」という。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該取引所取引許可業者は、国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所地において、その登記をしなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、取引所取引許可業者に対して、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

(基本事項の変更の届出等)

第六十条の五 取引所取引許可業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 取引所取引許可業者は、第六十条の二第三項第二号に掲げる書面に記載した取引所取引業務の内容又は方法について変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務に関する報告等)

(取引所取引許可業者の解散等の場合の許可の効力)

き、又は取引所取引業務を廃止したときは、第六十条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。い。

(取引所取引許可業者に対する監督上の処分)第六十条の八 内閣総理大臣は、取引所取引許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取引所取引許可業者の第六十条第一項の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて取引所取引業務の全部又は一部の停止を命じ、取引所取引業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十条の三第一項第一号（ハ及びヌを除く。）、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十条第一項の許可を受けたとき。

三 取引所取引業者による不正の手段によつて第六十条の三第一項第一号（ハ及びヌを除く。）、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

三 取引所取引業者又はこれに付随する業務に
関し法令（外国の法令を含む。）又は当該法令に基づく行政官署の処分に違反したとき（第四十六条の六第二項の規定に違反したときは除く。）。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第六十一条第一項の許可に付した条件に違反したとき。

内閣総理大臣は取引所取引許可業者の国内における代表者（国内に事務所その他の施設がある場合にあつては当該施設に駐在する役員を含む。）が、第二十九条の四第一項第二号イ

から今までのいずれかに該当するに至つたときは、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、取引所取引許可業者に対して、当該国内における代表者の解任又は解職を命ずることができる。

内閣総理大臣は、第一項の規定により第六十一条第一項の許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

により、その旨を取引所取引許可業者に通知しなければならない。

基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならぬ。

業者が正当な理由がないのに、取引所取引業務を行うことができる日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該取引所取引許可業者の第六十条第一項の許可を取り消すことができる。

（残務の結了）

内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を取引所取引業者に通知しなければならない。

該取引所取引許可業者は、なお第六十条第一項の許可を受けているものとみなす。
(報告の徵取及び検査)

二以上の段階にわたる審査を含む)」を受けた者を含む。(以下この条において同じ。)に対し当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者にあつては、当該取引所取引許可業者の業務又

は財産に閑し必要なものに限る。) をさせることができる。

統、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。前条の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から毎年検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

行協同組織金融開拓局その行政にて定める金融機関をいう)のいずれにも該当しないものは、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかるらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清

算取扱きを除く)若しくは代理を業として行うこと(次項において「電子店頭デリバティブ取引等業務」という。)ができる。

第六十条第二項から第四項まで、第六十条の二(第一項第四号、第七号及び第十号を除く。)及び第六十条の三(第一項第一号ニ及び第三号を除く。)の規定は前項の許可について、第十四条の七第一項及び第六十条の四から前条までの規定は前項の許可を受けた者(以下「電子店

頭デリバティブ取引等許可業者」という。)の電子店頭デリバティブ取引等業務について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条の七第二項中「前項の規定により電子情報処理組織を使用に供した者は、当該」とあるのは、「第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、その店頭デリバ

ティプ取引の業務の用に供する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五款 外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者
六十一條 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で、(1)外国において投資助言業務を行う者(第二十九条の登録を受けた者を除く。)は、同条の規定にかかるらず、

金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資助言業務を行うことができる。

一 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業（第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に限る。以下この項において同じ。）を行う者（第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて第二十九条の登録を受けた者を除く。）は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資運用業を行うこととする。

かできる。
外国の法令に準拠して設立された法人で、外国において投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）を行う者は、第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて第二十九条の登録を受けた者を除く。）は、同一の規定にかかるわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他の政令で定める者は、同様にこの投資運営に関する規制を受ける。

のみを相手方として投資運用業（第二条第八項
第十五号に掲げる行為を行ふ業務に限る。）を行
うことができる。この場合において、第六十
三条第二項並びに第六十三条の三第一項及び第
三項の規定は、適用しない。

六十二条 外国証券業者（有価証券関連業と密接な関係を有する業を行ふ者で内閣府令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）又は、この章第二節第一款及び第三款の規定は、適用しない。

又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号及び次条第九項において同じ。）の運用を行う第二条第八項第十五号に掲げる行為（その出資又は拠出を受けた金銭が主として非居住者（外国為替及び外國貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第九項において同じ。）から出資又は拠出を受けた金銭であるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

イ その発行する資産対応証券（資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）

ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

二 その行う前号に掲げる行為に關して海外投資家等で同号イからハまでのいずれにも該当しない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る募集又は私募（海外投資家等（前号イからハまでのいすれにも該当しないものに限る。）以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの

二 適格機関投資家（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含み、前号に掲げる者を除く。）

三 前二号に掲げる者のほか、前項各号に掲げる行為を行ふ者と密接な関係を有する者として政令で定める者

（海外投資家等特例業務の届出等）

十九条の規定にかかるわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出で、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 業務の種別（前条第一項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）
- 六 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地
- 七 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 八 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容その他内閣府令で定める事項
- 九 他に事業を行つているときは、その事業の種類
- 十 その他内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人である場合には、第六項第一号及び第二号（二を除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものをお含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものをお含む。）

二 個人である場合においては、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

三 その他内閣府令で定める書類

三 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

4 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者（第一項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の総聴に供しなければならない。

5 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞な

く、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行なう全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を除く。）は、海外投資家等特例業務（特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行なうものを除く。）を行つてはならない。

（1） 次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 次のいずれかに該当する者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団員と同一又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らし、海外投資家等特例業務の信用を失墜させるおそれがあると認められる者

（2） その他海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める基準に該当する者

ハ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第一号に該当する者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行なう営業所若しくは事務所の所在するいづれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

ホ 個人である主要株主（第二十九条の四第一項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社（同条第四項に規定す

る子会社をいう)であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ。)のうちに同条第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当する者のある者へ
法人である主要株主のうちに第二十九条四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者ト
届出の対象となる海外投資家等特例業務のそれぞれにつき、その執行について必要な十分な知識及び経験を有する役員又は使用者。ただし、届出を行う者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者(当該投資運用関係業務を行ふことにつき第六十六条の七十五条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。)に委託する場合における当該投資運用関係業務については、その業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用者を確保していれば足りるものとする。
個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
三
口 外国に住所を有する者
ハ 届出の対象となる海外投資家等特例業務のそれぞれにつき、その執行について必要な十分な知識及び経験を有していないと認められる者。ただし、届出を行う者が投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者(当該投資運用関係業務を行ふことにつき第六十六条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。)に委託する場合における当該投資運用関係業務については、その業務の監督を行ふ能力を有する者であることをもつて足りるものとする。
海外投資家等特例業務届出者は、第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
海外投資家等特例業務届出者が、第一節第五款、第三十五条の三、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十八条(第一号、第二号及び十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び

- (第六項各号を除く。)及び第六十四条の九において「登録事務」という。)であつて当該協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係るものを行わせることができる。

内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員に係る登録事務(第六十四条の五に係るものを行く。)を一の協会を定めて行わせることができる。

内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

協会は、第一項又は第二項の規定による登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会(次に掲げるものを含む。(以下この項において同じ。)が二以上ある場合(当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。)には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

第六十六条の二十五において準用する第一項の規定による同項に規定する登録事務を行う協会等

二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十八条第一項又は第二項の規定による同条第一項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介業協会等

内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等の外務員が第六十四条の五第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適

当であると認めるときは、同項に規定する措置をするこ^トを命ずることがで^きる。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に
き旨を命ずることができる。

より信託受益権の売買等を業として行う場合においては、これらの者を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、

- | | | | | |
|---------|--|--|--|--|
| | | | | |
| 8 | 当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。 | | | |
| 9 | 内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 | | | |
| | 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により協会に登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により協会に行わせていた登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。 | | | |
| | (登録手数料) | | | |
| 第六十四条の八 | 外務員の登録を受けようとする金融商品取引業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国(前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会)に納めなければならない。 | | | |
| 2 | 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。 | | | |
| | (登録事務についての審査請求) | | | |
| 第六十四条の九 | 第六十四条の七第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融商品取引業者等は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政手続とみなす。 | | | |
| 第八節 雜則 | (職務代行者) | | | |
| 第六十五条 | 内閣総理大臣は、金融商品取引業者等(外国人に限る。以下この条において同じ。)の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者(次項において「職務代行者」という。)を選任することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。 | | | |
| 2 | 内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、金融商品取引業者等に対することを命ずることができる。 | | | |
| | (裁判所の調査依頼) | | | |
| 第六十五条の三 | 裁判所は、金融商品取引業者(第五十六条第一項又は第五十七条の九の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。)の清算手続(破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる)に係る手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるとときは、裁判所に対して、意見を述べることができる。 | | | |
| 2 | 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるとときは、裁判所に對し、意見を述べることができる。 | | | |
| 3 | 第五十六条の二第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。(内閣府令への委任) | | | |
| 第六十五条の四 | 第三十四条の五、第六十三条の七及び第六十三条の十五に定めるものほか、第二十九条から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。 | | | |
| | (適用除外) | | | |
| 第六十五条の五 | 第二十九条の規定にかかわらず、信託会社(信託業法第二条第四項に規定する管理型信託会社を除く。次項及び第五項において同じ。)、外国信託会社(同法第二条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。次項及び第五項において同じ。)を業として行うことができる。 | | | |
| 一 | 売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。)又はその代理若しくは媒介 | | | |
| 二 | 第一項第八号又は第九号に掲げる行為(次項において「信託受益権の売買等」という。)を業として行うことができる。 | | | |
| 2 | 信託会社、外国信託会社又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者が前項の規定に | | | |

より信託受益権の売買等を業として行う場合においては、これらの者を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、

五条第一号及び第二号の規定並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

この章の規定は、信託会社、外国信託会社、信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者、同法第五十一条第二項の規定による届出をした者又は同法第五十二条第一項の登録を受けた者が第二条第八項第十四号又は第十五号に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託財産として所有して行うものに限る。）を行なう場合には、適用しない。（金融商品取引業者等の自主的努力の尊重）

第六十五条の六 内閣総理大臣は、金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者又は同項の許可を受けた外国証券業者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第三章の二 金融商品仲介業者

第一節 総則

（登録）

第六十六条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者、第一種金融商品取引業（第二十九条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この章において同じ。）を行う者及び登録金融機関の役員及び使用人を除く。）は、第二十九条の規定にかかわらず、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（登録の申請）

第六十六条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書内閣総理大臣に提出しなければならない。

（登録の届出）

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称
三 金融商品仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 委託を受ける金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十九条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号二において同じ。）を行う者に限る。）又は登録金融機関（以下この章及び第四章において「所属金融商品取引業者等」という。）の商号又は名称

五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 その他内閣府令で定める事項

一 第六十六条の四第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 金融商品仲介業の業務の内容及び方法とし

三 法人であるときは、定款及び会社の登記事

項証明書（これらに準ずるものを持む。）

四 その他内閣府令で定める書類

（登録簿への登録）

第六十六条の三 内閣総理大臣は、第六十六条の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を金融商品仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

（登録年月日及び登録番号）

第六十六条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録

（登録の拒否）

一 登録年月日及び登録番号

第六十六条の五 金融商品仲介業者は、第六十六条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、届出があつた事項を金融商品仲介業者登録簿に登録しなければならない。

第六十六条の六 金融商品仲介業者は、第六十六条の二第二項に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めることにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（商号等の使用制限）

第六十六条の七 削除

第六十六条の八 金融商品仲介業者は、當業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

第六十六条の九 金融商品仲介業者は、第一項各号に掲げる行為（以下この章において「金融商品仲介行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属金融商品取引業者等の商号又は名称

二 所属金融商品取引業者等の代理権がない旨

三 第六十六条の十三の規定の趣旨

四 その他内閣府令で定める事項

（金融商品仲介業者に係る制限）

第六十六条の十 金融商品仲介業者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまで

ある者

イ 第二十九条の四第一項第二号イからハまで

のいづれかに該当する者

（広告等の規制）

五 登録申請者の所属金融商品取引業者等のいずれかが協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）に加入していない者（変更の届出）

一 当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名

二 金融商品仲介業者である旨及び当該金融商品仲介業者の登録番号

三 当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして

政令で定めるもの

四 その他の内閣府令で定めるもの

（商号等の明示）

第六十六条の十一 金融商品仲介業者は、第二条第一項各号に掲げる行為（以下この章において「金融商品仲介行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属金融商品取引業者等の商号又は名称

二 所属金融商品取引業者等の代理権がない旨

三 第六十六条の十三の規定の趣旨

四 その他内閣府令で定める事項

（金融商品仲介業者に係る制限）

第六十六条の十二 金融商品仲介業者（金融商品取引業者である者を除く。）は、その行う金融商品仲介業の顧客を相手方とし、所属金融商品取引業者等の委託を受けて行う金融商品仲介行為以外の第二条第八項各号に掲げる行為をしてはならない。

（金銭等の預託の禁止）

第六十六条の十三 金融商品仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

（禁止行為）

第六十六条の十四 金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

するときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名

二 金融商品仲介業者である旨及び当該金融商品仲介業の登録番号

三 当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして

政令で定めるもの

四 その他の内閣府令で定めるもの

（商号等の規制）

金融商品仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行なうこと。

イ 第三十八条第一号に該当する行為

ロ 第三十八条第二号から第六号までに該当する行為

ハ 第三十八条第七号に該当する行為

二 投資助言業務（第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。ニにおいて同じ。）を行う場合には当該投資助言業務に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等又は投資運用業を行う場合には当該投資運用業に係る運用として行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

ホ 金融商品仲介業以外の業務を行う場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報を（有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて金融商品仲介業に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る。）を利用して勧誘する行為

ヘ 金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として勧誘する行為（投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）

二 金融商品仲介業により知り得た金融商品仲介業に係る顧客の有価証券の売買引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品仲介業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

（特定投資家向け有価証券の売買の媒介等の制限）

第六十六条の十四の二 金融商品仲介業者は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家の発行者その他の内閣府令で定める者以外の者をいう。（以下この条において同じ。）を相手方として、第二条第十一項第一号又は第二号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に關して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒

介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(損失補填等の禁止等に関する金融商品取引業者等に係る規定の準用)

第六十六条の十五 第三十八条の二、第三十九条第一項、第三項、第四項及び第七項、第四十条並びに第四十三条の六の規定は金融商品仲介業者について、第三十九条第二項、第五項及び第六項の規定は金融商品仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該金融商品取引業者等が」とあるのは、「当該金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第六十六条の十六 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、金融商品仲介業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち投資者の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、これを金融商品仲介業を行なう全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明書類の縦覧)

第六十六条の十八 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、所属金融商品取引業者等の事業年度ごとに、所属金融商品取引業者等が第四十六条の四又は第四十七条の三の規定(当該所属金融商品取引業者等が登録金融機関である場合には、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第一項及び第二項その他の政令で定める規定)により作成する説明書類を金融商品仲介業を行なう全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣

（廃業等の届出等）

第六十六条の十九 金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金融商品仲介業を廃止したとき（分割により事業（金融商品仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）その金融商品仲介業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 金融商品仲介業者である個人が死亡したとき その相続人

三 金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

四 金融商品仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

五 金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

六 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者金融商品仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属金融商品取引業者等がなくなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたときは、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録は、その効力を失う。

（監督上の処分）

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の

変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六十六条の四各号（第二号ロを除く。）のいづれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十六条の登録を受けたとき。

三 金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の处分に違反したとき。

内閣総理大臣は、金融商品仲介業者の役員が、第二十九条の四第一項第二号イから今までのいづれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該金融商品仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（登録の抹消）

第六十六条の二十一 内閣総理大臣は、第六十六条の十九第二項の規定により第六十六条の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第六十六条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

（報告の徴取及び検査）

第六十六条の二十二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品仲介業者若しくはこれと取引をする者に対し当該金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該金融商品仲介業者の金融商品仲介業務の状況若しくは書類その他の物件の検査をさせることができることとする。

（準用）

第六十六条の二十三 第五十七条第一項及び第三項の規定は第六十六条の登録について、第五十七条第二項及び第三項並びに第六十五条の六の規定は金融商品仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 雜則

(所属金融商品取引業者等の賠償責任)

第六十六条の二十四 金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等は、その委託を行つた金融商品仲介業者が金融商品仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該所属金融商品取引業者等がその金融商品仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者に行う金融商品仲介行為につき顧客に加えた損

害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

(準用)

第六十六条の二十五 第六十四条から第六十四条までの九まで（第六十四条の七第二項を除く。）の規定は、金融商品仲介業者について準用する。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(内閣府令への委任)

第六十六条の二十六 第六十六条から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章の三 信用格付業者

第一節 総則

(登録)

第六十六条の二十七 信用格付業を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第一項第二号及び第六十六条の四十七を除き、以下この章において同じ。）は、内閣総理大臣の登録を受けることができ

(登録の申請)

第六十六条の二十八 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書

を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、外国法人は、国内における代表者（当該外国法人が信用格付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める者を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。）の氏名又は

三 信用格付業を行う営業所又は事務所（外国人法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

四 他に事業を行つているときは、その事業の種類

五 その他内閣府令で定める事項

二 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六条の三十第一項第二号及び第三号

二 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六条の三十第一項第二号及び第三号

二 登録申請書

三 定款及び会社の登記事項証明書（これらに

二 信用格付業の業務の内容及び方法として内閣府令で定める事項を記載した書類

三 定款及び会社の登記事項証明書（これらに

四 その他の内閣府令で定める書類

（准用）

（前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。）

第六十六条の二十九 内閣総理大臣は、第六十六条の二十七の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信用格付業者登録簿に登録しなければならない。

(登録簿への登録)

第六十六条の三十 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(登録の拒否)

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、信用格付業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の届出)

第六十六条の三十一 信用格付業者は、第六十六条の二十八第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十六条の三十二 信用格付業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。（業務管理体制の整備）

第六十六条の三十三 信用格付業者は、信用格付業を公正かつ的に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

第六十六条の三十四 信用格付業を公正かつ的に遂行するための必要な体制が整備されていると認められると認められる法人

第六十六条の三十五 信用格付業を公正かつ的に遂行するための必要な体制が整備されていると認められると認められる法人

第六十六条の三十六 信用格付業者は、内閣府令で定めるところにより、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供するための方針及び方針（次項において「格付方針等」という。）を定め、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第六十六条の三十七 信用格付業者は、内閣府令で定めるところにより、信用格付業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

第六十六条の三十八 信用格付業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第六十六条の三十九 信用格付業者は、事業年度ごとに、業務の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、報告書を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第六十六条の四十 信用格付業者は、自己の名義をもつて、他人に信用格付業を行わせてはならない。

第六十六条の四十一 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十二 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十三 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十四 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十五 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十六 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十七 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十八 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の四十九 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の五十 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の五十一 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の五十二 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第六十六条の五十三 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人は、その行う信用格付業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

る業務を行ふ者に対する監督を行ふ外国の行政機関その他これに準ずるもの適切な監督を受けると認められる場合として内閣府令で定める場合又はこの項本文の規定により登録を拒否することが約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

(変更の届出)

第六十六条の三十一 信用格付業者は、第六十六条の二十八第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、届出があつた事項を信用格付業者登録簿に登録しなければならない。

第六十六条の三十二 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の三十三 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第三号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の三十四 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第四号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の三十五 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第五号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の三十六 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第六号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の三十七 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第七号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の三十八 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第八号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の三十九 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第九号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十一 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十一号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十二 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十二号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十三 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十三号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十四 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十四号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十五 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十五号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十六 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十六号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十七 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十七号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十八 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十八号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の四十九 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第十九号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十一 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十二 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十二号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十三 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十三号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十四 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十四号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十五 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十五号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十六 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十六号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十七 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十七号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十八 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十八号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の五十九 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二十九号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の六十 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第三十号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の六十一 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第三十一号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

第六十六条の六十二 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第三十二号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところに従つた立場において公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない。

一 信用格付業者又はその役員若しくは使用者人が格付関係者と内閣府令で定める密接な関係を有する場合において、当該格付関係者が利害を有する事項として内閣府令で定める事項を対象とする信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為

二 格付関係者に対し当該格付関係者に係る信

用格付に重要な影響を及ぼすべき事項として内閣府令で定める事項に關して助言を行つた場合（格付関係者からの求めに応じ、次条第一項に規定する格付方針等の内容を告げた場合）

合その他助言の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる場合とし

て内閣府令で定める場合とし

第三章の四 高速取引行為者

第一節 総則

第六十六条の五十 (登録)

所取引許可業者（金融商品取引業者等及び取引金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行い、又は行おうとする者に限る。）以外の者は、高速取引行為を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第六十六条の五十一 (登録の拒否)

前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

法人であるときは、役員の氏名又は名称

主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

他に事業を行つているときは、その事業の種類

その他内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六条の五十三各号（第二号から第四号まで、第五号ニ及び第六号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 高速取引行為に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。

四 その他内閣府令で定める書類

前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代え電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。
(登録簿への登録)

第六十六条の五十二 (内閣総理大臣)

第六十六条の五十一条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、高速取引行為者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十六条の五十三 (登録の拒否)

者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九条の四第一項第一号イからハまで のいずれかに該当する者

二 他に行つた事業が公益に反すると認められ

三 高速取引行為に係る業務を適確に遂行する

四 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

五 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

（1）心身の故障により高速取引行為に係る業務を適正に行つことができない者として内閣府令で定める者

（2）第二十九条の四第一項第二号ロからハまでのいずれかに該当する者

ロ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者又は外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第八十九条第一項に規定する外國金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）又は前号イのいずれかに該当する者

ロ 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者

ハ 外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行つた事務所又は高速取引行為者

(業務に関する帳簿書類)

第六十六条の五十八 (経理)

第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

（変更の届出）

高速取引行為者は、第六十六条の五十一第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第六十六条の五十四 (届出)

高速取引行為者は、第六十六条の五十一第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があったときは、内閣府令

為者登録簿に登録しなければならない。

高速取引行為者は、第六十六条の五十一第二項第二号に届け出なければならない。

第六十六条の五十九 (事業報告書の提出)

高速取引行為者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第六十六条の六十 (開始等の届出)

高速取引行為者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十六条の六十一 (監督)

高速取引行為に係る業務を開始し、休止

又は再開したとき。

二 高速取引行為者である法人が、他の法人と合併したとき（当該高速取引行為者である法人が合併により消滅したときを除く）、分割

により他の法人の事業（高速取引行為に係る事業）を承継したとき。

二 高速取引行為者である法人が、他の法人と合併したとき（当該高速取引行為者である法人が合併により消滅したときを除く）、分割

により他の法人の事業（高速取引行為に係る事業）を承継したとき。

三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第六十六条の六十二 (業務の運営に関する規制)

高速取引行為者は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当するとのないように、その業務を行わなければならぬ。

（業務の運営に関する規制）

高速取引行為者は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十六条の六十三 (廃業等の届出等)

高速取引行為者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務の運営に関する規制）

高速取引行為者が死亡したとき。

二 高速取引行為に係る業務を廃止したとき。

三 高速取引行為者である法人が合併により消滅したとき。

生するおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

(業務に関する帳簿書類)

第六十六条の五十八 (経理)

高速取引行為者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

第六十六条の五十九 (事業報告書の提出)

高速取引行為者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第六十六条の六十 (監督)

高速取引行為に係る業務を開始し、休止

又は再開したとき。

二 高速取引行為者である法人が、他の法人と合併したとき（当該高速取引行為者である法人が合併により消滅したときを除く）、分割

により他の法人の事業（高速取引行為に係る事業）を承継したとき。

二 高速取引行為者である法人が、他の法人と合併したとき（当該高速取引行為者である法人が合併により消滅したときを除く）、分割

により他の法人の事業（高速取引行為に係る事業）を承継したとき。

三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第六十六条の六十二 (業務の運営に関する規制)

高速取引行為者は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務の運営に関する規制）

高速取引行為者が死亡したとき。

二 高速取引行為に係る業務を廃止したとき。

三 高速取引行為者である法人が合併により消滅したとき。

（業務の運営に関する規制）

高速取引行為者が死亡したとき。

二 高速取引行為に係る業務を廃止したとき。

三 高速取引行為者である法人が合併により消滅したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 高速取引行為に係る業務に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 内閣総理大臣は、高速取引行為者の役員（外國法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第六十六条の五十三第五号イ（一）若しくは（二）に該当することとなつたとき、第六十六条の五十の登録当時既に同号イ（一）若しくは（二）に該当していたことが判明したとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当することとなつたときは、当該高速取引行為者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、高速取引行為者の営業所若しくは事務所の所在地を確定できないとき、又は高速取引行為者の所在（法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在）を確定できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該高速取引行為者から申出がないときは、当該高速取引行為者の登録を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（業務の不開始又は休止に基づく登録の取消し）

第六十六条の六十四 内閣総理大臣は、高速取引行為者が正当な理由がないのに高速取引行為に係る業務を行うこととなつた日から三月以内に業務を行うことができるとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該高速取引行為者の第六十六条の五十の登録を取り消すことができる。

（監督处分の公告）

第六十六条の六十五 内閣総理大臣は、第六十六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは前条の規定により第六十六条の五十の登録を取り消し、又は第六十六条の六十三第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（登録の抹消）

第六十六条の六十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、高速取引行為者（これと取引をする者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該高速取引行為者の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該高速取引行為者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者にあつては、当該高速取引行為者の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができること）

第五節 雜則

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第六十六条の六十八 高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六条の五十九の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（準用）

第六十六条の六十九 第五七条第一項及び第三項の規定は第六十六条の五十の登録について、第五十七条第二項及び第三項並びに第六十五条の六の規定は高速取引行為者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第六十六条の七十 第六十六条の五十から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章の五 投資運用関係業務受託業者

（登録）

第一節 総則

(登録の申請)

第六十六条の七十二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号 名称又は氏名

二 財産的基礎に係る事項として内閣府令で定めるもの

三 法人であるときは、役員の氏名又は名称

四 主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人）あつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所（所又は事務所）の名称及び所在地

五 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行なう営業所又は事務所の名称及び所在地

六 業務の種別（第二条第四十三項各号に掲げられる業務の種別をいう。）

七 他に事業を行なっているときは、その事業の種類

八 その他内閣府令で定める事項

九 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六条の七十四各号（第二号から第五号まで、第七号ハ及び第八号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 投資運用関係業務受託業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）

四 その他内閣府令で定める書類

三 前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。（登録簿への登録）

第六十六条の七十三 内閣総理大臣は、第六十六条の七十一の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資運用関係業務受託業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者登録簿に公表の充當によらず、

四
投資運用関係業務受託業に関して、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同

じ。)が、第六十六条の七十四第七号イ(1)若しくは(2)に該当することとなつたとき、第六十六条の七十一の登録当時既に同号イ(1)若しくは(2)に該当していたことが判明したとき、又は前項第三号若しくは第四号に該当することとなつたときは、当該投資運用関係業務受託業者に対て、当該役員の解任を命ずることができる。

内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者

内閣総理大臣は、前項の規定により職務代理人を選任したときは、投資運用関係業務受託者に対し、当該職務代理人に相当額の報酬を払うべき旨を命ずることができる。
（外国法人等に対する）この法律の規定の適用当たつての技術的読替え等）

第六十六条の九十一 投資運用関係業務受託業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六条の八十二の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのと、「政令で定める期間内」とするほか、投資運用関係業務受託業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該

第三 認可協会は、定款の定めるところにより、その開設する店頭売買有価証券市場ごとに、協会員が特定投資家等以外の者（当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。）の委託を受けて行う有価証券の買付け（第六十七条の十一（第五号）において「一般投資家等買付け」という。）を禁止することができる。
認可協会は、法人とする。
認可協会ではない者は、その名称中に、認可金融商品取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
(設立の認可)

第六十七条の二 認可協会は、金融商品取引業者

(審問等) 査に附るることをさせよとかできる
第六十六條の八十九 内閣総理大臣は、第六十六
条の七十一の登録又は第六十六条の七十五第四
項の変更登録を拒否しようとするときは、登録
申請又は支資雇用関係業務受託業者に通知す

國法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(内閣府令への委任)

2 てないにれば、
金融商品取引業者は、認可協会を設立しよう
とするときは、内閣総理大臣の認可を受けな
ればならない。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業
務を行ふ範囲にてて、前二項、第六十一条第
二項の規定による認可を受けた者は、

する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該投資運用関係業務受託業者から申出がないときは、当該投資運用関係業務受託業者の登録を取り消しができる。

前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(監督第三章の規定は適用しない)
第六十六条の八十六 内閣総理大臣は、前条第一項告へるは第二百六十九条の規定により第一二、各の二

項若しくは第三項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消し、又は前条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(登録の抹消)
第六十六条の八十七 内閣総理大臣は、投資運用

な事項は、内閣府令で定める。
第六十六条の九十三 内閣総理大臣は、投資運用
関係業務受託業者を監督するに当たつては、^半業務の運営についての投資運用関係業務受託業者の
の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければ
ならない。

第四章 金融商品取引業協会

第一節 認可金融商品取引業協会

第一款 設立及び業務

(認可協会の目的)

第六十七条 認可金融商品取引業協会（以下「この規
章において「認可協会」という。）は、有価証券
券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等
を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の
健全な発展及び投資者の保護に資することを目的
とする。

（認可申請書の提出）

第六十七条の三 前条第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び協会員の名称

前項の認可申請書には、定款その他の規則その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

二 金融商品取引業又は登録金融機関業務をするものとして内閣府令で定める業務を行う者 当該業務

一 登録金融機関 登録金融機関業務

二 金融商品取引業又は登録金融機関業務に類するものとして内閣府令で定める業務を行つる者

（認可申請書の提出）

第六十七条の四 第二項及び第三項の規定による認可の申請は、第一項の規定による認可の申請と並びに第七十九条の十一の規定による認可の申請と並んで、第一項及び第二項、第七十九条の十一、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。

(職務代行者) 第六十六条の九十 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者（外国法人に限る。以下この条に
ころて同じ。）の国内に在る代表者が欠け
る場合に、その代表者の職務を代行する。

2 認可協会は、有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限る。第六十七条の十一第一項において同じ。）の流通を円滑にし、有価証券の買主の権利を確実に保全するため、

(認可申請書の審査)

登録が不正であるとする。又は第三項の規定により第六十六条の八十五第一項若しくは第三項の規定により第六十六条の七十一の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(報告の徵取及び検査)

第六十六条の八十八 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、投資運用関係業務受託業者、これと取

(職務代行者)
六十六条の九十 内閣総理大臣は、投資運用関係業務受託業者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該投資運用関係業務受託業者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2 認可協会は、有価証券（金融商品取引所に上市されないものに限る。第六十七条の十一第一項において同じ。）の流通を円滑にし、有価証券の売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、店頭売買有価証券の売買（協会員（認可協会の会員をいう以下この節において同じ。）が自己的の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行いうものに限る。同項において同じ。）のための市場（以下「店頭売買有価証券市場」という。）を開設することができる。

(認可申請書の審査)
第六十七条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一定款その他の規則の規定が法令に適合しないかつ、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業を健全に発展させるとともに、投資者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る認可協会がこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。	二 当該申請に係る認可協会がこの法律の規定に適合するよう組織されるものであること。
三 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。	三 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の認可をしなければならない。
四 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。	四 認可申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいるとき。	五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいるとき。
六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者	六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
七 理事会その他の会議に関する事項	七 理事会その他の会議に関する事項
八 業務の執行に関する事項	八 業務の執行に関する事項
九 協会員の役員及び使用人並びに金融商品仲介業者（協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に限る。以下この節において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項	九 協会員の役員及び使用人並びに金融商品仲介業者（協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に限る。以下この節において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項
十 規則の作成に関する事項	十 規則の作成に関する事項
十一 協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する投資者からの苦情及び紛争の解決に関する事項	十一 協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する投資者からの苦情及び紛争の解決に関する事項

二 第二十九条の四第一項第二号口からりまでのいづれかに該当する者	二 第二十九条の四第一項第二号口からりまでのいづれかに該当する者
三 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。（認可申請者の審問及び通知）	三 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。（認可申請者の審問及び通知）
四 内閣総理大臣は、第六十七条の三第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可をすることが適當でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。	四 内閣総理大臣は、第六十七条の三第一項の規定による認可をすることとし、又はしないこととしめた場合においては、遅滞なくその旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。（認可の取消し）
五 内閣総理大臣は、第六十七条の二第二項の規定による認可をすることとし、又はしないこととしめた場合においては、遅滞なくその旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。	五 内閣総理大臣は、第六十七条の二第二項の規定による認可をすることとし、又はしないこととしめたときは、その認可を取り消すことができる。（營利追求の禁止）
六 第六十七条の六 内閣総理大臣は、認可協会がその設立の認可を受けた当時既に第六十七条の四第二項各号のいづれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。	六 第六十七条の六 内閣総理大臣は、認可協会がその設立の認可を受けた当時既に第六十七条の四第二項各号のいづれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。（營利追求の禁止）
七 第六十七条の七 認可協会は、當利の目的をもつて業務を行つてはならない。（定款の必要的記載事項）	七 第六十七条の七 認可協会は、當利の目的をもつて業務を行つてはならない。（定款の必要的記載事項）
八 第六十七条の八 認可協会の定款には、次に掲げる事項（第十三号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する認可協会に限る。）を記載しなければならない。	八 第六十七条の八 認可協会の定款には、次に掲げる事項（第十三号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する認可協会に限る。）を記載しなければならない。
九 第六十七条の九 認可協会は、会長又は理事がその職務を行うことについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。（認可協会の住所）	九 第六十七条の九 認可協会は、会長又は理事がその職務を行うことについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。（認可協会の住所）
十 第六十七条の十 認可協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。（登録簿）	十 第六十七条の十 認可協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。（登録簿）
十一 第六十七条の十一 店頭売買有価証券市場を開設する認可協会は、当該店頭売買有価証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類	十一 第六十七条の十一 店頭売買有価証券市場を開設する認可協会は、当該店頭売買有価証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類

二 登録及びその取消しの基準及び方法	二 登録及びその取消しの基準及び方法
三 売買価格の報告及び発表に関する事項	三 売買価格の報告及び発表に関する事項
四 受渡しその他の決済方法	四 受渡しその他の決済方法
五 第六十七条第三項の規定により一般投資家の等買付けを禁止する場合には、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項、イ 店頭売買有価証券市場における協会員の有価証券の売買の受託の制限に関する事項	五 第六十七条第三項の規定により一般投資家の等買付けを禁止する場合には、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項、イ 店頭売買有価証券市場における協会員の有価証券の売買の受託の制限に関する事項
六 記載事項	六 記載事項
七 第六十七条の十二 認可協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則による有価証券の登録又はその取消しを行おうとする場合又は行つた場合には、当該認可協会に対し、当該登録を行つた有価証券の登録の取消し又は当該登録の取消しを行つた有価証券の再登録その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。	七 第六十七条の十二 認可協会は、店頭売買有価証券市場を開設しようとするときは、その規則による有価証券の登録又はその取消しを行おうとする場合又は行つた場合には、当該認可協会に対し、当該登録を行つた有価証券の登録の取消し又は当該登録の取消しを行つた有価証券の再登録その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。
八 第六十七条の十五 内閣総理大臣は、認可協会が第六十七条の十二第一号に係る同条に規定する規則に違反して第六十七条の十一第一項の規定による有価証券の登録又はその取消しを行おうとする場合又は行つた場合には、当該認可協会に対し、当該登録を行つた有価証券の登録の取消し又は当該登録の取消しを行つた有価証券の再登録その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。	八 第六十七条の十五 内閣総理大臣は、認可協会が第六十七条の十二第一号に係る同条に規定する規則に違反して第六十七条の十一第一項の規定による有価証券の登録又はその取消しを行おうとする場合又は行つた場合には、当該認可協会に対し、当該登録を行つた有価証券の登録の取消し又は当該登録の取消しを行つた有価証券の再登録その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
九 第六十七条の十六 認可協会は、その登録する店頭売買有価証券について、店頭売買有価証券市場におけるその売買を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	九 第六十七条の十六 認可協会は、その登録する店頭売買有価証券について、店頭売買有価証券市場におけるその売買を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
十 第六十七条の十七 内閣総理大臣は、店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する認可協会の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるとときは、当該認可協会に対し、その開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の売買を停止し、又は登録を取り消すことを命ずることができる。	十 第六十七条の十七 内閣総理大臣は、店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売買有価証券を登録する認可協会の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるとときは、当該認可協会に対し、その開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の売買を停止し、又は登録を取り消すことを命ずることができる。
十一 第六十七条の十八 認可協会が第六十七条の二第一項の規定による登録又はその取消しを行おうとするときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	十一 第六十七条の十八 認可協会が第六十七条の二第一項の規定による登録又はその取消しを行おうとするときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
十二 第六十七条の十九 内閣総理大臣は、認可協会が第六十七条の二第一項の規定による登録又はその取消しを行おうとする場合において、行政手続法第十二条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。	十二 第六十七条の十九 内閣総理大臣は、認可協会が第六十七条の二第一項の規定による登録又はその取消しを行おうとする場合において、行政手続法第十二条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める
必要な措置をすることを命ずることができる。

内閣総理大臣は、前項の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(報告の微取及び検査)

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可協会、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該認可協会の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認可協会又は当該認可協会から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類の他の物件の検査(当該認可協会から業務の委託を受けた者にあっては、当該認可協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。)をさせることができ。

(内閣総理大臣への提出書類)

第七十六条 認可協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書

二 前事業年度末における財産目録

三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

(投資者からの苦情に対する対応等)

第七十七条 認可協会は、投資者から協会員又は金融商品仲介業者の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員又は金融商品仲介業者に対し、その苦情の内容を通知し、その迅速な処理を求めなければならぬ。

認可協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員又は金融商品仲介業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会員又は金融商品仲介業者は、認可協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

融商品仲介業者に周知させなければならない。融商品仲介業者に周知させなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員又は金融商品仲介業者に周知させなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別(第百五十六条の三十八第十二項に規定する紛争解決等業務の種別をい

う。次条第九項(第七十九条の十三において準用する場合を含む。)において同じ。)に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。

(認可協会によるあつせん)

第七十七条の二 協会員又は金融商品仲介業者の行為有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るために、認可協会に申し立て、あつせんを求めることができる。

2 認可協会は、前項の規定による申立てを受けたときは、学識経験を有する者であつてその申立てに係る争い(以下この条において「事件」という。)の当事者と特別の利害関係のない者をあつせん委員として選任し、当該あつせん委員によるあつせんに付するものとする。ただし、あつせん委員は、事件がその性質上あつせんを行うのに適当ないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申立てをしたと認めるときは、あつせんを行わないものとする。

3 あつせん委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他物件の提出を求め、適当と認めたときは、事諾を勧告することができる。

4 前三项の場合において、金融商品仲介業者が当事者であるときは、その所属金融商品取引業者等も当事者とみなす。

5 協会員又は金融商品仲介業者は、第三項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

6 認可協会は、あつせんに関し要した費用の全部又は一部を、当事者から徴収することができ

7 あつせん委員又はその職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

融商品仲介業者に周知させなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の争いが当該指定に係る紛争解決等業務の種別に係るときは、適用しない。

(あつせん業務の第三者への委託)

第七十七条の三 認可協会は、第七十七条第一項に規定する苦情についての解決の業務及び前条第一項に規定するあつせんの業務について、これららの業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にこれらの業務を委託することができる。

2 前項の規定にかかるとおり、認可協会の苦情についての解決の業務及びあつせんの業務を、次の各号のいずれかに該当する者に委託することができる。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第

四 破産手続開始の決定

5 認可協会の設立の認可の取消し

6 第七十四条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

7 第七十四条第一項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

8 第一項の規定により登記しなければならない事項は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 第一項の規定は、認可協会が第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の争いが当該指定に係る紛争解決等業務の種別に係るときは、適用しない。

(協会の解散事由等)

第七十七条の六 認可協会は、次の事由により解散する。

1 定款に定める事由の発生

2 総会の決議

3 協会員の数が五以下となつたこと。

4 破産手続開始の決定

5 認可協会の設立の認可の取消し

6 第七十四条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

7 第七十四条第一項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

8 第一項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

9 第一項の規定により登記しなければならない事項は、設立の登記をすることによつて成立する。

(協会の登記)

第七十七条の五 認可協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 認可協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

4 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

5 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

7 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

8 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

9 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

10 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

11 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

12 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

13 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

14 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

15 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

16 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

17 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

18 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

19 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

20 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

21 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

22 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

23 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

24 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

25 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

26 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

27 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

28 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

29 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

30 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

31 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

32 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

33 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

34 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

35 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

36 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

37 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

38 第一項の規定により登記しなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

出その他の必要な事項について、認定協会に協力をさせることができる。

(認定協会に対する監督命令)

第七十九条の六 内閣総理大臣は、業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣は、認定協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反していると認めるときは、その認定を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三節 認定投資者保護団体
(認定投資者保護団体の目的及び業務)
第七十九条の七 有価証券の売買その他の取引及び金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、次の各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、次の各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、認可協会及び認定協会を除く。次条第三号ロにおいて同じ。）は、内閣総理大臣の認定を受けることができる。

一 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に対する苦情の解決
二 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあつせん
三 前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し申請をしなければならない。
(欠格事項)
第七十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。
この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

ロ 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者

でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)

第七十九条の九 内閣総理大臣は、第七十九条の七第二項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方

法を定めているものであること。

二 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによって当該各号に掲げる業務が公正になるおそれがないものであること。

(業務廃止の届出)

第七十九条の十 第七十九条の七第一項の認定を受けた者（次条第一項において「認定投資者保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第七十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

金融商品取引業者、金融商品仲介業者その他内閣府令で定める者をいう。以下この節において同じ。)としなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により投資者保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該指針を公表したときの、対象事業者に対するものに供しなければならない。

(認定団体による苦情の処理)

第七十九条の十二 第七十七条の規定は、認定団体が投資者からの苦情（対象事業者に関するものに限る。）の解決を行ふ場合について準用する。

この場合において、同条中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは、「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と読み替えるものとする。

(認定団体によるあつせん)

第七十九条の十三 第七十七条の二第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定は、認定団体があつせん（対象事業者に関するものに限る。）を行ふ場合について準用する。この場合において、同条第一項中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは、「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と、「デリバティブ取引等」とあるのは、「デリバティブ取引等（これらの取引に付随する取引その他の内閣府令で定める取引を含む。）」と、同条第五項中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは、「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と読み替えるものとする。

(役職員の秘密保持義務等の準用)

第七十九条の十四 第七十二条の規定は、認定団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

(名称の使用制限)

第七十九条の十五 認定団体でない者は、認定投資者保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の微取)

第七十九条の十六 内閣総理大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができ

る。

(投資者保護指針)

第七十九条の十七 認定団体は、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護のために、対象事業者による資産運用のあり方その他の投資者の保護を図るために必要な事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下「投資者保護指針」という。）を行ふ金融商品取引業者にあっては、国内に有する営業所又は事務所（外國法人である金融商品取引業者にあっては、国内に有する営業所又は事務所）の顧客であつて当該金融商品取引業者と対象有価証券関連取引又は対象商品デリバティブ取引関連取引をする者（適格機関投資家

針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

認定団体は、前項の規定により投資者保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該指針を公表したときの、対象事業者に対するものに供しなければならない。

認定団体は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護の促進に努めなければならない。

(認定団体による苦情の処理)

第七十九条の十八 内閣総理大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、投資者保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第七十九条の十九 内閣総理大臣は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七十九条の八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第七十九条の九各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 前条の規定による命令に従わないとき。

四 不正の手段により第七十九条の七第一項の認定を受けたとき。

二 第七十九条の九各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 前条の規定による命令に従わないとき。

四 不正の手段により第七十九条の七第一項の認定を受けたとき。

(一般顧客等)

第七十九条の二十 この章において「一般顧客」とは、金融商品取引業者（第二十八条第八項に規定する有価証券関連業（以下この章において「有価証券関連業」という。）又は商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務（以下この章において「商品デリバティブ取引関連業務」という。）を行ふ金融商品取引業者に限る。）の顧客であつて当該金融商品取引業者（外國法人である金融商品取引業者にあっては、国内に有する営業所又は事務所）の顧客であつて当該金融商品取引業者と対象有価証券関連取引又は対象商品デリバティブ取引関連取引をする者（適格機関投資家

及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。)をいう。

2 金融商品取引業者がその一般顧客の計算において他の金融商品取引業者と対象有価証券関連取引又は対象商品取引業者と対象有価証券関連取引には、前項の規定にかかわらず、当該金融商品取引業者を当該他の金融商品取引業者の一般顧客みなして、この章の規定を適用する。

3 この章において「顧客資産」とは、次に掲げるもののをいう。

一 第百十九条の規定により金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券(有価証券関連デリバティブ取引に関して預託を受けたものに限る)。又は第百六十一条の二の規定により金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券(有価証券関連デリバティブ取引に関して預託を受けたものに限る)。又は第百六

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

9 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができ
る。

10 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。（第79条の四十四の四第三項において同じ。）

11 第八項及び第九項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

12 基金と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。

第七十九条の三十 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令・財務省令で定める書類を添付しなければならない。（認可審査基準）

第七十九条の三十一 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

三 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定める者

ロ 第二十九条の四第一項第二号ロからリまでのいずれかに該当する者

四 当該申請に係る基金が、その業務を遂行するため必要な資産を備えていると認められること又は備えることが確実であると認められること。

第七十九条の三十二 事務所の所在地

一 事務所の所在の場所

二 事務所の所在の場所

三 事務所の所在の場所

四 事務所の所在の場所

五 事務所の所在の場所

六 事務所の所在の場所

七 事務所の所在の場所

八 事務所の所在の場所

九 事務所の所在の場所

十 事務所の所在の場所

十一 事務所の所在の場所

十二 事務所の所在の場所

十三 事務所の所在の場所

十四 事務所の所在の場所

十五 事務所の所在の場所

十六 事務所の所在の場所

十七 事務所の所在の場所

十八 事務所の所在の場所

十九 事務所の所在の場所

二十 事務所の所在の場所

二十一 事務所の所在の場所

二十二 事務所の所在の場所

二十三 事務所の所在の場所

二十四 事務所の所在の場所

二十五 事務所の所在の場所

二十六 事務所の所在の場所

二十七 事務所の所在の場所

二十八 事務所の所在の場所

二十九 事務所の所在の場所

三十 事務所の所在の場所

三十一 事務所の所在の場所

三十二 事務所の所在の場所

三十三 事務所の所在の場所

三十四 事務所の所在の場所

三十五 事務所の所在の場所

三十六 事務所の所在の場所

三十七 事務所の所在の場所

三十八 事務所の所在の場所

三十九 事務所の所在の場所

四十 事務所の所在の場所

四十一 事務所の所在の場所

四十二 事務所の所在の場所

四十三 事務所の所在の場所

四十四 事務所の所在の場所

四十五 事務所の所在の場所

四十六 事務所の所在の場所

四十七 事務所の所在の場所

四十八 事務所の所在の場所

四十九 事務所の所在の場所

五十 事務所の所在の場所

五十一 事務所の所在の場所

五十二 事務所の所在の場所

五十三 事務所の所在の場所

五十四 事務所の所在の場所

五十五 事務所の所在の場所

五十六 事務所の所在の場所

五十七 事務所の所在の場所

五十八 事務所の所在の場所

五十九 事務所の所在の場所

六十 事務所の所在の場所

六十一 事務所の所在の場所

六十二 事務所の所在の場所

六十三 事務所の所在の場所

六十四 事務所の所在の場所

六十五 事務所の所在の場所

六十六 事務所の所在の場所

六十七 事務所の所在の場所

六十八 事務所の所在の場所

六十九 事務所の所在の場所

七十 事務所の所在の場所

七十一 事務所の所在の場所

七十二 事務所の所在の場所

七十三 事務所の所在の場所

七十四 事務所の所在の場所

七十五 事務所の所在の場所

七十六 事務所の所在の場所

七十七 事務所の所在の場所

七十八 事務所の所在の場所

七十九 事務所の所在の場所

八十 事務所の所在の場所

八十一 事務所の所在の場所

八十二 事務所の所在の場所

八十三 事務所の所在の場所

八十四 事務所の所在の場所

八十五 事務所の所在の場所

八十六 事務所の所在の場所

八十七 事務所の所在の場所

八十八 事務所の所在の場所

八十九 事務所の所在の場所

九十 事務所の所在の場所

九十一 事務所の所在の場所

九十二 事務所の所在の場所

九十三 事務所の所在の場所

九十四 事務所の所在の場所

九十五 事務所の所在の場所

九十六 事務所の所在の場所

九十七 事務所の所在の場所

九十八 事務所の所在の場所

九十九 事務所の所在の場所

一百 事務所の所在の場所

一百一 事務所の所在の場所

一百二 事務所の所在の場所

一百三 事務所の所在の場所

一百四 事務所の所在の場所

一百五 事務所の所在の場所

一百六 事務所の所在の場所

一百七 事務所の所在の場所

一百八 事務所の所在の場所

一百九 事務所の所在の場所

一百十 事務所の所在の場所

一百十一 事務所の所在の場所

一百十二 事務所の所在の場所

一百十三 事務所の所在の場所

一百十四 事務所の所在の場所

一百十五 事務所の所在の場所

一百十六 事務所の所在の場所

一百十七 事務所の所在の場所

一百十八 事務所の所在の場所

一百十九 事務所の所在の場所

一百二十 事務所の所在の場所

一百二十一 事務所の所在の場所

一百二十二 事務所の所在の場所

一百二十三 事務所の所在の場所

一百二十四 事務所の所在の場所

一百二十五 事務所の所在の場所

一百二十六 事務所の所在の場所

一百二十七 事務所の所在の場所

一百二十八 事務所の所在の場所

一百二十九 事務所の所在の場所

一百三十 事務所の所在の場所

一百三十一 事務所の所在の場所

一百三十二 事務所の所在の場所

一百三十三 事務所の所在の場所

一百三十四 事務所の所在の場所

一百三十五 事務所の所在の場所

一百三十六 事務所の所在の場所

一百三十七 事務所の所在の場所

一百三十八 事務所の所在の場所

一百三十九 事務所の所在の場所

一百四十 事務所の所在の場所

一百四十一 事務所の所在の場所

一百四十二 事務所の所在の場所

一百四十三 事務所の所在の場所

一百四十四 事務所の所在の場所

一百四十五 事務所の所在の場所

一百四十六 事務所の所在の場所

一百四十七 事務所の所在の場所

一百四十八 事務所の所在の場所

一百四十九 事務所の所在の場所

一百五十 事務所の所在の場所

一百五十一 事務所の所在の場所

一百五十二 事務所の所在の場所

一百五十三 事務所の所在の場所

一百五十四 事務所の所在の場所

一百五十五 事務所の所在の場所

一百五十六 事務所の所在の場所

一百五十七 事務所の所在の場所

一百五十八 事務所の所在の場所

一百五十九 事務所の所在の場所

一百六十 事務所の所在の場所

一百六十一 事務所の所在の場所

一百六十二 事務所の所在の場所

一百六十三 事務所の所在の場所

一百六十四 事務所の所在の場所

一百六十五 事務所の所在の場所

一百六十六 事務所の所在の場所

一百六十七 事務所の所在の場所

一百六十八 事務所の所在の場所

一百六十九 事務所の所在の場所

一百七十 事務所の所在の場所

一百七十一 事務所の所在の場所

一百七十二 事務所の所在の場所

一百七十三 事務所の所在の場所

一百七十四 事務所の所在の場所

一百七十五 事務所の所在の場所

一百七十六 事務所の所在の場所

一百七十七 事務所の所在の場所

一百七十八 事務所の所在の場所

一百七十九 事務所の所在の場所

一百八十 事務所の所在の場所

一百八十一 事務所の所在の場所

一百八十二 事務所の所在の場所

一百八十三 事務所の所在の場所

一百八十四 事務所の所在の場所

一百八十五 事務所の所在の場所

一百八十六 事務所の所在の場所

一百八十七 事務所の所在の場所

一百八十八 事務所の所在の場所

一百八十九 事務所の所在の場所

一百九十 事務所の所在の場所

一百九十一 事務所の所在の場所

一百九十二 事務所の所在の場所

一百九十三 事務所の所在の場所

一百九十四 事務所の所在の場所

一百九十五 事務所の所在の場所

一百九十六 事務所の所在の場所

一百九十七 事務所の所在の場所

一百九十八 事務所の所在の場所

一百九十九 事務所の所在の場所

一百二十 事務所の所在の場所

一百二十一 事務所の所在の場所

一百二十二 事務所の所在の場所

一百二十三 事務所の所在の場所

一百二十四 事務所の所在の場所

一百二十五 事務所の所在の場所

一百二十六 事務所の所在の場所

一百二十七 事務所の所在の場所

一百二十八 事務所の所在の場所

一百二十九 事務所の所在の場所

一百三十 事務所の所在の場所

一百三十一 事務所の所在の場所

一百三十二 事務所の所在の場所

一百三十三 事務所の所在の場所

一百三十四 事務所の所在の場所

一百三十五 事務所の所在の場所

一百三十六 事務所の所在の場所

一百三十七 事務所の所在の場所

一百三十八 事務所の所在の場所

一百三十九 事務所の所在の場所

一百四十 事務所の所在の場所

一百四十一 事務所の所在の場所

一百四十二 事務所の所在の場所

一百四十三 事務所の所在の場所

一百四十四 事務所の所在の場所

一百四十五 事務所の所在の場所

一百四十六 事務所の所在の場所

一百四十七 事務所の所在の場所

一百四十八 事務所の所在の場所

一百四十九 事務所の所在の場所

6 第七十九条の二十七第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者又は第四項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者であつて、第三十一条第四項の規定による定款の定めがある基金の会員である金融商品取引業者又は有価証券関連業を行おうとする者（第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者を除く。）について準用する。この場合において、第七十九条の二十七第二項中「いすれか二つの基金」とあるのは、「当該定款の定めがない他のいすれか二つの基金」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第七十九条の五十 基金は、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会）をいう。次項において同じ。又は金融商品取引業者に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項に規定する認可があつたときは、金融商品取引業協会及び金融商品取引業者は、この法律又は他の法令の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託し、当該業務を行うことができる。

（業務規程）

第七十九条の五十一 基金の業務規程には、第十七条の五十六第一項の規定による一般顧客に対する支払に関する事項、負担金の算定方法及び納付に関する事項その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 基金は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

（報告又は資料の提出）

第七十九条の五十二 基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である金融商品取引業者に対し、当該金融商品取引業者の業務又は財産の状況に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定によりその業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた金融商品取引業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、基金から要請があつた場合において、基金が業務を行うため特に必要があると認めるときは、基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。
（基金への通知）

第七十九条の五十三 基金の会員である金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所屬する基金に通知しなければならない。

一 第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条又は第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたとき。

二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたときは（外国法人である金融商品取引業者につては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき）又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。

三 金融商品取引業の廃止（有価証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた全ての営業所又は事務所における金融商品取引業の廃止を含む。以下この号において同じ。）をしたとき若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所の清算の開始を含む。）をしたとき、又は第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四 第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第八号に該当する場合に限る）を受けたとき。

一 第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項、第五十四条又は第五十七条の六又は一部の停止の命令（同項第八号に該当する場合に限る。）
二 第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第八号に該当する場合に限る。）
三 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。
四 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。
五 内閣総理大臣は、基金の会員である金融商品取引業者につき、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条、第四百四十八条又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣及び当該金融商品取引業者が所属する基金に通知しなければならない。
（弁済困難の認定）
第七十九条の五十四 基金は、前条第一項又は第三項から第五項までの規定による通知を受けた場合には、投資者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る金融商品取引業者（以下「通知金融商品取引業者」という。）につき、顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるかどうかの認定を、遅滞なく、行わなければならぬ。
(認定の公告)

取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 免許申請者が取引所金融商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 免許申請者が金融商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該する場合を除いて、その免許を与えるなければならない。

一 免許申請者がこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十七条の六第三項、第六十六条の二十第一項、第六十六条の四十二第一項、第六十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の八十五第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十一第一項若しくは第六十六条の五の八第一項、第一百六条の二十八第一項若しくは第一百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者の役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十九条の四第一項第二号口からリまでに掲げる者

ロ 金融商品取引所が第百四十八条若しくは第百五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、金融商品取引清算機関が第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合、外国金融商品取引所が第百五十五条の六若しくは第百五十五条の十第一項の規定により認可を取り消された場合若しくは外国金融商品取引清算機関が第百五十六条の二十第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国金融商品取引所又は外国金融商品取引清算機関にあっては、国内における代表者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 主要株主（第百六条の六第一項、第百六十条の二十第一項又は第百五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）が第百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項若しくは第六十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消された場合又は金融商品取引所持株会社が第六十六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは金融商品取引所の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

二 主要株主が第百六条の七第一項、第一百六十一条の二十一第一項又は第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは金融商品取引所の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

三 会計監査人

（自主規制業務）

第八十四条 金融商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならぬ。

二 前項の「自主規制業務」とは、金融商品取引所について行う次に掲げる業務をいう。

一 金融商品、金融指標又はオプション（以下の上場及び上場廃止に関する業務（内閣府令で定めるものを除く。））

二 会員等の法令（法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査）

三 その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するため必要な業務として内閣府令で定めるもの

第三項、第百五十六条の十七第二項、第百五十六条の二十の十四第二項又は第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

四 虚偽の記載又は記録があるとき。

第八十三条 内閣総理大臣は、第八十一条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当ないと認めることは、免許申請者に通知して、当該職員に審問を行わせなければならない。

内閣総理大臣が、第八十条第一項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

（金融商品取引所となる法人）

第八十三条の二 金融商品取引所は、金融商品会員制法人又は資本金の額が政令で定める金額以上の株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等

（自主規制業務）

第八十四条 金融商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならぬ。

二 前項の「自主規制業務」とは、金融商品取引所についての決定を経て行わなければならない。

（認可申請書の提出）

第八十五条の二 前項第一項の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 委託する自主規制法人（以下この章において「受託自主規制法人」という。）の名称

三 委託する自主規制業務の内容

四 その他内閣府令で定める事項

（自主規制業務の委託）

第八十五条 金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、自主規制法人（自主規制業務（前条第二項に規定する自主規制業務をいう。））を行うことの目的として、次節第一款の二の規定に基づいて設立された法人をいう。以下この章において同じ。）に対し、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の全部又は一部を委託することができる。

二 内閣総理大臣は、前項の認可に条件を付することができる。

三 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は認可に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。

四 金融商品取引所は、第一項の規定による場合のほか、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の一部（特定取引所金融商品市場に係るものであつて、その内容等を勘案し、投資者保護の根幹にかかる事項以外のものを取り扱う業務として内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第二条の十九において「特定業務」という。）を、他の者に委託することができる。

五 金融商品取引所は、前項の規定により特定業務を委託する場合においては、内閣府令で定めることにより、当該特定業務の適正な実施を確保するための措置を講じなければならない。

六 第四項の規定により、特定株式会社金融商品取引所（第百五条の四第二項に規定する特定株式会社金融商品取引所をいう。以下この項において同じ。）がその特定業務を他の者に委託する場合には、当該特定株式会社金融商品取引所の自主規制委員会による当該特定業務の委託についての決定を経て行わなければならない。

（認可申請書の提出）

第八十五条の二 前項第一項の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 委託する自主規制法人（以下この章において「受託自主規制法人」という。）の名称

二 委託する自主規制業務の内容

三 委託する自主規制業務の内容

四 その他内閣府令で定める事項

（申請の場合について準用する。）

三 第八十三条第三項の規定は、第一項の認可の申請の場合について準用する。この場合において

て、「定款」とあるのは、「委託契約の内容を記載した書類」と読み替えるものとする。

(認可の基準)

第八十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 受託自主規制法人が、第一百二条の十四の認可を受けたものであること。

二 委託契約において、当該委託をする費用の額の算出の方法が、自主規制法人が委託を受けた自主規制業務を行うために適正かつ明確に定められていること。

三 委託契約において、受託自主規制法人が該委託に係る自主規制業務に関して知り得た情報を当該自主規制業務の用に供する目的以外のために利用しない旨が定められていること。

四 前三号に掲げるもののほか、委託契約の内容が受託自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保するために十分なものであること。

第八十五条の四 内閣総理大臣は、第八十五条の第二項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員に審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣が、第八十五条第一項の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないと認める場合は、認可申請者に通知しなければならない。

(高速取引行為を行う者に関する調査等)

第八十五条の五 金融商品取引所は、第八十四条に定めるもののほか、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の处分の遵守の状況の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る業務は、自主規制業務とみなして、この法律（第八十四条を除く。）の規定を適用する。
(商号又は名称)

第八十六条 金融商品取引所は、その名称又は商号のうちに取引所という文字を用いなければならぬ。

2 金融商品取引所は、その定款においてはならない。

(会員等に対する処分)

第八十七条 金融商品取引所は、その定款において、会員等が法令、法令に基づいてする行政官

府の処分、当該金融商品取引所の定款、業務規

程、受託契約準則その他の規則（以下この条に

おいて単に「規則」という。）及び取引の信義

則を遵守しなければならない旨並びに法令、法

令に基づいてする行政官府の処分若しくは規則

に違反し、又は取引の信義則に背反する行為を

した会員等に対し、過怠金を課し、その者の取

引所金融商品市場における有価証券の売買若し

くは市場デリバティブ取引若しくはその有価証

券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命

じ、又は除名（取引参加者にあつては、取引資

格の取消し）をする旨を定めなければならな

い。

(業務の範囲)

第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けた場合には、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務、国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第六百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量をいう。）に係る取引を行う市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業

務（これに附帯する業務を含む。以下「商品市場開設金融商品取引所は、前項の規定にかかる場合に限る。」）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うこと並びに当該金融商品取引所（以下この項において「当該取引所」という。）の属する金融商品取引所グループ（金融商品取引所及びその子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八十七条の四の二第一項において同じ。）の子会社をい

う。以下この項及び第八十七条の四の二において同じ。）又は金融商品取引所持株会社グルー

商品会員制法人を含む。）（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所持株会社の業務の一體的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものとし、当該会社（当該取引所を除く。）に代わつて行うことができる。

内閣総理大臣は、前項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を執行することにより、金融商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ又は取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとときは、当該認可をしてはならない。

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の認可について準用する。

(審問に関する規定の準用)

第八十七条の二の二 第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書の認可について準用する。

(子会社の範囲)

第八十七条の三 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、金融商品取引所金融商品市場における取引を除く。の当事者を識別するための番号を指定する業務、国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第六百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量をいう。）に係る取引を行う市場の開設の業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業

務（これに附帯する業務を含む。以下「商品市場開設金融商品取引所は、前項の規定にかかる場合に限る。」）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うこと並びに当該金融商品取引所（以下この項において「当該取引所」という。）の子会社とすることができる。

2 商品市場開設金融商品取引所は、前項の規定にかかる場合、商品市場開設業務を行つた会社を子会社とすることができる。

(子会社)

第八十七条の三の二 第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書の認可について準用する。

(子会社の範囲)

2 金融商品取引所は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社

以外の外国会社を引き続き子会社とするこ

とに、これらの期限を延長することができる。

3 内閣総理大臣は、金融商品取引所につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該金融商品取引所が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社又は当該外

国会社を子会社としている子会社対象外国会

社若しくは特例対象持株会社の本店又は主た

る事務所の所在する国の資本市場の状況その

他の事情に照らして、前項の期限までにその

子会社となつた子会社対象会社以外の外国会

社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講

ずることができないことについてやむを得な

い事情があると認められること。

二 当該金融商品取引所が子会社とした子会社対象外国会社又は特例対象持株会社の事業遂行のため、当該金融商品取引所がその子会

社となつた子会社対象会社以外の外国会社を

引き続き子会社とすることについてやむを得

ない事情があると認められること。

(審問に関する規定の準用)

第八十七条の四 第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書及び第四項の認可について準用する。

(審問に関する規定の準用)

(金融商品取引所による金融商品取引所グループの経営管理)
第八十七条の四の二 金融商品取引所(子会社)の象会社を子会社としているものであつて、他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限る。)は、当該金融商品取引所の属する金融商品取引所グループの経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
一 金融商品取引所グループの経営の基本方針
その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 金融商品取引所グループに属する会社(金融商品会員制法人を含む)相互の利益が相反する場合における必要な調整
三 金融商品取引所グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、金融商品取引所グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

(役員)
第八十七条の五 金融商品取引所の役員は、二以上の金融商品取引所の役員の地位を占めてはならない。
(仮理事、仮取締役等)
第八十七条の六 内閣総理大臣は、取引所金融商品市場を開設する金融商品会員制法人(以下「会員金融商品取引所」という。)の理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。
2 内閣総理大臣は、株式会社金融商品取引所の取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役又は代表執行役の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員の職務を行なうべき仮取締役又はそれ以外の仮取締役。次条第一項において同じ。)、仮会計参与、仮監査役、仮代表取締役、仮執行役又は仮代表執行役を選任することができます。
3 会社法第三百四十六条第二項、第三百五十一條第二項及び第四百一条第三項(同法第四百三

一条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、株式会社金融商品取引所には、適用しない。
(内閣総理大臣の嘱託登記)

第八十七条の七 内閣総理大臣は、前条第二項の規定により、仮取締役、仮会計参与、仮監査役、仮代表取締役、仮執行役又は仮代表執行役を選任したときは、当該株式会社金融商品取引所の本店の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の規定により内閣総理大臣が登記を嘱託するときは、嘱託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。
(秘密保持義務)
第八十七条の八 金融商品取引所の役員(役員が法人であるときは、その職務を行なう者)若しくは職員若しくは自主規制法人の理事、監事若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。
(差別的取扱いの禁止)
第二節 金融商品会員制法人及び自主規制法人並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社
第一款 金融商品会員制法人

第八十七条の九 金融商品取引所は、特定の会員等又は有価証券の発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
第二節 金融商品会員制法人及び自主規制法人並びに取引所金融商品市場を開設する株式会社
第一目 設立

第八十八条 金融商品会員制法人は、法人とする(法人格)
第八十九条 金融商品会員制法人は、法人とする。
2 金融商品会員制法人は、その名称のうちに会員制法人という文字を用いなければならない。
3 金融商品会員制法人でない者は、その名称のうちに金融商品会員制法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
(発起人)
第八十九条の二 金融商品会員制法人は、金融商品取引業者等でなければ、設立することができない。
2 金融商品会員制法人を設立するには、会員にならうとする金融商品取引業者等が発起人とならなければならない。
(定款)
第八十九条の三 金融商品会員制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

2 金融商品会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 基本金及び出資に関する事項
五 会員等に関する事項
六 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

2 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて内閣府令で定めるものをいう。(以下同じ。)により議決をすることができる。
3 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。
第八十九条の五 創立総会における各加入予定者の議決権は、平等とする。
2 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
(加入予定者の議決権)
第八十九条の六 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて内閣府令で定めるものをいう。(以下同じ。)により議決をすることができる。
3 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。
第八十九条の七 入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。
(議決権のない場合)
第八十九条の八 金融商品会員制法人と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。
(理事長への事務引継)
第八十九条の九 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、その事務を理事長となる者に引き継がない。
(定款の変更)
第八十九条の十 金融商品会員制法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(財産目録及び会員名簿)
第八十九条の十一 金融商品会員制法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

6 加入予定者で、金融商品会員制法人の成立の時までに出資の全額を払い込まない者は、金融商品会員制法人の成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。
(加入予定者の議決権)
第八十九条の五 創立総会における各加入予定者の議決権は、平等とする。
2 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
(加入予定者の議決権)
第八十九条の六 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて内閣府令で定めるものをいう。(以下同じ。)により議決をすることができる。
3 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。
第八十九条の七 入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。
(議決権のない場合)
第八十九条の八 金融商品会員制法人と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。
(理事長への事務引継)
第八十九条の九 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、その事務を理事長となる者に引き継がない。
(定款の変更)
第八十九条の十 金融商品会員制法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(財産目録及び会員名簿)
第八十九条の十一 金融商品会員制法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

(法定脱退)
第九十五条 前条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。
一 金融商品取引業者等に該当しないこととなること。
二 解散
三 除名
(持分の払戻し)
第九十六条 会員が脱退したときは、金融商品会員制法人は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。

第四回 管理

(業務の制限)
第九十七条 金融商品会員制法人は、當利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(役員の選任等)

第九十八条 金融商品会員制法人に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

理事及び監事は、次項の規定により選任される理事を除き、定款の定めるところにより、会員が選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事（同項の規定により選任される理事を除く。）が選挙する。

理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
一心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者又は会社法第三百三十二条第一項第三号のいずれかに該当する者

役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

(役員の職務)

第九十九条 理事長は、金融商品会員制法人を代表し、その事務を総理する。

理事は、定款の定めるところにより、金融商品会員制法人を代表し、理事長を補佐して金融商品会員制法人の事務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長に欠員があるときはその職務を行ふ。

監事は、金融商品会員制法人の事務を監査する。

二　一定款で定めた解散の事由の発生

三　合併（合併により当該金融商品会員制法人が消滅した場合に限る。）

四　会員の数が五以下となつたこと。

五　破産手続開始の決定

六　成立の日から六ヶ月以内に第八十一条第一項の規定による免許の申請を行わなかつたこと。

七　内閣総理大臣が第八十条第一項の免許を与えないこととしたこと。

八　第八十条第一項の免許の取消し又は失効

2 金融商品会員制法人は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（残余財産の分配）

第百条の二 金融商品会員制法人が解散した場合における残余財産は、定款又は総会の決議により別に定める場合のほか、会員に平等に分配しなければならない。

（解散登記の期間）

第百条の三 第百条第一項（第三号及び第五号を除く。）の規定により金融商品会員制法人が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第百条の四 金融商品会員制法人の清算が結了したときは、第百条の十七第一項において準用する会法第五百七十三条第三項の承認があつた後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（解散登記の申請書類）

第百条の五 金融商品会員制法人の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は金融商品会員制法人を代表する理事が清算人でない場合においては、金融商品会員制法人を代表する清算人であることを証する書面を添付しなければならない。

2 金融商品会員制法人が第八十条第一項の免許の取消しの処分により解散する場合における解散の登記は、内閣総理大臣の嘱託によつてする。

（清算結了登記の申請書の添付書類）

第一百条の六 第百条の四の規定による登記の申請書には、清算人が第百条の十七第一項において

第一百条の七 金融商品会員制法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事長及び理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事長及び理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の金融商品会員制法人)

第一百条の八 解散した金融商品会員制法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

第一百条の九 第百条の十七第一項において準用する会社法第六百四十七条第一項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第一百条の十 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

第一百条の十一 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をることができる。

(債権の申出の催告等)

第一百条の十二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出すべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は、清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは
「内閣府令」と、同法第四百九十二条第三項及び第五百七条第二項中「株主総会」とあるのは
「総会」と、同法第六百四十四条第一号中「第
六百四十二条第五号」とあるのは「金融商品取
引法第二百条第一項第三号」と、同法第六百四十
二条第一項第一号中「業務を執行する社員」と
あるのは「理事長及び理事」と、同項第三号中
「社員(業務を執行する社員を定款で定めた場
合にあっては、その社員)の過半数の同意によ
つて定める」とあるのは「総会の決議によつて
選任された」と、同法第六百五十五条第三項中
「互選」とあるのは「互選又は総会の決議」と、
同条第四項中「業務を執行する社員」とあるの
は「理事長又は理事」と、「社員を」とあるの
は「理事長又は理事を定款において」と、「代
表する社員が」とあるのは「代表する理事長及
び理事(定款でその代表権を制限している者は
を除く。)」がと読み替えるものとするほか、
必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一
条、第八百七十四条(第一号に係る部分に限
る)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規
定は、金融商品会員制法人の清算について準用
する。この場合において、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

(清算人に関する事件の管轄)

第一百条の十八 金融商品会員制法人の清算人に関する事件は、金融商品会員制法人の主たる事務所の所在地の地方裁判所の管轄とする。
(清算人の選任の裁決に対する不服申立て)

第一百条の十九 金融商品会員制法人の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(清算人の報酬)

第一百条の二十 裁判所は、第一百条の九の規定により裁判所が金融商品会員制法人の清算人を選任した場合においては、金融商品会員制法人に報酬を支払わせることができる。清算人に対して支払う報酬の額は、当該清算人及び監事の陳述を聞き、裁判所が定める。

第一百条の二十一 削除
(検査役の選任)
裁判所は、金融商品会員制法人の解散及び清算の監督に必要な検査をさせるため、検査役を選任することができます。検査役は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。

第一百条の二十二 裁判所は、金融商品会員制法人の解散及び清算の監督に必要な検査をさせるため、検査役を選任することができます。検査役は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。

第一百条の二十三 金融商品会員制法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

2 第一百条の十九及び第一百条の二十の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。

(裁判所による調査の嘱託等)

第一百条の二十三 金融商品会員制法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算人の不法行為能力等)

第一百条の二十四 第八十八条の九及び第八十八条の十二から第八十八条の十五までの規定は、清算人がその職務を行う場合について準用する。
(商業登記法の準用)

第一百条の二十五 商業登記法第七十一条第一項の規定は、この法律による金融商品会員制法人の解散について準用する。

第六条 組織変更
(会員金融商品取引所から株式会社金融商品取引所への組織変更)

第一百条の二 会員金融商品取引所は、前条の組織変更(以下この目において「組織変更」といいう。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議によつて、その承認を受けなければならぬ。

第一百条の三 会員金融商品取引所は、その組織変更に際して組織変更をする会員金融商品取引所の登記について準用する。

第一百条の四 組織変更をする会員金融商品取引所の債権者は、当該会員金融商品取引所に対し、組織変更について異議を述べることができない。

第一百条の五 会員金融商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類が組織変更に際して取得する組織変更後株式会員金融商品取引所の株式の数(組織変更後株式会員金融商品取引所が種類株式発行会社に対する前号の株式の割当てに関する事項)に対する前号の株式の割当てに関する事項。

第一百条の六 組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対し、組織変更による前号の株式の割当てに関する事項。

第一百条の七 組織変更後株式会社金融商品取引所が組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する前号の株式の割当てに関する事項。

第一百条の八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項。

第一百条の九 組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項。

第一百条の十 組織変更がその効力を生ずる日(以下この目において「効力発生日」という。)その他内閣府令で定める事項。

第一百条の十一 組織変更後株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項(組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名に限る。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百条の十二 組織変更をする会員金融商品取引所は、当該会員金融商品取引所の会員にあつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後株式会社金融商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社金融商品取引所の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項。

イ 組織変更後株式会社金融商品取引所が会社参与設置会社である場合、組織変更後株式会社金融商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更をする会員金融商品取引所の会員査役設置会社である場合、組織変更後株式会社金融商品取引所の監査役の氏名

三 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

一 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより表示したものとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第四号に掲げる請求をするには、当該会員金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならぬ。

二 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

一 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

二 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

三 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

四 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

五 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

六 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

七 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項。

九 組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項。

十 組織変更がその効力を生ずる日(以下この目において「効力発生日」という。)その他内閣府令で定める事項。

十一 組織変更後株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項(組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名に限る。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百条の十二 組織変更をする会員金融商品取引所は、当該会員金融商品取引所の会員にあつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後株式会社金融商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社金融商品取引所の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項。

イ 組織変更後株式会社金融商品取引所が会社参与設置会社である場合、組織変更後株式会社金融商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更をする会員金融商品取引所の会員査役設置会社である場合、組織変更後株式会社金融商品取引所の監査役の氏名

三 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

一 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより表示したものとの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

四 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

五 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

六 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

七 前項の書面の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧請求

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対する同号の金銭の割当てに関する事項。

九 組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項。

十 組織変更がその効力を生ずる日(以下この目において「効力発生日」という。)その他内閣府令で定める事項。

十一 組織変更後株式会社金融商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項(組織変更後株式会社金融商品取引所の取締役の氏名に限る。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

取引所に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社金融商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(会員への株式の割当て)

第五百一条の六 会員金融商品取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社金融商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）及び第二項から第五項まで、第八百六十八条规定第一項、第八百六十九条、第八百七十二条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資本金として計上すべき額）

第五百一条の七 組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金として計上すべき額については、内閣府令で定める。

（組織変更における株式の発行）

第五百一条の八 組織変更に際して資本準備金として計上すべき額その他の組織変更に際しての計算に關する必要な事項は、内閣府令で定める。

（資本準備金等として計上すべき額）

第五百一条の九 会員金融商品取引所は、第一百一条の六第一項の規定による株式の割当てを行ふほか、組織変更に際して、組織変更後株式会社金融商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する株式（以下この目において「組織変更時発行株式」という。）の数（組織変更後株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数）

二 組織変更時発行株式の払込み額（組織変更時発行株式一株と引換えに払う金銭又は給付する金銭以外の財産をいう。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（組織変更時発行株式の申込み等）

第一百一十条の十 会員金融商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者には、次に掲げる事項を記載した書面を会員金融商品取引所に交付しなければならない。

一 組織変更後株式会社金融商品取引所の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをするときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

二 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員金融商品取引所に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員金融商品取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 会員金融商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この目において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 会員金融商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先）を当該会員金融商品取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて發すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(組織変更時発行株式の割当て)
第一百一条の十一 会員金融商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員金融商品取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。
2 会員金融商品取引所は、第百一条の九第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。
(組織変更時発行株式の引受け)
第一百一条の十二 申込者は、会員金融商品取引所の割り当てる組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。
(出資の履行)
第一百一条の十三 組織変更時発行株式の引受人(第一百一条の九第三号の財産(以下この目において「現物出資財産」という。)を給付する者を除く)は、同条第四号の期日に、会員金融商品取引所が定めた銀行等(会社法第三十四条の第二項に規定する銀行等をいう。)の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まれなければならない。
2 組織変更時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。)は、第一百一条の九第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。
3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下この目において「出資の履行」という。)をする債務と会員金融商品取引所に対する債権とを相殺することができない。
4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社金融商品取引所に对抗することができない。
5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行を行ないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。(株主となる時期)
第一百二十二条の十四 組織変更時発行株式の引受人は、効力発生日に、出資の履行を行つた組織変更時発行株式の株主となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第二百一十五条 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意図表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受け人は、効力発生日から一年を経過した後又はその株式について権利を使行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産の出資等）

第一百六十六条 第一百一条の二十第一項の設立の登記後に引受けのない株式があるときは、第一百条の二第二項の三条の二第一項の総会の決議の当時の会員金融商品取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社金融商品取引所の取締役は、共同してこれを引き受けたものとみなす。株式の引受けの申込みが取り消されたときも、同様とする。

3 第一百一条の二十第一項の設立の登記後に払込みのない株式があるときは、第一百一条の二第二項の総会の決議の当時の会員金融商品取引所の理事長及び理事並びに効力発生日の当時の株式会社金融商品取引所の取締役は、連帶して払込みを行う義務を負う。

2 第一百一条の二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十七条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百七十七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五项号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第一百九十九条第一項第一号」とあるのは「金融商品取引法第一百一条の九第三号」と、同法第二百七十七条第一項、第六項及び第九项第三号並びに第二百十三条第一項第十一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七十七条第八項及び第二百十二条第一項中「申込み又は第二百五条第一項の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七十七条第十一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員金融商品取引所の

(定款)

第二百二条の四 自主規制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

二 自主規制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金及び出資に関する事項

五 会員に関する事項

六 経費の分担に関する事項

七 役員に関する事項

八 会議に関する事項

九 業務の執行に関する事項

十 規則の作成に関する事項

十一 委託を受けて行う自主規制業務に関する事項

十二 会計に関する事項

十三 公告方法 (自主規制法人が公告 (この法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。 第百二条の九第二項第九号において同じ。)

会社法第二十六条第二項及び第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。この場合において、同法第二十六条第二項中「**法務省令**」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第二百二条の五 発起人は、定款を作成した後、会員になるうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

設立を予定する自主規制法人の会員となる予定の者 (以下この条において「**加入予定者**」といふ。)は、創立総会の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。創立総会では、定款を修正することができます。

第三項の創立総会の議事は、加入予定者であつてその開会までに出資の全額の払込みをした者の二分の一以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

第一百二条の四 自主規制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

6 加入予定者で、自主規制法人の成立の時までに出資の全額を払い込まない者は、自主規制法人の成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

五 八 七 六 五
基本金及び払い込んだ出資金額
出資一口の金額及びその払込方法
代表権を有する者の氏名、住所及び
代表権の範囲又は制限に関する定めが

(認可の申請)
第一百二条の十五 前条の認可を受けようとする自
主規制法人は、次に掲げる事項を記載した認可
申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

<p>(準用規定)</p> <p>第一百二条の六 第八十八条の五から第八十八条の二十一までの規定は、自主規制法人の設立について準用する。</p> <p>(会社法の準用)</p> <p>第一百二条の七 会社法第八百二十九条第一項(第一号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、に係る部分に限る)、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、自主規制法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十九条第二項第一号中「株主等(株主、取締役又は清算人(監査役設置会社については株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあっては株主、取締役、執行役又は清算人)」をいう。以下この節において同じ。)又は設立する持分会社の社員等(社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。)とあるのは、「会員、理事長及び理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>第六条 加入予定者で、自主規制法人の成立の時まで出資の全額を払い込まない者は、自主規制法人の成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。</p> <p>第九条 公告方法(登記手続に関する規定の準用)</p> <p>第一百一条の十 第八十九条の四から第八十九条の八までの規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第八十九条の四及び第八十九条の五中「第八十九条の二第二項」とあらることは、「第二百一条の九第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
<p>(成立)</p> <p>第一百二条の八 主自主規制法人は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることにより成立する。</p> <p>2 前項の場合を除くほか、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。</p> <p>(登記)</p> <p>第一百二条の九 自主規制法人の設立の登記は、創立総会の終了の日から二週間以内に、しなければならない。</p> <p>2 前項の登記には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>3 一 目的</p>	<p>(会員の資格)</p> <p>第一百一条の十一 自主規制法人の会員は、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社及び親商品取引所等に限る。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第一百一条の十三 第九十二条から第九十六条までの規定は、自主規制法人の会員について準用する。</p> <p>第四目 自主規制業務</p>
<p>第二百二条の十四 自主規制法人による自主規制業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>第五条 基本金及び払い込んだ出資金額六出資一口の金額及びその払込方法七代表権を有する者の氏名、住所及び資格八代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め</p>

(認可の申請)
第一百二条の十五 前条の認可を受けようとする自
主規制法人は、次に掲げる事項を記載した認可
申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

五 成立の日から六月以内に第一百二条の十五第

一項の規定による認可の申請を行わなかつたこと。

六 内閣総理大臣が第百二条の十四の認可を与えたまゝ、こととしをこと。

七 第百二条の十四の認可の取消し

自主規制法人は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができな

い。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(解散手続に関する規定の準用) 第三百六十九条の二から第三百六十九条の十六

第三百二十九条の二に第三百二十九条の二の二まで及び第三百二十九条の二の三まで及び第三百二十九条の二の四まで及び第三百二十九条の二の五まで及び第三百二十九条の二の六まで及び第三百二十九条の二の七まで及び第三百二十九条の二の八まで及び第三百二十九条の二の九まで及び第三百二十九条の二の十まで及び第三百二十九条の二の十一まで及び第三百二十九条の二の十二まで及び第三百二十九条の二の十三まで

の規定は、自主規制法人について準用する。この場合において、第一百条の三中「第一百条第一項

(第三号及び第五号を除く。)」とあるのは「百二条の三十五(第四号を除く。)」と、第百条

の四、第一百条の六及び第一百条の九中「第一百条の十七第一項」とあるのは「第一百二条の三十七第

一項」と、第一百条の五第二項中「第八十条第一項の免許の取消」とあるのは「第一百二条の一

項の免許の取消し」とあるのは「第一百一十条の十四の認可の取消し」と、第百条の六中「第一百

「の四」とあるのは「第一百二条の三十六において準用する第百条の四」と読み替えるものとする

ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百二条の三十七 会社法第四百九十二条第一項
及び第三項、第五百二条（第二項を除く。）、第

及び第三項、第五百七条（第二項を除く）、第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十七条

条第一項及び第四項、第六百五十条第二項、第六百五十五条第一項から第五項まで並びに第六

百六十二条から第六百六十四条までの規定は、自主規制法人の解散及び清算について準用す

る。この場合において、同法第四百九十二条第一項中「清算人」(清算人会設置会社)あつて

は、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算

人」とあるのは「清算人」と同項及び同法第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは

「内閣府令」と、同法第四百九十二条第三項及び第五百七条第三項中「株主総会」とあるのは

「総会」と、同法第六百四十四条第一号中「第
六百四十一條第五号」に掲げる事由によつて解散

本問題は、第三回に掲げた事由によつて解消した場合及び破産手続開始の決定により解散しない場合について当該破産手続が終つてしない

た場合であって当該破産手続が終了していなければ、その場合を除く。」とあるのは「破産手続開始の決

定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。」と、同法第六百

四十七条第一項第一号中「業務を執行する社員」とあるのは、「理事長及び理事」と、同項第三号中「社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあつては、その社員）の過半数の同意によつて定める」とあるのは、「総会の決議によつて選任された」と、同法第六百五十五条第三項中「互選」とあるのは、「互選又は総会の決議」と、同条第四項中「業務を執行する社員」とあるのは、「理事長又は理事」と、「社員を」とあるのは、「理事長又は理事」と、「社員を」であるのは、「理事長又は理事」である。三項中「代表する社員が」とあるのは、「代表する理事長及び理事（定款での代表権を制限され、この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めで定めること）」である。第八百七十四条（第一号に係る部分に限り、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、この法律による自主規制法人の解散の登記について準用する。）の規定は、自主規制法人の清算人がその職務を行う場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めで定めること。

二 取引所金融商品市場を開設する株式会社 第二款 取引所金融商品市場を開設する株式会社 第一目 総則

三 取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

一 規則の作成に関する事項

一 取引所金融商品市場に関する事項

四 自主規制委員会を設置する場合にあつては、その旨

(議決権の保有制限)
第一百三十二条　何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に對して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他的事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

議決権の行使について指図を行うことができ
る権限を有し、又は有することとなる場合
当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で
定める特別の関係にある者が株式会社金融商品取引所の総株主
品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、
又は保有する対象議決権

(対象議決権保有届出書の提出)

第一百三条の三 株式会社金融商品取引所の総株主
の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者
(以下この項において「対象議決権保有者」とい
う)となつた者は、内閣府令で定めるところによ
り、対象議決権保有割合(対象議決権
保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株
式会社金融商品取引所の総株主の議決権の数で
除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内
閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有
届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しな
ければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する
場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告
の徴取及び検査)

第一百三条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の対
象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があ
り、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑
いがあると認めるときは、当該対象議決権保有
届出書の提出者に対し参考となるべき報告若し
くは資料の提出を命じ、又は当該職員にその者
の書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有
届出書の記載に關し必要な検査に限る。)をな
させることができる。

(発行済株式の総数等の総覧)

第一百四条 株式会社金融商品取引所は、内閣府令
で定めるところにより、その発行済株式の總
数、総株主の議決権の数その他の内閣府令で定
める事項を、公衆の総覧に供しなければならな
い。

(取締役等の適格性等)

5 錄が書面をもつて作成されるときは、出席した自主規制委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 第一項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならぬ。議事録を取締役会に報告しなければならない。

5 第三項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

6 前各項に定めるものほか、議事の手続その他の自主規制委員会の運営に関する必要な事項は、自主規制委員会が定める。

(議事録)

第五条の十六 特定株式会社金融商品取引所は、自主規制委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならぬ。

2 当該株式会社金融商品取引所の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。

1 前項の議事録が書面をもつて作成されるときは、当該書面

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 当該株式会社金融商品取引所の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

4 前項の規定は、当該株式会社金融商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社金融商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利を行使するため必要があるときにについて準用する。

5 裁判所は、第三項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該株式会社金融商品取引所、当該株式会社金融商品取引所を子会社とする者又は当該株式会社金融商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定文、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（報告の省略）

第一百五条の十七 特定株式会社金融商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が自主規制委員全員に対して自主規制委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を自主規制委員会へ報告することを要しない。

（公衆縦覧）

第一百五条の十八 特定株式会社金融商品取引所は、自主規制委員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（自主規制委員会の職務執行のための決定）

第一百六十条 特定株式会社金融商品取引所の取締役会は、自主規制委員会の職務の執行のため必要なものとして内閣府令で定める事項を決定しなければならない。

（監査役等の出席）

第一百六十一条 監査役会設置会社である特定株式会社金融商品取引所の監査役、監査等委員会設置会社である特定株式会社金融商品取引所の監査等委員会により選定された監査等委員又は指名委員会等設置会社である特定株式会社金融商品取引所の監査委員会により選定された監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社金融商品取引所の監査委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三日 主要株主

（認可等）

第一百六十三条 地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条、第一百六条の十四及び第一百六条の十七において「地方公共団体等」という。）は、第一百三条の二第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第一百三条の二第一項の規定にかかるらず、

その保有する対象議決権の数に増加がない場合
所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象
議決権を取得し、又は保有することとなつた地
方公共団体等（以下この条において「特定保有
団体等」という。）は、特定保有団体等になつ
た旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞な
く、内閣総理大臣に届け出なければならない。
4 第二項の場合において、特定保有団体等は、
特定保有団体等となつた日から三月以内に、株
式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分
の五十以下の数の対象議決権の保有者となるた
めに必要な措置をとらなければならない。
5 特定保有団体等は、前項の規定により株式会
社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五
十以下の数の対象議決権の保有者となつたとき
は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出
なければならない。
6 第三十条の二の規定は、第一項の認可につい
て準用する。

（認可基準）

第二百六十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の認
可の申請があつた場合には、その申請が
次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しな
ければならない。
一 認可申請者がその対象議決権を行使するこ
とにより、株式会社金融商品取引所の業務の公
健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこ
と。
二 認可申請者が金融商品取引所の業務の公共
性に関し十分な理解を有すること。

2 第八十二条第二項の規定は、前条第一項の認
可について準用する。この場合において、第八
十二条第二項中「前項」とあるのは、「第一百六
条の四第一項」と、「第一百五十六条の十七第一
項若しくは第二項」とあるのは、「第一百五六
条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六
条の二十の十四第一項若しくは第二項」と、「一百
第六条の二十八第一項」とあるのは、「第一百
六条の二十八第一項、第一百五十五条の六、第一百
五十五条の十第一項」と読み替えるものとす
る。

（認可の拒否等に係る規定の準用）

第三百六十五条 第八十五条の四の規定は、第一百六
条の三第一項の認可について準用する。

(報告の徵取及び検査)

第一百六条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、株式会社金融商品取引所の主要株主(第一百六条の三第一項の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し当該株式会社金融商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となる報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該株式会社金融商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができます。

2 前項の規定は、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所及び商品取引所持株会社について準用する。

(監督上の処分)

第一百六条の七 内閣総理大臣は、株式会社金融商品取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し第一百六条の三第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第一百六条の三第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社金融商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならぬない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続との区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬない。

4 第一項及び前項の規定は、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所及び商品取引所持株会社について準用する。

(認可の失効)

決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。) 保有的目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徵取及び検査)

第六条の十六 内閣総理大臣は、前条の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその者の書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせることがある。

(主要株主に係る認可等)

第六条の十七 地方公共団体等は、第百六条の十四第一項の規定にかかるわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受け

て、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第百六条の十四第一項の規定にかかるわら

ず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合には、金融

商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有す

ることができる。

前項の場合において、金融商品取引所持株会

社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象

議決権を取得し、又は保有することとなつた地

方公共団体等(以下この条において「特定保有

団体等」という。)は、特定保有団体等となつ

た日から三月以内に、金融商品取引所持株会

社の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象

議決権の保有者となるために必要な措置をとら

なければならぬ。

第百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定保有団体等について準用する。この場合にお

いて、同条第三項中「前項」とあるのは、「第百

六条の十七第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは、「第百六条の十七第三項」と読み替

て準用する。

第百六条の二の規定は、第一項の認可につい

(主要株主に係る認可等)

第六条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権行使するこ

とにより、金融商品取引所持株会社の子会社

である株式会社金融商品取引所の業務の健全

かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が金融商品取引所の業務の公共性に關し十分な理解を有すること。

三 第八十二条第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第八

十二条第二項中「前項」とあるのは、「第百六条の十八第一項」と、「第百五十六条の十七第一項若しくは第二項」とあるのは、「第百五十

六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六

条の二十の十四第一項若しくは第二項」と、「第百

六条の二十八第一項、第一百五十五条の六、第一百

五十五年の十第一項」と読み替えるものとする

ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可の拒否等に係る規定の準用)

第六条の十九 第八十五条の四の規定は、第百

六条の十七第一項の認可について準用する。

(主要株主に係る認可等)

第六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適切であると認めるとき

は、金融商品取引所持株会社の主要株主(第百

六条の十七第一項の認可を受けた者をいう。以

下この目において同じ。)に対し当該金融商品

取引所持株会社若しくはその子会社である株式

会社金融商品取引所の業務若しくは財産に関し

参考となる報告若しくは資料の提出を命じ、又

は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件

の検査(当該金融商品取引所持株会社はその

子会社である株式会社金融商品取引所の業務又

は財産に関し必要な検査に限る。)をさせるこ

とができる。

前項の規定は、金融商品取引所持株会社の保

有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商

品取引所について準用する。

(主要株主に係る監督上の処分)

第六条の二十一 内閣総理大臣は、金融商品取

引所持株会社の主要株主が法令に違反したと

き、又は主要株主の行為が当該金融商品取引所持

株会社の子会社である株式会社金融商品取引

グループの経営管理(当該金融商品取引所持

株会社の子会社である子会社とし得るものに限る。)及び

これに附帯する業務のほか、他の業務を行うこ

とができない。

百六条の十七第一項の認可を取り消し、その他

監督上必要な措置をとることを命ずることがで

きる。

当該主要株主では、その子会社である株式会社金融商品取引所持株会社は、その業務を行う

商品取引所の業務の公共性に対する信頼及び健

全かつ適切な運営の確保に努めなければならない

に当たつては、その子会社である株式会社金融

商品取引所持株会社グルーブの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣

府令で定めるものの策定及びその適正な実施

となるために必要な措置をとらなければなら

なければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十

三条第一項の規定による意見陳述のための手続

の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければなら

ない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措

措置を命じようとするときは、行政手続法第十

三条第一項の規定による意見陳述のための手續

の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければなら

ない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措

措置を命じようとするときは、行政手続法第十

者)に、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

4 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

5 第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券その他の内閣府令で定めるものをもつて充てることができる。

6 第百十五条第一項の規定は、第一項の取引証拠金(内閣府令で定めるものに限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」とあるのは、「市場デリバティブ取引」と読み替えるものとする。

(臨時の取引所金融商品取引の開始等の届出)

第一百二十条 金融商品取引所は、その開設する取引所金融商品市場ごとに、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を臨時に開始し若しくは終了し、又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(上場の届出等)

第一百二十二条 金融商品取引所は、有価証券をそ

の売買のため又は金融商品等を市場デリバティブ取引のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所金融商品市場ごとに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(上場の承認)

第一百二十三条 前条の規定は、金融商品取引所について準用する。この場合において、同条第一項中「当該金融商品取引所、当該金融商品取引所の子会社」とあるのは、「当該親商品取引所等を子会社とする金融商品取引所が開設する」と、同条第二項中「当該金融商品取引所又はその子会社である金融商品取引所持株会社等への準用」

(金融商品取引所持株会社等への準用)

第一百二十四条 第百二十二条の規定にかかるわらず、金融商品取引所は、次に掲げる者が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券、当該有価証券に係る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のためにその開設する取引所金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所が開設する」とあるのは、「当該金融商品取引所持株会社が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び当該金融商品取引所持株会社を子会社とする金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び当該金融商品取引所持株会社(前号に掲げる者を除く。)」

(上場の承認)

第一百二十五条 株式会社金融商品取引所は、当該金融商品取引所が発行者である有価証券をその売買のため、又は当該有価証券に係る金融指標若しくは当該有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のために取引所金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び当該金融商品取引所持株会社(前号に掲げる者を除く。)

(上場の承認)

2 前条の規定は、親商品取引所等について準用する。この場合において、同条第一項中「当該金融商品取引所、当該金融商品取引所の子会社である金融商品取引所、当該金融商品取引所が総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び当該金融商品取引所持株会社(前号に掲げる者を除く。)

(上場の承認)

3 第一号又は第二号に掲げる者の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する親商品取引所等(同号に掲げる者を除く。)

(上場の承認)

4 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合においては、当該申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、同項の承認をしてはならない。

(上場の承認)

5 当該申請に係る上場が次に掲げる金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

(上場の承認)

6 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

7 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

8 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

9 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

10 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

11 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

12 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

13 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

14 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

15 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

16 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

17 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

18 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

19 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

20 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

21 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

22 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

23 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

24 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

25 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

26 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

27 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

28 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

29 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

30 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

31 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

32 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

33 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

34 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

35 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

36 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

37 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

38 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

39 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

40 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

41 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

42 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

43 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

44 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

45 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

46 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

47 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

48 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

49 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

50 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

51 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

52 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

53 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

54 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

55 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

56 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

57 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

58 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

59 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

60 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

61 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

62 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

63 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

64 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

65 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

66 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

67 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

68 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

69 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

70 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

71 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

72 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

73 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

74 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

75 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

76 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

77 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

78 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

79 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

80 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

81 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

82 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

83 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

84 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

85 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

86 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

87 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

88 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

89 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

90 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

91 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

92 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

93 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

94 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

95 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

96 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

97 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

98 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

99 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

100 当該金融商品取引所等の子会社である金融商

(上場の承認)

一 前項の書面の閲覧の請求	二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求	三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
第五百三十九条の七 吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等	第五百三十九条の八 吸收合併消滅会員金融商品取引所の承認等	第五百三十九条の九 吸收合併契約の承認等
合併の手続	資産に吸收合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。	資産に吸收合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

第一百三十九条の七 吸收合併存続株式会社金融商品取引所（会員金融商品取引所と株式会社金融商品取引所とが吸收合併をする場合における当該吸收合併存続株式会社金融商品取引所に限る。以下この目において同じ。）は、次に掲げる日のはずれか早日から効力発生日後六月を経過するまでの間、吸收合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。	第一百三十九条の八 吸收合併消滅会員金融商品取引所の承認等	第一百三十九条の九 吸收合併契約の承認等
（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）	（吸收合併契約の承認等）	（吸收合併契約の承認等）
合併の手続	資産に吸收合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。	資産に吸收合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。
（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）	（吸收合併契約の承認等）	（吸收合併契約の承認等）

第一百三十九条の八 吸收合併消滅会員金融商品取引所の承認等	第一百三十九条の九 吸收合併契約の承認等	第一百三十九条の十 吸收合併をやめることの請求
合併の手続	資産に吸收合併存続株式会社金融商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸收合併契約の承認を受けなければならない。	（株主等に対する通知）
（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）	（吸收合併契約の承認等）	（吸收合併契約の承認等）
（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）	（吸收合併契約の承認等）	（吸收合併契約の承認等）

第一百三十九条の九 吸收合併契約の承認等	第一百三十九条の十 吸收合併をやめることの請求	第一百三十九条の十一 吸收合併をする場合の規定
合併の手続	（吸收合併契約をやめることの請求）	（株主等に対する通知）
（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）	（吸收合併契約をやめることの請求）	（株主等に対する通知）
（吸收合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）	（吸收合併契約をやめることの請求）	（株主等に対する通知）

7 合併により消滅する株式会社金融商品取引所の新株予約権は、効力発生日に消滅する。

ていた取引所金融商品市場において成立した有価証券の売買及び市場デリバティブ取引であつて、これらを告ぐるには、専門用語を用ひ

9
て決済を終了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所が金融商品市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

第一百四十二条第一項の認可に係る合併が株式会社

第一百四十四条 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項、第二百一十九条並び

における合併による会員金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十条第三号及び第八号並びに第八十一条第八号中「日刊新聞紙」又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、同法第八十条第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同条第五号及び同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務

鉄」と同条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所又は株式会社」の「金融商品取引所」と、同法第八十三条第一項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅会社」の「本店」といふべきである。

に第二百九十三条第一項(第二号に係る部分に限る)、第二項(規定四号に係る部分に限る)、第三項及び第五項の規定は、新設合併株式会社金融商品交付所につきて準用する。二つの易

所」と、同法第八十条第七号中「吸收合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）」があつてこれを正する書

銅」と同様第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所」と、同法第八十三条第一項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅金融商品取引所の主たる事務所及び本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（合併の無効の件を）

合において、必要な技術的の読替えは、政令で定める。

の定めに「(三級)」があることを語る。同法第八十一条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所」と、同条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び同法第八十一条第八号中「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金融商品取引所」と、同条中「次の書面」とあるのは「次の書面及び

に規定する商品の価格に基づいて算出されたもの（を除く。）に係るものに限る。）であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該商品市場において当該市場デリバティブ取引とみなされた取引を行つた商品先物取引業者（商品先物取引法第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者をいう。第二百二十二条第二項第三号において同じ。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併後金融商品取引所の取引参加者である金融商品取引業者とみなす。

において準用する同法第二百十九条第一項又は
第二百九十三条第一項の規定による公告をする
場合について、同法第九百四十四条第一項（第三
号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新
設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告
により前項において準用する同法第二百二十二条
第一項（前項において準用する同法第二百九十九
三条第五項において準用する場合を含む。）の
規定による公告をする場合について、それぞれ
準用する。この場合において、必要な技術的読
替えは、政令で定める。

会社法第五百五十四条第二項（第三号に係る部
分に限る。）及び第二百七十二条第三項（第三
号に係る部分に限る。）の規定は、会員商

代表権を有する者の資格を証する書面と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

鉢」と 同法第八号中「株式会社又は合同会社」あるのは「会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所」と、同法第八十三条第二項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅金融商品取引所の主たる事務所及び本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

品取引所と株式会社金融商品取引所どか新設合併をした場合について準用する。この場合において、同法第一百五十四条第二項第三号及び第二

代表権を有する者の資格を証する書面と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項及び第八十三条中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替ええるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

商業登記法第七十九条、第八十条(第六号、第九号及び第十号を除く)及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所及び株式会社金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは

鉢」と同法第八号中「株式会社又は合同会社」、「新設合併消滅金融商品取引所」及び「本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(合併の無効の訴え)
第一百四十六条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る)及び第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条规定から第八百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書きを除く)、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一百三十六条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十一条第二項(第六号に係る部分に限る)、第八百七十二条の二、第八百七十二条本款文、第八百七十二条(第五号に係る部分に限る)、第八百七十二条の一、第八百七十三条本款文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条の第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第七号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「会員等(会員、理事長、理事、監事又は清算人)」と同一の号において同じ。」と、

九条の四第五項において準用する第一百一条の四又は第一百三十九条の十二（第一百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定

百七十二条第三項第三号中「第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社」と

代表権を有する者の資格を証する書面」と、同法第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項及び第八十三条から「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

商業登記法第七十九条、第八十条(第六号、第九号及び第十号を除く。)及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第一百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所及び株式会社金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは、「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が

による手続が終了していない場合
二 吸収合併を中止した場合
(一)に満たない端数の処理等)

あるのは「金融商品取引法第百三十九条の二第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社金融商品取引所」と読み替えるものとする。
（商業登記法の準用）

代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項及び第八十三条の中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第一百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所及び株式会社金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員金融商品取引所の合併

「鉢」と同様第八号中「株式会社又は合同会社」あるのは「会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所」と、同法第八十三条第一項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅金融商品取引所の主たる事務所及び本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。
（合併の無効の訴え）

第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十七条、第八百七十四条、四号に係る部分に限る)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第三百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数

第一百四十五条 商業登記法第七十九条、第八十条（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十一条（第三号、第六号、第九号及び第十一号を除く。）、第八十二条及び第八十三条の規定は、第百三十六条第二項第一号に掲げる場合

代表権を有する者の資格を証する書面」と、同条第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同法第八十二条第二項及び第八十三条から第八十三条までの規定は、第一百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員金融商品取引所及び株式会社金融商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同条第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款による手続の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会員金融商品取引所の合併総会の議事録」と、同条第八号中「日刊新聞紙」又は電子公告」とあるのは「日刊新聞紙」と、「株式会社又は合同会社」とあるのは「会員金商品取引所」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「事務所又は本店」と、同

「鉛」と同法第八号中「株式会社又は合同会社」あるのは「会員金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所」と、同法第八十三条第二項中「新設合併消滅会社の本店」とあるのは「新設合併消滅金融商品取引所の主たる事務所及び本店」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え)

から今までのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

五 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(免許の拒否等)

第一百五十六条の五 内閣総理大臣は、第百五十六条の三第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適當でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならぬ。

2 内閣総理大臣が、第百五十六条の二の免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

(資本金の額)

第一百五十六条の五の二 金融商品取引清算機関(金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。)次条、第百五十六条の五の第五条から第五項まで、第百五十六条の五の第六第一項、第百五十六条の五の八、第百五十六条の五の九第一項及び第二項、第百五十六条の五の第十第二項、第百五十六条の六第二項及び第三項、第百五十六条の十二の二から第百五十六条の十四まで並びに第百五十六条の十七第一項において同じ。)の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出)

第一百五十六条の五の三 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行された割合を除く。)を保有することとならない者は、内閣府令で定めるものとすることにより、保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得する。

2 次の各号に掲げる場合における前項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有するものとみなす。

3 前項の場合において、金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、金融商品取引清算機関の保有する当該金融商品取引清算機関の対象議決権の所有権を有する場合で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、金融商品取引清算機関の対象議決権行使によることができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が金融商品取引清算機関の対象議決権を保有する場合

三 別の関係にある者が保有する対象議決権

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴取及び検査)

第一百五十六条の五の四 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその者の書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。)をさせることができることとする。

(主要株主に係る認可等)

第一百五十六条の五の五 金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事例がある場合には、百分の十五。以下この節において「保有基準割合」という。)以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他内閣府令で定める場合において、金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得する。

3 前項の場合において、金融商品取引清算機関の総株主に係る認可の失効

引清算機関の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定保有者は、前項本文の規定により金融商品取引清算機関の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 特定保有者は、同項第四項ただし書の認可を得るとときは、金融商品取引清算機関の主要株主は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるものとし、(主要株主に対する報告の徴取及び検査)

第一百五十六条の五の八 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるものとし、(主要株主に対する報告の徴取及び検査)

6 第三十条の二の規定は、第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。

(主要株主に係る認可基準)

第一百五十六条の五の六 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権行使することができる、金融商品取引清算機関の業務の健全性に關し十分な理解を有すること。

2 認可申請者が金融商品取引清算機関の業務の公共性に關し十分な理解を有すること。

3 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 第百五十六条の四第二項(第一号を除く。)の規定は、前条第一項及び第四項ただし書の認可について準用する。この場合において、第百五十六条の四第二項中「前項」とあるのは「第二百五十六条の五の六第一項」と、「第二百五十六条の十七第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五十六条の五の六第一項」と、「第二百五十六条の二十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五十六条の二十一第一項」と、「第二百五十六条の二十八第一項」とあるのは「第二百五十六条の二十八第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可を与えない場合の審問)

第一百五十六条の五の七 内閣総理大臣は、第百五十六条の五の五第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適當でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員に審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣が、第百五十六条の五の五第一項若しくは第四項ただし書の認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合にお

いては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

(主要株主に係る認可の失効)

第一百五十六条の五の十 第百五十六条の五の五第一項の認可を受けた者が当該認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき、又は保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしなかつたときは、当該認可は、その効力を失う。この場合において、当該認可を受けた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

4 会社法第三百三十二条第二項（同法第三百三十三条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、金融商品取引清算機関については、適用しない。

（報告の徴取及び検査）

第百五十六条の十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引清算機関、その清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（業務改善命令）

第百五十六条の十六 内閣総理大臣は、金融商品取引清算機関の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引清算機関に対し、業務の財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（免許の取消し等）

第百五十六条の十七 内閣総理大臣は、金融商品取引清算機関がその免許を受けた当時既に第百五十六条の四第二項各号のいずれかに該当していいたことが判明したときは、その免許を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、金融商品取引清算機関が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は第百五十一条の六第二項ただし書若しくは第百五十六条の十九第一項の承認に付した条件に違反したときは、第百五十六条の二の免許若しくは第百五十五条の十七

（免許） 第二節 外国金融商品取引清算機関

第百五十六条の二十の二 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引

受業と同種類の業務を行う者は、前節の規定に

かかるわらず、この節の定めるところにより、内

閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業

を行なうことができる。

（免許の申請）

第百五十六条の二十の三 前条の免許を受けよう

とする者は、国内における代表者を定め、次に

掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大

臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本金の額又は出資の総額

三 本店又は主たる事務所の所在の場所

四 国内に事務所があるときは、その所在の

場所

五 役員の役職名及び氏名

六 国内における代表者の氏名及び国内の住所

七 金融商品債務引受業等及びこれに附帯する

業務以外の業務を行なうときは、その業務の

内容

八、第一項又は第二項の承認について準用す

る。（金融商品取引所の金融商品債務引受業等の承

認の取消し）

第百五十六条の二十 内閣総理大臣は、前条第一項の承認を受けた金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

二 第八十一条第一項の免許を取り消されたと

き。

三 第百三十四条第一項各号のいずれかに該当

するとき。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の承認を受けた

商品市場開設金融商品取引所は、第八十七条

の二第一項の規定にかかるわらず、内閣府令で定

めたところにより、内閣総理大臣の承認を受け

て商品取引債務引受業等及びこれに附帯する業

務を行なうことができる。

3 商品市場開設金融商品取引所は、前項の承認

を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定

めたところにより、その旨を内閣総理大臣に届

け出なければならない。

4 第百五十六条の六第四項及び第五項の規定

は、第一項又は第二項の承認について準用す

る。（金融商品取引所の金融商品債務引受業等の承

認の取消し）

第百五十六条の二十の二 内閣総理大臣は、前条第一項の承認を受けた金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

二 第八十一条第一項の免許を取り消されたと

き。

三 第百三十四条第一項各号のいずれかに該当

するとき。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の承認を受けた

商品市場開設金融商品取引所が法令、法令に基

づく行政官庁の処分又は同項の承認に付した条

件に違反したときは、同項の承認を取り消すこ

とができる。

（免許審査基準）

第百五十六条の二十の四 内閣総理大臣は、前条

第一項の規定による免許の申請があつた場合に

おいては、その申請が次に掲げる基準に適合す

るかどうかを審査しなければならない。

2 第百五十六条の二十の二 外国の法令に準拠して

設立された法人で外国において金融商品債務引

受業と同種類の業務を行う者は、前節の規定に

かかるわらず、この節の定めるところにより、内

閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業

を行なうことができる。

（解散等の認可）

第百五十六条の十八 金融商品取引清算機関の金

融商品債務引受業の廃止又は解散の決議は、内

閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を

生じない。

（金融商品取引所による金融商品債務引受業等）

第百五十六条の十九 金融商品取引所は、第八十

七条の二第一項及び第一百五十六条の二の規定に

かかるわらず、内閣府令で定めるところにより、内

閣総理大臣の承認を受けて金融商品債務引受業

等及びこれに附帯する業務を行うことができる。

（金融商品取引所による金融商品債務引受業等）

第百五十六条の二十の三 前条の免許を受けよう

とする者は、国内における代表者を定め、次に

掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大

臣に提出しなければならない。

（免許の申請）

第百五十六条の二十の四 内閣総理大臣は、前条

第一項の規定により登録を取り消さ

れ、第六十条の八第一項（第六十条の十四第

二項において準用する場合を含む。）の規定

十六条の六十三第一項若しくは第六十六条の

八十五第一項の規定により登録を取り消さ

により許可を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項、第一百六条の二十八第一項、第一百五十五条の六、第一百五十五条の十第一項若しくは第一百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政处分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 免許申請者の役員が法人であるときは、その職務を行なうべき者）若しくは職員又はこれらの職務を行なうべき者は、金融商品債務引受業に関する代表者（うち第八十二条第二項第三号イからハまで）のいずれかに該当する者があるとき。

五 免許申請者の本店又は主たる事務所の所在する国との法律に相当する外国の法令を執行する当局の第八十九条第二項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第二百五十六条の二十の五 内閣総理大臣は、第百五十六条の二十の三第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適當でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならぬ。

内閣総理大臣が、第二百五十六条の二十の二の免許を与えることとし、又はこれを与えないことをとした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

（業務方法書）

第二百五十六条の二十の六 外国金融商品取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融商品債務引受業を行なわなければならない。

一 金融商品債務引受業の対象とする債務の起因となる取引

二 清算参加者の要件に関する事項
三 金融商品債務引受業として行う引受け、更改その他の方法による債務の負担及びその履行に関する事項

四 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

五 有価証券等清算取次ぎに関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

（秘密保持義務）

（資本金の額等の変更の届出）

（報告の徴取及び検査）

（金銭商品債務引受業の廃止の認可）

と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融商品取引業者等業務関連紛争の当事者とする金融商品取引業等業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関する専門的知識が必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七 加入金融商品取引関係業者の顧客が指定紛争解決機関に対し金融商品取引業等業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融商品取引業等業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八 指定紛争解決機関が加入金融商品取引関係業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融商品取引業等業務関連紛争の当事者となる当該加入金融商品取引業者に対する顧客に対し、速やかにその旨を通知する。

するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九 指定紛争解決機関が加入金融商品取引関係業者の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融商品取引業等業務関連紛争の当事者となる当該加入金融商品取引業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融商品取引業等業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

十二 金融商品取引業等業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融商品取引業等業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの方が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

十六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

十七 加入金融商品取引関係業者の顧客が指定紛争解決機関に対し金融商品取引業等業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融商品取引業等業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

十八 指定紛争解決機関が加入金融商品取引関係業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融商品取引業等業務関連紛争の当事者となる当該加入金融商品取引業者に対する顧客に対し、速やかにその旨を通知する。

一 当事者である加入金融商品取引関係業者の顧客（以下この項において單に「顧客」といいう。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続的目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを利用金商品取引関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを利用金商品取引関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入金融商品取引関係業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融商品取引業等業務関連紛争について、当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

五 顧客が当該和解案を受諾したことを利用金商品取引関係業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融商品取引業等業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

六 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をして、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

七 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をして、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

九 業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一〇 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といいう。）を定めていること。

一二 負担金額等が著しく不当なものでないことをいう。

係業者その他の者に対する情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。（暴力団員等の使用の禁止）

第一百五十六条の四十六 指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

三 百五十六条の四十七 指定紛争解決機関は、特定の加入金融商品取引関係業者に対する不当な差別的取扱いをしてはならない。（差別的取扱いの禁止）

四 百五十六条の四十八 指定紛争解決機関は、第百五十六条の五十十九項の規定によるもののが、内閣府令で定めるところにより、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを利用金商品取引関係業者に対する不当な差別的取扱いをしてはならない。（記録の保存）

五 百五十六条の四十九 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引関係業者の顧客から金融商品取引業等業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該金融商品取引業等業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融商品取引業等業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

六 百五十六条の五十 加入金融商品取引関係業者に係る金融商品取引業等業務関連苦情の解決を図るため、当事者は、当該加入金融商品取引業等業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

七 百五十六条の五十一 指定紛争解決機関は、前項の申立てにて係る当事者と利害関係を有する者を除く。のうちから選任されるものとする。

八 紛争解決委員は、人格が潔潔で誠実の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者少くとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定す

る紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいづれかに該当する者でなければならぬ。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 金融商品取引業等業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

六 紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定によりした紛争解決委員(以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。)による紛争解決手続に対するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融商品取引関係業者の顧客が当該金融商品取引業等業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めたときは、当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関における紛争解決手続に付したときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てを受託紛争解決機関は、第一項の申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者がその旨を理由を付して通知するものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第一百五十六条の四十四第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができる。

7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認められる者の傍聴を許すことができる。

8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融商品取引関係業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第百五十六条の四十四第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるとこにより、その実施した紛争解決手続に関し、保存しなければならない。

一 金融商品取引業等業務関連紛争の当事者が紛争解决手続の申立てをした年月日

二 金融商品取引業等業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果(紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

(時効の完成猶予)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

第百五十六条の五十一 紛争解決手続によつては、当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めたときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

6 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関は、第一項の申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者がその旨を理由を付して通知すものとする。

6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停(第一百五十六条の四十四第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。)をすることができる。

の日に紛争解決手続が実施された金融商品取引業等業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者が第百五十六条の六十三項若しくは第百五十六条の六十一第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいづれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第百五十六条の五十二 金融商品取引業等業務関連紛争について当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいづれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間において紛争解决手続が実施されていること。

二 当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間において紛争解决手続が実施されないこと。

二 前号の場合のほか、当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間に紛争解决手続によつて当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間において紛争解决手続が実施されること。

二 前号の場合のほか、当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間に紛争解决手続によつて当該金融商品取引業等業務関連紛争の当事者間において紛争解决手続が実施されること。

二 前号の場合のほか、内閣府令で定めるところにより、前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとこにより第一項の決定を取り消す決定に対しても不服を申し立てることができない。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても不服を申し立てることができない。

(加入金融商品取引関係業者の名簿の縦覧)(名称の使用制限)

第百五十六条の五十三 指定紛争解決機関は、加入金融商品取引関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第百五十六条の五十四 指定紛争解決機関でない者は(銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(変更の届出)

第三節 監督

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(取引情報蓄積機関による取引情報の保存及び報告)

第二百五十六条の六十五

取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、第二百五十六条の六十三第一項及び前条第一項の規定に基づき提供を受けた取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、前項の規定に基づき保存する取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

取引情報蓄積機関が、前項の規定による報告に代えて、内閣総理大臣が電子情報処理組織を使用する方法を利用して同項の規定による報告の対象となつてある取引情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

(取引情報の公表)

第二百五十六条の六十六 取引情報蓄積機関は、前条第二項の規定による報告の対象となつてある取引情報を係る取引について、内閣府令で定めるところにより、その規模その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

内閣総理大臣は、第二百五十六条の六十三第二項又は第二百五十六条の六十四第二項の規定による報告を受けた取引情報を係る取引について、その規模その他該取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するものとする。

第三節 取引情報蓄積機関

(取引情報蓄積業務を行う者の指定)

第二百五十六条の六十七 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この規則の定めるところにより取引情報蓄積業務を行ふ者として、指定することができる。

法人(法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く)であること。

この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を

受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしたときは、取引情報蓄積機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

(取引情報蓄積業務の業務)

第二百五十六条の七十一

取引情報蓄積機関は、この規則の規定及び業務規程の定めるところによる業務の実行に従事する者

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めること

ができない者として内閣府令で定めること

(指定の申請)

第二百五十六条の六十八

前条第一項の規定による記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所又は事務所その他の取引情報蓄積業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三 取引情報蓄積業務の対象とする取引

(指定期間)

四 役員(法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。以下この節において同じ。)のうちに、このいずれかに該当する者がないこと。

(指定期間)

第二百五十六条の七十二

取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務及び取引情報蓄積業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができる。ただし、当該取引情報蓄積機関が取引情報蓄積業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

取引情報蓄積機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、当該承認は、その効力を失う。この場合において、取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(指定期間)

第二百五十六条の七十三

取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積業務の一部の委託を受けたものとみなす。

取引情報蓄積機関は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積業務の一部を、内閣総理大臣の承認を受けたものとみなす。

(指定期間)

第二百五十六条の七十四

取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する認可を受けること。

一 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の七十五

取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する認可を受けること。

二 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の七十六

取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する認可を受けること。

三 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の七十七

取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する認可を受けること。

四 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の七十八

取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務に係る次に掲げる事項に関する認可を受けること。

五 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の七十九

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

六 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

七 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十一

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

八 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十二

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

九 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十三

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十四

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十一 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十五

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十二 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十六

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十三 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十七

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十四 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十八

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十五 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の八十九

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十六 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十七 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十一

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十八 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十二

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

十九 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十三

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十四

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十一 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十五

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十二 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十六

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十三 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十七

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十四 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十八

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十五 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の九十九

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十六 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十七 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十八 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百二

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

二十九 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百三

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百四

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十一 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百五

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十二 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百六

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十三 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百七

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十四 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百八

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十五 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百九

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十六 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百十

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十七 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十一

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十八 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十二

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

三十九 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十三

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

四十 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十四

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

四十一 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十五

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

四十二 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十六

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

四十三 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十七

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

四十四 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十八

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

四十五 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

第二百五十六条の一百一十九

取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

四十六 取引情報蓄積機関の役員の兼職の制限

(業務規程の認可)

ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 取引情報の提供を受けることを内容とする契約（以下「取引情報収集契約」という。）の金融商品取引清算機関等又は金融商品取引業者等との締結に関する事項

二 取引情報蓄積業務の対象とする取引に関する事項

三 取引情報の収集及び保存に関する事項

四 取引情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の取引情報の安全管理に関する事項

五 取引情報の正確性の確保に関する事項

六 料金に関する事項

七 取引情報蓄積業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、取引情報蓄積業務の実施に必要な事項として内閣府令で定める事項

九 前項第六号に掲げる事項に関する業務規程は、取引情報蓄積業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならぬ。

内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規程が取引情報蓄積業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、取引情報蓄積機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（差別的取扱いの禁止）

第一百五十六条の七十五 取引情報蓄積機関は、特定の金融商品取引清算機関等又は金融商品取引業者等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。（名称の使用制限）

第一百五十六条の七十六 取引情報蓄積機関では、その名称又は商号中に、取引情報蓄積機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。（変更の届出）

第一百五十六条の七十七 取引情報蓄積機関は、第二百五十六条の六十八第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取引情報蓄積機関の商号若しくは名称又は主たる営業所

若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（兼業承認を受けた業務の開始等に関する届出）

第一百五十六条の七十八 取引情報蓄積機関は、第二百五十六条の七十二第一項ただし書の承認を受けた業務を開始したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（取引情報蓄積業務の休廃止）

第一百五十六条の八十二 取引情報蓄積機関は、第二百五十六条の六十九の認可を受けた取引情報蓄積機関の代表者及び常務に従事する役員が当該認可を受けた法人の代表となり、若しくは常務に従事し、又は当該認可を受けた事業を開始したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（取引情報蓄積機関は、定款（これに準ずるもの）を変更したときその他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第一百五十六条の七十九 取引情報蓄積機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の記載事項、提出期日その他同項の報告書の作成及び提出に関し必要な事項は、内閣府令で定める。（報告の徵取及び検査）

（指定の取消し等）

第一百五十六条の八十三 内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百五十六条の六十七第一項の規定による指定若しくは第二百五十六条の七十二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができるとする。

（特定の取消し等）

第一百五十六条の八十三 内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百五十六条の六十七第一項の規定による指定若しくは第二百五十六条の七十二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができるとする。

（報告の徵取及び検査）

第一百五十六条の八十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、取引情報蓄積機関、当該取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者若しくは受けていた者に対し当該取引情報蓄積機関の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該取引情報蓄積機関若しくは同条各項の規定による委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（同条各項の規定による委託を受けた者にあつては、当該取引情報蓄積機関の業務又は財産に關し必要な委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくはその旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（業務改善命令）

第一百五十六条の八十一 内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関の取引情報蓄積業務の運営又は財産

の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該取引情報蓄積機関に対し、その業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（取引情報蓄積業務の休廃止）

第一百五十六条の八十二 取引情報蓄積機関は、第二百五十六条の六十九の認可を受けた取引情報蓄積業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は取引情報蓄積業務の廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（取引情報蓄積機関が天災その他のやむを得ない理由により取引情報蓄積業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結している者に通知しなければならない。取引情報蓄積機関がその休止した当該取引情報蓄積業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（弁済期にある債務の弁済が取引情報蓄積業務の継続に著しい支障を來すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事態が生ずるおそれがあると認められるとき）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（取引情報蓄積機関が天災その他の事由により取引情報蓄積業務の全部又は一部を実施するこれが困難となつたとき）

3 弁済期にある債務の弁済が取引情報蓄積業務の継続に著しい支障を來すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事態が生ずるおそれがあると認められるとき。

（取引情報蓄積機関が天災その他の事由により取引情報蓄積業務の全部又は一部を実施するこれが困難となつたとき）

4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（第五章の七 特定金融指標算出者）

第一百五十六条の八十五 内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務（特定金融指標の算出及び公表を行う業務をいう。以下同じ。）を行いう者の特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保するため必要であると認めたときは、当該者を特定金融指標算出者として指定することができる。

（特定金融指標算出者の指定）

第一百五十六条の八十三 内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百五十六条の六十七第一項の規定による指定若しくは第二百五十六条の七十二第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができるとする。

（報告の徵取及び検査）

第一百五十六条の八十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、取引情報蓄積機関、当該取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者若しくは受けていた者に対し当該取引情報蓄積機関の業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該取引情報蓄積機関若しくは同条各項の規定による委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは

帳簿書類その他の物件の検査（同条各項の規定による委託を受けた者にあつては、当該取引情報蓄積機関の業務又は財産に關し必要な委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくはその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務改善命令）

第一百五十六条の八十一 内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（取引情報蓄積業務移転命令）

第一百五十六条の八十四 内閣総理大臣は、取引情報蓄積機関が次条の各号のいずれかに該当するときは、当該取引情報蓄積機関に対し、取引情報

蓄積業務の全部又は一部を他の取引情報蓄積機関に行わせることを命ずることができる。

（前条第一項の規定により第二百五十六条の六十七条第一項の規定による指定を取り消し、又は破産手続開始の原因となる事態が生ずるおそれがあると認められるとき）

1 第二百五十六条の八十二第一項の認可をする全部若しくは一部の停止を命ずるとき。

2 第二百五十六条の八十二第一項の認可をするとき。

3 弁済期にある債務の弁済が取引情報蓄積業務の継続に著しい支障を來すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事態が生ずるおそれがあると認められるとき。

4 内閣総理大臣は、特定金融指標算出者について指定を取り消すとともに、書面により、その旨を当該特定金融指標算出者に通知しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 6 特定金融指標算出業務について外國の法令に基づいて外國の行政機關その他これに準ずるものとの適切な監督を受けていると認められる者として内閣府令で定める者である場合には、第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣は、指定をしないものとする。
- (書類の届出)**
- 第一百五十六条の八十六** 特定金融指標算出者は、指定を受けた日から政令で定める期間内に、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、特定金融指標算出者が当該期間内に指定に係る特定金融指標算出業務を廃止した場合は、この限りでない。
- 1 商号、名称又は氏名
 - 2 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
 - 3 法人であるときは、役員の氏名又は名称
 - 4 本店又は主たる営業所若しくは事務所の名称及び所在地
 - 5 その他内閣府令で定める事項
- 前項の書類には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。
- 4 特定金融指標算出者は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 第一百五十六条の八十七** 特定金融指標算出者は、内閣府令で定めるところにより、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定め、指定を受けた日から政令で定める期間内に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 2 前項の業務規程は、次に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を内容とするものでなければならない。
- 1 特定金融指標算出者は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合に、内閣府令で定めるところにより、特定金融指標算出業務に関する業務規程を定め、指定を受けた日から政令で定める期間内に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 2 特定金融指標の算出及び公表に係る方針及び方法に関する事項

- 二 特定金融指標算出業務を適正に遂行するための業務管理制度に関する事項**
- 三 特定金融指標算出者に対する算出基礎情報(第三十八条第七号に規定する算出基礎情報をいう。第一百五十六条の八十九第二項において同じ。)を提供する者(次号及び同項において「情報提供者」という。)が遵守すべき事項(同号において「行動規範」という。)**
- 四 情報提供者との間の契約(行動規範に係るものを含む。)の締結に関する事項**
- 五 特定金融指標算出業務の委託に関する事項**
- 六 特定金融指標算出業務に係る監査に関する事項**
- 七 特定金融指標算出業務に係る説明書類の公衆縦覧に関する事項**
- 八 特定金融指標算出業務の休止又は廃止に関する事項**
- 九 特定金融指標算出者は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。**
- 十 内閣総理大臣は、特定金融指標算出者が特定金融指標算出業務に関し法令又は法令に基づく処分に違反したときは、当該特定金融指標算出者に対し、六月以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。**
- 十一 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続にかかるわらず、聴聞を行わなければならぬ。**
- (報告の微取及び検査)**
- 一百五十六条の八十八** 特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- (報告の微取及び検査)**
- 一百五十六条の八十九** 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときは、特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)に対し、当該特定金融指標算出業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特定金融指標算出者若しくは当該特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特定金融指標算出業務に限る。)をさせることができる。

- 一百五十六条の九十二** 第百五十六条の八十五から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。
- 第六章 有価証券の取引等に関する規制**
- (不正行為の禁止)**
- 第一百五十七条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。**
- 二 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、重要な事項について虚**

- 指標算出者に対して提供された算出基礎情報の正確性の確認に必要と認められる限りにおいて、その情報提供者に対し、当該算出基礎情報に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該情報提供者の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができること。(改善命令等)
- 一百五十六条の九十九** 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等(有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品(有価証券を除く。)若しくは金融指標をいう。第一百六十八条第一項、第一百七十三条第一項及び第一百九十七条第二項第一号において同じ。)の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。
- (相場操縦行為等の禁止)**
- 一百五十八条** 何人も、有価証券の売買(金融商品取引所が上場する有価証券、店頭売買有価証券又は取扱有価証券の売買に限る。以下この条において同じ。)、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引(金融商品取引所が上場する金融商品、店頭売買有価証券、取扱有価証券(これらの価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む。)又は金融商品取引所が上場する金融指標に係るものに限る。以下この条において同じ。)のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれら取引の状況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 権利の移転目的としない仮装の有価証券の売買、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。)又は店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。)をすること。**
- 二 金銭の授受を目的としない仮装の市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第二号及び第四号から第五号までに掲げる取引に限る。)又は店頭デリバティブ取引(同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。)をすること。**
- 三 オプションの付与又は取得を目的としない仮装の市場デリバティブ取引(第一条第二十項第三号に掲げる取引に限る。)又は店頭**

(上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出)

（一）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他、政令で定めるものをいう。以下この条、次条及び第百六十五条の二において同じ。）には、又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他、政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条の二までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条の二までにおいて同じ。）には、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の政令で定めるものと同一の規制を受けることとする。

4 内閣総理大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株員又は出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六条に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。（以下この項及び第八項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日以後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合には、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

3 前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に對して請求する権利は、利益の取得があつた日から一年間行わないときは、消滅する。

2 当該上場会社等の株主（保険契約である社員に提供すべきことを請求することができる。）が上場会社等の株主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六条に規定する投資主をいい、同条第二十五項に規定する外国投資法人の社員を含む。）を含む。（以下この項及び第八項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行うべき旨を要求した日以後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合には、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行うことができる。

第一百六十四条 上場会社等の役員等の短期売買利益の返還
上場会社等の役員又は主要株主が
その職務又は地位により取得した秘密を不当に
利用することを防止するため、その者が当該上
場会社等の特定有価証券等について、自己の計
算においてそれに係る買付け等をした後六ヶ月以
内に売付け等をし、又は売付け等をした後六ヶ月
以内に買付け等をして利益を得た場合において

2 他の取引（以下この項、次条及び第百六十五条の二において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。

9 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前ににおいて、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

8 前項の規定により利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、第一項の利益を得ていると認められる役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

前各項の規定は、主要株主が買付け等をし、又は売付け等をしたいづれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行う買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘供を求めることができる。

5 前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つてないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。

6 前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていい旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつ

第一百六十五条の二 組合等（民法第六百六十七条规定）
第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合（以下この条において「有限責任事業組合」という。）又はこれらの組合に類似する団体で政令で定めるものをいう。（以下この条において同じ。）うち当該組合等の財産に属する株式に係る議決権が上場会社等の総株主等の議決権に占める割合が百分の十以上であるもの（以下この条において「特定組合等」という。）については、当該特定組合等の組合員（これに類するものとして内閣府令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が当該特定組合等の財産に関する当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（当該特定

案して内閣府令で定める場合においては、適用しない。

第四項において、内閣総理大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法について、内閣府令で定める。

(上場会社等の役員等の禁止行為)

第一百六十五条 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該上場会社等の特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるもの（以下この条及び次条第十六項において「特定取引」という。）であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等（特定取引を除く。）であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量が、その者が有する当該

組合等の組合員の全員が委託者又は受益者である信託の受託者が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。(以下この条において同じ。)には、当該買付け等又は売付け等を執行した組合員(これに準ずるものとして内閣府令で定める組合員を含む。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定めるところにより、その売買等に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する特定組合等の組合員が、当該特定組合等の財産に関する当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。

3 特定組合等の組合員がその地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、当該特定組合等の財産に関するその者が当該上場会社等の特定有価証券等について、それに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は完付け等をした後六月以内に買付け等をして当該特定組合等の財産について利益を生じた場合には、当該上場会社等は、当該特定組合等の組合員に対し、当該特定組合等の財産をもつてその利益を当該上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

4 当該上場会社等は、同項の利益を生じた時においては、当該特定組合等の各組合員(投資事業有限責任組合の有限責任組合員及び有限責任事業組合の組合員並びにこれらに類する者として内閣府令で定める者を除く。)に対し、当該特定組合等の債務について当該各組合員が負う責任に応じて、当該利益(同項の規定により提供された利益の額を控除した額に限る。)を当該上

上場会社等に提供すべきことを請求することが

できる。

5 前項に規定する場合において、当該特定組合等の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、同様とする。

6 前項の規定は、第三項の利益を生じた時における当該特定組合等の組合員が当該特定組合等の財産が存在し、かつ、その財産に対する強制執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

7 当該上場会社等の株主(保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項及び第十三項において同じ。)が上場会社等に対し第三項から第五項までの規定による請求を行うべき旨を請求した日の後六十日以内に上場会社等がこれらによる規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行なうことができる。

8 第三項から第五項まで又は前項の規定により利益の返還を請求する権利は、当該特定組合等の財産について利益が生じた日から二年間行わないときは、消滅する。

9 内閣総理大臣は、第一項の報告書の記載に基づき、当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分(以下この条において「組合利益関係書類」という。)の写しを、報告書提出組合員(第一項の規定により報告書(直近の買付け等又は売付け等に係るものに限る。)を提出した組合員をいう。第十三項において同じ。)に送付し、当該報告書提出組合員から、当該組合利益関係書類に関して次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該組合員の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等に送付するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを当該報告書提出組合員又は当該上場会社等に送付する前に、第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

10 前項本文の規定により当該報告書提出組合員に組合利益関係書類の写しが送付された場合において、当該報告書提出組合員は、当該組合利益関係書類の写しを当該上場会社等に記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該組合員の有限責任組合の当該請求に係る債務その他の債務を完済することができなかつたときに限り、当該上場会社等は、同項の利益を生じた時においては、当該特定組合等の各組合員(投資事業有限責任組合の有限責任組合員及び有限責任事業組合の組合員並びにこれらに類する者として内閣府令で定める者を除く。)に対し、当該特定組合等の債務について当該各組合員が負う責任に応じて、当該利益(同項の規定により提供された利益の額を控除した額に限る。)を当該上

以内に、内閣総理大臣に、その旨の申立てをすることができる。

11 前項の規定により、当該報告書提出組合員から当該組合利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第九項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、内閣総理大臣に対する第一項の規定による報告書に記載がなされたものとみなす。

12 内閣総理大臣は、第九項の規定に基づき上場会社等に組合利益関係書類の写しを送付した場合には、当該組合利益関係書類の写しを当該交付の日より起算して三十日を経過した日から第八項に規定する請求権が消滅する日まで(請求権が消滅する日前において内閣総理大臣が第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで)公衆の縦覧に供するものとする。ただし、内閣総理大臣が、当該組合利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前において第三項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合は、この限りでない。

13 前項の規定により組合利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、その財産について第三項の利益が生じていると認められる特定組合等の報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報を提供を求めることができる。

14 第三項から前項までの規定は、特定組合等の財産に関して買付け等をし、又は売付け等をしたいすれかの時期において当該特定組合等が特定組合等でない場合及び特定組合等の財産に関する行われる買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合においては、適用しない。

15 第九項において、内閣総理大臣が当該特定組合等の財産について第三項の利益が生じていると認める場合における当該利益の算定の方法については、内閣府令で定める。

16 特定組合等の組合員は、当該特定組合等の財産に関する次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額(特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については内閣府令で定める額をいう。)が、その者が有する当該上

会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等(特定取引を除く。)であつて、その

売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量を超えるもの

三 前項の規定は、組合等の財産として上場会社等の株式を所有することにより当該上場会社等の主要株主に該当することとなる主要株主については、適用しない。

17 (会社関係者の禁止行為)

百六十六条 次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要な事実(当該上場会社等の子会社に係る会社関係者(当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。))については、当該子会社の業務等に関する重要な事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。)を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該各号に定めるところにより承継(合併又は分割による承継させ、又は承継することをいう。)又は業務等に関する重要な事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。)又はデリバティップ取引(以下この条、第一百六十七条の二第一項、第一百七十五条の二第一項及び第一百九十七条の二第一項第十四号において「売買等」という。)をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要な事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等(当該上場会社等の親会社及び子会社並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人を含む。以下この項において同じ。)の役員(会計参与が法人であるときは、その社員、代理人、使用者その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。)その者の職務に關し知つたとき。

二 当該上場会社等の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主若しくは優先

出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第三項に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人でない団体で代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの中の株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関する規定（二の二）当該上場会社等の投資主、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六条項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第二百一十八条の三第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利を有する投資主（これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）投資信託及び投資法規に関する法律第二百一十八条の三第一項に定める権利又は同条第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利の行使に関する規定（三）当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者（当該権限の行使に関する規定）。

の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

二 イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実
三 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは

社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

二 イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

前二号に掲げる事項と余り、当該上場会社

（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る）が生じたこと。

四 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営・業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

五 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

六 株式交換
株式移転
株式交付
合併
会社の分割

七 ホームページ
事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
解散（合併による解散を除く。）
新製品又は新技術の企業化
業務上の提携その他のイからチまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

八 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事が発生したこと。
イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
ロ イに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

九 当該上場会社等の子会社（第一条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものに限る。）の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該子会社

社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める

九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行ふことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。
イ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得

二 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て

ホ 投資口の分割

ト 金銭の分配

チ 解散（合併による解散を除く。）

リ イからチまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

イ 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。
イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

ハ イ又はロに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

十一 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号へに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関する法

5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 会社法第二百二条第一項第一号に規定する権利を有する者が当該権利行使することにより株券を取得する場合

二 新株予約権（これに準ずるものとして政令で定める権利を含む。）を有する者が当該新株予約権行使することにより株券（これに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。）を取得する場合

二の二 株券等に係るオプションを取得している者が当該オプション行使することにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

三 会社法第一百六十六条第一項、第一百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項、第八百六条第一項若しくは第八百六十六条の六第一項の規定による株式の買取りの請求（これらに相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものを含む。）又は法令上の義務に基づき株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

四 公開買付等の要請（当該公開買付等が会社である場合には、その取締役会が決定したもの（監査等委員会設置会社にあっては会社法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定したもの）を含み、指名委員会等設置会社にあっては同法第四百六十六条第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づいて執行役の決定したもの（監査等委員会設置会社にあってはこの号において同じ。）の買付け等をする場合（当該公開買付等に係る上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。以下この号において同じ。）の買付け等をする場合（当該公開買付等に係る上場等株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場等株券等の買付け等をする場合に限る。）

五 公開買付等に対抗するため当該公開買付等に係る上場等株券等の発行者の取締役会が決定した要請（監査等委員会設置会社にあっては会社法第三百九十九条の十三第五項の規定による取締役会の決議による委任又は同条第六項の規定による定款の定めに基づく取締役会の決議による委任に基づいて取締役の決定したもの）

六 第百五十九条第三項の政令で定めるところにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の実施に関する事実を知つてゐる者から買付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の中止に関する事実を知つてゐる者に売付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合(当該売付け等に係る者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知つている場合を除く。)

八 特定公開買付者等関係者(公開買付者等関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つたもの)をいう。(次号において同じ。)から当該公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)が株券等に係る買付け等をする場合(当該伝達を受けた者が第二十七条の三第一項の規定により行う公告において次に掲げる事項が明示され、かつ、これらの事項が記載された当該伝達を受けた者の提出した同条第二項の公開買付届出書が第二十七条の十四第一項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。)イロハ 当該伝達を行つた者の氏名又は名称

九 特定公開買付者等関係者であつて第一項第一号に掲げる者以外のもの又は特定公開買付者等関係者から同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者(特定

（特定公開買付者等関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六ヶ月が経過している場合に限り。）

十 合併等により株券等を承継し、又は承継せらる場合であつて、当該株券等の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

十一 合併等の契約（新設分割にあつては、新設分割計画）の内容の決定についての取締役会の決議が公開買付等の公開買付け等事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該公開買付け等に係る株券等を承継し、又は承継せらるる場合。

十二 新設分割（他の会社と共同してするものを除く。）により新設分割設立会社に株券等を承継させる場合。

十三 合併等、株式交換又は株式交付に際して当該合併等、株式交換又は株式交付の当事者であつて公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合。

十四 公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく買付け等又は売付け等であることが明らかな買付け等又は売付け等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（未公表の重要な事実の伝達等の禁止）

を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該業務等に関する重要な事実について同項の公表がされたこととなる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該業務等に関する重要な事実を伝達し、又は当該売買等をすることを勧めてはならない。

2 公開買付者等に係る前条第一項に規定する公開買付者等関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該公開買付者等の公開買付け等事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に対し、当該公開買付け等事実について同項の公表がされたこととなる前に、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合には当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をさせ、又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合には当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避せざる目的をもつて、当該公開買付け等事実を伝達し、又は当該買付け等若しくは当該売付け等をすることを勧めてはならない。

（無免許市場における取引の禁止）

第一百六十七条の三 何人も、第八十条第一項の規定に違反して開設される金融商品市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一 有価証券の売買

二 市場デリバティブ取引

（虚偽の相場の公示等の禁止）

第一百六十八条 何人も、有価証券等の相場を偽つて公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。

2 何人も、発行者、有価証券の売出しをする者、特定投資家向け売付け勧誘等をする者、引受人又は金融商品取引業者等の請託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る有価証券に關し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。

3 発行者、有価証券の売出しをする者、特定投資家向け売付け勧誘等をする者、引受人又は金融商品取引業者等は、前項の請託をしてはならぬ。

（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）

(対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限)
第一百六十九条 何人も、発行者、有価証券の売出をする者、引受け人、金融商品取引業者等又は第二十一条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者等から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券、発行者又は第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者に關し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。

(有利買付け等の表示の禁止)

第一百七十条 何人も、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行うに際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該有価証券を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この条において同じ。）若しくはこれを超える価格により買付けける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらとの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。ただし、当該有価証券が、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券である場合は、この限りでない。

(一定の配当等の表示の禁止)

第一百七十二条 有価証券の不特定多数者向け勧誘等（第二条第一項第一号から第六号までに掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。以下この条において同じ。）をする者は、これらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券

の不特定多数者向け勧誘等に際し、不特定かつ
多数の者に対し、当該有価証券に関し一定の
期間につき、利益の配当、収益の分配その他のい
かなる名称をもつてするを問わず、一定の額
(一定の基準によりあらかじめ算出することが
できる額を含む。以下この条において同じ。)
又はこれを超える額の金銭(处分することによ
り一定の額又はこれを超える額の金銭を得るこ
とができるものを含む。)の供与が行われる旨
の表示(当該表示と誤認されるおそれがある表
示を含む。)をしてはならない。ただし、当該
表示の内容が予想に基づくものである旨が明示
されている場合は、この限りでない。
(無登録業者による未公開有価証券の売付け等
の効果)

第六
（届出がこ
等をした
第一百七十二

(届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金納付命令)
百七十二条 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする特定投資家等関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集若しくは売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をした者(売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘をしてこれららの行為をした者に限る)があるときは、内閣総理大臣は、次項に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。

一 当該募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この条、次条、第一百七十二条の九及び第一百七十二条の十において同じ。)である場合については、百分の四・五)

二 当該売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は特定投資家等取得有価証券一般勧誘により当該者が所有する有価証券を売り付けた場合 当該売り付けた有価証券の売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権の行使により当該者が所有する有価証券を売り付けた場合当該売り付けた有価証券の売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券

二、当該発行開示訂正書類を提出しないで行つた売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合（当該売り付けた有価証券の売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券その他のこれに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。）の百分の二・二五（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五）（有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金納付命令）

第三百七十二条の三 第二十四条第一項又は第三項（これららの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有価証券報告書を提出しない発行者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた有価証券報告書に係る事業年度（当該発行者が第五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第二十四条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条、第一条第一項及び第一百八十五条の七第三十一項（第四号を除く。）において同じ。）の直前事業年度における監査報酬額（第一百九十三条の二第一項に規定する監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額として内閣府令で定める額をいう。次項において同じ。）に相当する額（監査証明を受けるべき日前事業年度がない場合は、これに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、四百万円）課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

第

(虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した
発行者等に対する課徴金納付命令)

内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、これらの規定により提出すべきであつた半期報告書に係る期間の属する事業年度の直前事業年度における監査報酬額の二分の一に相当する額（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合には、二百萬円）の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。

二　イ　イに掲げる額に口に掲げる数を乗じて得た額

（株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他のこれらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号及び第一百七十二条の十一第一項において同じ。）の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額（当該算定期基準有価証券の市場価額がないときは当該発行者が算定期基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額）

虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等（第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する場合を含む。）の規定による訂正報告書を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額（第一号に掲げる額を超えるときは、第二号に掲げる額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

10

一を額号次じ条等（二二等）

一、次条及び第一百七十八条第十三項において同じ。)をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一、当該公開買付開始公告を行わないでした株券等又は上場株券等の買付け等の価格に当該買付け等の数量を乗じて得た額

二、百分の二十五

(虚偽表示のある公開買付開始公告を行つた者等に対する課徴金納付命令)

第一百七十二条の六 重要な事項につき虚偽の表示があり、若しくは表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等(公開買付開始公告又は第二十七条の七第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。以下この章において同じ。)を行つた者又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等(第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書、第二十七条の規定する公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による訂正報告書をいう。以下この章において同じ。)を提出した者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、これらの者に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一、当該公開買付開始公告等又は公開買付届出書等に係る公開買付け(第二十七条の二第一項又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをいう。以下この条並びに第二百八十五条の七第八項及び第九項において同じ。)について公開買付開始公告を行つた日の前日における当該公開買付けに係る株券等又は上場株券等の第六十七条の十九又は第二百三十条に規定する最終の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府

行者に対し、第一号に掲げる額（当該虚偽等のある発行者等情報が公表されていない場合にあっては、当該額に第二号に掲げる数を乗じて得た額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度が一年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

イ 一 イに掲げる額（ロに掲げる額がイに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額）

イ イ 六百万円

ロ （1）に掲げる額に（2）に掲げる数を乗じて得た額

（1） 当該発行者が発行する算定基準有価証券の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額（当該算定基準有価証券の市場価額がないときは、当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額）

（2） 十万分の六

二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ 当該虚偽等のある発行者等情報の提供を受けた者の数

ロ 第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報を提供する場合において提供を受けるべき相手方の数

前項ただし書の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金納付命令）

第一百七十二条の十二 次の各号に掲げる者（次項において「開示書類提出者等」という。）が当該各号に定める書類又は情報（同項において「虚偽開示書類等」という。）を提出し、提供し又は公表した場合において、特定開示行為を行つた者（以下この項において「特定開与者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該特定開与者に対し、当該特定開与行為に関し手数料・報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭

その他の財産の価額に相当する額として内閣府令で定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。

一、発行者重要な事項につき虚偽の記載があつり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類（第百七十二条の二）に規定する公開買付者重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていいる公開買付届出書等）のある発行者等情報報

二、第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていいる公開買付届出書等）

(以下この条において「違反行為期間」という。)において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該額から次の口に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の日々における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第六十七条の十九又は第一百三十三条に規定する最低の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての第六十七条の十九又は第一百三十三条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの)をいい、当該違反行為が終了した日においては、内閣府令で定める額とする。)のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額

ロ 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

勧誘等により取得させ、又は組織再編成を行う。以下の三第一項に規定する組織再編成をいたしました場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする)。

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の日々における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格(当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日においては、内閣府令で定める額とする)のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額。

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の違反行為の直前の価格として政令で定めるもの(以下この条において「違反行為の開始前の価格」という)に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額。

四 違反者が、自己以外の者の計算において、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一ヶ月を経過するまでの間に有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした場合、次のイ又はロに掲げる当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額。

イ 運用対象財産(第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者)が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下の条から第一百七十五条までにおいて同じ。)の運用として当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等を行つた者、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした日の属する月(当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月)における当該運用対象財産のうち内閣府令で定める

ものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額イに掲げる者以外の者 当該有価証券の

2
売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額
この条において「有価証券の売付け等」と

は、有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

この条において「有価証券の買付け等」とは、

は、有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

4 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

第一項の陽台にて、

然もした場合においては、(当該名義に持つる者等)が自己的の計算において行つた有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等と同一のものを(受け取る者等)が自己的の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

二 違反者と生計を一にする者との間の関係を有する者は内閣府令で他の違反者と同一の規制の適用を受けねばならない。

6
と特別の關係にある者として内閣府令で定める者

（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）を当該違反行為に係る有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う同条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は第五項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定してある他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関する事項は、政令で定める。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関する必要な事項その他同項の課徴金の計算に関する事項は、政令で定める。

（取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて有価証券の売買等をした者に対する罰則（金納付命令）

第一百七十四条 第百五十九条第一項の規定に違反する有価証券の売買、市場デリバティブ取引若

一 しくは店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。

一 当該違反行為の開始時から終了時までの間（以下この条において「違反行為期間」という。）において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等（有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。以下この条及び次条において同じ。）について自己の計算において行つた有価証券の売付け等の数量が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合（次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の買付け等についての第百六十七条の十九又は第百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額

二 違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等の数量を超える場合（次のイに掲げる額から次のロに掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券

三 口 当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額

当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第五項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合、次のイに掲げる額から次の口に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の買付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、次のイ又はロに掲げる当該違反行為又は有価証券の買付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者、当該違反行為又は

四 該イ又はロに定める額

イ 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者、当該違反行為又は

有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロイに掲げる者以外の者（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額）

この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引による売付けに限る）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る））その他の政令で定める取引をいう。

この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引による買付けに限る）、同項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る））その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「価額」とは、有価証券の買付け又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において有価証券の買付け等又は有価証券の買付け等をした場合には、当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等（当該各号に掲げる者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた有価証券の買付け等又は有価証券の買付け等と同一のものを除く。）を自己の計算においてしたもののみにして、前各項の規定を適用する。

一　違反者がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社その他の違反者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者

二　違反者と生計を一にする者その他の違反者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。）の計算において当該違反行為に係る有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引による売付けに限る））をしている場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う同条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る）を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、違反行為の開始時にその時における價格で有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

三　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る）を自己又は第五項各号に掲げる額から次の（1）に掲げる額を控除した額

イ　自己の計算による有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　自己の計算による有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ハ　当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一ヶ月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第六項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合の（1）に掲げる額から次の（2）に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（1）当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第一百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が行使されず消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（2）当該違反行為が終了してから一ヶ月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が行使されず消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

四　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

五　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

六　第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

七　違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二条第二十一項第二号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は第五項各号に掲げる額から次の（2）に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（1）当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第一百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

（2）当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価

（取引を誘引する目的をもつて一連の有価証券売買等をした者に対する課徴金納付命令）
百七十四条の二 第百五十九条第二項第一号の規定に違反する一連の有価証券売買等（同項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第十項及び第十一項において「合算対象額」といふ。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第一次イに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　自己の計算による有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　自己の計算による有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ハ　当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一ヶ月を経過するまでの間に当該違反者が自己又は第六項各号に掲げる者の発行する当該違反行為に係る有価証券を有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した場合の（1）に掲げる額から次の（2）に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（1）当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券についての第六十七条の十九又は第一百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該違反行為が終了した日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

（2）当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の当該違反行為の開始時における価

格に当該有価証券発行勧誘等により取得させ、又は組織再編成により交付した有価証券の数量を乗じて得た額

二
で、当該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後一月を経過するまでの間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合、次の(1)又は(2)に掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額

(1) 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者、当該違反行為又は有価証券の買付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月(当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものではある場合には、これらの月のうち最後の月)における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

(2) (1)に掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

この条において「有価証券の売付け等」とは、有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティプ取引(第一条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。)による売付けに限りる。)、同項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)その他の政令で定める取引をいう。

この条において「有価証券の買付け等」とは、有価証券又は商品の買付け(商品にあつては、市場デリバティプ取引(第一条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。)による買付けに限りる。)、同項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場

4 第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と該違反行為に係る自己の計算によると有価証券の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

5 第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

6 第一項の場合において、違反者が次の各号に掲げる者の計算において違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合には、当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等(当該各号に掲げる者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該各号に掲げる者が自己の計算において行つた違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等と同一のものを除く。)を自己の計算においてしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 違反者が、違反行為の開始時に自己又は前項各号に掲げる者(当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。以下この項において同じ。)の計算において当該違反行為に係る有価証券又は商品を有しないで当該有価証券又は商品の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。)による売付けに限る。)をしている場合、現実數値が約定數値を上回った場合に金銭を支払う同条第二十一項第一号に掲げる取引(当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。)を自己又は前項各号に掲げる者の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する第二条第二十一項第一号に掲げる取引（当該違反行為に係る有価証券又は商品に係るものに限る。）を自己又は第六項各号に掲げる者（当該違反行為と同一の違反行為をした者を除く。）の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

一の銘柄に係る第一項第一号に掲げる額について、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る合算対象額から控除する。

第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、同項第三号に掲げる取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二項から前項までに規定するもののはか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

（安定操作取引等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令）

第一百七十四条の三 第百五十九条第三項の規定に違反する一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。）又はその申込み若しくは委託等（以下この条において「違反行為」という。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額（第

二十一項及び第二十二項において「合算対象額」という。に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（一）次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の価額

ロ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の価額

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（次のイからニまでのうち二以上に掲げる場合に該当するときは、当該二以上のイからニまでに定める額の合計額）

イ 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等（第一百五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この条において同じ。）又は店頭売買有価証券についての当該違反者の売付等数量が買付等数量を超える場合 次の（1）に掲げる額から次の（2）に掲げる額を控除した額に次の（3）に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（1） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）

（2） 当該上場金融商品等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の当該違反行為が終了してから終了時までの間の平均価格として内閣府令で定めるところにより算出される額をいう。以下この項において同じ。）

（3） 当該超える数量

（二） 当該違反行為の開始時における当該違反行為に係る上場金融商品等又は店頭売買有価証券についての当該違反者の買付等数量が売付等数量を超える場合 次の（1）に掲げる額から次の（2）に掲げる額を控除した額に次の（3）に掲げる数量を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

口 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要な事実の公表がされた後二週間ににおける最も低い価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日にについては、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要な事実の公表がされた後二週間ににおける最も高い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

三 第百六十六条第一項に規定する売買等をした者が、自己以外の者の計算において、当該売買等をした場合（第九項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。）次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該有価証券の買付け等をした日の属する月に行つた者、当該売買等をした場合を除く。）次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

ロ イに掲げる者以外の者、当該買付け等又は関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

四 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日にについては、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要な事実の公表がされた後二週間ににおける最も低い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

一 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日については、内閣府令で定めたもの（当該公表がされた日にについては、内閣府令で定めた後二週間ににおける最も低い価格をいう。）をした場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要な事実の公表がされた後二週間ににおける最も高い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者、当該買付け等又は関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定めた額

三 前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる額とし得る額として内閣府令で定めた額

四 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日以前六月以内に行われたもの（当該公表がされた日にについては、当該公表がされた後に行われたものを除く。）に限る。以下この号において同じ。）をした場合、次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要な事実の公表がされた後二週間ににおける最も低い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

五 第百六十七条第一号ロの「業務等に関する重要な事実の公表がされた後二週間ににおける最も低い価格」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他

六 第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」の政令で定める取引をいう。

七 第百六十七条第一号ロの「業務等に関する重要な事実の公表がされた後二週間ににおける最も低い価格」とは、有価証券の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

八 第二項第二号イの「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日から二週間を経過するまでの間の各日における第六十七条十九又は第一百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものに限る。）のうち最も高い価格をいう。

九 第一項（第三号を除く。）の規定は、第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第一百六十三条第一項に規定する上場会社等をいい、第一百六十六条第一項第一号に規定する親会社、子会社、資産運用会社及び特定役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは、「当該上場会社等」と、同項第一号及び第二号中の計算において第一百六十六条第一項第一号に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは、「当該上場会社等」と、同項第一号及び第二号中の計算において第一百六十六条第一項第一号に規定する売買等をした者は、「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

十 第一項の場合において、次の各号に掲げる者の計算において第一百六十六条第一項に規定する「自己の計算において」とあるのは、「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

一一 第一項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした場合にあつては、当該売買等と同一のものを除く。）をした者は、当該売買等（当該各号に掲げる者が同条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした場合にあつては、内閣府令で定めた額とする。）のうち最も高い価格」とは、当該価格がない場合は、これに相当するものとする。

一二 第二項第一号ロの「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後二週間ににおける最も低い価格」とは、第二百六十七条第一項に規定する公开買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後二週間ににおける最も低い価格をいう。

一二 当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者

得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定によ
る届出を必要とする特定投資家等取得有価証券
一般勧誘を開始した日から五年を経過したとき
は、内閣総理大臣は、当該募集若しくは売出し
し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は
特定投資家等取得有価証券一般勧誘に係る第一
項第一号に掲げる事実（第百七十二条第一項に
該当する事実に限る。）について、審判手続開始
の決定をすることができない。
4 第十五条第一項（第二十七条において準用す
る場合を含む。）の規定に違反して、同項に規
定する有価証券を募集又は売出しにより取得さ
せ、又は売り付けた日から五年を経過したときは
は、内閣総理大臣は、当該取得させ、又は売り
付けた有価証券に係る第一項第一号に掲げる事
実について、審判手続開始の決定をすることが
できない。
5 第十五条第二項（第二十七条において準用す
る場合を含む。）の規定に違反して、目論見書
を交付しないで売出しにより有価証券を売り付
けた日から五年を経過したときは、内閣総理大
臣は、当該売り付けた有価証券に係る第一項第一
号に掲げる事実について、審判手続開始の決
定をすることができない。
6 第二十三条の八第一項（第二十七条において
準用する場合を含む。）の規定に違反して、同
項に規定する有価証券を募集又は売出しにより
取得させ、又は売り付けた日から五年を経過し
たときは、内閣総理大臣は、当該取得させ、又
は売り付けた有価証券に係る第一項第一号に掲
げる事実について、審判手続開始の決定をする
ことができる。
7 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記
載すべき重要な事項の記載が欠けている第百七
十二条の二第三項に規定する発行開示書類を提
出した日から五年を経過したときは、内閣総理
大臣は、当該発行開示書類に係る第一項第二号
に掲げる事実について、審判手続開始の決定を
することができない。
8 第百七十二条の二第四項に規定する重要な事
項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき事
項に規定する重要な事項の記載が欠けている目
論見書に係る売出しを開始した日から五年を経
過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書
に係る第一項第二号に掲げる事実について、審
判手続開始の決定をすることができない。
9 発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売
出しにより有価証券を取得させ、又は売り付け
ることができない。

10 た日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該発行開示訂正書類に係る第一項第二号に掲げる事実（第七百七十二条の二第六項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

11 有価証券報告書又は半期報告書のそれぞれの提出期限（第二十四条第三項（同条第五項において準用し、及びこれららの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書にあつては当該有価証券報告書を提出しなければならない事由が生じた日）から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書又は半期報告書に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

12 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等のそれぞれを提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

13 臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該臨時報告書に係る第一項第四号に掲げる事実（第七百七十二条の四第三項において準用する同条第二項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

14 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開買付開始公告を行わないで株券等又は上場株券等の買付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該買付け等に係る第一項第五号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

15 重要な事項につき虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項の表示が欠けている公開買付開始公告等を行つた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付開始公告等に係る第一項第六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等を提出した日から五年を経過したと

きは、内閣総理大臣は、当該公開買付届出書等に係る第一項第六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

16 公開買付訂正届出書等の提出期限（第二十七条の八第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項の規定による訂正報告書にあつては、これらの書類のそれぞれを提出しなければならない事由が生じた日）から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該公開買付訂正届出書等に係る第一項第六号に掲げる事実（第七百七十二条の六第二項において準用する同条第一項に該当する事実に限る。）について、審判手続開始の決定をすることができない。

17 大量保有・変更報告書の提出期限から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該大量保有・変更報告書に係る第一項第七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

18 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書等を提出した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該大量保有・変更報告書等に係る第一項第八号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

19 特定勧誘等を開始した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定勧誘等に係る第一項第九号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができる。

20 虚偽等のある特定証券等情報を提供し、又は公表した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る第一項第十号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

21 虚偽等のある発行者等情報を提供し、又は公示した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽等のある発行者等情報に係る第一項第十一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

22 第百七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等が同項に規定する虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公示した日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽開示書類等に係る第一項第十一号の二に掲げる事実に

23 ついて、審判手続開始の決定をすることができない。

24 第百七十三条第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

25 第百七十四条の二第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

26 第百七十四条の三第一項に規定する違反行為が終了した日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第十四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

27 第百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第十六号に掲げることのできる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

28 第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該買付け等又は売付け等に係る第一項第十六号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

29 第百七十五条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為又は特定伝達等行為に係る第一項第十七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続開始決定書)

第三百七十九条 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

審判手続開始の決定に係る決定書(次項及び第一百八十三条において「審判手続開始決定書」という。)には、最初の審判手続の期日及び場

- 所、課徵金に係る前条第一項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徵金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

審判手続は、課徵金の納付を命じようとする者（以下この節において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の副本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、最初の審判手続の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。
(審判手続)

第一百八十条 審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第十九項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項のただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

(映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続)

第一百八十二条 審判官は、相当と認めるときは、被審人の意見を聴いて、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審判手続を行うことができる。

2 前項の場合には、当該被審人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。
(被審人の代理人等)

第一百八十三条 被審人は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（以下この条において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判手続に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

4 指定職員は、第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用並びに納付すべき課徵金の申

額及びその計算の基礎について変更（内閣府令で定める範囲のものに限る。）の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

- (審判手続の期日の公開)
第一百八十二条 審判手続の期日は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(答弁書)
第一百八十三条 被審人は、審判手続開始決定書の贈本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された最初の審判手続の期日(当該期日が変更された場合には、変更後の期日)前に、課徴金に係る第百七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判手続の期日を開くことを要しない。

(意見の陳述)
第一百八十四条 被審人は、審判手続の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

(参考人に対する審問)
第一百八十五条 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)(第二百九十条、第二百九十二条、第二百九十六条、第二百九十七条及び第二百一一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。
(被審人に対する審問)
第一百八十五条の二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

(証拠書類等の提出)
第一百八十五条の三 被審人は、審判手続において、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。
(了義名余者に対する監査命令)

る場合を含む。)若しくは第一項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

- る場合を含む。)若しくは第二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、同一の募集又は売出しについて第一項に該当する事実及び第二項に該当する事実のそれぞれについて前項の規定により算出した額を(百七十二条第一項又は第二項の規定による額に限る。)をしなければならないときは、(百七十二条第一項又は第二項の規定による額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項及び第二項のいずれにも該当する募集又は売出しについて既に第一項(第一百七十八条第一項第一号に限る。)に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)、前項又は第五项(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。)の提出について既に第一項に該当する事実及び第二項に該当する事実のそれぞれについて第一項の規定により決定をしているときは、当該募集又は売出しについて前二項の規定により新たな決定をすることができない。

4 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類(有価証券報告書又は半期報告書をいう。次項において同じ。)の提出について既に第一項(三百七十二条の三第一項に該当する事実及び同条第二項に該当する事実のそれぞれについて第一項の決定(第一百七十八条第一項第三号に係るものに限る。)をしなければならないときは、三百七十二条の三第一項又は第二項の規定による額に代えて、同条第一項の規定により算出した額を個別決定ごとの算出額(それぞれの決定に係る事実について同条第一項又は第二項の規定により算出した額をいう。)に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項(三百七十八条第一項第三号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は第二項の規定により算出した額を(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。)の規定によりなされた決定(以下この項において既

（「既定」という。）に係る継続開示書類と同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類について、決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第一百七十二条の三第一項又は第二項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は第三項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

第一百七十二条の三第一項の規定により算出した額

一 当該既決定に係る第一百七十二条の三第一項若しくは第二項又は本条第十五項の規定による課徴金の額

内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度における二以上の継続開示書類等（有価証券報告書等又は半期・臨時報告書等をいい、これらの書類に係る虚偽の記載を訂正し、又は記載すべき重要な事項の不備を補正する第二十四条の二第二項及び第二十四条の五第五項（これらの規定において同じ。次項において同じ。）について第一項の決議（第一百七十八条第一項第四号に係るものに限らずする場合を含む。）の規定により算出した額以下この項、次項及び第十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）において個別決定ごとの算出額）といふ。）を合計した額が次の各号に掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、第一百七十二条の四第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による額に代えて、当該高い額を内閣府に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

それぞれの有価証券報告書等についての当該決定に係る事実について第一百七十二条の四第一項の規定により算出した額のうち最も高

一一 それぞれの半期・臨時報告書等についての当該決定に係る事実について第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に二を乗じて得た額のうち最も高い額

内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第四号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第十一項、前項、この項、第十四項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）、第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は第十六項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）の規定によりなされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十二条の四第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めると、これによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができる。それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額（その額が次のイ又はロに掲げる額のいずれか高い額を超えるときは、当該高い額）

イ それぞれの有価証券報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の四第一項の規定により算出した額のうち最も高い額

ロ それぞれの半期・臨時報告書等についての当該既決定又は当該新決定に係る事実について第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に一を乗じて得た額のうち最も高い額

二 当該既決定に係る百七十二条の四第一項
若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は前項、この項若しくは
第十四項から第十六項までの規定による課徴金の額を合計した額

8 内閣総理大臣は、同一の公開買付けに係る二
以上の公開買付書類等（公開買付開始公告等又
は公開買付届出書等をいう。次項において同じ。）について第一項の決定（第一百七十八条第一項第六号に係るものに限る。）をしなければ
ならないときは、第百七十二条の六第一項（同
条第二項において準用する場合を含む。）の規
定による額に代えて、同条第一項の規定により
算出した額をそれぞれの決定に係る事実につい
て同項（同条第二項において準用する場合を含
む。）の規定により算出した額に応じて按分し
て得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付す
ることを命ずる旨の決定をしなければならな
い。

9 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に
第一項（第一百七十八条第一項第六号に掲げる事
実があると認める場合に限る。以下この項に
おいて同じ。）、前項又は第十五項（同号に掲げ
る事実があると認める場合に限る。）の規定に
より決定をしているときは、当該公開買付書類等
と同一の公開買付けに係る公開買付書類等に
ついて第一項又は前項の規定により新たな決定
をすることができない。

10 内閣総理大臣は、同一の記載対象事業年度に
係る二以上の発行者等情報（発行者等情報に係
る虚偽の情報を訂正し、又は提供し、若しくは公
表すべき重要な事項に関する情報の不備を補
正する訂正発行者情報を除く。次項において同じ。）について第一項の決定（第一百七十八条第一項
第一項第十一号に係るものに限る。）をしなければ
ならないときは、第百七十二条の十一第一項の規
定による額に代えて、それぞれの決定に係
る事実について同項の規定により算出した額
(以下この項、次項及び第十六項（同号に掲げ
る事実があると認める場合に限る。）において
「個別決定ごとの算出額」という。)のうち最も
高い額を内閣府令で定めるところにより当該個
別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に
相当する額の課徴金を国庫に納付することを命
ずる旨の決定をしなければならない。

限る。以下この項において同じ。) 又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項、第十四項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。) 第十五項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。) 又は第十六項(同号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。) の規定によりなされた「以上の決定(以下この項において「既決定」という。)」による発行者等情報と同一の記載対象事業年度に係る発行者等情報について「以上の決定(以下この項において「新決定」という。)」をしなければならないときは、当該新決定について、第七十二条の十一第一項又は前項の規定による額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 それぞれの既決定及び新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額を合計した額

二 当該既決定に係る第一百七十二条の十一第一項又は前項、この項若しくは第十四項から第十六項までの規定による課徴金の額を合計した額

内閣総理大臣は、同一の募集等業務に関する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。) について第一項の決定(第一百七十八条第三項第十三項及び第十四項に規定する特定伝達等行為を含む。以下この項及び次項において同じ。) について第一項の決定(第一百七十九条第一項第十七号に係るものに限る。) をしなければならないときは、第一百七十五条の二第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。) の規定による額に代えて、それぞれの違反行為について、同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に、同条第一項第二号ロ又は第二項第二号ロに掲げる額を当該決定の件数で除して

13 内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項）得た額を加えた額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

項第十七号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第一百七十五条の二第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、それぞれの違反行為に係る同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項の決定の後同一事件について、当該決定を受けた者に対し、罰金の確定裁判があつたときは、当該決定に係る課徴金の額を、これらの規定による額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額に相当する額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一 当該決定に係る課徴金の額を合計した額

二 当該罰金の額

内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第十四項若しくは第十五項の決定の後同一事件について、当該決定を受けた者に対し、第一百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、前条第一項の決定又は同条第十四項若しくは第十五項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

三 第一百七十三条第一項、第一百七十四条第一項、第一百七十四条の二第一項、第一百七十五条第一項の規定による額

二 当該裁判において没収を命じられた第一百九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額

第六項ただし書又は前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定を取り消さなければならない。

8

項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定又は同条第六項又は第七項の規定による変更の処分は、当該処分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第六項又は第七項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。

内閣総理大臣は、前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項までの規定により前条第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第六項の規定により計算した課徴金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（送達書類）

第一百八十五条の九 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。（民事訴訟法の準用）

第一百八十五条の十 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百条第一項、第一百一条及び第一百二条の二から第一百八条までの規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあるのは、「金融庁の職員」と、同法第四百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは、「被審人又はその代理人」と、「受訴裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは、「金融商品取引法第八十条第一項ただし書」の場合は、「金融庁の職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは、「事件記録」と、同法第一百八条中「裁判長」とあるのは、「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは、「金融商品取引法第八十条第一項ただし書」の場合は、「金融庁の職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは、「事件記録」と、同法第一百八条中「裁判長」とあるのは、「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第一百八十五条の十一 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第七条の規定によることができる。

（内閣府令への委任）

第一百八十五条の十二 破産法、民事再生法、会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第一百八十五条の十四第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

（課徴金等の請求権）

第一百八十五条の十三 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第一百八十五条の七第十九項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

（納付の督促）

第一百八十五条の十四 内閣総理大臣は、課徴金を督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

（参考人等の旅費等の請求）

第一百八十五条の十五 第一百七十七条第一項第一号の四第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（課徴金納付命令の執行）

第一百八十五条の十五 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第一百八十五条の八第六項又は第七項までの決定（第一百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。以下「この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。）

公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

（外國においてすべき送達についてした公示送达にあつては、前項の期間は、六週間とする。）

（処分通知等の電子情報処理組織の使用）

第一百八十五条の十六 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第八百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第一百八十一条の十において準用する民事訴訟法第八十条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

（事件記録の閲覧等）

第一百八十五条の十七 この節に定めるもののはか、審判手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（内閣府令への委任）

第一百八十五条の十八 第一百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定の取消しの訴えは、決定が

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（課徴金納付命令の執行）

第一百八十五条の十九 第一百七十七条第一項第一号の四第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（参考人等の旅費等の請求）

第一百八十五条の二十 内閣総理大臣は、前項の規定による督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

（内閣府令への委任）

第一百八十五条の二十一 第一百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定の取消しの訴えは、決定が

2 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣

は、前項の規定による調査について、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務)

第一百八十九条

金融商品取引業者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、投資運用関係業務受託業者、認可金融商品取引業協会、投資者保護基

社、特例業務届出者、金融商品取引業者、信託業者、第八金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、証券金融会社、第八五十六条の三十八第一項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基

金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八

十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、証券金融会社、第八五十六条の三十八第一項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基

金、金融商品取引所若しくはその会員等、第八

十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者、金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、外国金融商品取引清算機関若しくはその清算参加者、証券金融会社、第八五六十一条の二第一項に規定する各規定による検査の権限は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

たつて、内閣総理大臣は、外務大臣に協議するものとする。

（検査職員の証票携帯）

4 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（参考人又は鑑定人の費用請求権）

第六百八十九条 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国金融商品取引規制当局」という。）から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に關し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相當と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適當であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該

二 当該外国金融商品取引規制当局の要請に基づき当該処分をすること我が国の資本市場

四において準用する場合を含む。）、第六百五十五条の九、第六百五十六条の五の四、第六百五十六条の五の八、第六百五十六条の十五、第六百五十六条の二十の十二、第六百五十六条の三十四、第六百五十六条の五十八、第六百五十六条の八十、第六百五十六条の八十九、第六百七十七条第一項第三号、第六百五十五条の五又は第六百八十七条第一項第三号、第六百五十五条の四の二第一項に規定する審判官又は職員は、（法令違反行為を行つた者の氏名等の公表）資者保護のため必要かつ適當であると認めると認められるとき。

三 当該外国金融商品取引規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告

益を害するおそれがあると認められるとき。

四 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件続法（平成二十三年法律第五十一号）の定めによるところによる。

（公認会計士法の用語、様式及び作成方法）

第五百九十二条の二 内閣総理大臣は、公益又は投

資者保護のため必要かつ適當であると認めると認められるところにより、この法

（以下この条において「法令違反行為」という。）を行つた者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引

行為又はこの法律に基づく命令に違反する行為

（以下この条において「法令違反行為」という。）が、この法律の規定により、公認会計士法第三十四条の二に規定する用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

（裁判所の禁止又は停止命令）

（参考人又は鑑定人の費用請求権）

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

（貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に

二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、内閣府令又は内閣府令・財務省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

（裁判所の禁止又は停止命令）

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

（貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に

二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、内閣府令又は内閣府令・財務省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

（公認会計士法第三十四条の二に規定する用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

（公認会計士法の用語、様式及び作成方法）

（貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に

二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、内閣府令又は内閣府令・財務省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

（公認会計士法第三十四条の二に規定する用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

（公認会計士法の用語、様式及び作成方法）

（貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に

二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、内閣府令又は内閣府令・財務省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

（公認会計士法の用語、様式及び作成方法）

（貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に

二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、内閣府令又は内閣府令・財務省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

り監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三、監査証明を受けなくとも公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

2 第二十四条の四の規定に基づき提出する内部統制報告書には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（上場会社等が公認会計士法第三十四条の三十九の二に規定する上場会社等である場合にあつては、同条の登録を受けた公認会計士又は監査法人に限る。）の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一、前項第一号の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二、前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

四、上場会社等（資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る。）が、第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者に初めて該当することとなつた日その他の政令で定める日以後三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合

五、第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外國監査法人等について、公認会計士法第三十四条の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかつた旨又は同法第三十四条の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同条第二項の規定による公表がされた場合（同法第三十四条の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたときを除く。）には、適用しない。

4 第一項及び第二項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が財務計算に関する書類

を提出する者及び内部統制報告書を提出する者の間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の十一の二第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に関する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

5 第一項及び第二項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならぬ。

6 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第一項及び第二項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

7 公認会計士又は監査法人が第一項に規定する財務計算に関する書類及び第二項に規定する内部統制報告書について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るもの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定によるお問い合わせのための手続にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

8 内閣総理大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

第一百九十三条の三 公認会計士又は監査法人が、（法令違反等事実発見への対応）

前条第一項の監査証明を行ふに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において

「法令違反等事実」という。）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用して、当該特定発行者に通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申し出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行つた公認会計士又は監査法人は、当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申し出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

3 前項の規定による申出を行つた公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行つた旨及びその内容を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

4 第六十一条第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

5 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の二十第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

6 第六十一条第六第三項の規定による第二十九条の登録の取消し

7 第六十一条第八第一項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

8 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の六又は第七十四条第一項の規定による第六十条の八第一項の免許の取消し

9 第六十一条第八第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

10 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の八第一項の免許の取消し

11 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の八第一項の免許の取消し

12 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の八第一項の免許の取消し

13 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の八第一項の免許の取消し

14 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の八第一項の免許の取消し

15 第六十一条第八第一項の規定による第六十条の八第一項の免許の取消し

これらの取引に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（財務大臣への協議）

一の二 第五十七条の十八第二項の規定による

届出

二 第六十条の七（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

三 第六十七条の十六の規定による届出（認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の売買の全部の停止又はその停止の解除に係るものに限る。）

四 第七十七条の六第三項の規定による届出（農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等）

五 第百六条の八第二項、第一百六条の二十二第二項又は第一百七条第二項の規定による届出

六 第百二十条の規定による届出

七 第百二十八条の規定による届出（取引所金融商品市場ごとの有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の全部の停止の解除に係るものに限る。）

八 第百三十四条第二項又は第一百三十五条第二項の規定による届出

九 第百五十五条の八第二項の規定による届出

十 第百五十六条の五の十第一項又は第二項の規定による届出

十一 第百五十六条の二十の二十一第三項の規定による届出

十二 内閣総理大臣は、認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所につき、第七十七条の六第四項又は第一百五十四条の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

（財務大臣への資料提出等）

三百九十四条の五 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に係り、金融商品取引に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会（第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。第一百九十四条の七第二項第五号において同じ。）、金融商品取引所、第八十五

条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

（農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等）

二 第百九十四条の六 この法律の規定により、第二条第二項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資その他価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品の取得（生産を含む）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものとして政令で定めるものに該当するものに係る次に掲げる行為を行ふ業務に係り、内閣総理大臣が内閣府令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは内閣総理大臣が命令その他の处分（政令で定めるものに限る。）を行ふ場合又は内閣総理大臣に対し届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があつた場合における農林水産大臣又は経済産業大臣との協議、これらに対する通知その他の手続については、政令で定める。

一 売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理募集又は私募

二 売出し

三 売出し

四 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

五百九十四条の六の二 内閣総理大臣は、次に掲げる处分をするときは、あらかじめ、商品市場所管大臣（商品先物取引法第三百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならぬ。ただし、第二号ハから本まで、第四号ロ又は第五号ロに掲げるものについては、公益又は投資者保護のために急を要するときは、あらかじめ、必要な措置の概要を、商品市場所管大臣に通知すれば足りる。

（商品市場所管大臣への協議等）

五百九十四条の六の二の規定による免許（商品市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二 第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為（投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

（投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

三 第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為（商品市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

（商品市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四 第五百五十六条の二の規定による免許（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

五 第五百五十六条の十二の規定による業務方

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

六 第五百五十六条の七第二項第四号に掲げる事項のうち商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係るものに限る。）

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

七 第五百五十六条の七第二項第五号に掲げる事項のうち商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

八 第五百五十六条の十九第一項の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

九 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十一 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十二 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十三 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十四 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十五 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十六 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十七 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十八 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十九 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十一 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十二 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十三 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十四 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十五 第五百五十六条の二十六の規定による命令

（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二項の規定に基づく届出を受理した場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

三 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

四 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

五 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

六 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

七 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

八 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

九 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十一 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十二 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十三 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十四 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十五 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十六 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十七 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十八 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

十九 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十一 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十二 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十三 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十四 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十五 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十六 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十七 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十八 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

二十九 第六十三条第一項第二号に掲げる行為（投

資事業有限責任組合権利に係るものに限る。）

し、定款その他の規則に定める必要な措置（取引証拠金に関する事項その他の政令で定める事項に係るものに限る。）を命ずるものに限る。）

二 第百五十二条第一項第二号の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引に係る命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に関する事項についての業務規程の変更命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に関する事項に係るものに限る。）を命ずるものに限る。）

三 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

五 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

六 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

七 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

八 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

九 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十一 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十二 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十三 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十四 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十五 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十六 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十七 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十八 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

十九 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十一 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十二 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十三 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十四 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十五 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十六 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十七 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十八 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

二十九 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十一 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十二 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十三 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十四 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十五 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十六 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十七 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十八 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

三十九 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十一 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十二 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十三 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十四 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十五 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十六 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十七 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十八 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引証拠金に対するものに限る。）

四十九 第百五十三条の規定による命令（商品関連市場デリバティブ取引による取引

四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参考書類を含む。）、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該正届出書に係る参考書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参考書類を含む。）及びその添付書類（第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参考書類を含む。）、第二十四条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）及びその添付書類又は第二十四条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したとき。

場合を含む。)の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をしたとき。

三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したとき。

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第一項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つたとき。

四の二 第二十七条の三十一第二項の規定による特定証券情報（同条第三項の規定の適用を受ける特定証券情報の場合には、当該特定証券情報に係る参考情報を含む。）、同条第四項の規定による訂正特定証券情報（当該訂正特定証券情報に係る参考情報を含む。）、第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報又は同条第三項の規定による訂正発行者情報であつて、重要な事項につき虚偽のあるものの提供又は公表をしたとき。

五 第百五十七条、第一百五十八条又は第一百五十九条の規定に違反したとき（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）。

六 第百八十五条の二十二第一項、第一百八十五条の二十三第一項又は第一百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

一 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、三千万円以下の罰金に処する。

二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑及び

当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバ

当該変動させ、又は書き付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行つたとき（当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）。

二 財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号等資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号等資産等に係る暗号等資産の売買その他の取引又は暗号等資産関連デリバティブ取引等を行つたとき。

第一百九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し、同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は同条第三項の規定による届出を必要とする特定投資家等取得有価証券一般勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは特定投資家等取得有価証券一般勧誘又はこれらとの取扱いをしたとき。

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条第七項、第二十四条の四第五項、第二十四条の四五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し、又は送付したとき。

三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）

三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わないとき。

五 第二十四条第一項若しくは第三項（これら二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わないとき。

六 第二十四条第一項若しくは第三項（これら二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十第四項の規定による公告を行わないとき。

八 類を除く。の写しの公衆概覧に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆の縦覧に供したとき。

九 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第四項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付したとき。

十 第二十七条の六第一項の規定に違反して公開買付けの買付条件等の変更を行う旨の公告を行つたとき、又は第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨の公告を行つたとき。

十一 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行つたとき。

十二 特定勧誘等について、当該特定勧誘等に係る特定証券情報が提供され、又は公示されないので、当該特定勧誘等又はその取扱いをしたとき。

十三 第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定による発行者情報の提供若しくは公表をしないとき、又は同条第四項の規定（発行者情報に係る部分に限る。）に違反したとき。

十四 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つたとき。

十五 不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

十六 第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせたとき。

十七 第四十条の四又は第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。

十八 第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十三条第三項若しくは第四項の規定により同条第二項の届出

十一 第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務の廃止の処分に違反したとき。

十二 第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出したとき。

十三 第百五十七条、第一百五十八条若しくは第一百五十九条の規定に違反したときは（当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合に限る。）、又は第一百六十六条第一項若しくは第三項若しくは第一百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

十四 第百六十七条の二第一項の規定に違反したときは（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第一百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

十五 第百六十七条の二第二項の規定に違反したときは（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第一百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）。

十六 第百一条の九の規定により発行する株式を引き受ける者の募集（私募を含む。以下この号において同じ。）をするに当たり、重要な事項について虚偽の記載のある目論見書、當下の拘禁刑若しくは五百萬円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

該募集の広告その他の当該募集に関する文書を行使した会員金融商品取引所の役員（仮理人）事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

二 第百一条の九の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預合いを行つた会員金融商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用者又は当該預合いに応じた者

第三百九十七条の三 第二十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に関して行われたものである場合に限る。）においては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第六十六条、第六十六条の二十七、第六十六条の五十若しくは第六十六条の七十一の登録、第三十一条第四項若しくは第六十六条の七十五第四項の変更登録又は第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可を受けたとき。

二 第三十六条の三、第六十六条の九、第六十六条の三十四又は第六十六条の七十九の規定に違反して他人に登録金融機関業務、金融商品仲介業、信用格付業又は投資運用関係業務受託業を行わせたとき。

二の二 第三十八条第一号の規定に違反したとき（当該違反が投資運用業に関するものである場合に限る。）。

二の三 第三十八条第七号又は第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。

二の四 第四十二条の七第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三 第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九条第二

項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項に規定する業務を行つたとき。

三の二 第五十九条の六又は第六十条の十三（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項に規定する業務を行わせたとき。

三の三 第六十六条の五十の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで高速取引行為を行つたとき。

三の四 第六十六条の五十六の規定に違反して他人に高速取引行為を行わせたとき。

四 第八十一条第一項又は第百五十五条第一項の規定に違反して金融商品市場を開設したとき、又は外国金融商品市場における取引を行わせたとき。

五 第二百二条の十四の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで第八十四条第二項に規定する自主規制業務を行つたとき。

六 第百五十六条の二の規定に違反して金融商品債務引受け業を行つたとき。

七 第百五十六条の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を行つたとき。

八 第百九十二条第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

九 第百一条の九の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の交付又は同条第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の総会に対しても虚偽の申述を行い、又は事實を隠蔽した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び監査事を含む。）若しくは検査役又は株式会社金融商品取引所の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項又は第一百九十七条の二第一項

その価額を犯人から追徴する。

三
三条の五の規定による命令（第五十七条の二第一項の規定による命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。
三
第七十四条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置（役員の解任の命令を除く。）、第七十九条の六の規定による停止（業務の停止の処分を除く。）は措置、第二百五十二条第一項（第二百五十三条の四において準用する場合を含む。）

条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十

は詔銘の作成者しくは保存をせず、又は虚偽の書類若しくは記録を作成したとき。

準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第一項

二、第六十六条の五十九、第六十六条の八十
八、第六十六条の五十九、第六十六条の八十
二、第一百五十五条の五、第一百五十六条の三十

書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出し

六十条の十四第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)において

三第二項又は第五十七条の十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと

七条の四、第五十七条の十六、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用す

含む。)、第六十三条の九第五項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)

刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条（第十二条、第二十三条の十二、第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五六第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれららの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）を第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出をせず、又は送付しないとき。

二 第七条第一項前段、第九条第一項又は第十一条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しないとき。

三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第七条において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第五項（第二十七条の八第十項、第二十七一条の五（第二十七条の八第十項、第二十七一条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第三項若しくは第五项（これらの規定を第二十七条の二十二の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しないとき。

四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しないとき。

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項、第二十四条の四の五第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を

七 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第一項及び第二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）

八 第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十六項又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表を行わないとき。

九 第二十七条の八第二項から第四項まで（これららの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しないとき。

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四に規定する場合を除く。）の写しを公衆の縦覧に掲げる書類を除く。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類を除く。）

において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の七第三項（同条第六項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書

たとき
十三 第三十二条の二第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第三十九条第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第三十九条第七項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十五の二 第四十条の六の規定に違反したとき。

十六 第百三条の二第一項若しくは第四項又は第一百六条の十四第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

十七 第百六条の三第一項若しくは第四項、第一百六条の七第二項、第一百六条の十七第一項若しくは第三項、第一百六条の二十一第二項、第

一第四項の規定による訂正特定証券情報の提供若しくは公表をしないとき、又は該訂正特定証券情報につき同条第五項の規定（訂正特定証券情報に係る部分に限る。）に違反したとき。

九 第二十七条の九第三項又は第四項（これら
の規定を第二十七条の二十二の二第二項にお
いて準用する場合を含む。）の規定に違反し
て公開買付説明書又は訂正した公開買付説明
書を交付しなかつたとき。

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表
明報告書又は同条第十一項の規定による対質
問回答報告書を提出しないとき。

十一 第二十七条の十第九項（同条第十項にお
いて準用する場合を含む。）若しくは同条第
十三項（同条第十四項において準用する場合
を含む。）又は第一十七条の二十七（第二十
七条の二十九第二項において準用する場合を
含む。）の規定による書類の写しの送付に当
たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、
写しの基となつた書類と異なる内容の記載を
した書類をその写しとして送付したとき。

十二 第二十七条の二十九第一項において準用
する第九条第一項又は第十条第一項の規定に
よる訂正報告書を提出しないとき。

二　れを併科する。
一　第三十条第一項の規定による認可を受けないで同項に規定する業務を行つたとき（同項ただし書の規定により行う場合を除く。）。

二　第三十条の二第一項（第八十七条の二第三項、第八十七条の三第五項、第一百六条の三第三項、第一百六条の十第五項、第一百六条の十七第五項、第一百六条の二十四第二項、第一百五十五条第二項、第一百五十六条の五の五第六項及び第一百五十六条の二十の十六第四項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項、第六十条第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項又は第一百五十六条の六第四項（第一百五十六条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三　第三十一条第六項の規定に違反したとき。

四　第三十一条の二第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二、第四十一条の三から第

三月以上十年以下の拘禁刑に処する。
前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。
二百一十条 次の各号のいづれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑告へんとする。又は、期日以下の罰金を科へ、又は、

百五十六条の五の五第一項若しくは第四項又は第五十六条の五の九第二項の規定に違反したとき。

十八 第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項又は第一百五十六条の五の九第一項の規定による命令に違反したとき。

十九 第一百六十七条の三の規定に違反したとき。

二十 第一百六十八条の規定に違反したとき。

二十一 第一百七十条又は第一百七十一条の規定に違反して、表示をしたとき。

二百條の二 前条第十四号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

二百條の三 第百八十五条第二項又は第一百八十一条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、

第六十七条の十四又は第一百一十五条の規定において準用する場合を含む)、第一百五十三条の三又は第一百五十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

による命令に違反したとき。

第二項 第四二条第一項の規定による命令に違反したときは、

六 第百二十六条第二項の規定に違反して上場したとき。

よる届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

八 第百五十六条の十二、第一百五十六条の二十の十又は第一百五十六条の二十の二十一第一項の規定に違反すること。

九 第百五十六条の二十の十一又は第百五十六条の二十の二十一第二項若しくは第三項の規

定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十
第一百五十六条の二十七第二項又は第一百五十九条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと

十一 第百五十六条の七十二第二項、第百五十九条の二第一項又は第百五十六条の七十二第一項。

六条の七十七第一項又は第一百五十六条の七八八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第百五十六条の七十四第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣總理大臣の認可を経ず、又は内閣總理大臣の認可を経て定めたときは

大臣の認可を受けず 又は内閣總理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

反して業務規程を定めず、若しくは内閣總理大臣の認可を受けず、又は同条第三項の規定に基いて内閣總理大臣の認可を受けておらず、

は違反して内閣總理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

第一回 いよいよ出立（ナニヤア、國がござる者又は

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に対しても各本条の罰金刑を科する。

一 第百九十七条 七億円以下の罰金刑

二 第百九十七条の二第一項又は第一百九十七条の三 五億円以下の罰金刑

三 第百九十八条第一項（第五号を除く。）又は第一百九十八条の三から第百九十八条の五まで 三億円以下の罰金刑

四 第百九十八条の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）又は第一百九十九条 二億円以下の罰金刑

五 第二百条（第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）又は第二百一条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑

六 第百九十八条第一項第五号、第一百九十八条の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百条第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一条（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）第二百五条から第二百五条の二の二まで、第二百五条の二の三第一項又は前条第一項 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第一百九十七条、第一百九十七条の二第一項又は第一百九十七条の三の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百七条の二 第百九十七条の二第二項第二号、第一百九十八条第二項又は第二百三条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百七十三条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十三条又は第五百五十三条（五百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二 第百一条の八に規定する資本準備金の額を計上しなかつたとき。

三 第百一条の十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

四 第百一条の二十第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五 第百二条の三十一第一項又は第五百五条の十六第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。

六 第五百条の五第一項の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

七 第五百条の十八の規定による名簿を社外取締役から選定しなかつたとき。

第二百七十三条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十条の二第十項及び第六十六条の四第十三条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十条の二第十条及び第六十六条の四第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第五十条の二第十九項及び第六十六条の四十第六項において準用する会社法第九百五十二条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

四 正当な理由がないのに、第一百二条の三十一第二項又は第五百五条の十六第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

第五百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは投資運用関係業務受託業者の代表者若

しくは役員、個人である金融商品取引業者、金融商品取引業者の個人である特定主要株主、個

人である特例業務届出者、個人である海外投資家等特例業務届出者、個人である金融商品仲介業者、個人である高速取引行為者若しくは個人である投資運用関係業務受託業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者、外国法人である海外投資家等特例業務届出者、外国法人である高速取引行為者若しくは外国法人である投資運用関係業務受託業者の国内における代表者、信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人を含む。）、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人的役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮執行役を含む。）若しくは清算算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する清算機関の代表者若しくは役員、外國金融商品取引清算機関の国内における代表者若しくは清算機関の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、取引情報蓄積機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）、第四十四条の四（第五十九条の六において準用する場合を含む。）、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第一百十九条第一項若しくは第四項又は第一百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

(同条第三項)する第十四条の四の二第一項(同条第三項)において準用する場合を含む。)及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による確認書又は第二十四条の五の第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第二十四条の四の三第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつた者第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類(第二十五条第一項第四号及び第七号に掲げる書類に限る。)の写しを公衆の縦覧に供しない者

六 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者

七 第六十条の四第二項(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十五条第二項、第六十六条の四十六第二項又は第六十六条の九十第二項の規定による命令に違反した者

八 第六十二条第一項若しくは第三項又は第十九条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第六十一条第二項又は第一百八十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十 第七十九条の十五、第一百五十六条の五十四又は第一百五十六条の七十六の規定に違反した者

(混和した財産の没収等)

第一百九条の二 第百九十八条の二第一項又は第二百条の二の規定により没収すべき財産(以下において「不法財産」という。)が不法財産(当該混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(次項及び次条第一項において「混和財産」という。)のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

2 情を知つた第三者が混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）を取得した場合も、前項と同様とする。
（没収の要件等）

2 情を知つた第三者が混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）を取得した場合も、前項と同様とする。

（没収の要件等）

第二百九条の三 第百九十八条の二第一項の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができる。

2 地上権 抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第二百九十八条の二第一項又は第二百九十九条の二の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

第八章の二 没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第二百九条の四 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二百九条の七において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許され得ないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第百九十八条の二第一項又は第二百条の二の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、前条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、前条第二項の規定により当該権利を存続させるとへの参加を許されていないときも、前項と同様とする。

4 前条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定した場合に係る不法財産が混和したものに限る。（二百九十九条の二の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。）

たときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰するとのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することが

たときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十九号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第二百九十三条の五 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

（没収の裁判に基づく登記等）

第二百九十六条 権利の移転について登記又は登録（以下この条において「登記等」という。）を要する財産を第百九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第百九十七条の二第一項第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた处分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に關する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第四章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

（刑事補償の特例）

し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第六条第六項の規定を準用する。

し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第九章 犯則事件の調査等

(質問、検査又は領置等)

第二百十条 証券取引等監視委員会（以下この章において「委員会」という。）の職員（以下この章において「委員会職員」という。）は、犯則事件（第八章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項及び次条第一項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対しても質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去った物件を領置することができる。

委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、捜索又は差押さえ等)

第二百十一条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官がらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押さえ又は記録命令付差押さえ（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この章において同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所についても、差し押さるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するためを使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一二四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という）。については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という）。又はこの法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法に

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることが可能となる处分に係るものは、同法以

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされるとの裁決等については、行政不服審査法によ

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をす

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、新法第四十二条、第五十条、第五十四条、第五十五条から第五十七条の二まで及び第六十

2 証券業者並びにその役員及び使用人については、新法第四十二条、第五十条、第五十四条、第五十五条から第五十七条の二まで及び第六十

3 証券業者並びにその役員及び使用人とみなして、適用する。

4 証券業者が昭和四十三年三月三十一日以前に

5 おいて廃業、登録の取消しその他理由により

6 証券業の全部又は一部を営まないこととなつた場合において、同日までに、当該営まないこととなつた証券業に係る有価証券の売買その他の取引を結していないときは、旧法第六十四条

7 第一項その他の規定は、同日後もなおその効力を有する。

8 旧法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録（支店その他の営業所若しくは代理店の登録を除く。）を取り消され若しくは解任を命ぜられ、又は旧法の規定により罰金以上の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法第

9 三十五条第一項若しくは第二項の規定により証券会社の受けているすべての種類の免許を取り消され若しくは解任を命ぜられ又は新法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

10 この法律は、公布の日から起算して四月をこなす。この範囲内では、なお従前の例による。

11 施行日前に終了した事業年度に係る旧法第十八条第一項の規定による報告書（その訂正報告書を含む。以下「上場有価証券報告書」とい

う。）前に募集又は売出しを開始した改正前の規

12 証券取引法（以下「旧法」という。）第三条第二項に規定する有価証券については、なお従前

13 改正後の証券取引法（以下「新法」という。）の例による。

14 第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十三条までの規定は、附

15 第五項に定めるものを除き、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（同日前にし

16 た旧法第四条第一項の規定による届出に係るものを除く。）及び当該募集又は売出しに係る有

17 価証券の取引について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し及び同日前にし

18 た旧法第四条第一項の規定による届出に係る有価証券の募集又は売出しで同日以後に開始するもの並びにこれらの募集又は売出しに係る有価証券を有する。

19 新法第四条第二項の規定は、施行日から四十日を経過する日までの間ににおける一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行なわれる有価証券の募集又は売出しについては、

20 旧法第四条第一項の規定による届出に係る有価証券の募集又は売出し及び同日前にした行為並びにこの附則の規定に

21 よりなお従前の例によることとされる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券の取引、旧有価証券報告書及び前項の公衆縦覧に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、な

22 お従前の例による。

23 施行日前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券の取引、旧有価証券報告書、上場有価

24 証券報告書及び前項の公衆縦覧に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、な

25 お従前の例による。

26 附 則（昭和四六年三月三日法律第五号）抄

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

3 第二条 この法律の施行前にしたこの法律によ

4 る改正に係る國の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分

5 又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところに

6 より、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれら

7 の規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相

8 当の國の機関のした処分等とみなす。

9 第二十一条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る國の機関に対してした申請、届出そ

10 他の行為（以下この条において「申請等」とい

う。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定

11 の規定による半期報告書を提出することを要しない。

12 施行日前に終了した事業年度に係る旧法第十八

13 条第一項の規定による報告書（その訂正報

14 告書を含む。以下「上場有価証券報告書」とい

う。）に

15 お従前の例によることとされる有価証券の

16 発行者である会社とみなして、新法第四条第一項本文の規定の適用を受けた有価証券の

17 第二十二条の五第一項に規定する会社は、施行日の属する事業年度について、同項

18 第二十五項までの規定は公布の日から起算して

19 項までの規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条及び附則第二十二項から

20 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

21 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

22 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

23 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

24 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

25 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

26 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

27 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

28 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

29 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

30 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

31 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

32 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

33 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

34 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

35 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

36 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

37 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

38 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

39 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

40 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

41 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

42 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

43 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

44 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

45 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

46 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

47 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

48 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

49 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

50 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

51 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

52 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

53 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

54 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

55 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

56 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

57 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

58 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

59 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

60 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

61 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

62 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

63 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

64 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

65 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

66 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

67 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

68 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

69 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

70 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

71 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

72 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

73 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

74 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

75 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

76 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

77 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

78 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

79 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

80 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

81 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

82 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

83 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

84 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

85 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

86 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

87 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

88 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

89 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

90 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

91 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

92 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

93 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

94 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

95 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

96 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

97 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

98 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

99 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

100 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

101 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

102 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

103 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

104 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

105 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

106 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

107 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

108 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

109 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

110 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

111 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

112 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

113 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

114 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

115 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

116 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

117 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

118 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

119 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

120 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

121 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

122 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

123 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

124 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

125 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

126 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

127 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

128 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

129 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

130 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

131 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

132 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

133 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

134 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

135 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

136 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

137 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

138 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

139 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

140 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

141 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

142 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

143 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

144 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

145 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

146 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

147 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

148 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

149 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

150 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

151 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

152 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

153 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

154 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

155 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

156 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

157 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

158 第二十五条までの規定は公布の日から起算して

159 第二十五条までの規定は公布

(施行期日)

（施行期日）
第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二百二十号）の施行の日から施行する。
附 則 （平成一〇年六月一五日法律第一〇六号）抄
この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第二〇七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
第一号は昭和二年四月一日から施行する。

第一條中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に

係る部分に限る。）並びに同法第一百八十九条
第二項及び第四項の女王規定、第二十一条の

第二項及び第四項の改正規定 第二十二条中保険業法第二編第十章第

二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第一百三十六条、第一百四十三条、第一百四十七条、第一百四十九条、第一百五十八条、第一百六十四条、第一百八十七条（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第八十八条から第一百九十三条までの規定 平成十年七月一日

項第一号の改正規定 同法第二百八条第一号の改正規定（同法第一百六十二条第一項第一号に係る部分に限る。）及び同法第二百八条の次に一条を加える改正規定（同法第一百六十二条第一項第一号に係る部分に限る。）金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第一百八十八号）の施行の日

第四条 新証券取引法第四条第一項及び第五項、
第十三条第一項、第二十三条の八第一項及び第三項並び
三項、第二十三条の十三第一項及び第三項並び
に第二十三条の十四の規定は、平成十一年四月
一日以後に開始する有価証券の取得の申込みの
勧誘等について適用し、同日前に開始した有価
証券の取得の申込みの勧誘等については、なお
従前の例による。

第五条 新証券取引法第五条第一項の規定は、次
の各号に掲げる者が当該各号に定める日以後に
提出する同項の規定による届出書について適用
し、次の各号に掲げる者が当該各号に定める日
前に提出する届出書については、なお従前の例
による。

一 平成十一年四月一日において既に旧証券取
引法第二十四条第一項（同条第四項において
準用する場合を含む。次条において同じ。）
の規定による有価証券報告書を提出している
者 次条第一項の規定を適用することにより
新証券取引法第二十四条第一項（同条第五項
において準用する場合を含む。次条において
同じ。）の規定による有価証券報告書を提出
することとなる日又は次条第二項の規定によ
り新証券取引法第二十四条第一項の規定によ
る有価証券報告書を提出した日

二 前号に掲げる者以外の者 平成十二年七月
一日

2 前項の規定により旧証券取引法第五条第一項
の規定による届出書を提出しなければならない
者は、平成十一年四月一日以後、前項各号に定
める日前においても同条第一項の規定による届
出書に代えて、新証券取引法第五条第一項の規
定による届出書を提出することができる。

第六条 新証券取引法第二十四条第一項の規定
は、平成十一年四月一日以後に開始する事業年
度に係る同項の規定による有価証券報告書（そ
の添付書類及びこれら訂正報告書を含む。以
下この条において同じ。）について適用し、同
日前に開始した事業年度に係る旧証券取引法第
二十四条第一項の規定による有価証券報告書に
ついては、なお従前の例による。

一 前項の規定により旧証券取引法第二十四条第
一項の規定による有価証券報告書を提出しなけ
ればならない会社は、平成十一年四月一日以
後、同日前に開始した事業年度に係る同項の規
定による有価証券報告書に代えて、新証券取引

革法」という。)附則第十九条第一項又は第二項の規定により旧証券取引法第二十八条第二項第二号の免許に付した条件は施行日において第四条の規定による改正後の金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(次条において「新制度改訂法」という。)附則第十九条第一項又は第二項の規定により新証券取引法第二十八条の登録に付したものとみなす。

〔権限の委任〕

内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあっては、地方支分部局の長)に委任することができる。

〔罰則の適用に関する経過措置〕

この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

〔その他の経過措置の政令への委任〕

附則第二条から第一百四十六条まで、第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施措

況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔附則(平成一〇年一〇月一三日法律第一一八号)〕

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

〔附則(平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号)〕

この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の施行の日から施行する。(施行期日)

〔附則(平成一〇年一〇月一三日法律第一一八号)〕

この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の施行の日から施行する。

〔経過措置〕

この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合法、地方税法、証券投資法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、資本保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定

法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定

資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為に對して新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関にて、新担保附社債信託法等の規定により金融再生委員会その他の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券投資法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定

〔附則(平成一一年六月二三日法律第一一五号)抄〕

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規

〔附則(平成一一年八月一三日法律第一一五号)抄〕

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規

号、第十九号及び第二十号の規定の適用については、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百二十九条に規定する旧特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券は、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の規定により設立された特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券とみなす。

第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定においては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれが法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるもの改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則の適用に関する経過措置）

第六十五条 この法律（附則第一条ただし書の規定においては、当該規定）の施行前にした行為定にあつては、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

第六十六条 この法律（附則第一条ただし書の規定においては、当該規定）の施行前にした行為定にあつては、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年一月二七日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条及び附則第四条の規定
（罰則に関する経過措置）
二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（平成二年一月二九日法律第一二九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年六月八日法律第四一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則（平成一三年六月二七日法律第七五号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一三年六月二九日法律第八〇号）抄

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条及び附則第四条の規定
（罰則に関する経過措置）
二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（平成一三年一月九日法律第一二六号）抄

この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年一月二七日法律第一二七号）抄

（処分等の効力）
第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除つしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。（罰則に係る経過措置を含む。）

附 則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条のうち証券取引法第二百六十六条第二項第一号イ中「二」を「へ」に改める改正規定、同項第三号の改正規定及び同条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

附 則（平成一三年一月二九日法律第一三〇号）抄

この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布的日から施行する。

一 第八条及び附則第四条の改正規定（第一項第一号イ中「二」を削る改正規定、第二項第一号イ中「二」を削る改正規定及び第四項の改正規定）
二 第八条及び附則第四条の改正規定（第一項第一号イ中「二」を削る改正規定、第二項第一号イ中「二」を削る改正規定及び第四項の改正規定）
三 第八条及び附則第四条の改正規定（第一項第一号イ中「二」を削る改正規定、第二項第一号イ中「二」を削る改正規定及び第四項の改正規定）
四 第八条及び附則第四条の改正規定（第一項第一号イ中「二」を削る改正規定、第二項第一号イ中「二」を削る改正規定及び第四項の改正規定）

（施行期日）
附 則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄

この法律は、平成十四年五月二九日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布的日から施行する。

一 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

二 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

三 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

四 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

五 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

六 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

七 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

八 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

九 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

十 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

十一 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

十二 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

十三 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

十四 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

十五 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

（附則）
七号抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

（証券取引法の一一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に有価証券債務引受業（第八条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第二十一条第一項に規定する有価証券債務引受業をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を営んでゐる者（証券取引所（新証券取引法第二条第六項に規定する証券取引所をいう。次条に下この条及び次条第一項において同じ。）を除く。）は、施行日から六月間（当該期間内に新証券取引法第二百五十六条の二の免許の拒否の处分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新証券取引法第二百五十六条の十七第二項の規定により有価証券債務引受業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新証券取引法第二百五十六条の二の規定により読み替えて適用する新証券取引法第二百五十六条の十七第二項の規定により有価証券債務引受業を営むことができる。その者がその期間内に同条の免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について免許又は免許の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き有価証券債務引受業を営むことができる場合においては、その者を新証券取引法第二条第二十七項に規定する証券取引清算機関とみなして、新証券取引法第二百五十六条の人、第二百五十六条の十四第三項、第二百五十六条の十五、第二百五十六条の十六、第二百五十六条の十七第二項、第二百五十六条の二、第二百五十六条の八十八条及び第二百九十条の規定（これらは規定期に係る罰則を含む。）を適用する。

この場合において、新証券取引法第二百五十六条の十七第三項中「内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役若しくは監査役」とあるのは、「内閣総理大臣は」と、新証券取

いう。第三十六条第二項の改正規定、第四条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に

係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「投資顧問業法」という。）第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中小企業等協同合法第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定 この法律の公布の日

二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を改め、「登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分に限る。）並びに同法第三十三条の二第一項、第六十六条の十六、第一百三条の二第一項及び第一百六条の十五の改正規定、第四条中投資信託法第十条の四第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二十九条の二第一項の改正規定並びに第七条中金融先物取引法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の改正規定、公布の日から起算して一月を経過した日

四

項及び第四項の改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定並びに同法第二百九十四条の七の改正規定、第二条中外国証券業者法第四十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び外国証券業者法第四十三条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資信託法第二百二十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十一

の勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始したまなし有価証券（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号。以下この条において「平成十八年証券取引法改正法」という。）第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二項第三号に掲げる権利及び同項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に類する契約に基づくものに限る。）であつて、平成十八年証券取引法改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利に該当するものをいう。次項において同じ。）に係る

(新たにみなし有価証券とされたものに関する
経過措置)

五 第一条中証券取引法第二百五十六条の六第二項の改正規定、同法第二百五十六条の十一の次に一条を加える改正規定及び同法第二百五十六条の二十一第一項の改正規定(「(第二条第三項に規定する対象取引をいう。)」を削る部分に限る。)、第七条中金融先物取引法第二条第十四項及び第九十条の六第一項の改正規定並びに同法第九十条の十一の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条及び第十二条の規定、破産法(平成十六年法律第七十五号)の施行の日

ひに同条の次に一条を加える改正規定 第九条、第十条及び第二十条の規定、第二十一条の規定（同条中金融庁設置法目次の改正規定、同法第四条第二十二号の次に一号を加える改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第二十条及び第二十一条の規定 平成十七年七月一日

条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八条中資産の流動化に関する法律第二百一十九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並

第

第四条 新証券取引法第二十条の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し（旧証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）については、なお從前の例による。

条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し(第一条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)については、なお從前の例による。(不実の届出書等の届出者等に対する賠償請求権に関する経過措置)

第三条 新証券取引法第二条第十項、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十二条の二、第二十三条の十
二第二項から第六項まで、第二十七条の三十の九、第二百条第三号及び第二百五条第一号の規定は、これらの規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は発出し（新証券取引法第四

第

第五条 新証券取引法第二十二条の二及び第二十三条の三の規定は、これらの規定の施行の日以後に提出される新証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類について適用し、同日前に提出された旧証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。
(公開買付けに関する経過措置)

る有価証券の売出しをいう。)について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し(旧証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)については、なお従前の例による。

条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し(第一条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。)については、なお従前の例による。

(不実の届出書等の届出者等に対する賠償請求権に関する経過措置)

第四条 新証券取引法第二十条の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し(新証券取引法第四条第三項に規定す

第三条 新証券取引法第二条第十項、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十二条の二、第二十三条の十
二第二項から第六項まで、第二十七条の三十の九、第二百条第三号及び第二百五条第一号の規定は、これらの規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は発出し（新証券取引法第四

これらの勧誘については、新金融商品取引法第二章の規定は、適用しない。
前項のみなし有価証券で、平成十八年六月一日における所有者の数が五百以上であるものは、同日に新証券取引法第二十四条第一項第三号に該当したものとみなして、新証券取引法第二十一条の二、第二十一条の三、第二十四条から第二十四条の五まで、第二十五条及び第六条（これらの規定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。（目論見書に関する経過措置）

第一項に規定する株券等の買付け等について
は、なお従前の例による。

二十七条の六第一項 第二十七条の八第一項 第二十七条の九第一項 第二十七条の十第一項及び第二十七条の十一第一項及び第二十七条の十二第一項 第二十三条第一項（これらの規定を新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第一百九十八条第九号の規定は、これらの規定の施行の日以後に行う新証券取引法第二十七条の三第二項（新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付開始公告について適用し、同日前に行う旧証券取引法第二十七条の三第二項（旧証券取引法第二十七条の三第二項）

る同条の買付け等又は売付け等について適用されし、施行日前に行われた旧証券取引法第百六十三条の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け等又は売付け等については、なお從前の例による。

新証券取引法第百六十四条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等に係る利益について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第百六十四条の規定による同条の特定有価証券等の同条の買付け等又は売付け等に係る利益については、なお從前の例による。

(課徴金に関する経過措置)

(稿言)
第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日法律第一)

その努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月八日法律第一五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

第二項の規定は施行日以後に提出される同条第一項又は第二項に規定する開示書類に基づく募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項）に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項において同じ。）により有価証券を取得させ、又

四七号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

第九条 新証券取引法第百五十六条の二の二の規定による改正後の外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第四項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後の行為について適用する。
(証券取引清算機関に関する経過措置)

は売り付ける行為について、新証券取引法第百七十二条第四項及び第五項の規定は施行日以後に開始する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

附 則
平成六年二月三日法律第
四号抄

附則（平成七年五六六日法律第四〇〇号）抄
（施行期日）

規定は、当該規定の施行の日以後の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日以後の破産手続開始の申立て又は職権による破産手続開始の決定に係る破産事件、同日以後の再生手続開始の

3 について適用する。
新証券取引法第百七十四条の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する違反行為について適用する。

4 新証券取引法第百七十五条の規定は、施行日

第二十条 (証券取引法の一部改正に伴う経過措置)
旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受

附 則（平成一七年六月二九日法律第七
六号）

（施行期日）

始の申立てに係る再生事件 同日以後の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日以後の更生事件について適用し、同日前の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件

以後に行われる新証券取引法第六十六条第一項に規定する売買等又は新証券取引法第六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用する。

（处分等の効力）
第一項第一号ハ及び第二号リに該当する者とみなす。

第十七条の二第一項及び第七百七十八条第二項の改正規定並びに第一百九十八条第六号の改正規定(「同条第三項」を「同条第四項」に改める部分に限る。)は公布の日から起算して十日を経過した日から、第一百九十四条の六第三項の改正規定は同年七月一日から施行する。

る事件、同日前の破産の申立て又は職権による破産の宣告に係る破産事件、同日前の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日前の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日前の更生手続

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則は、前項の規定によるものとする。

律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則による規定によるものとみなす。

（外国会社等の提出する有価証券報告書等に関する経過措置）

(特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等に関する経過措置) 第十一条 新証券取引法第百六十三條の規定は、施行以後に行われる同条の特定有価証券等に係る更生事件について、なほお従前の例による。

する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

の法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)

引法」という)第二十四条(第二十四条の二及び第二十四条の五(これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定は、次の各号に掲げる有価証券の発行者が提出する有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書並びに半期報告

書」という。)は、新証券取引法第二十七条の二十六第一項の規定により提出されたもののみなす。ただし、当該旧大量保有報告書の提出前に、当該旧大量保有報告書に係る株券等に係る新証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書又は新証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書が提出されたときは、この限りでない。

4 前条第四項の規定により第四号施行日以後に提出された旧証券取引法第二十七条の二十六第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書(以下この項において「旧変更報告書」といいう。)は、新証券取引法第二十七条の二十六第二項の規定により提出されたものとみなす。ただし、当該旧変更報告書の提出前に、当該旧変更報告書に係る株券等に係る新証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書又は新証券取引法第二十七条の二十六第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書が提出されたときは、この限りでない。

第十二条 新証券取引法第二十七条の二十六第四項及び第五項の規定は、第三号施行日から起算して五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。)を経過した後に行われる同条第一項に規定する重要提案行為等を行う場合について適用する。

第十三条 新証券取引法第二十七条の三十の二の規定は、第四号施行日以後に提出される次に掲げる報告書について適用し、第四号施行日前に提出されるものについては、なお従前の例による。

一 新証券取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書及び新証券取引法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書並びにこれらとの訂正報告書

二 新証券取引法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書及び同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書並びにこれらとの訂正報告書(第三条の規定による証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第三条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第四条、第十三条第一項、第十五条第一項並びに第二十三条の十三第一項及び第三項の規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等

(新金融商品取引法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。) 又は有価証券交付勧誘等(新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。)について適用し、施行日前に開始した第三条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(以下「旧有価証券」という。)の取得の申込みの勧誘又は旧有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

第十五条 新金融商品取引法第二十四条の四の二から第二十四条の四の六まで、第二十四条の四の八及び第二十四条の五の二の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第十六条 新金融商品取引法第二十四条の四の七の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第十七条 この法律の施行の際現に新有価証券(新金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(旧有価証券を除く。)をいう。以下同じ。)につき金融商品取引業(新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。)を行っている者(次条第一項並びに附則第四十七条第一項、第一百五十九条第一項及び第二百条第一項の規定並びに証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号。以下「整備法」という。)第二条第一項、第三十七条第一項、第六十条第一項及び第一百五十一一条第一項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者、整備法第五十七条第一項に規定する旧抵当証券業者並びに銀行、協同組織金融機関(協同組織金融機関の優先出資に關する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関の処分をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融機関を除く。)については、施行日から起算して六月間(当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分があつた日までの期間)は、新金融商品取引法第二十九条の規定に

かかるわらず、引き続き金融商品取引業を行なうことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

この法律の施行の際現に新有価証券につき登録金融機関業務（新金融商品取引法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務）を行つてゐる銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（附則第五十四条第一項、第一百四十八条第一項及び第二百一一条第一項並びに整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の五第二項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間）は、新金融商品取引法第三十三条の二の規定にかかわらず、引き続き登録金融機関業務を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

この法律の施行の際現に旧証券取引法第二十八条の登録を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が新金融商品取引法第二十八条第一項第一号、第二号及び第三号へに掲げる行為に係る業務、有価証券等管理業務（同条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。）並びに第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録第一種業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条の二第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。
第十九条 旧証券取引法第五十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。
2 旧証券取引法第五十六条の二第三項の規定により登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十三条第三項の規定により登録を取り消されたものとみなす。
第二十条 金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ハの規定の適用については、整備法第一条の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「旧外国証券業者法」という。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「旧証券投資顧問業法」という。）若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「旧金融先物取引法」という。）の規定（整備法第二百七十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者については、同号ハに該当する者とみなす。

第二十一条 みなし登録第一種業者でこの法律の施行の際現に旧証券取引法第二十九条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行つてゐる者は、政令で定めるところにより、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされるみなし登録第一種業者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二十二条 みなし登録第一種業者でこの法律の施行の際現に旧証券取引法第二十九条第一項の認可を受けて同項第三号に掲げる業務を行つてゐる者は、施行日において新金融商品取引法第五十一条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

前項の規定により新金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十条の三第一項第一号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項に規定する者から同項の規定による書類の提出があつたときは、新金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けた旨をその者の金融商品取引業者の登録に付記するものとする。

第二十三条 旧証券取引法第二十九条の二第一項の規定によりみなし登録第一種業者に付された条件は、施行日において新金融商品取引法第三十条の二第一項の規定により付されたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第二十四条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第一種業者については、当該みなし登録第一種業者が附則第十八条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

新金融商品取引法第三十一条第六項の規定は、附則第二十二条第一項の規定により新金融商品取引法第三十条第一項の認可を受けたものとみなされる者については、その者が附則第二十二条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第二十五条 みなし登録第一種業者は、その商号中に証券という文字を使いなければならない。前項の規定によりその商号中に証券という文字を用いるみなし登録第一種業者（以下この項及び次条において「特例証券会社」という。）以外の者（施行日以後に有価証券関連業（新金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価

証券関連業をいう。以下同じ。)を行ふ者を除く。)は、その商号又は名称中に、特例証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二十六条 特例証券会社は、前条第一項の規定にかかわらず、その商号中に証券という文字を用いない商号の変更をすることができる。

第二十七条 この法律の施行の際に金融商品取引業者という名称若しくは商号又はこれに紛らわしい名称若しくは商号を用いている者については、新金融商品取引法第三十一条の三の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第二十八条 この法律の施行の際に金融商品取引業者(有価証券関連業を行う者に限る。(以下この項から第三項までにおいて同じ。))の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は執行役(ある者で当該金融商品取引業者の親銀行等(新金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親銀行等をいう。以下この項において同じ。)の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人(理事、監事その他これに準ずる者を含む。以下この項において同じ。)又は使用人を兼ねている者が、施行日から一月以内に内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、同条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過するまでの間は、引き続き当該届出に係る当該親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人を兼ねることができる。)

2 この法律の施行の際に金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人である者で当該金融商品取引業者の子銀行等(新金融商品取引法第三十一条の四第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項において同じ。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。)を兼ねている者が、施行日から一年以内に内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をしたときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、同条第二項の規定にかかわらず、引き続き当該届出に係る当該子銀行等の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることができる。

3 この法律の施行の際に金融商品取引業者の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、

ては、執行役)である者で銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事している者が、前二項の規定の適用がある場合を除き、施行日から一年以内に内閣府令で定めることにより内閣総理大臣に届出をしたときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き当該届出に係る当該銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事することができる。

4 証券会社(旧証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)の取締役又は執行役が施行日前に旧証券取引法第三十二条第四項の規定により行つた届出は、新金融商品取引法第三十一条の四第四項の規定により行った届出とみなす。

5 この法律の施行の際現に附則第十七条第一項の規定により施行日以後引き続き金融商品取引業を行つている者(第一種金融商品取引業(新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)又は投資運用業(新金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。))を行う者に限り、みなし登録第一種業者を除く。の取締役又は執行役である者で他の会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。)、監査役又は執行役に就任している場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねている場合を含む。)には、施行日以後、遅滞なく、その旨及び当該就任をした日を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二十九条 この法律の施行の際現にみなし登録第一種業者の主要株主(新金融商品取引法第十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下同じ。)である者が施行日前に旧証券取引法第三十三条の二第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第三十二条第一項の規定により提出出したものとみなす。

第三十条 施行日前にされた旧証券取引法第三十三条の三の規定による処分は、新金融商品取引法第三十二条の二の規定による処分とみなす。

第三十一条 この法律の施行の際現にみなし登録第一種業者を子会社(新金融商品取引法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。附則第一百二十三条及び第一百二十四条を除き、以下同

じ。)とする持株会社(新金融商品取引法第二十九条の四第一項第五号ニに規定する持株会社をいう。以下同じ。)の主要株主である者が施行日前に旧証券取引法第三十三条の五において準用する旧証券取引法第三十三条の二第一項の規定により提出した対象議決権保有届出書は、施行日において新金融商品取引法第三十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十二条规定第一項の規定により提出したものとみなす。

第三十二条 施行日前にされた旧証券取引法第三十三条の五において準用する旧証券取引法第三十三条の三の規定による処分は、新金融商品取引法第三十二条の四において準用する新金融商品取引法第三十二条の二の規定による処分とみなす。

第三十三条 金融商品取引業者は、この法律の施行後最初に金融商品取引契約(新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいいう。以下同じ。)の申込みを顧客(新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による申出ができる旨を新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときは、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

第三十四条 みなし登録第一種業者でこの法律の施行の際現に旧証券取引法第三十四条第三項の規定による届出をして同条第二項第四号、第五号又は第七号に掲げる業務を行つている者は、それぞれ施行日において新金融商品取引法第三十五条第二項第一号から第三号までに掲げる業務につき同条第三項の届出をしたものとみなす。

第三十五条 みなし登録第一種業者で、この法律の施行の際現に旧証券取引法第三十四条第四項の承認を受けて金融商品取引業並びに新金融商品取引法第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当しない業務を行つている者は、施行日において当該業務につき同条第四項の承認を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第三十六条 施行日前にされた旧証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の確認は、新金融商

項の規定による届出を金融商品取引法第六十三条第二項の規定による届出とみなして、同条第五項から第八項まで及び第十一項、同法第六十三条の二、第六十三条の四から第六十三条の七まで、第六十三条の九第六項、第六十五条の二、第六十五条の四、第一百八十八条並びに第一百九十四条の七第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十九条 この法律の施行の際現に適格機関投資家等特例業務を行っている者に対する新金融

商品取引法第六十三条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、

「証券取引法等の一部を改正する法律(平成十

八年法律第六十五号)附則第一条に規定する施

行日から起算して三月以内」とする。

第五十条 この法律の施行の際現に旧証券取引

法第六十四条第一項の規定によりみなし登録第一

種業者が登録を受けている外務員は、施行日に

おいて新金融商品取引法第六十四条第一項の規

定により登録を受けたものとみなす。この場合

において、同条第六項の規定は、適用しない。

第五十一条 この法律の施行の際現に旧証券取引

法第六十四条第一項の規定によりみなし登録第一

種業者は、施行日から起算し

て一年を経過する日までの間は、新金融商品取

引法第六十四条第二項の規定にかかるわらず、同

条第一項の規定により登録を受けた外務員以外

のみなし登録第一種業者は、施行日から起算し

て一年を経過する日までの間は、新金融商品取

引法第六十四条第二項の規定にかかるわらず、同

条第一項の規定により登録を受けた外務員以外

の者に外務員の職務(旧証券取引法第六十四条

第一項各号及び旧金融先物取引法第九十五条第

一項各号に掲げる行為を除く)を行わせるこ

とができる。その者につき当該期間内に新金融

商品取引法第六十四条第一項の登録の申請をし

た場合において、当該申請について登録をする

までの間も、同様とする。

第五十二条 旧証券取引法第六十四条の五第一

項の規定により外務員の登録を取り消された者

は、その処分を受けた日において、新金融商品

による外務員登録原簿とみなす。

第五十三条 旧証券取引法第六十四条の七第一

項の規定により登録事務(同項に規定する登録事

務をいう)を行う証券業協会(旧証券取引法

第二条第十三項に規定する証券業協会をいう)。

五第一項の規定による処分は、新金融商品取引

法第六十四条の五第一項の規定による処分とみ

なす。

第五十四条 この法律の施行の際現に旧証券取引

法第六十五条の二第一項の登録を受けている銀

行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融

機関は、施行日において新金融商品取引法第三

十三条の二の登録を受けたものとみなす。この

場合において、新金融商品取引法第五十七条第

三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適

用しない。

第五十五条 旧証券取引法第六十五条の二第一

項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する

三項の規定により新金融商品取引法第三十三

条の二の登録を受けたものとみなされる者(以

下「みなし登録金融機関」という。)は、施行員の登録を取り消されたものとみなす。

第五十六条 新金融商品取引法第四十八条の三の規定は、みなし登録金融機関については、施行

が該当している附則第五十条第一項の規定に

より登録を受けたものとみなされる者(旧証券

取引法第二十八条の四第一項第九号イからトま

でのいずれかに該当している者を除く。)が、

引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一

項第二号イからトまでのいずれかに該当してい

る場合については、施行日から起算して五年を

経過する日までの間は、適用しない。

附則第五十条第一項の規定により登録を受け

たものとみなされる者が施行日前にした旧証券

取引法第六十四条の五第一項第二号に該当する

行為は、新金融商品取引法第三十三条の二第一

項第二号に該当する行為とみなして、同項の規

定を適用する。

施行日前にされた旧証券取引法第六十四条の

五第一項の規定による処分は、新金融商品取引

法第六十四条の五第一項の規定による処分とみ

なす。

第五十七条 登録金融機関(新金融商品取引法

二条第十一項に規定する登録金融機関をいう)の

規定により登録事務(同項に規定する登録事

務をいう)を行う証券業協会(旧証券取引法

第二条第十三項に規定する証券業協会をいう)。

新金融商品取引法第三十三条の二の規定によ

りて準用する旧証券取引法第五十四条第二項の

規定は、みなし登録金融機関については、当該

規定期に規定により登録金融機関については、

みなし登録金融機関が附則第五十四条第二項の

規定により登録金融機関については、当該

引法第五十二条の二第一項の規定による処分とみなす。

2
みなし登録金融機関は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかるらず、同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外務員の職務（旧証券取引法第六十四条第一項各号に掲げる行為（書面取次ぎ行為（新金融商品取引法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。）を除く。）及び旧金融先物取引法第九十五条第一項各号に掲げる行為を除く。）を行わせることができる。その者につき当該期間内に新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

四条の五第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第六十四条の五第一項の規定による処分とみなす。

第六十六条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条第一項の規定によりみななし登録金融機関が登録を受けている外務員は、施行日において新金融商品取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。(この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。)

附錄第十一
方案第一

2
引き続き金融商品取引法第二十九条の第四項第二号イからトまでのいづれかに該当してい場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当している附則第六十六条第一項の規定により登録を受けたものとみなされる者(旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいづれかに該当している者を除く。)が、

第六十八条 新金融商品取引法第六十四条の五第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、

商品取引法第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消されたものとみなす。

はおいて準用する証券取引法第六十四条の五
第一項の規定により外務員の登録を取り消され
た者は、その処分を受けた日において、新金融

第六十七条 旧証券取引法第六十五条の二第五項
の規定による外務員登録原簿とみなす。

3 この法律の施行の際現に存する旧証券取引法第六十五条の二第五項において準用する旧証券取引法第六十四条第一項の規定による外務員登録原簿は、新金融商品取引法第六十四条第一項

る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第六十六条の十六に規定する説明書類については、なほ従前の例による。

第七十五条 附則第七十条において登録を受けたものとみなされる者（以下「みななし登録仲介業者」という。）が施行日前にした旧証券取引法第六十六条の十八第一項第三号に該当する行為は、新金融商品取引法第六十六条の二十第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

二 新金融商品取引法第六十六条の二十第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当しているみなし登録仲介業者

第七十三条 新金融商品取引法第六十六条の十七
第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係
度に係る同項の報告書について適用し、施行日
前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第六
十六条の十五第一項の報告書については、なお
従前の例による。

第十七条 並行通貨に之を用ひる証券取引法第十六条の十四において準用する旧証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の確認は、新金融商品取引法第六十六条の十五において準用する新金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認とみなす。

項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第六十六条の二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

定は、適用しない。

金融商品取引法第六十六条の二十三において準用する新金融商品取引法第五十七条第三項の規

第六十六条第一項の登録を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなす。この場合において、新

3 任を命ぜられた者は、その処分を受けた日にちにて、新金融商品取引法第七十七条の規定によね解任を命ぜられたものとみなす。

旧証券取引法第七十九条の十三第一項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第七十四条第一項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

第八十条 附則第七十八条の規定により認可を受けたものとみなされる者（以下「みなし認可可受け会」という。）に関する新金融商品取引法第十七条の六の規定の適用については、同条第七項「その設立の認可を受けた当時既に第六十七各号の四第二項各号」とあるのは、「証券取引法第

第二項及び第一百九十四条の四第一項の規定は適用しない。
第七十九条 旧証券取引法第七十二条の規定にとり認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第六十七条の規定により認可を取り消されたものとみなす。

第七十八条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第六十八条第二項の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第六十七条第一項第二項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第六十七条の二

第七十七条 この法律の施行の際現に認可金融商品取引業協会という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、新金融商品取引法第六十七条第四項の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第七十六条 附則第五十条から第五十三条までの規定は、みなし登録仲介業者について準用す

金融商品取引法第六十六条の二十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

3 は 適用しない
施行日前にされた旧証券取引法第六十六条の規定による区分は、五
十八第一項又は第二項の規定による区分は、五

の役員である者（旧証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいづれかに該当する者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当している場合については、行日から算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二百一十九条 旧証券取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消された者は、その処分又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の二十八第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 施行日前にされた旧証券取引法第百六条の二十八第一項（旧証券取引法第百六条の三十一において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第百六条の二十八第一項（新金融商品取引法第百九条における部分に限る。）又は第二項の規定による処分とみなす。

第二百二十条 新金融商品取引法第百七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書の認可を受けている者は、附則第百十一条の規定にかかるわらず、その認可を受けた日において、新金融商品取引法第百六条の十第一項又は第三項たゞし書の認可を受けたものとみなす。

第二百二十一条 会員等（旧証券取引法第八十二条第一項に規定する会員等をいう。以下この条において同じ。）が施行日前に脱退した場合（取引参加者（旧証券取引法第二条第十九項に規定する取引参加者をいう。）あつては、取引資格を喪失した場合）において、施行日までに、証券取引所（旧証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）が定款の定めるところにより本人若しくはその一般承継人又は他の会員等をしてその取引所有価証券市場（同条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。）においてした有価証券の売買等（同条第八項第一号に掲げる旧有価証券の売買、有価証券指數等先物取引及び有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。）を結了していないときは、当該有価証券の売買等については、旧証券取引法第百七条の六第一項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第二百二十二条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百十条第一項の規定による届出をして旧

2 有価証券を上場している附則第九十九条の規定により免許を受けたものとみなされる者（以下「みなし免許取引所」という。）は、施行日において当該旧有価証券の上場につき新金融商品取引法第百二十二条の届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百十条第三項の承認を受けて旧有価証券等（同項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）を有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場しているみなし免許取引所は、施行日において当該旧有価証券等の上場につき新金融商品取引法第百二十二条の届出をしたものとみなす。

第二百二十三条 この法律の施行の際現にみなし免許取引所が発行者である旧有価証券をその売買のため、又は当該旧有価証券、当該旧有価証券に係る金融指標（新金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。以下同じ。）若しくは当該旧有価証券に係るオプションを市場デリバティブ取引のために取引所金融商品市場（新金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）その他政令で定める市場（当該みなし免許取引所の子会社であるみなし免許取引所を含む。）及び当該みなし免許取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有するみなし免許取引所が開設する取引所金融商品市場を除く。）に上場している当該みなし免許取引所は、施行日において当該上場につき新金融商品取引法第二条第十九項の承認を受けたものとみなす。

第二百二十四条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百十条第二項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる者（当該者がみなし免許取引所の子会社（前条第二項に規定する子会社をいいう。）であるみなし免許取引所又はみなし認可取引所持株会社（以下この条において「関連取引所等」という。）である場合に限る。）が発行者である旧有価証券をその売買のためその開設する取引所金融商品市場に上場することにつき旧証券取引法第百十条第二項の承認を受けていた者であるみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。

第二百二十五条 施行日前にされた旧証券取引法第二百二十二条第一項の規定による処分とみなす。

第二百二十六条 新金融商品取引法第百三十四条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第八十条第一項の免許を受けている者は、附則第九十九条の規定にかかるわらず、その免許を受けた日において、新金融商品取引法第二百二十七条第一項の免許を受けたものとみなす。

第二百二十七条 施行日前に合併契約が締結された証券取引所がする合併については、なお從前の例による。

第二百二十八条 施行日前にされた旧証券取引法第一百五十三条の規定による処分とみなす。新金融商品取引法第一百四十九条第一項の認可とみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二百二十九条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第一百五十五条第一項の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第一百五十五条第一項の認可を受けている者（当該者が関連取引所等である場合に限り、当該者が開設する取引所金融商品市場に上場することにつき同項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。）が発行者である旧有価証券をその売買のためその開設する取引所金融商品市場に上場することにつき同項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。

第二百三十条 旧証券取引法第一百五十五条の六の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第一百五十五条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二百二十五条 施行日前にされた旧証券取引法第二百二十二条第一項の規定による処分とみなす。

第二百二十六条 新金融商品取引法第百三十四条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第八十条第一項の免許を受けている者は、附則第九十九条の規定にかかるわらず、その免許を受けた日において、新金融商品取引法第二百二十七条第一項の免許を受けたものとみなす。

第二百二十七条 施行日前に合併契約が締結された証券取引所がする合併については、なお從前の例による。

第二百二十八条 施行日前にされた旧証券取引法第一百五十三条の規定による処分とみなす。新金融商品取引法第一百四十九条第一項の認可とみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二百二十九条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第一百五十五条第一項の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第一百五十五条第一項の認可を受けている者（当該者が関連取引所等である場合に限り、当該者が開設する取引所金融商品市場に上場することにつき同項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。）が発行者である旧有価証券をその売買のためその開設する取引所金融商品市場に上場することにつき同項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。

第二百三十条 旧証券取引法第一百五十五条の六の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第一百五十五条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二百二十五条 施行日前にされた旧証券取引法第二百二十二条第一項の規定による処分とみなす。

第二百二十六条 新金融商品取引法第百三十四条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧証券取引法第八十条第一項の免許を受けている者は、附則第九十九条の規定にかかるわらず、その免許を受けた日において、新金融商品取引法第二百二十七条第一項の免許を受けたものとみなす。

第二百二十七条 施行日前に合併契約が締結された証券取引所がする合併については、なお從前の例による。

第二百二十八条 施行日前にされた旧証券取引法第一百五十三条の規定による処分とみなす。新金融商品取引法第一百四十九条第一項の認可とみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第二百二十九条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第一百五十五条第一項の認可を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第一百五十五条第一項の認可を受けている者（当該者が関連取引所等である場合に限り、当該者が開設する取引所金融商品市場に上場することにつき同項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。）が発行者である旧有価証券をその売買のためその開設する取引所金融商品市場に上場することにつき同項の承認を受けているみなし免許取引所は、施行日において新金融商品取引法第二十二条第一項の承認を受けたものとみなす。

第二百三十条 旧証券取引法第一百五十五条の六の規定により認可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第一百五十五条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

五条の六の規定により認可を取り消されたものとみなす。

2 旧証券取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定により認可を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

する外国の法令の規定に違反し、罰金の科れに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新金融商品取引法第百五十五条の三第二項第二号に該当する者とみなす。

第一百三十二条 新金融商品取引法第百五十五条の規定は、施行日以降に終了する同条の期間に係る同条の業務報告書について適用し、施行日前に終了した旧証券取引法第百五十五条の五の期間に係る同条の業務報告書については、なほ従前の例による。

第一百三十三条 附則第百二十九条の規定により認可を受けたものとみなされる者が旧証券取引法第百五十五条第一項の認可を受けた者である場合における新金融商品取引法第百五十五条の六の規定の適用については、同条中「第百五十五条第一項の認可を受けた當時既に第百五十五条の三第二項各号」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第百五十五条第一項の認可を受けた當時既に同法第百五十五条の三第二項各号」とする。

第一百三十四条 施行日前にされた旧証券取引法第百五十五条の六の規定による処分は、新金融商品取引法第百五十五条第一項の認可を受けた當時既に同法第百五十五条の三第二項各号による処分とみなす。

施行日前にされた旧証券取引法第百五十五条の十第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第一百三十五条 この法律の施行の際現に旧証券取引法第百五十六条の二の免許を受けている者は、施行日において新金融商品取引法第百五十六条の二の免許を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第百五十六条の五第二項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第一百三十六条 旧証券取引法第一百五十六条の十四
第三項の規定により解任を命ぜられた者は、そ

取引法第百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

第一百四十二条 旧証券取引法第二百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第二百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられたものとみなす。

第三百四十二条 旧証券取引法第二百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された者は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第二百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消されたものとみなす。

第一百四十三条 新金融商品取引法第二百五十六条の三十一第二項の規定は、この法律の施行の際限に新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している附則第七百四十条の規定により免許を受けたものとみなす。前項の規定により免許を受けた者である者（旧証券取引法第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している者を除く。）が、引き続き新金融商品取引法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二百四十四条 新金融商品取引法第二百五十六条の三十二第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第二百五十六条の三十二第一項の規定による処分とみなす。

第二百四十五条 施行日前にされた旧証券取引法第二百五十六条の三十三第一項の規定による処分は、新金融商品取引法第二百五十六条の三十三第一項の規定による処分とみなす。

第一百五十六条の三十五の営業報告書について
は、なほ従前の例による。

第一百四十五条 新金融商品取引法第六十六条の規定は、施行日以後に生じた同条第一項に規定する重要な事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定であつては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第三号に掲げる事実であつては施行日以後に同条第四項の公表がされた同号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して生じたものに限る。）を知つた者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた旧証券取引法第六十六条第一項に規定する重要な事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定であつては当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては当該機関の決定が施行日以後に行われた場合に係るものに限る。）を知つた者は又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

た者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

第三章 新金融商品取引法
第百四十六条 新金融商品取引法第二百九十三条の規定は、施行日以後に終了する事業行日以後に行われる同一の有価証券の不特定多数者向け勧誘等について適用し、施行日前に行つた旧証券取引法第二百七十二条の旧有価証券の不特定多数者向け勧誘等については、なお從前の例による。

（旧信託契約代理店に関する経過措置）

第百四十七条 この法律の施行の際現に第二十条
年度に係る同項の書類について適用し、施行日
前に終了した事業年度に係る旧証券引法第百
九十三条の二第一項の書類については、なお從
前の例による。

2 の規定による改正前の信託業法（以下「旧信託業法」という。）第六十七条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他他政令で定める金融機関を除く。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が第二種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者（以下「新金融商品取引業者」という。）は、新金融商品取引法第五十七条第三項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他他政令で定める金融機関を除く。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる金融商品取引業者が第二種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

余の登録を受けていたもののがござれる者（以下「この条から百五十五条までにおいて「みなし登録第二種業者」という。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第二十九条及び第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百五十条 新金融商品取引法第三十一条第一項
登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

金融商品取引法第二十九条の四第一項 第二項第一号に掲げる事項及び新金融商品取引法第二十九条の三第三項第二号に掲げる事項を金融商品取引業者登録簿に登録するものとする。

四号に係る部分に限る。) 及び第五十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、みなし登録第二種業者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

第一百四十八条 この法律の施行の際現に旧信託業法第六十七条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限り、又は（登録金融機関を除く。）は、

相間に附してみたり登録会員間を附して新金融商品取引法第三十三条の施行日ににおいて新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなされる者は、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第一百九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第三十三条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第一百四十九条 旧信託業法第八十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関又はその役員を除く。）は、その处分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられたものとみなす。

2 旧信託業法第八十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、又は解任を命ぜられた者（銀行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融機関又はその役員に限る。）は、その処分を受けた日において、新金融商品取引法第五十二条の二第一項又は第三項の規定により

第一百五十条 新金融商品取引法第三十一条第一項から第三項までの規定は、みなし登録第二種業者については、当該みなし登録第二種業者が附則第四十七条第二項の規定により同項に規定する書類を提出する日までの間は、適用しない。

第一百五十二条 新金融商品取引法第四十七条の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

第一百五十二条 新金融商品取引法第四十七条の三の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なる程

第百五十三条 新金融商品取引法第四十八条の二
第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同条第一項の事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお前項による。

2 対してされた旧信託業法第八十一条の規定による処分は、新金融商品取引法第五十一条の規定による処分とみなす。

第一百五十五条 みなし登録第二種業者が施行日前にした旧信託業法第八十二条第一項第三号に該当する行為は、金融商品取引法第五十二条第一項第七号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 新金融商品取引法第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当しているみなし登録第二種業者の役員である者（旧信託業法第五条第二項第八号

イから今までのいづれかに該当している者を除く。が、引き続き新金融商品取引法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいづれかに該当している場合については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 施行日前にみなし登録第二種業者に対しでされた旧信託業法第八十二条第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

新金融商品取引法第五十二条の二第一項第三号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

施行日前に銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に対してされた旧信託業法

第八十二条第一項又は第二項の規定による処分は、新金融商品取引法第五十二条の二第一項又は第二項の規定による処分とみなす。

第五十一条 新金融商品取引法第五十四条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧信託業法第六十七条第一項の登録を受けていた者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関を除く。）は、附則第四十七条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなす。

2 銀行等のための法律
新金融商品取引法第五十四条の規定の適用について、この法律の施行の際現に旧信託業法第六十七条第一項の登録を受けている者（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に限る。）は、附則第百四十八条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日におい

て、新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。
(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)
第一百五十八条 この法律の施行の際現に存する第四条の規定による改正前の金融商品取引法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会は、第四条の規定による改正後の金融商品取引法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会とみなす。
(権限の委任)

融財府長官に委任する。
前項の規定により金融財府長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
(八)等の効力)

第二百七十七条 この法律の施行前にした旧証券取引法、旧投資信託法若しくは旧信託業法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融商品取引法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

第三章 新金融商品取引法

第七章 新金融商品取引法第百七十二条の二第六項の規定

規定は、施行日以後に開始する同項に規定する募集又は売出しについて提出すべき同項に規定する発行開示訂正書類について適用する。

第七条 新金融商品取引法第百七十二条の三の規定

定は、施行日以後に開始する事業年度（同条各項に規定する発行者が新金融商品取引法第五条第一項（新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）規定する有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る行を抽出して）第二項の規定

2 新金融商品取引法第百七十二条の二第四項及び第五項の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第二百七十二条第三項に規定する売出しにより有価証券を売り付ける行為について適用し、施行日前に開始した売出しにより有価証券を売り付ける行為については、なお従前の例による。

証券を取得せざる者は、新規にて適用する前日、前に提出された旧金融商品引法第百七十二条第三項に規定する発行開示書類に基づく同条第一項に規定する募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為については、なお従前の例による。

より有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、同条第三項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する売出しにより有価証券券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

は、施行日以後に終了する同条第一項に規定する事業年度に係る同項に規定する書類及び書面について適用し、当該事業年度の開始日の前日までの属する年度に係る旧金融商品取引法第六十一条の六において準用する旧金融商品取引法第四十九条の三第一項に規定する書類及び書面については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第一百七十二条第一項の規定は施行日以後に開始する同項に規定する有価証券の募集若しくは売出し又は新金融商品取引法第四条第二項に規定する適格機関投資家取扱い有価証券一般勧誘について、新金融商品取引法第一百七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定は施行日以後に開始する同条第二項に規定する募集又は売出しに

第十二条 新金融商品取引法第七百七十二条の八の規定は、施行日以後に提出される同条に規定する大量保有・変更報告書等について適用する。

2 新金融商品取引法第百七十二条の六第二項の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第百七十二条の五に規定する公開買付開始公告に係る公開買付けについて提出すべき同項に規定する公開買付訂正届出書等について適用する。

第十一条 新金融商品取引法第百七十二条の六第一項の規定は、施行日以後に行われる新金融商品取引法第二百七十二条の五に規定する公開買付開始公告に係る公開買付け（新金融商品取引法第二十七条の二第一項又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをいう。次項において同じ。）について行われ、又は提出される新金融商品取引法第二百七十二条の六第一項に規定する公開買付開始公告等又は公開買付届出書等について適用する。

第九条 新金融商品取引法第百七十二条の五の規定は、施行日以後に行われる同条に規定する株券等又は上場株券等の同条に規定する買付け等について適用する。

時報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度を記載対象事業年度とする旧金融商品取引法第二百七十二条の二第一項に規定する有価証券報告書等又は同条第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等については、なお従前の例による。

当該名号に定める事業年度をいう。次条において同じ。)とする新金融商品取引法第百七十二条の三第一項に規定する有価証券報告書又は同条第二項に規定する四半期・半期報告書について適用する。

金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する新金融商品取引法第二十四条第一項に規定する特定期間。以下この条及び次条において同じ。)を記載対象事業年度(新金融商品取引法第八十五条の七第十九項各号に掲げる書類又は情報の区分に応じ、当該各号に掲げる事項に

2 旧金融商品取引法第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る同項に規定する売出しであつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為を開始した日から三年を経過しているものについては、新

新規金融商品取引法第百七十八条第七項の規定にかかるらず、同条第一項第二号に掲げる事実について、同項の規定による審査手続開始の決定をすることができない。

第十八条 重要な事項につき虚偽の記載がある旧金融商品取引法第七百七十二条第三項に規定する発行開示書類であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第七百七十八条第一項の規定による審査手続開始の決定がさることなくその書類

第十六条 新金融商品取引法第百七十四条の三の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第百七十四条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

第十四条 新金融商品取引法第七百七十四条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用する。

第十三条 新金融商品取引法第七百七十三条の規定は、施行日以後に開始する同条第一項に規定する違反行為について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第七百七十三条第一項に規定する違反行為については、なお従前の例による。

7 手続開始の決定をすることができない。
旧金融商品取引法第百六十七条规定第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた

開商品取引法第百一十九条第一項の規定に、審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第百七十七条第二十
六項の規定にかかるらず、同条第一項第十六号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定がされる。

6
金融商品取引法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が終了した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第百七十八条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第十四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。
旧金融商品取引法第百六十六条第一項に規定する売買等であって、この法律の施行の際旧金

する違反行為であつて、この法律の施行の際旧金融商品取引法第百七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定がされることなくその行為が行われた日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第百七十八条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第十二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。

旧金融商品取引法第百七十四条第一項に規定する違反訂正であつて、この法律の施行の祭日

4 一項第四号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができる。
い。旧金融商品取引法第百七十三条第一項に規定

示書類であつて、この法律の施行の際同条第一項の規定による審査手続開始の決定がされるごとなくその書類を提出した日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第七十八条第十一項の規定にかかわらず、同条第

3 金融商品取引法第七百七十八条第八項の規定にかかるわらず、同条第一項第二号に掲げる事実について、同項の規定による審判手続開始の決定をすることができない。重要な事項につき虚偽の記載がある旧金融商品取引法第七百七十八条第五項に規定する継続開

日から三年を経過しているものについては、新金融商品取引法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで又は第十一項から第十二項までの規定により決定をしなければならない場合において、同条第十三項の表の上欄に掲げる者が、同表の中欄に掲げる日からさかのぼり五年以内に、旧金融商品取引法第一百八十五条の十五第一項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあるとき（当該課徴金納付命令に係る旧金融商品取引法第百八十五条の十一第一項の訴えの提起があつたときは、当該訴えに係る裁判が確定している場合に限る。）又は旧金融商品取引法第百八十五条の七第六項に規定する決定を受けたことがあるとき（同条第三項ただし書、第四項ただし書又は第五項ただし書に該当する場合に限る。）又は、当該課徴金納付命令又は決定を新金融商品取引法第百五十五条の五第一項に規定する課徴金納付命令であつて当該課徴金納付命令に係る新金融商品取引法第一百八十五条の十八第一項の訴えに係る裁判が確定しているものとみなして、新金融商品取引法第一百八十五条の七第十三項の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（政令への委任）
(検討)

第四十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年六月二十四日法律第五
八号）抄
(施行期日)

為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五項又は第六項の規定により刑に処せられた者は、新金融商品取引法の規定に違反し、刑に処せられた者とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一百九十七条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に三号を加える改正規定、同法第一百九十八条及び第二百七条第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定(「第一百九十八条(第五号及び第八号を除く。)」を「第一百九十八条第四号の二」に改める部分に限る。)、第六条中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八条の改正規定並びに附則第三十条及び第三十一条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、同法第三十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の二第二項の改正規定

三 第一百七十二条の二

四 第一百七十二条の三

五 第一百七十二条の四

六 第一百七十二条の五

七 第一百七十二条の六

八 第一百七十二条の七

九 第一百七十二条の八

十 第一百七十二条の九

十一 第一百七十二条の十

十二 第一百七十二条の十一

十三 第一百七十二条の十二

十四 第一百七十二条の十三

十五 第一百七十二条の十四

十六 第一百七十二条の十五

十七 第一百七十二条の十六

十八 第一百七十二条の十七

十九 第一百七十二条の十八

二十 第一百七十二条の十九

二十一 第一百七十二条の二十

二十二 第一百七十二条の二十一

二十三 第一百七十二条の二十二

二十四 第一百七十二条の二十四

二十五 第一百七十二条の二十五

二十六 第一百七十二条の二十六

二十七 第一百七十二条の二十七

二十八 第一百七十二条の二十八

二十九 第一百七十二条の二十九

三十 第一百七十二条の三十

三十一 第一百七十二条の三十一

三十二 第一百七十二条の三十二

三十三 第一百七十二条の三十三

三十四 第一百七十二条の三十四

三十五 第一百七十二条の三十五

三十六 第一百七十二条の三十六

三十七 第一百七十二条の三十七

三十八 第一百七十二条の三十八

三十九 第一百七十二条の三十九

四十 第一百七十二条の四十

四十一 第一百七十二条の四十一

四十二 第一百七十二条の四十二

四十三 第一百七十二条の四十三

四十四 第一百七十二条の四十四

四十五 第一百七十二条の四十五

四十六 第一百七十二条の四十六

四十七 第一百七十二条の四十七

四十八 第一百七十二条の四十八

四十九 第一百七十二条の四十九

五十 第一百七十二条の五十

五十一 第一百七十二条の五十一

五十二 第一百七十二条の五十二

五十三 第一百七十二条の五十三

五十四 第一百七十二条の五十四

五十五 第一百七十二条の五十五

五十六 第一百七十二条の五十六

五十七 第一百七十二条の五十七

五十八 第一百七十二条の五十八

五十九 第一百七十二条の五十九

六十 第一百七十二条の六十

六十一 第一百七十二条の六十一

六十二 第一百七十二条の六十二

六十三 第一百七十二条の六十三

六十四 第一百七十二条の六十四

六十五 第一百七十二条の六十五

六十六 第一百七十二条の六十六

六十七 第一百七十二条の六十七

六十八 第一百七十二条の六十八

六十九 第一百七十二条の六十九

七十 第一百七十二条の七十

七十一 第一百七十二条の七十一

七十二 第一百七十二条の七十二

七十三 第一百七十二条の七十三

七十四 第一百七十二条の七十四

七十五 第一百七十二条の七十五

七十六 第一百七十二条の七十六

七十七 第一百七十二条の七十七

七十八 第一百七十二条の七十八

七十九 第一百七十二条の七十九

八十 第一百七十二条の八十

八十一 第一百七十二条の八十一

八十二 第一百七十二条の八十二

八十三 第一百七十二条の八十三

八十四 第一百七十二条の八十四

八十五 第一百七十二条の八十五

八十六 第一百七十二条の八十六

八十七 第一百七十二条の八十七

八十八 第一百七十二条の八十八

八十九 第一百七十二条の八十九

九十 第一百七十二条の九十

九十一 第一百七十二条の九十一

九十二 第一百七十二条の九十二

九十三 第一百七十二条の九十三

九十四 第一百七十二条の九十四

九十五 第一百七十二条の九十五

九十六 第一百七十二条の九十六

九十七 第一百七十二条の九十七

九十八 第一百七十二条の九十八

九十九 第一百七十二条の九十九

一百 第一百七十二条の一百

一百一 第一百七十二条の一百一

一百二 第一百七十二条の一百二

一百三 第一百七十二条の一百三

一百四 第一百七十二条の一百四

一百五 第一百七十二条の一百五

一百六 第一百七十二条の一百六

一百七 第一百七十二条の一百七

一百八 第一百七十二条の一百八

一百九 第一百七十二条の一百九

一百十 第一百七十二条の一百十

一百十一 第一百七十二条の一百十一

一百十二 第一百七十二条の一百十二

一百十三 第一百七十二条の一百十三

一百十四 第一百七十二条の一百十四

一百十五 第一百七十二条の一百十五

一百十六 第一百七十二条の一百十六

一百十七 第一百七十二条の一百十七

一百十八 第一百七十二条の一百十八

一百十九 第一百七十二条の一百十九

一百二十 第一百七十二条の一百二十

一百二十一 第一百七十二条の一百二十一

一百二十二 第一百七十二条の一百二十二

一百二十三 第一百七十二条の一百二十三

一百二十四 第一百七十二条の一百二十四

一百二十五 第一百七十二条の一百二十五

一百二十六 第一百七十二条の一百二十六

一百二十七 第一百七十二条の一百二十七

一百二十八 第一百七十二条の一百二十八

一百二十九 第一百七十二条の一百二十九

一百三十 第一百七十二条の一百三十

一百三十一 第一百七十二条の一百三十一

一百三十二 第一百七十二条の一百三十二

一百三十三 第一百七十二条の一百三十三

一百三十四 第一百七十二条の一百三十四

一百三十五 第一百七十二条の一百三十五

一百三十六 第一百七十二条の一百三十六

一百三十七 第一百七十二条の一百三十七

一百三十八 第一百七十二条の一百三十八

一百三十九 第一百七十二条の一百三十九

一百四十 第一百七十二条の一百四十

一百四十一 第一百七十二条の一百四十一

一百四十二 第一百七十二条の一百四十二

一百四十三 第一百七十二条の一百四十三

一百四十四 第一百七十二条の一百四十四

一百四十五 第一百七十二条の一百四十五

一百四十六 第一百七十二条の一百四十六

一百四十七 第一百七十二条の一百四十七

一百四十八 第一百七十二条の一百四十八

一百四十九 第一百七十二条の一百四十九

一百五十 第一百七十二条の一百五十

一百五十一 第一百七十二条の一百五十一

一百五十二 第一百七十二条の一百五十二

一百五十三 第一百七十二条の一百五十三

一百五十四 第一百七十二条の一百五十四

一百五十五 第一百七十二条の一百五十五

一百五十六 第一百七十二条の一百五十六

一百五十七 第一百七十二条の一百五十七

一百五十八 第一百七十二条の一百五十八

一百五十九 第一百七十二条の一百五十九

一百六十 第一百七十二条の一百六十

一百六十一 第一百七十二条の一百六十一

一百六十二 第一百七十二条の一百六十二

一百六十三 第一百七十二条の一百六十三

一百六十四 第一百七十二条の一百六十四

一百六十五 第一百七十二条の一百六十五

一百六十六 第一百七十二条の一百六十六

一百六十七 第一百七十二条の一百六十七

一百六十八 第一百七十二条の一百六十八

一百六十九 第一百七十二条の一百六十九

一百七十 第一百七十二条の一百七十

一百七十一 第一百七十二条の一百七十一

一百七十二 第一百七十二条の一百七十二

一百七十三 第一百七十二条の一百七十三

一百七十四 第一百七十二条の一百七十四

一百七十五 第一百七十二条の一百七十五

一百七十六 第一百七十二条の一百七十六

一百七十七 第一百七十二条の一百七十七

一百七十八 第一百七十二条の一百七十八

一百七十九 第一百七十二条の一百七十九

一百八十 第一百七十二条の一百八十

一百八十一 第一百七十二条の一百八十一

一百八十二 第一百七十二条の一百八十二

一百八十三 第一百七十二条の一百八十三

一百八十四 第一百七十二条の一百八十四

一百八十五 第一百七十二条の一百八十五

一百八十六 第一百七十二条の一百八十六

一百八十七 第一百七十二条の一百八十七

一百八十八 第一百七十二条の一百八十八

一百八十九 第一百七十二条の一百八十九

一百九十 第一百七十二条の一百九十

一百九十一 第一百七十二条の一百九十一

一百九十二 第一百七十二条の一百九十二

一百九十三 第一百七十二条の一百九十三

一百九十四 第一百七十二条の一百九十四

一百九十五 第一百七十二条の一百九十五

一百九十六 第一百七十二条の一百九十六

一百九十七 第一百七十二条の一百九十七

一百九十八 第一百七十二条の一百九十八

一百九十九 第一百七十二条の一百九十九

一百二十 第一百七十二条の一百二十

一百二十一 第一百七十二条の一百二十一

一百二十二 第一百七十二条の一百二十二

一百二十三 第一百七十二条の一百二十三

一百二十四 第一百七十二条の一百二十四

一百二十五 第一百七十二条の一百二十五

一百二十六 第一百七十二条の一百二十六

一百二十七 第一百七十二条の一百二十七

一百二十八 第一百七十二条の一百二十八

一百二十九 第一百七十二条の一百二十九

一百三十 第一百七十二条の一百三十

一百三十一 第一百七十二条の一百三十一

一百三十二 第一百七十二条の一百三十二

一百三十三 第一百七十二条の一百三十三

一百三十四 第一百七十二条の一百三十四

一百三十五 第一百七十二条の一百三十五

一百三十六 第一百七十二条の一百三十六

一百三十七 第一百七十二条の一百三十七

一百三十八 第一百七十二条の一百三十八

一百三十九 第一百七十二条の一百三十九

一百四十 第一百七十二条の一百四十

一百四十一 第一百七十二条の一百四十一

一百四十二 第一百七十二条の一百四十二

一百四十三 第一百七十二条の一百四十三

一百四十四 第一百七十二条の一百四十四

一百四十五 第一百七十二条の一百四十五

一百四十六 第一百七十二条の一百四十六

一百四十七 第一百七十二条の一百四十七

一百四十八 第一百七十二条の一百四十八

一百四十九 第一百七十二条の一百四十九

一百五十 第一百七十二条の一百五十

一百五十一 第一百七十二条の一百五十一

一百五十二 第一百七十二条の一百五十二

一百五十三 第一百七十二条の一百五十三

一百五十四 第一百七十二条の一百五十四

一百五十五 第一百七十二条の一百五十五

一百五十六 第一百七十二条の一百五十六

一百五十七 第一百七十二条の一百五十七

一百五十八 第一百七十二条の一百五十八

一百五十九 第一百七十二条の一百五十九

</div

改正規定（規定〔〕を「規定並びに」〔〕に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。」に限る。」及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条第二項の改正規定（規定〔〕を「規定並びに」〔〕に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。」及び第八章の二の規定〔〕に改める部分に限る。」及び同条第四項の改正規定に限る。）の規定（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）
（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二十一条の二（新金融商品取引法第二十七条及び第二十四条の三十四において準用する場合を含む。）、第二十二条（新金融商品取引法第二十三条の十二第五項、第二十四条の四、第二十四条の四の六、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十七条及び第十七条の三十四において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三十四の二第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される新金融商品取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類又は提供され、若しくは公表される新金融商品取引法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外國証券情報若しくは新金融商品取引法第二十七条の三十四に規定する特定情報について適用し、施行日前に提出されたこの法律による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第二十五条第一項各号に掲げる書類又は提供され、若しくは公表された旧金融商品取引法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外國証券情報若しくは旧金融商品取引法第二十七条の三十四に規定する特定情報については、なお従前の例による。
第三条 新金融商品取引法第二十七条の二十三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する大量保有者となつた場合における同項に規定する大量保有報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有者となつた場合における同項に規定する大量保有報告書の提出について適用する。なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第二十七条の二十五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更として政令で定めるものが、規定期間内に現行規則及び同条第三項に規定する新たに変更された場合及び同条第三項に規定する大量保有報告書を提出しなければならない事由が生じた場合における同条第一項に規定する変更報告書の提出については、なお従前の例による。

3 新金融商品取引法第二十七条の二十六第一項の規定は、施行日以後の同条第三項に規定する基準日において新金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合における旧金融商品取引法第二十七条の二十六第三項に規定する基準日において旧金融商品取引法第二十七条の二十五第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合における旧金融商品取引法第二十七条の二十六第一項に規定する基準日において新金融商品取引法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた場合は、新金融商品取引法第二十七条の二十六第四項の規定にかかるはず、なお従前の例による。

4 新金融商品取引法第二十七条の二十六第二項の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる場合における同項に規定することとなつた場合における同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出について適用し、施行日前に旧金融商品取引法第二十七条の二十六第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出について、新金融商品取引法第二十七条の二十六第四項の規定にかかるはず、なお従前の例による。

5 新金融商品取引法第二十七条の二十六第四項の規定は、同項に規定する百分の五を超えることとなつた日が施行日以後である場合における同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出について適用し、旧金融商品取引法第二十七条の二十六第四項に規定する百分の五を超えることとなつた日が施行日前である。

ある場合における同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出についての規定は、同項に規定する当該増加した日が施行日以後ある場合における同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出について適用し、旧金融商品取引法第二十七条の二十六第五項に規定する当該増加した日が施行日前である場合における同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出については、新金融商品取引法第二十七条の二十三第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新金融商品取引法第二十七条の二十八第二項（新金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に受理される新金融商品取引法第二十七条の二十八第八項に規定する書類の縦覧について適用し、施行日前に受理された旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項（旧金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に規定する書類の縦覧については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第二十七条の二十八第二項（新金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に送付を受ける新金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの縦覧について適用し、施行日前に送付を受けた旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの縦覧については、なお従前の例による。

第五条 新金融商品取引法第二十七条の三十の六第三項の規定は、施行日以後に提出される同項に規定する大量保有報告書等の写しの送付について適用し、施行日前に提出された旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの送付については、なお従前の例によらる。

第六条 新金融商品取引法第一百九十三条の二第二項第四号の規定は、施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の四の規定により同条第一項に規定する内部統制報告書を提出した者又は提出しなければならない者が、施行日以後三年を

(罰則の適用に関する経過措置)
第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
**附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
九号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できなうこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないとされる場合にはあつては、当該他の不服申立てを

提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

不服申立てに対する行政手続の裁決決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄
施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一七日法律第九号) 抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月三日法律第三二号) 抄
施行期日

げる行為に係る同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務（この法律による改正後の金融商品取引法（以下「新法」という。）第六十三条第一項第二号に掲げる行為に係るもの）を除く。

く。以下この項において「旧法第二号適格機関投資家等特例業務」という。」を行つてゐる旧法特例業務届出者（旧法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。次項及び次条第一項において同じ。）及び旧法届出金融商品取引業者等（旧法第六十三条の三第一項の規定による届出をした金融商品取引業者等（旧法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）。

をいう。第三項及び次条第一項において同じ)は、当該旧法第二号適格機関投資家等特例業務(二)の法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この条において「旧法適

に同法第六十三条の二、第六十三条の四から第六十三条の七まで、第六十三条の九第六項、第六十五条の二、第六十五条の四、第一百八十八条並びに第一百九十四条の七第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、同法第六十三条第六項中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）

附則第二条第一項に規定する旧法適格機関投資家等特例投資運用業務をいう。以下同じ。」と、同条第七項及び第十一項から第十三項まで並びに同法第六十三条の二第一項及び第三項、第六十三条の四第三項、第六十三条の五第二項、第三項及び第六項、第六十三条の七並びに第六十三条の九第六項中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

3 第一項の規定により旧法届出金融商品取引者等が引き続き旧法適格機関投資家等特例投運用業務を行う場合においては、当該旧法届金融商品取引業者等を新法第六十三条の三第

項の規定による届出をした金融商品取引業者（新法第三十四条に規定する金融商品取引業等をいう。）とみなして、新法第六十三条の第二項において準用する新法第六十三条第一項、第六項、第八項、第十二項及び第十三項第六十三条の二第三項並びに第六十三条の四から第六十三条の六までの規定並びに新法第六三条の三第三項（第二号に係る部分に限る。

第六十三条の七、第六十五条の二、第六十五条の四、第一百八十八条並びに第百九十四条の七二項及び第三項の規定並びにこれらの規定による新法第八章の規定を適用する。この場合において、新法第六十三条の三第二項において準

する新法第六十三条第六項中「適格機関投資等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資等特例投資運用業務（金融商品取引法の一部改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）附則第二条第一項に規定する旧法適格機関投資家等特例投資運用業務をいう。以下同じ。）と、新法第六十三条の三第二項において準用する新法第六十三条第十二項及び第十三項、第十三条の二第三項、第六十三条の四第三項並に第六十三条の五第二項、第三項及び第六項

びに新法第六十三条の七中「適格機関投資家特別業務」とあるのは「旧法適格機関投資家特別投資運用業務」とするほか、必要な技術読替えは、政令で定める。

適用を受けて同項に規定する特例投資運用業を行う者（同条第四項に規定する金融商品取扱業者等を除く。）をいう。（次項及び第五条において同じ。）並びに旧法届出金商品取引業者等及び旧平成十八年証券取引法正法附則第四十八条第四項に規定する金融商取引業者等は、施行日から起算して六月以降に、新法第六十三条第二項第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を記載した書面内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により旧法特例業務届出者等が提出する書面には、新法第六十三条第三項各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、同項第一号及び第二号中「書面」とある

3 るのは、「書面又は同号イからニまでのいずれに該当するかを記載した書面」とする。
前項の規定により新法第六十三条第三項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他）人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この

項及び附則第八条第一項において同じ)で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(新法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

第五条 新法第六十三条第七項(同項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の際現に同項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロのいずれかに該当している旧法特例業務届出者等が、引き続き当該同項第一号イ若しくはロ又

は第二号イ若しくはロのいずれかに該当してい
る場合については、施行日から起算して五年を
経過する日までの間は、適用しない。
新法第六十三条第七項（同項第一号ニ又は第
二号ニに係る部分に限る。）の規定は、この法
律の施行の際現に同項第一号ニ又は第二号ニの
いずれかに該当している旧法特例業務届出者等
が、引き続き当該同項第一号ニ又は第二号ニの
いずれかに該当している場合については、施行
日から起算して六月を経過する日までの間は、

三 新法第六十三条第七項（同項第一号ホ又は第二号ホに係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に同項第一号ホ又は第二号ホのいずれかに該当している旧法特例業務届出者等が、引き続き当該同項第一号ホ又は第二号ホのいずれかに該当している場合については、適用しない。

以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第六十三条の四第二項に規定する事業報告書について適用する。

2 新法第六十三条の四第三項(新法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第六十三条の四第三項に規定する説明書類について適用する。

第七条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八条 附則第三条第一項の規定による書面の提出をせず、若しくは虚偽の書面の提出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の書面に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

号) 抄 (平成二七年九月四日法律第六三

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二九年五月二十四日法律第三
七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に高速取引行為(この法律による改正後の金融商品取引法(以下「新法」という。)第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行っている金融商品取引業者(新法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、次項に規定する金融商品取引業者を除く。以下この項において同じ。)、登録金融機関(同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。)又は取引所取引業者(新法第六十六条の三第一項第六号又は第六十条の十三において準用する場合を含む。)は、同号中「政令で定める者」とあるのは、「政令で定める者及び金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十七号)附則第二条第一項又は第二項の規定により高速取引行為を行う者」とする。

第三条 この法律の施行の際現に高速取引行為を行っている者(新法第六十六条の五十に規定する金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者を除く。)は、施行日から起算して六月を経過する日までの間(その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合には、当該登録又はその拒否の処分までの間)は、同条の登録を受けないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

第四条 新法第六十六条の五十九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書について適用する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に高速取引行為を行っている金融商品取引業者(新法第一条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、新法第二条においては、その行為が当該期間内に同条の登録の申請をした場合には、当該登録又はその拒否の処分までの間)は、同条の登録を受けないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

第五条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二九年六月二日法律第四六
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業及び同条第四項に規定する投資運用業を行つてない場合において、同条第二項に規定する第二種金融商品取引業として高速取引行為を行つている者をいう。以下この項において同じ。)については、施行日において新法第二十九条の二第一項第七号に掲げる事項について変更を行つて新法第三十一条の規定を適用する。この場合において、新法第三十一条の二第一項第七号に掲げる事項について変更を行つて新法第三十一条の規定を適用する。この場合において、新法第三十一条の二第一項第七号に掲げる事項について変更を行つて新法第三十一条の規定を適用する。

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成二九年六月二日法律第四五
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百九十条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替えるに改める部分を除く。」、同法第百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定(「第十七条から」)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十二条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百二条の十一において準用する商業登記法(同法第二百四十五条)」と改める部分を除く。」並びに同法第百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規定とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一において準用する商業登記法(同法第二百四十五条)」と改める部分を除く。」並びに同法第百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規定(「第十二条の二まで、」を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十三条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(「第三百五十五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第二百六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第二百七十七条の改正規定(「第二十条第一項及び第二項」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第一百七十五条」との下に「同法第二百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八条)」第二百七十七条において準用する商業登記法(「一百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に

改正規定、同法第四章第七節中第四十八条第一項の改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。)、第三号及び第四号を除く。)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百二十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二及びに第三百一十五条の五第二項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。)中「に」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これら」の規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条规定並びに第三百十八条第四項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。)及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並

びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第四十八条を「第五十一条」に改定(「、第四十八条を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「登記」、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職業消滅」を「職業抹消」並びに「第百三十九条から第百四十八条まで」に改める部分及び「第百四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法(「とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第六十七条において準用する商業登記法(「と「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法に」中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六条第一項中「会社更生法第一項及び第二項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」の提出)を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)、並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「号を加える改正後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第一項後段を削る改正規定及び同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第

一項の改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「」、第二十二条から第二十七条まで「」に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と削除する部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「、同法第四百四十六条の二中「商業登記法」（）とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第八十一条第一項において準用する商業登記法第二百四十五条」とを加える部分を除く）及び同法第三百十一条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百八十三条第一項において準用する商業登記法第二百四十五条」とを加える部分を除く）及び同法第三百十一条第一項第十七号（「、同法第四百四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項を除く。」）を削る部分に限る。）、第五十二条第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条の中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（「、同法第九百三十七条の三の改正規定（「第三項を除く。」）を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十七条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六项の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）を「第十五条」に改める部分を除く。）、第七十二条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四

十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定(一、第四十八条)を「、第五十一條」に、「並びに第百三十三条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、第十九条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定(一、第四十八条)を「、第五十一條」に、「並びに第百三十三条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで、第十九条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と「」を削る部分に限る)、第九十六条の規定(同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条第二項各号)の改正規定(前号に掲げる部分に限る)並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く)、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定(第八項)の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く)、第一百条の規定(同条中小企業団体の組織に関する法律第一百三十三条第十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項第十三号の改正規定を除く)、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定(一、第四十八条)を「、第五十一條」に並びに第一百三十二条を「、第百三十二条」に

め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十一条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項、「」を削る部分に限る。)、第七百七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第七百十一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)会社法改正法附則第一条(ただし書に規定する規定の施行の日)

附 則 (令和二年五月二九日法律第三三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第二十七条の規定(公布の日)
第三条中金融商品取引法第一百五十六条の六十三から第一百五十六条の六十六までの改正規定、同法第一百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第一百五十六条の七十五の改正規定、同法第一百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十九号の改正規定に限る。)、第二十一条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十二の項の改正規定に限る。)、第二十五条(金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。)及び第二十六条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置))

第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月二六日法律第四六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中銀行法第五十二条の二の五の改正規定及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第三条中金融商品取引法第三十七条の六（見出しを含む。）の改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条の二の改正規定、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十二条中保険業法第四条第三項の改正規定（同法第三百条の二の改正規定及び同法第三百九条の改正規定）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）

附 則（令和三年六月二日法律第五四四号抄）

正規定、同条第五号の次に「一」を加える改正規定及び同法第三十一条第二項の改正規定、第四条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定を除く。）第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定（第六項の改正規定を除く。）及び第六条（水産業協同組合法第百十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定（第八条（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに同法第十一条中信用金庫法第八十九条の二第二項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）同条第二項の改正規定並びに同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第二十五条の二の二の第三号及び第四号の改正規定、第十一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改めた部分及び「募集等の禁止」の下に「出資

等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百五十五条の二の改正規定(「に対する業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

条の五を除く。)、第四節(第五十三条を除く。)及び第八節の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、新金融商品取引法第五十二条第一項中、「第二十九条の登録を取り消す」とあるのは、「新金融商品取引業(新金融商品取引業をいう。)の全部の廃止を命令する」とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

前項の規定により読み替えて適用される新金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命令された場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第七条 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、施行日から起算して一月以内に、その商号、名称又は氏名及び住所並びに新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号、第六号及び第八号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が前項の規定による届出を行はず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第八条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業として行っている者を除く。)について、施行日において当該行為に係る新金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する行為を業として行っている金融商品取引業者(旧金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号)は、第六号又は第八号に掲げる事項について変更をする場合において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間とし、当該期間内に変更登録又は変更登録の拒否

の処分が行われなかつたときは、これらの処分があるまでの間は、当該事項について金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けないでも、この法律の施行の際現に行つてある当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱つてある新金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利及びデリバティブ取引（旧金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利及びデリバティブ取引を除く。）と同じ種類の権利及びデリバティブ取引について、当該行為に係る業務を行なうことができる。

（金融商品取引契約に係る契約締結時等の情報報の提供等に関する経過措置）

第九条 第一条の規定（附則第一条第四号に掲げられる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の金融商品取引法（以下「第四号令」）新金融商品取引法（以下「第四号令」）第三十七条の四（消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一年号）第九条の七の五第二項及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十二条の十七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に第四号令新金融商品取引法第二十七条の四の金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるとき（消費生活協同組合法第十二条の三第二項において第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定を読み替えて準用する場合にあっては同条の特定共済契約が成立したときその他厚生労働省令で定めるとき、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項において第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定を読み替えて準用する場合には同条の特定共済契約が成立したときその他主務省令で定めるとき、資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定を読み替えて準用する場合には同条の特定共済契約が成立したときその他の内閣府令で定めるとき）が到来する場合について適用し、第四号施行日前に第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下「第四号旧金融商品取引法」という。）第三十七条の四第一項（消費生活協同組合法第十二条の三第

二項、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項及び資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるとき(消費生活協同組合法第十二条の三第二項において第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定を読み替えて準用する場合にあっては同項の特定共済契約が成立したときその他厚生労働省令で定めるとき、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項において第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定を読み替えて準用する場合にあっては同項の特定共済契約が成立したときその他の他生労働省令で定めるとき、資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定を読み替えて準用する場合にあっては同項の特定共済契約が成立したときその他の主務省令で定めるとき、資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項において第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定を読み替えて準用する場合にあっては同項の特定電子決済手段等取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるとき)が到来した場合については、なお従前の例による。

4 第四号新金融商品取引法第四十二条の七の規定は、第四号施行日以後に終了する対象期間（同条第一項の規定により提供する同項の運用財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報に關し提供の対象となる期間をいう。）に係る当該情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する対象期間（第四号旧金融商品取引法第四十二条の七第一項の規定により作成する運用報告書に關し作成の対象となる期間をいう。）に係る同項の運用報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。

（権限の委任）

第六十三条 内閣総理大臣は、附則第七条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4
券等取引をいう。)に係る第四号旧金融商品取引法第四十条の二第五項の書面の交付を要求された場合については、なお従前の例による。

第四号新金融商品取引法第四十二条の七の規定は、第四号施行日以後に終了する対象期間(同条第一項の規定により提供する同項の運用財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報に關し提供の対象となる期間をいう。)に係る当該情報の提供について適用し、第四号施行日前に終了する対象期間(第四号旧金融商品取引法第四十二条の七第一項の規定により作成する運用報告書に關し作成の対象となる期間をいう。)に係る同項の運用報告書の作成及び交付については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、附則第七条第一項の規定による権限を金融府長官に委任する。

2 金融府長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

商品取引法（以下この項において「旧金融商品取引法」という。）附則第三条の第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした新金融商品取引法附則第三条の第二項に規定する外国投資運用業者又は同条第七項に規定する外國投資運用業者の子会社であつて、旧金融商品取引法附則第三条の第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした新金融商品取引法附則第三条の第二項に規定する外國投資運用業者又は同条第七項に規定する外國投資運用業者の子会社であつて、旧金融商品取引法附則第三条の第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした新金融商品取引法附則第三条の第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をしていない者については、施行日において新金融商品取引法附則第三条の三第一項第八号（同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更がであったものとみなして、同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の九第七項及び新金融商品取引法第二百五条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。（この場合において、新金融商品取引法附則第三条の三第四項の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の九第七項中「遲滞なく」とあるのは、「その日から六月以内に」とする。

（刑法の一一部改正に伴う経過措置）

第九条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間ににおける新金融商品取引法第一百九十八条第二項の規定については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

第十条 内閣総理大臣は、附則第七条の規定による権限を金融庁長官に委任する。（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定によりなお従前の例によることとなる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局长に委任することができる。

商品取引法（以下この項において「旧金融商品取引法」という。）附則第三条の第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした新金融商品取引法附則第三条の第二項に規定する外國投資運用業者又は同条第七項に規定する外國投資運用業者の子会社であつて、旧金融商品取引法附則第三条の第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした新金融商品取引法附則第三条の第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をしていない者については、施行日において新金融商品取引法附則第三条の三第一項第八号（同条第七項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更があつたものとみなして、同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の九第七項及び新金融商品取引法第二百五条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。（この場合において、新金融商品取引法附則第三条の三第四項の規定により適用する金融商品取引法第六十三条の九第七項中「遲滞なく」とあるのは、「その日から六月以内に」とする。

（刑法の一一部改正に伴う経過措置）

第九条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間ににおける新金融商品取引法第一百九十八条第二項の規定については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

第十条 内閣総理大臣は、附則第七条の規定による権限を金融庁長官に委任する。（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為並びに附則第三条、第四条及び第六条の規定によりなお従前の例によることとなる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和六年六月一四日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 略
(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定並びに次条第二項並びに附則第三条第一項及び第六条から第十七条までの規定 令和八年一月一日